中京大学 現代社会学部紀要

2014 第8巻 第2号

<論 文>				
700 Fukushima Mothers Speak —— 2014 年アンケート調査の自由回答にみる 福島県中通りの親子の生活と健康		-		
·	島谷	元 佳	哲代満	(1)
バザーリアの理念が精神障がいのある。 地域実践に及ぼす影響	人々0)		
――トリエステにおける地域精神保健医療福祉				
··············平	澤	恵	美	(75)
児童養護施設スタップトレーニングプログラム開発のための実証的研究 — 職員の支援技術向上を目指した ペアレント・トレーニング応用の試み——				
			恵子 隆	(93)
辻	井	正	次	
『東洋時論』誌に見る家族主義批判と女性問題論				
志				(115)
「脱家族化」概念の拡張は福祉・教育研究に有効か? — スウェーデンの福祉・教育予算を題材に—				
		頼	光	(137)
日本型産業的シティズンシップの帰趨				
	Щ	俊	朗	(173)
「知覚の知覚」と「コミュニケーション/行為」が「主題」にもたらす選択性 —— ニクラス・ルーマンの「相互作用システム をめぐって ——				
				(197)
3.11「震災関連死」という問い — 福島県の分析を通して —				
福島県の分析を通じく野	\Box	典	子	(229)

中京大学現代社会学部紀要編集委員会

700 Fukushima Mothers Speak

---- 2014 年アンケート調査の自由回答にみる 福島県中通りの親子の生活と健康 ----

成元哲生島佳代松谷満

1 問題の所在

2011年3月11日の東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「福島原発事故」)は、福島県中通りの子ども及びその母親(または保護者、以下「母親」)の生活や健康にどのような影響を及ぼしているのか。

放射能汚染の長期持続性及びこれが引き起こす社会的、公衆衛生的帰結という点で、放射能災害によってもっとも「傷つきやすい集団」は子どもである。とりわけ、福島県中通り地域は「避難区域外」とされ、放射能リスクへの対処が個人の判断に委ねられてきた。また、同地域は、避難区域に隣接する地域として滞在する人が多数を占め、放射能不安とリスク対処行動をめぐるコンフリクトが発生しやすい場所でもある。その結果、福島県中通り地域に居住する子ども及びその母親は、福島原発事故から3年半が過ぎてもなお、外遊びや食生活での制約、放射能をめぐる考え方や対処の違いによる人間関係の亀裂など日常生活における不安を抱えながら暮らしている。このような放射能に対する不安は、原発事故という異常な事態によって生じた正常な反応である。

そこで、われわれ「福島子ども健康プロジェクト」は、福島県中通り9市町村に住所のある2008年度出生児(6191名)及びその母親を対象として2013年1月と2014年1月に、それぞれ、「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」(以下「本調査」)を実施した。本調査は、同一世帯における同一の子ども及びその母親を追跡調査し、家庭や地域をめぐる状況と子どもの生活や心身の健康との関連を――他の地域と比較しながら――明らかにすることによって、原発事故の影響を特定し、子どもたちが健やかに成長することのできる生活環境を整えるために必要な施策を提案することを目的としている。

本稿では、2014年調査の自由回答欄に書き込まれた母親の声に着目し た分析を行っている。とりわけ、2013年調査の自由回答分析¹との比較に おいて変化の部分に焦点を当てている。2014年調査の自由回答欄には多 種多様な意見が寄せられているが、大枠としては2013年調査と共通して いた。そこで、本稿でも2013年調査と同様、母親の意見を①生活拠点、 ② (食) 生活、③家計、④子育て、⑤人間関係、⑥情報、⑦賠償・補償、 ⑧健康の8つのカテゴリーに分類した。次の2~9は、これらの8つの分 類項目ごとの意見及びその特徴を記述し、10は、本調査に対する調査対 象者からの意見を整理した。最後の11は、全体を踏まえた考察である。 本稿で取り上げる自由回答は、2014年の上半期の時点での意見であり、 その後、こうした意見や状況が変化している可能性がある。なお、本稿で の自由回答の掲載方針について示しておきたい。第一に、上記の分類項目 に該当する意見を網羅的に掲載するようにした。ただし、個人が特定でき る情報は掲載を見送った。具体的には市町村名、大字名の単位では個人が 特定しにくいので掲載するが、それより小さい単位は掲載を見送った。そ の場合は、同じ趣旨の意見で個人が特定しにくい意見を掲載した。第二に、 自由回答に書き込まれた意見はすべて手書きである。したがって、誤字・ 脱字が多いが、なるべくそのまま掲載することにした。

ク 生活拠点

(1) 避難関係

生活拠点のうち、避難に関する意見は①「避難継続中」、②「避難した が戻ってきた」、③「避難したいができない」、④「避難しない」の4つに 分けられる。

ア 避難継続中

避難を継続している家庭の中には、家族と離ればなれになることへの不 安、家計負担の増加を指摘する声があった。

- ・「夫の転勤に伴い、福島県から兵庫県に引越しました。ここでは子 育ての環境が良く、公園で外遊びを心おきなくすることができま す。子育て面に関しては、引越してきて良かったと感じますが、両 親(私らの)やたよれる人は近くに居なく、また友達など心おきな く何気ないことをしゃべる相手が居なく苦しい時もあります。又、 環境や言葉の違いにかなりとまどいました。子供を守る為に選んだ 選択でしたが、淋しい時があるのも現実です。元の福島に戻ったら また福島に住みたいです。
- ・「山形に避難して2年が過ぎました。・・・同じように母子避難を した家族もどんどん福島に戻って行きます。帰りたくないけど、子 供の心の事を考えると家族離れ離れの生活はもうできないとの理由 が多いようです。私達も借り上げ住宅が終了する来年度末までには 戻る予定です。
- ・「現在は、夫を郡山に残し、母子3人で新潟県で自主避難をしてい ます。福島にいる両親の事や私自身、体に障害(下肢4級)がある ので、子供2人を連れての避難はとても辛いです。|
- ・「現在県外に家族で避難中だが、これから先、福島に戻るか未定。 子供のことを考えると(現在ではなく将来の健康のこと)戻りたく ないが、自分の両親、兄弟が福島にいる為自分は戻りたい気持ちも

ある。実際のところ、放射能の影響はあるのか・・・かくさずに本 当のことを、教えてほしい。少しでも影響があるとわかれば、やは り戻りたくはないので・・・」

- ・「避難してきてから3度流産しました。先生には福島に戻れば落ち着いて流産もしないかもねと言われました。しかし今の状況で福島に戻れば、2人の子ども達の健康が不安です。」
- ・「自主避難では、経済的苦労が大きいです。福島へ帰省する際の移動費も大きいです。地震発生から時間が経ち、支援の打ち切りが迫っているので、私たちは、今以上の不安を抱えていくのが怖くなります。」

逆に、避難してよかったという意見もある。その理由としては、生活環境の改善、福島の状況との比較が指摘されている。

・「平成25年4月に、私の実家のある新潟市に自主避難しました。 息子の甲状腺に異常が見つかり、もう郡山で子育ですることは難し いと感じ、夫に頼んで会社を辞めてもらい、新潟で再就職してもら いました。放射能に対するストレスも減り、息子も毎日元気に遊ん でいます。私の親、兄弟も近くにいるので子育ても本当にラクにな りました。時々、主人の実家(郡山)に行きますが様子は変わら ず・・・。思い切って引越してよかったと思っています。

イ 避難したが戻ってきた

避難したが福島に戻ってきたとの意見がある。その原因としては、家族と離ればなれになることの不安、家計負担の増加、家族の体調不良、意見が対立したが押し切られた等がある。

・「震災後、母子で避難しました。主人は仕事もあり、郡山に残りました。1年位自主避難していましたが、子供にとっては何故父親と離れなければいけないのか、なぜ郡山にいられないのか理解することができませんでした。父が会いに来ると帰り際を悟るように父か

ら離れなくなり、その姿を見るのが辛いものがありました。避難生 活を終え、約2年経とうとしていますが、子供には、『また離れて 暮らすのでは? | という不安がぬぐいきれておらず、いまだに仕事 で見送る時、泣き止まないこともあります。|

- ・「震災があった年の5月に線量の低い場所へ避難しました。2年ほ ど生活し、夫が体調をくずしました。原因は避難先→職場への通勤 (往復2時間高速利用) に疲れ果て、ストレスがたまったためでし た。夫の体を考え、職場の近くへ引っこしました。引っこし先は、 震災時、住んでいた地域とは別の場所です。|
- ・ 「子供のため自主避難していた約2年半、収入も半減している中で の二重生活は苦しかったです。|
- ・「私は事故後すぐ、少しでも線量の低い所へと思い、私の実家の会 津若松の方へ避難していました。2年がたち3年目に入りました。 私は当然、線量が低くなるまで帰らないつもりでした。それが子供 の健康のためと思っていたからです。しかし、夫や夫の両親『郡山、 全然大丈夫だから帰ってきなさい』と。私は何が全然大丈夫なんだ ろう?会津より、郡山は倍の線量があるのに・・・今体に何もなく ても、将来何があるかわからないのが放射能なのに・・・何を言っ てもわかってもらえず、私が1人だだをこねているように思われ、 泣く泣く、2013年8月に郡山に帰ってきました。|

ウ 避難したいができない

避難したいができないという意見がある。その原因としては、家族と離 ればなれになることの不安、家計負担の増加、仕事、家のローン、環境を 変えることの不安、親族への後ろめたさ、何かと調査・検査の対象となり 面倒等がある。

・「今現在、様々な理由で福島をはなれず(自分が今住んでいる地域 も含め) 生活し「放射線のことだけではないと思うが、毎日経済的 不安がある。県内での賠償の違いなどを見てると、それなりに線量があっても避難できない。いまさら避難??と思われることもあるかもしれないが、少しでも時間、お金にゆとりがあれば福島から離れる時間がほしい。」

- ・「他県に移住するのは、持家の人には難しい事でした。また他県に 移住した人は、自分だけ逃げたのか的な目で見られ、戻りずらくなっ ています。」
- ・「生まれ育った地元での生活を捨てて、子供と自分だけが避難する ことはやはり選ぶ事ができず今に至ってます。・・・住み慣れた場 所をはなれるのは簡単な事ではありません。」
- ・「地震があった日、同市に住む姑さんが心配して迎えに来てくれて 夫の実家でお世話になっているのに、自分たちだけ避難なんてでき ませんでした。(姑さんは避難しないと言っていました。)・・・避 難するかどうか迷った人、避難したくてもできなかった人等他にも いると思います。」
- ・「遠くへ離れるにしろ、別の環境を求めた所で、金銭的にも苦しい 状況だし、新転地でまた新たな生活を・・・とも思いますが、子供 同士の友人関係(慣れた環境で子供を伸び伸び生活させたい。気心 の知れた子供達の姿を近くで見ていたい)をこわしたくない所もあ り、何ともやりきれない思いです。」
- ・「地方公務員のため、仕事柄、災害時は出勤のため子供のそばにいてあげられない不安感、逃げたら、同じ職場の夫、町内の両親に向けられる回りの目を考えると子供と逃げられなかった絶亡感が蘇えります。本当に、本当にこれでよかったのか・・・。|
- ・「経済的にも一家で避難することは不可能であり、また母子のみで 避難しても、少なからず家族関係に影響が出るだろうし、子どもに とって家族がバラバラに生活することは、よくないと考えている。 毎日、色々な葛藤の中で生活している。」

- ・「私は、避難できなくてしませんでした。夫は理科の先生をしてい て、『この線量なら全く問題ない』と相談することもできませんで した。また、私自身仕事をやめての避難には踏み切れませんでした。 結局、消極的選択として、避難は選ばなかったのです。|
- ・「震災直後は線量はじめ、食べ物など色々と気になっていましたが、 自宅の住宅ローンなどをかかえ、引越も叶わず、今現在は小学生の 息子が引越しはしたくないなどの理由も出来、しばらくは現在の住 まいでの生活しか出来ないかなと思っています。出来るならば県外 での生活を望みますが、あきらめています。|
- ・「放射線の不安が全くないわけではありませんが、慣れ親しんだ十 地を離れる勇気はありませんし、経済的な余裕もありません。さら に、子供の環境を変えたくないし、サポートしてもらっている人た ちと離れてやっていけるのかという不安もあり、避難は考えていま せん。
- 「夫はここに残ることを決め、父親と離れて暮らすことが本当によ いことか、県外に頼れる身内もおらず、自分一人で2人の子どもを 連れて避難するということには不安があり、ふみきれませんでし た。

エ 避難しない

避難しないという決意を表す意見があった。

- ・「保障や避難など全く期待はしていません。この先も今の場所で子 供が楽しく生活できるよう親として一生懸命やっていくだけです。 子供が大きくなり色々なことが分かるようになってから、何を考 え、何を言われるか不安はあります。親として何が一番いいの か・・・分かりません。」
- 「放射線の不安を持ちながらも、でも自分の育ったこの地で育てて あげたい。この3年(震災後)でこの思いが強くなったように思い

ます。|

才 特徴

2013年の自由回答と比較して、避難継続中のうち肯定的な意見が増えた。また、避難しないという決意を明確に示した意見も増えた。しかし、避難継続中のうち否定的な意見、避難したが福島に戻ってきたという意見、避難したいができないという意見は依然として多く、避難をめぐる葛藤は続いている。

もっとも、避難に関する意見の総数は 155 件 (2013 年) から 66 件 (2014年) に大幅に減少した。逆に、除染に関する意見は 41 件 (2013 年) から 108 件 (2014) に大きく増加した。アンケート対象者の関心は、「避難」から「除染」へと変わりつつある。避難には様々な問題があり、生活拠点を移す選択ができないので、その代わりに、除染への関心が高まっているものと考えられる。

(2) 保養関係

保養に関する意見は、①「保養プログラムの拡充を望む」、②「保養に 関する情報を得たい」、③「保養に満足した」の3つに分けられる。

ア 保養プログラムの拡充を望む

保養プログラムの要望や不満に関する意見があった。例えば、プログラム数の増加、対象者の拡大、保養内容、不公平感等である。

- ・「障害者の子供がいるが、正常な子供には、学校からいろいろなキャンプや遊びにつれていってくれるチラシを持ってくるが、自閉症の 息子は参加できるプログラムがなく、是非障害者の子供を中心とした遊びの活動のキャンプなどの開催をしてほしい。」
- ・「とにかく保養を増やしてほしいです。小学生は大人と同じように 料金がかかってしまい、経済的に大変で参加しにくいという意見を

よく耳にします。みんな大きく心と身体にストレスを抱えているの で、そのための保養です。みんなが保養できるスタイルを確立して いただきたいと思います。」

- ・「短期保養への支援お願いします。シングルマザーは経済的にも時 間的にも厳しく長期保養へ出かけられません。|
- ・「保養のシステムをもっと県外にも広めてほしい。青少年自然の家 のみならず、ユースホステルや YMCA など各地のガイドや心のケ アもできる人々のいる保養しせつへ家族単位で、行けるようにシス テム化して欲しいです。小さい子のいる家庭、障害のある子のいる 家庭、十日が休めない両親のいる家庭の子が長期の休み等で各自、 動けるようして欲しいです。|
- 「子ども達を保養につれて行きたいと考え1人で2人の子どもを連 れて行っていましたが今、妊婦になり難しくなってしまい不平等に 感じてなりません。行ける人だけがたくさん参加でき、今、妊婦の 私自身も保養が必要だと思う中、行くこともできません。旦那に仕 事を休まれては家計も苦しくなります。|
- 「もう少し身近で、家で、生活の一部で、心身のリフレッシュ、ケ アが出来るとうれしいです。|
- ・「長期休暇を利用して県から補助が出る『福島っ子応援事業』が毎 年縮小されてきていて、放射能の低い地域へ出かけることが困難に なりつつある。以前よりまわりの環境も放射線量は低くなってきて いるものの、震災前のように子供達を長時間遊ばせるのには不安が あるので、この事業はぜひ来年度も継続してほしい。|
- 「家のローンさえなければ、仕事をやめ、子ども達と保養に行きた い気持ちでいっぱいですが、保養も長期や平日のものが多く、参加 できないのが多いです。仕事をしている人ほど、不利に感じるのは 私だけでしょうか?もっと働く親の為の保養企画があると嬉しいで す。」

- ・「今、私が望むことは、子供達の強制保養です。小学校のクラス単位でいいので、1週間~1ヶ月行けたら、かなり体はリセット出来るはずです。お金のある子だけが受けられるのではなく、子供達の権利として確立して欲しいです。」
- ・「福島で子供を育てるママ達はまだまだ不安だと思う。その為にす こしでも県外で出かけたりする・・・けど、出かけるのにもお金は かかる。もっと無料で利用できる保養を増やしてほしい。日帰りで もいいのでやってほしい。自分も見つければ応募するが、結果不採 用で行けず・・・。親も親で毎日辛い・・・。親へのリフレッシュ も考えてほしい。」

イ 保養に関する情報を得たい

保養に関する情報にアクセスすることができないという意見があった。

- ・「保養をたくさん知りたいけど、調べようがないのでもっと学校や 幼稚園を通して、手紙などで募集してほしい」
- ・「週末や短期間だけの保養に興味はあるのですが、どこから情報を 得るのかも分からず、また何か見つけてもどのような感じの所へ 行って、何をするのか、分からないと不安で参加できずにいます。 市町村が企画したものでしたら安心して行けるのにな、と思いま す。」

ウ 保養に満足した

保養に参加した、あるいは参加予定の家庭は、保養に関して肯定的な意 見を述べている。

・「今月末から沖縄・久米島福島の子どものためのプロジェクトで 10 日間保養に行くことになっています。子ども無料、保護者は交通費 のみで 10 日間楽しんできます。このような取り組みを行っていた だいていることに感謝です。福島のことを気にかけて下さっている 方がたくさんいるって幸せなことです。のびのびと遊べると思うと 親子共楽しみでいっぱいです。このような機会がいろいろあったら 楽しく前向きに生きていけると思います。|

工 特徴

保養に関する意見は2013年に引き続き多い。これは、子どもの外遊び を制限する状況が続き、親子ともにストレスがたまっていることを反映し ている。保養プログラムに対する要望が多く、保養機会が不足している、 または、その機会が減っていることに対する不満が指摘されている。

保養情報については、何らかの理由により情報にアクセスすることがで きないという意見が引き続きみられた。こうした意見の数は2013年より 増加している。情報の伝達方法も工夫する必要がある。

(3) 除染関係

除染に関する意見は、①「除染にある程度満足している」、②「実施さ れた除染に不満がある」、③「除染を望む」、④「(実施の有無にかかわら ず) 除染の効果に疑問がある | の4つに分けられる。

ア 除染にある程度満足している

まず、除染によってある程度、安心感を得たという意見から確認してお こう。

- ・「家の前の除染もやってもらいました。線量はあまり下がりません でしたが、とっても丁寧にやってもらったのでありがたいです。
- ・「震災後3年近くたち、学校・幼稚園などは除染され、以前のよう に外遊びもできるようになりました。私たち大人も、以前ほど放射 能の測定値を気にすることもなくなり、以前の生活に戻ったと思い ます。|

イ 実施された除染に不満がある

次に、除染に対する不満を確認しておこう。例えば、除染方法のずさん さ、除染後の処理方法、除染後の放射線の数値等である。

- ・「除染したとしても家の敷地内に埋めるという事で、どうしても子 どもの将来の身体が心配です。」
- ・「除染ですが、近くの公園で、穴を掘り、土をうめる大がかりな除 染がされましたが、なぜか 0.01µS/h 数値が、あがってました。効 果のない除染に大金をつぎ込む市。・・・」
- ・「家の近くでも除染はおわりましたがやる順番か違うんじゃない? と思うところがあり、(庭や、駐車場の後→屋根をする)業者が違 うらしいですが、そういうのをみていると大丈夫?と思います。
- ・「そして除染の進みの遅さ。まーこれが何か意味かあるのかってのもギモンですが、公園も除染済と立てかんばんはあるものの、草はボーボー土はそのまま、木も散乱・・・除染じゃないよね?という状況をよく見ます。実際この公園は0.10μmsvと書いてありますが子供が好きそうなベンチ、すべり台の下、草の中などは、0.6マイクロシーベルトあったりと、全くてきとうな事にがっかりしています。」
- ・「除染のやり方に不満を感じています。昨年5月に住宅除染をやって頂きましたが、がっちり足場を組んだのに屋根は何もせず雨どいをきれいにしただけ。家裏の土手(斜面)は雨などで崩れるといけないからという理由で表土も削らずただ草を取ってきれいにしただけ。これで除染と呼べるのか疑問です。 また除染をしたのはほんとに家の周りだけ。我が家しか使っていないスロープがあるのですが、そこは県の土地なので、今だに除染は何もしてもらっていません。そのスロープのアスファルトにヒビが入っている部分は高い時で5マイクロシーベルトありました。(現在3.5マイクロシーベルト)。子供達が通園、通学で毎日通っている所です。住宅除染はす

すみましたが、住宅地と違ってうちみたいに山間地に住んでいる人 はまだまだ不安だらけです。除染された面積を地図上からみればほ んの点にすぎません。周りは常緑の杉や竹だらけで、そこから飛ん できているのではないでしょうか。実際、家の周りの線量は、除染 してすぐよりも上がってきています。山の除染なんて、可能なのか。 このままガマンしろということなのか。考えだすと不安で頭がおか しくなりそうです。|

・「マンション周辺で除染作業が始まり、以前より線量が下がり、喜 んだのも東の間、マンション周辺から出た汚染土が私の家(1階) の目の前に置かれました。窓を開けると大きなブルーシートがある ので、除染後は洗濯物を外に干さなくなりました|

なお、除染作業員に対する不満もあった。例えば、プライバシー侵害の おそれ、作業員の身なり、不祥事(空き巣やケンカ等)等が指摘されてい る。

- ・「除染をしている地区の庭に、汚染土を削ってくれる業者さんたち が沢山入って、作業しているのを見ることがよくあるが、信頼でき る(私有地に入って、あちこちくわしくつくりをみられてしまうの で、)人たちなのか、非常に非常に不安である。というか、信頼で きる、と言える人は少ないと思う。市の委たくで全くの他人が、私 有地に出入りするのはこわい。実際、郡山市で、除染作業員による ゆうかい事件が昨年おきている。そのニュースをきいて『ほ ら・・・。』と感じた。除染の必要性を強く感じる一方で、作業を してくれる方への不信感が大きいのが現実です。知っている業者さ んに頼んでもよい、ということにしてほしい。」
- ・「除染はありがたいですが除染活動をしてくださる方々の行動(空 き巣やケンカなど)が怖く除染活動をしてもらうのに低抗がありま す。他県からお給料目当てでくるのはやめてもらいたいです。失礼

ですが見た目にもガラが悪くマナーも悪い。

・「除染がすすめられているが、作業員の不祥事が発生していて、除 染作業員の逮捕数も去年70人近くいるとTVのニュースで見まし た。除染作業内容についても正しくやっているのか信頼できない。」

ウ 除染を望む

除染を早くしてほしいという意見があった。家庭のほか、学校・幼稚園、 通学路等、生活圏内すべての除染を望む意見が多い。

- ・「一日も早く、丁寧な除染をして、案心して、ずっと外で遊んだり、 土やこけなど、子供が、触れては、いけない環境をなくしてほしい です。|
- ・「早く全ての除染を終わらせてほしい。県立図書館の駐車場の植木 周辺に黄色テープが張り巡らされている所がある。子供がどう思っ ているかはわからないが、親としては、行く為に、近づいてはいけ ないことを説明し、3.11 を思い出してしまう。除染も優先場所や地 域などがあるのだろうが、せめて、人が集うような場所は、早い対 応を願いたい。」
- ・「私の住んでいる地区には、信夫山という山があり、今でも、放射線量が高く不安です。又、すぐ目の前には、東北新幹線の橋げたがあり、原発事故後も、何の除染もされておらず、線路から流れ落ちる排水、排水口の線量がとても高いです。そのため、外で遊ぶ事ができません。新幹線のレールとなると、とても区域が広いとも思いますが、少しずつでも除染してほしいと思います。」
- ・「この地区も線量的にはけっして低くはなく、家や庭の除染をしても 0.3~0.5 くらいはあり、あるいみ避難地区よりも、高いところもあったり・・・。よく分からない状態で、よけいに、ストレスになるのだと思います。年間、1ミリシーベルトを超える地域には何らかの賠償なり、除染をてっていするなりしてほしい。これからは、

線量によって、分けてほしい。|

- ・「早く除線してほしい。市町村によってスピードがちがう。一軒一 軒に、除線費用を出して、各自で除線したらよい。早くおわるし、 手抜きもしないはず。|
- ・「定期的な除草や除染作業が行われているのは良いのですが、全て の公園を同時期(期間)にではなく、どこか1つでも完了している 公園があれば広報なり新聞などで告知してほしい。現状は難しいの かもしれませんが。|
- ・「庭の除染を実費ですぐに行った。←補助なし。現在、国?県?主 体の除染がようやく準備段階。遅い。福島県に住まないとわからな いですよね。せめてそのくらい早くやってほしかった。(そこにお 金を使ってほしかった。) |
- ・「私達は賃貸住宅に住んでいますが賃貸住宅は対象では無いようで す。賃貸住宅ですが、植木や土もあります。子供達はそこでよく遊 んでいます。なので心配してます。賃貸住宅には若い世代が沢山住 んでいますので、この先、除染対象になればいいなと思っていま す。
- ・「先日、庭の除染作業をしていただいたのですが、0.3以下を目指 しているみたいですが、作業後も線量の高い所は、05もあるので、 なんだか不安です。やっと庭に子供を出せるかと思ったのですが、 やっぱり線量が高い所は、溜まりやすいので、変わらないようです。 1回きりではなく、今後も定期的に庭の除染をしてほしいと思いま した。」
- ・「除染については市の方針でエリアごとに 線量の高い地区から優 先的に作業を進めているようですが、主に大人が利用する夜の飲食 店街、月極の駐車場などの除染(線量の高いエリア)よりは小さい 子どもが生活している個人宅を優先して除染すべきだと思います。 一部の線量だけでエリアの除染の優先順位を決め、機械的に作業を

進めている行政に不信感がつのるばかりです。道路一本へだてて向こう側は除染しているのに、自分たちのエリアは来年度の作業・・・数メートル場所が違うだけで除染作業が一年も先のばしになるなんておかしいです!もっと臨機応変に、きめ細やかな対応をしてほしいと思います。」

- ・「3年たった今も、目の前にある公園は除染はされていません。その他の公園は、すぐに除染をしてくれたのに。除染しない理由を聞くと、伊達市のもちものの公園は除染してくれたのに、私のすんでいる目の前の公園は福島県の持ち物だからだそうです。」
- ・「実家の隣の家のことなのですが、家だけそのままあって、住んでいる人が居なく、(市や県) 町が連絡を取ることが出来ない為、勝手に除染をすることが出来ないと言われた。しかし、実家と隣の間には、放射能が高く、子供達を連れて行って外で遊ばせることが出来ない。どうにかして欲しい。

エ (実施の有無にかかわらず)除染の効果に疑問がある

除染の効果を疑問視する意見もあった。

- ・「放射能に関しては、あきらめもありますが、全くと言っていい程 気にしていません。除染はこれから市で入る予定ですが、行っても 意味はなく、あきらめています。」
- ・「除染作業は意味がないと、除染業者が言っています。」
- ・「除染がいろんな所で進められていますが、効果があるのでしょう か。人件費ばかりにお金をかけて、見ているほうが嫌になります。 また、数値はもどりますよね。」

才 特徴

避難することができない家庭、あるいは、避難しない家庭にとって、除 染は放射能に起因する不安を解消する数少ない方法の一つであることか

ら、除染に対する関心は高まっている。除染の実施は2013年より進んだ ようであるが、「除染を早く進めてほしい」、「除染を望む」という意見が なお多数を占めており、除染のスピード感は全体として「遅い」と評価さ れている。

2014年になって除染を「定期的に行ってほしい」という意見がいくつ かみられるようになった。一度、除染をしても、線量が元に戻るなどの問 題が生じていることが伺える。また、除染作業員に対する不満が指摘され るようになった。空き巣等で逮捕者まで出るような事態になっており、住 民の不安を増幅させている。

3 (食) 生活

(1) 食

食に関する意見は、①「地元産の食材や水道水はできるだけ使わない」、 ②「地元産の食材や水道水を使わざるを得ない、使っている」、③「学校 (保育園)給食に対する不満 | の3つに分けられる。

ア 地元産の食材や水道水はできるだけ使わない

食に関しては、他県産の食材やミネラルウォーター等を(高くても)購 入しているという意見が多かった。その理由としては放射能・子どもの健 康が指摘されている。また、その結果、家計負担が増加したことが指摘さ れている。

- 「子供達の水を買う家庭がほとんどです。福島の水は、以前とても おいしかったのに今は、スーパーやクリクラなどの水で生活をして います。年間 186.000 円が水代に消えます。|
- 「主人の母の所に身を寄せましたが、食物の産地にピリピリしてい た私に偏見の目が。子供を守ろうとして必死だったんですよね。全 部実費で、買い物して、お礼して身を寄せてました。」
- 「子供の飲む水は、買ってきたものを飲ませています。近所の畑を

見ると安全と言われても野菜、果物を口にする気にはなりません。 原発事故のせいで、魚を食べる機会も減りました。子育て時代に食 べ物のことで悩まなくてはいけないのが一番つらいです。

- ・「私の祖母と同居のため、近所の人が野菜やみそ、米などをくれますが、食べていません。祖母だけ食べています。このことはくれた本人も知っており、いつも気まずい雰囲気です。いくら検査済みと言われても、10ベクレル以下は『検出せず』と出るだけで、小さな子には与えられません。実の親も最近は自家製野菜を検査して持ってくるので、ストレスでいっぱいです。」
- ・「私の楽しみの一つだった直売所で買う野菜を使う料理も、放射線 が少しでも入っているとこわいので、地元の野菜を避けてしまい、 割高のしかもあまり新鮮ではないものを使わざるをえません。」
- ・「経済的な部分も、未だ毎月赤字で苦しいです。免疫力を上げるために、無添加 (一般のものよりも高値)、有機野菜、ネットにより 西の玄米のとりよせ・・・など。|
- ・「地産地消を進めてくるけれど、心配で手が出せません。けれど、 その横に置いてある他県産は値段が1.5 倍で・・・新鮮な野菜をた くさん食べるべきか、安全な野菜を少量食べるか。本当にストレス です。」
- ・「スーパーで売られている物はほとんどが野菜は東日本産、魚は太 平洋側産と避けたい食材ばかり、買い物がストレスに、流通してい る食材も実は危険と知り、とても怖い。」
- ・「震災前はパッパ!と食材をカゴに入れ、スピーディに買い物を済ませておりましたから、いちいち、産地を見て、買うことをためらうという日々のくり返しは、思った以上のストレスとなっていたといえるかもしれません。きっと他県の方々にはピンとこない話でしょう・・・。」

イ 地元産の食材や水道水を使わざるを得ない、使っている

地元産の食材や水道水を使っているという意見の中には、健康に対する 不安を指摘するものや、食材の流通事情や家計の事情で仕方なく地元産の 食材や水道水を使っているというものがあった。

- ・「地元の野菜は食べれても、(経済的に苦しいので子供用に)飲む 用の水は購入している。|
- ・「やはり、健康の事が一番気になる。ガンになりやすいのかとか小 配です。食べ物も心配です。地元で作っている物とかを近所の方に いただいたりすると、本当に安全なのか、不安に思ってしまう。つ いついもったいないと思い、子供にも食べさせてしまう時がありま す。

ウ 学校(保育園)給食に対する不満

その他、学校給食等、子どもの家庭外の食事に関する不満を述べる意見 が相当数見られた。その理由としては、地元産の食材や水道水の使用が指 摘されている。

- ・「学校給食など、すでに福島県産の食材が使われている。検査もさ れていて安全とは言われているが、親として、今だになるだけ子供 には安全なものを、安全なことをと思って過ごしている(食材は産 地を気にして値段が高くても県外産のものを買ったり、むやみに土 や石、植物をさわらせない、休日はなるべく県外でなど)のに、心 情的にむくわれていない気がする。」
- 「一番気にしていることは『給食』です。県や市はならば地産地消 をすすめています。子供達を『安心安全の道具』にしないでほしい です。(給食に使用している、と言えば売れるみたいな話をきいた ことがあります。子供が食べて大丈夫なら、ってことでしょうか。) 福島県庁の食堂では『1Bg/kg』、給食では『10Bg/kg』が検出限界 値です。逆じゃないの?と思ってしまいます。(1Bg/kg なら今よ

りは少し安心かなと思えます)外部ひばくはある程度あきらめました。(ここに住むには)ここでできるのは内部ひばくをとにかく減らすこと、だと思っています。検査して10Bg/kg以下の米しか使用しないから安心、と市では言いますが、9.9Bg/kg入っているかもしれない米を毎日子供に食べさせたくありません。郡山市では給食の食材は米、野菜等、地元産使用しているみたいです。本宮市では米のみ市内産使用。(牛乳も県内産)市町村によって差はあるみたいです。県内産の食材を使用すれば補助金が出る、と新聞でみかけました。(県からか国からか不明。忘れてしまいました)(少し前ですが)近い将来、地産地消になりそうで怖いです。気にしてない方や、検査してない関東産より安全という方もいらっしゃいますが、ならば限りなく0(ゼロ:著者)に近い所の食材を使って『より安全』にしてほしいです。子供を守ってほしいです。最悪、お弁当も考えていますが、他の子供の目もあり、お弁当持参もむずかしいのが本音です。(気にする子なので)」

・「同じ市民ですが自主避難 = 神経質な人という認識をされ、非常につらい思いです。給食の米を福島市産のものにかえたり、米の検出限界値 25Bg/kg(会津米) にしたり、風の強い日も屋外活動に配慮しなかったり・・・。小さな子をもつ親としては、心配してしまうのですが、大多数の在住の方々は、震災前と同じようにされています。」

逆の意見も極少数だが見られた。

・「給食の食材も県外から空輸しているようなので、私個人としては そこまでもうしなくてもいいのでは、と思っているところです。(そ の分コストもかかるでしょうし・・・)」

工 特徴

「ア 地元産の食材や水道水はできるだけ使わない」、「ウ 学校(保育

園)給食に対する不満 については、2013年から2014年にかけて、回答 数と回答内容に変化はみられなかった。一方、「イ 地元産の食材や水道 水を使わざるを得ない、使っている | の回答数は 10 件(2013 年) から 2 件(2014年)に減少した。これらの意見からもわかるように「原発事故 後の生活変化しのうち、地元産食材を使用する人が増えている。

加えて、このアンケート調査の他の質問項目に「地元産食材を使わない」 と回答していた人が「事故直後」は回答者全体の9割を占めていたが、「事 故3年後の2014年 | にはそれが約4割に減っている。ただ、今も4割の 人が「地元産食材を使わない」ということは、食による内部被ばくの不安 を強く感じており、実際そのリスクを避けるべく行動をとっていることを 意味する。

(2) 洗濯

洗濯に関しては、外干ししていないという意見が見られる。

「個人で家や家の周りの除染をする手間も費用もありません。その ため、一切家の外では遊ばせていませんし、洗たく物の外干しもし ていないので、不便です。|

逆に、外干しするようになったという意見もある。

・「まだまだ生活への悩みはあります。1つ変わった事と言えば、洗 **湿物を外に干すようになった事です。しかし私の家の外の空間線量** 数値は、いっこうに下がらず高いままです。|

4 家計

(1) 収入

収入に関しては、失業等により減少したという意見が見られる。

「我が家は後から来た夫が、うつ病になりました。女性の移動は比 較的スムーズに行っても男性の転居は本当に大変だと感じます。 今、結局夫は福島に戻り、職も失い、我が家は私の収入のみとなっ

ています。原発事故は、本当に家族を壊してしまう。」

・「私の両親のように農業ができなくなり職を失った人たちと、仕事 をなくさずすんだ人(会社勤務など)の補償が同じなのはおかしい のでは?と思います。」

(2) 支出

支出に関しては、①「避難・二重生活の費用」、②「放射能対策費用」、 ③「外遊びの代わり」、④「他県産の食材・水の購入費用」、⑤「租税、公 共料金」、⑥「保険」のほか、⑦「住宅費用」の7つに分けられる。

ア 避難・二重生活の費用

避難した家庭は、避難先の住宅費用や家財の購入費用のほか、母子避難の場合は二重生活のため生活費全般が増加しているといった意見があった。

これについては、前記2(1)ア「避難継続中」、同イ「避難したが戻って来た」に挙げた意見のほか、次のような意見があった。

・「自主避難では、経済的苦労が大きいです。福島へ帰省する際の移動費も大きいです。地震発生から時間が経ち、支援の打ち切りが迫っているので、私たちは、今以上の不安を抱えていくのが怖くなります。」

イ 放射能対策費用

放射能対策費用としては、除染費用がある。

・「事故後に庭の放射線量も心配で土の部分を全部コンクリートで埋めました。敷地が広いため100万以上かかり、事故後、使わなくても良いような出費が増え家計に響くようになったと思います。」

ウ 外遊びの代わり

外遊びを制限する代わりに、保養や習い事をしたり、有料の室内遊び場 を利用したりすることがある。

これについては、前記2(2)ア「保養プログラムの拡充を望む」、後記 5(1)ウ「室内遊び場」に挙げた意見のほか、次のような意見があった。

- 「集中力低下を防ぐためや心のストレスをかけないように習い事を させたりと支出が増えたりして、生活スタイルが前よりも狂ってい る。
- 「毎年幼稚園の休みの長い期間は山形に保養に行くが、移動費、滞 在費がかなり負担になっている。|

エ 他県産の食材・水の購入費用

他県産の食材や水の購入のため、食材費が高騰している(前記3(1)「食」 参照)。

才 租税、公共料金

事故後の租税や公共料金の負担に対する不満がある。

- ・「電気料金の大幅な値上げにより、家計の負担は大きくなっていま す。
- ・「土地の価値も下がっているから、税金を取るのは、おかしいと思 います。
- ・「4月から消費税も上がるし、ますます家計を圧迫していきます。」
- ・「福島県の住民税は無料にしてほしい。」

力 保険

ガン保険に加入したという意見があった。

・「子どもの今後を考え(病気になるのではという)保険(がん保険) にも入った。

キ 住宅費用

福島に住むために多大な費用がかかったという意見がある。

- ・「福島に震災後、帰ってきてから市がほとんど避難者の方のために アパート等買い上げてしまい、借りることができず仕方がなく中古 の家を買うことになってしまい、家計が苦しい状況です。」
- ・「当時は、福島市に住んでいましたが、地震の時に家のかべが割れ、 家の中から外が見える状態でした。ただそれだけなら直しただけで 今も住んでいられる位でしたが、原発事故で家の中にまで放射能 が・・・。リフォームしたばかりだったのに、子供が小さい為不安 もあり、家を建てました。リフォームと住宅ローンの2重苦です。」

(3) 家計の特徴

2013年と比較して変化はみられなかった。ただ、支出に関して、新たに「住宅費用がかかった」という意見がみられた。

5 子育て

(1) 遊び

子どもの遊びに関しては、①「外遊びをさせている」、②「外遊びを制限している」、③「室内遊び場」の3つに分かれる。

ア 外遊びをさせている

子どもの外遊びについては全体的に消極的な中で、子どもに外遊びをさせているという意見があった。しかし、同時に、外遊びさせることによる健康不安を指摘する意見もあった。

・「この春から入園しました。それまでは、他県や、会津地域など、 線量の低い所で遊ばせていました。入園後は、園庭の線量は、0.13 ~0.15 (モニタリングポスト)で外で、制限なく遊ぶことに少し不 安はありましたが、子供が生き生きとしているんです。外で、自由 に遊ぶということは、子供にとって、とても大切なことであると感 じました。今でも、屋内の遊び場にもよく連れて行きますが、それ でも体を動かすことが少ないです。子供にとって、大切な遊ぶ場所 を汚してしまった東京電力には怒りを感じます。|

- ・「原発事故で子供が外で遊ぶ時間が減って室内で遊ぶことが多くな り、県内にも増えてきましたが、料金がかかったりすると、行く回 数が少なくなります。気にしすぎは良くない!と子供と公園で遊ん だりしてますが、放射線の影響はすぐには出ないから、子供たちの 10~20年後には少し不安があります。|
- ・「今は、近くの公園でおもいっきり遊ばせています。休日になると 沢山の子ども達や家族連れでにぎわっています。そんな風景を見る と、とても嬉しい気持ちになります。|
- 「外あそびができるようになったとは言え、『砂や石にさわらない』 『葉っぱを拾わない』木の実や虫・・・色々なことが制限されてい る(せざるおえない状況)ことを考えると、今の対応では十分でな い。室内に遊び場がたくさんできているが、やはり戸外で遊ぶこと と同じ経験はできない。体力、人間関係、社会性などあらゆる面で の心配がある。|
- ・「3年もたってまだ、除染されていない公園で子供達はあそんでい ます。悲しい現実です。|
- ・「幸い避難地域にはなっていませんし、私自身、政府の話を信じる しかないので、外遊びなどは制限していません。子供たちはストレ スをさほど感じることもなく生活してくれていますが、時々『将来、 病気になったらどうしよう。政府の言っていることは本当なのだろ うか』と心配になります。」
- ・「まだまだ外遊びをさせるのは不安がいっぱいですが幼稚園に行く とどうしても園庭等で遊ばせないと子供達も言う事を聞いて帰って くれません。他のお母さん方への手前、強くも言えずにいます。」

イ 外遊びを制限している

子どもの外遊びについては大半が消極的である。その理由は、放射能に よる健康不安である。同時に、外遊びしないことによるストレスを感じた り、その悪影響が懸念されたりしている。

- ・「仕事をしているため平日は子供を遊びに連れていくことはできないので、保育園にいる間に外遊びをしてもらいたいが、保育園では保護者のクレームなどもあるようで、なかなか外遊びをさせてもらえない。子供が運動不足になっているような気がする。運動が苦手なのは、震災後外遊びをさせなかったせいなのかと思ってしまうと、母親として、子供に申し訳ない気持ちになってしまう。」
- ・「あの時からもうすぐ3年がたとうとしていますが…今思い出して も子供達にとても不自由な思いをさせてしまった事、神経質になり 過敏になっていた事、少しづつではありますが、よくなってきてい ます。が本当にひどい思いをしいられた子供達がかわいそうになっ てしまいます。外遊びが1番大切な時自由をうばわれた苦しみは体 験した人にしかわかりません。本当に東電には一生の償いをして頂 きたい。その思いは変わりません。|
- ・「4才なのに、未だ自転車の練習をした事もなく、上2人の姉弟だったら4才の頃は補助輪のない自転車が乗れた年令です。放射能の影響でのびのび遊ばせる事もできず、不憫です。」
- ・「公園にはほとんど行きません。どんぐり、葉っぱなど、園児にとって興味深いものがたくさんあるから。それらのものを、『さわらないで・・・捨ててきなさい』とめくじらを立てておこる自分が本当に嫌いです。できればみたくないし、そんな母親見せたくない。その分、実家に帰った時は、自然の中で遊ぶことをおしみません。本当に楽しそうな我が子を見ていると、福島に住み続けることを悩みます。」
- ・「とにかく、普通にさんぽや、外遊びをさせてあげたい。思いっき

り走らせて、虫をさがしたり、落ち葉や、雪、などにさわらせてあ げたい。普诵の子供の生活をさせてあげたいです。|

- ・「子供達が外で遊ぶ機会が、本当に減っています。体力が落ち、さ らに肥満の子が増えるのは、よくわかります。|
- 「福島県の放射線は、特に中通りに高い数値が出ていて、いまだに、 普通に生活している場所が高いままです。息子の幼稚園でも、1 週 間で合計外で遊ばせてもらえるのは、ずっと30分まででした(最 近やっと1時間になりました)毎日外で遊ぶことが子供にとっての 幸せであり、体力や運動能力を高めるためには必要なことなのに、 毎日毎日室内で遊んでいては、風邪もひきやすい体になっていま す。……震災前は、冬の寒い日も公園に行き、遊ばせていたのにあ まり行けなくなり、すごく体が弱ってしまいました。とにかく、息 子がよく風邪をひき、困っています。咳をすると、なぜかぜんそく の症状が出るようになってきました。震災前までは全くぜんそくは なかったのですが、どうしてなのかは分かりませんが、体が弱くなっ ているのでしょうか。|
- 「子ども達は普通に外で遊びたがります。でも直接砂や土を触った りするので注意しますが、震災後からずっと言っているので、子ど も達も言われる事に慣れてしまって?言う事を聞いてくれない時が あります。|
- ・「小さい子ども達が、幼少期に普通に体験するような外遊び(自然) 体験)が相変わらず制限されていることが残念に思う。草花遊び、 落ち葉、木の実遊び等を自由にさせてあげたい。小学校における生 活科でも、近所の野山に探さくに行けなかったり、自然の素材を使っ た活動ができないことが多い。(一部、放射能を心配する親さんの ためで学校ができないことがある)そのような体験をさせようと思 うと、他県、他地区からわざわざ素材を取りよせたり、取りに行っ たりするという手間がかかってしまう。いろいろと工夫していくこ

とが必要。」

- ・「今更だけど、どこか引っ越せるなら引っ越したいし、外遊びもできるだけさせたくありません。そんな私の意見を行政の人や周りの人は、『大丈夫だから』『気にするな』と言います。でも本当に大丈夫なのでしょうか?誰にもわからないことなのになぜ大丈夫と言えるの?気にしないわけにいかないじゃない!と心で思っています。」
- ・「5才の息子の体力は、兄や姉と比べて、かなり低いと思います。 ちょっとした散歩や、家の周囲での外遊びが、幼子の体の成長にどれほど影響を与えるのか、今痛感しています。長期休暇に出掛けたり、幼稚園での外遊びはよくしますが、それ以外が全くない状況だと、とても病気にかかりやすい体になってきている気がします。鼻血もよく出しますし、下りやおうとも上の子に比べて多く、基礎体力の低下を感じます。家の中での遊びに慣れてしまい、ゲームに熱中することが多々あります。地域の除染は進まず、積極的に外で遊ばせる気にはなりません。除染の終った公園でもあまり遊んでいる子を見かけることは、ありません。
- ・「公園で遊ばせている親も少ないため、外で遊ばせてことが悪い事 の様な気がします。そのため、塾に習わせたり、室内のスポーツを 習わせたりしているため、毎月負担になる金額が多いです。」
- ・「外あそびができるようになったとは言え、『砂や石にさわらない』 『葉っぱを拾わない』木の実や虫・・・色々なことが制限されている(せざるおえない状況)ことを考えると、今の対応では十分でない。室内に遊び場がたくさんできているが、やはり戸外で遊ぶことと同じ経験はできない。体力、人間関係、社会性などあらゆる面での心配がある。」
- ・「福島県内には各市町村にそれぞれ『ある』という位、室内の遊び 場ができています。遊んでいる子供たちは楽しんでいるので良いで

すが・・・やはり異様な光景なのではないでしょうか・・・あたり まえになってしまうと分からなくなってしまいます。外で遊び、色々 なものに触れる楽しさはどこに行ってしまったのでしょうか。|

・「外で遊ばせてあげたいと思っていても、家のところはまだ除染が 進まず、手つかずのまま。土にさわるのもダメという毎日。県外に 遊びに連れて行ってあげた時は、土の上やコンクリートに座っても いいの?とうれしそうにしていたのがとても心に残りました。また つれて行ってあげたいと思っても、家族6人分の金額をかんがえる となかなかお金が確保できず、家の中でゲームがあたりまえになっ てしまいました。|

ウ 室内遊び場

室内遊び場に対する要望や不満があった。例えば、設置数や場所、遊び の内容、利用料、衛生面の心配等である。

- ・「室内遊び場が少ないです。現住所の飯野町からだと1番近い室内 遊び場が市内にしかないので車で20~30分かけて行くようになり ます。ガソリン代もかかるのでもっと近くに(できれば徒歩で行け るような距離に)できるとありがたいです。|
- ・「これから何ヶ所か、室内遊び場が増えるようですが、もっと早く …作ってほしいなと思います。色々、調査をして…と大変なのは理 解できるのですが、震災からもうすぐ3年がたつのに…。
- ・「子どもたちが、安全にあそべるところを増やしてほしい。屋内の 遊び場を町中に1つつくっても、ごちゃごちゃしていて、かえって 危険。|
- ・「ニコニコ子ども館のような室内施設をいくつか作る予定でとても 期待はしていますが、幼児だけではなく、小中学生などの大きい子 ども達、大人も一緒に楽しめるような施設をつくってほしいです。|
- ・「キッザニアのような小さい子供のうちから色々な仕事の体験がで

きて、楽しめる施設をつくってほしい。子供の夢が現実化し、目標 も具体化し、勉強も意欲的に取り組めると思う。」

- ・「室内で遊べる施設等が多くなってきましたが、設備が良い遊具があるところは、有料だったりするのですが、大人料金がとても高いところもあり、しかも小さい子供が利用すると大人同伴なのでどうしても仕方なく払うわけですが・・・何度も行きたいと子供に言われると資金面にも苦しく希望にそえないことがあります。そういった施設等の料金の軽減をなんとかご支援していただきたいなあと思います。」
- ・「郡山にも室内で伸び伸びと体を動かして遊べる施設等を増やして 欲しい。(又親がゆったり休める場所があって子ども達が遊べる空間があると素敵だな~と思います。) | H
- ・「冬の時期、インフルエンザ、ノロ等も心配だし、屋内施設で遊ぶ のにもちゅうちょしてました。」

工 特徴

2013年では、回答数が「イ 外遊びを制限している」、「ウ 室内遊び場」、「ア 外遊びをさせている」の順で多かったのに対し、2014年では「イ」と「ウ」が逆転している。ただ、「イ」と「ウ」は相互に関連しているため実質的な変化はないものと考えられる。

変化としては、「ウ 室内遊び場」について、対象年齢についての不満が増加したことを指摘することができる(3件→12件)。その内容としては、「幼児だけでなく、小・中学生まで対象にしてほしい」という意見が多い。室内遊び場の対象は幼児であるのが通常であるが、放射能の対処行動として小・中学生も外遊びを制限されるようになったことからミスマッチが起きているものと考えられる。

(2) 放射能対応

子どもの放射能対応に関する意見は、①子どもの検査、②精算計(ガラ スバッジ)、③その他の3つに分けられる。

ア 子どもの検査

子どもの検査については、検査に対する要望・不満・不信についての意 見が多い。

- ・「5年先10年先の子供の健康が、とにかく心配で、たまりません。 甲状腺の検査をもっとして頂きたいです。小配や悩み、不安は毎日 つきません。子供の為にも親の為にも検査をたくさんしてほしいで す。
- ・「甲状腺のエコー検査もエコーの画面は検査中かくすようにして、 親には絶対に見せてくれませんでした。何で自分の子供のエコーの 画像を見せてもらえないのか医師に聞いたら(福医大の研修おわり たてのような若い Dr(医師:著者)) 『見せられないきまりになって いるんです』と言われました。サンプル集め?としか思えません。 検査から1年以上経ちますが【A 判定(のう胞なし)】の通知のみ でエコーの画像は見ていません。|
- ・「心身の健康診断を継続してほしいと思っています。(自治体・国 など) |
- 「これまでも、市町村や県での検査を受けてきました。信用して良 いのかどうか…結果を見てもイマイチです。『異常なし』この回答 が一番ですが、そのように書いてあっても何ぜか疑ってしまいま す。……娘たち3人は、半年に1度、甲状腺の検査を受けています。 色々先生にも相談しています。アドバイスも頂いています。『県の 検査の仕方ではダメーという先生方のあつまった診療所なんです。 大切な子どもの未来がかかっているので真剣に悩んでます…色々 |
- ・「子供が甲状腺検査でのうほうがあると結果がきました。現在は心

配がないため、2年後に再検査とはありましたが、それ以降異常がないと診断されるまでの保証や将来的にガンなどになった場合の保証などはしっかりあるのかという明確なものがほしいと思う。|

- ・「福島県内で子どもたちにしている検査は、甲状腺、WBCのみです。……茨城の常総生協では少しの負担で血液検査もしてくれる、 とのこと、子どもたちの安全、安心なくらしをどうとらえるか、その親によってずい分違うと思いますが県内での検査も多少の負担が あったとしても、選択できたらいいのにと思います。
- ・「子供にとって病院は苦手な所ですが、原発事故後、いろいろな検査があり、その都度、泣かせてまで検査を受けていました。一昨年からは、子供が嫌がるので検査を受けるのをやめました。スタッフの方も、泣いている子をみると『今日はダメ!!』とイヤな様子。私もとっても気分が悪く『二度と来ません』と怒って帰ってきました。でもやはり、子供の体は心配です。子供も、検査を受けやすい様に、子供を専門に検査をしてくれる所があるとうれしいのですが…。」
- ・「福島県立医大が担う検査等は詳細なしの結果のみ。あちこちで操作されている情報を耳にする。検査しても何の安心も得られていない。可視化と他県の参入や評価を行い適正な結果返しをしてほしい。」
- ・「ホールボディカウンターや甲状腺の検査はしているものの、あいまいな結果が届くだけで、詳しい事は教えてもらえない。どうしてきちんとした事(数値など)を教えてくれないのでしょう…。」
- ・「子供のために福島県平田市の病院で検査をしました。お金は無料でしたが、そのような検査を福島市でおこなう検査よりも時間もしっかり長く、よくみてもらいました。そこで子供(今、5歳)の尿からヨウ素が少くなかったり、のどの所に水ほうが出来ていたり・・・症状が出てくると、放射能のえいきょうが出てきているの

では?と不安になりました。一応、そちらの医師は放射能が原因で はないと言われましたが、福島市でおこなった検査では何もみつか らなかったので、すごく不安になります。|

- 「他県との検査結果の比較をしてほしい。」
- ・「高度医療が無償で受けられるような安心が欲しい。定期的な健診 も必要し
- ・「こどもたちの内臓ひばくのことで毎年一回しらべてほしいです。」

イ 積算計(ガラスバッジ)

積算計については、その不満や別の機器の貸し出しを希望する意見が あった。

- 「ガラスバッチを身につけ年間の被ばく量を測定していますが本当 に気休めだけで、意味があるのか分かりません。|
- ・「福島の子どもたちだけではなく関東や東北(宮城など)の子ども たちもガラスバッチを配布して線量を計るべきだと思う。そうでな いと、いくら安全と言われても不安は取り除けない。|
- ・「現在もガラスバッチで測定している。保育園へ持参している。し かし、それ以外に外出する時は、殆ど持ち歩いていない。以前は首 から下げている子供達をよくみかけていたが、今は殆どみかけな い。かえって、下げていると目立つ。被災、不便・・・マイナスイ メージが強いように思う。定期的に交換し、測定結果の通知が来る。 被害ないような数値のように記されているが、それで心の不安を拭 いさることが出来るかというと、そう思えない。説明書きのような パンフレットも同封されてくるが、理解しずらい。ガラスバッチに よる測定自体、本当に有効なのか疑念。」

ウ特徴

「ア 子どもの検査 | に関する意見は、52件(2013年)から18件(2014

年)に減少している(割合としても減少している。)。しかし、子どもの健康は親の最大の関心事であり、関心が薄れたとは考え難い。2013年調査はちょうど子どもの検査が行われた直後に行われたため、回答者の実感が強く、検査に関する意見が多く指摘されたということであろう。

「イ 積算計(ガラスバッジ)」に関する意見は、3件(2013年)から 5件(2014年)に増加している(割合としても増加している。)。内容としては積算計の有効性を疑問視する意見が増えている。

(3) 出産

出産に関する意見は、①妊娠、②流産の2つに分けられる。

ア 妊娠

福島で妊娠または妊娠中を過ごすことについて不安を感じている。

- ・「現在妊娠3ヶ月、つわり中という事もあり、体調が不安定なのが、 震災の為なのか、つわりなのか、わかりません。妊娠中を福島で過 ごす事に不安はありますが、主人、両親の元に居る方が安心感が強 いです。」
- ・「子供は3人ほしく、昨年妊娠しましたが、残念ながら流産となってしまいました。まだあきらめておらず、3人目が欲しいと思っています。その子は産まれてからずっと郡山育ちになって大丈夫だろうか・・・という不安がありますが、子どもは欲しい気持ちも変わりません。どうして、私たちだけ産むことに不安をおぼえ、ためらわなければばらないのでしょうか?」
- ・「4人目を妊娠中ですが、将来について子供達の事と、自分達の事 (老後)など不安がいっぱいです。苦しい家計の中で、子供達を立 派に育て上げられるのかなど、子だくさんだと大変です。」
- ・「2月に3人目を妊娠したようです。まだ病院には行っていません が、やはり不安なことはあります。原発事故後の妊娠なので、どう

影響があるのか、心配です。|

また、放射能が不妊に影響している疑念をもつ人も存在する。

・「妊娠を望んでいますがなかなか授からずもう1年近くできませ ん。少なからず放射能の影響を感じてしまいます!!!

流産 イ

放射能が流産に影響した可能性を一生抱えていかなければならない苦し みをもつ人が存在する。

- ・「私は震災・原発事故当時、妊娠初期でした。9月に出産予定でし たが、8月に死産しました。死産の原因は不明。震災や原発事故と の因果関係は証明できるものではないし、きっと関係ないのだろ う・・・と思う一方で震災や原発事故さえなかったら、無事産んで あげられたのかもしれないと思う気持ちもあります。|
- ・「原発事故後、家族設計がくるってしまった。長女はもう5歳にな るが、原発のことで、いろいろと悩んで兄弟をつくってあげられな かったことが悔やまれる。3年がすぎ、そろそろ・・・と思ってチャ レンジするものの、2回も流産という結果になり、『原発事故のせ いでは・・・』と考えてしまうことも多い。|

ウ特徴

「ア 妊娠」に関する意見は10件(2013年)から6件(2014年)に減 少したが、割合としてはほぼ同じである。「イ 流産」に関する意見は1 件(2013年)から2件(2014年)に増加している。内容については、新 たに「放射能が不妊に影響している疑惑をもつ」という意見がみられるよ うになった。

放射能が影響した可能性は不明であることを自覚しつつも、その疑念を 払拭することができないために苦しんでいるこの種の悩みは、軽々しく口 に出すこともできないであろうし、各種アンケートで問われることもない であろうから、見落とされやすいのではないか。今後もこの種の意見に注 視していく必要がある。

(4) その他子育てに関する不安

子育てに関する不安は多種多様である。

- ・「私の心の不安が子ども達の心に悪い影響を与えてしまうのではないかと、また不安になってしまいます!
- ・「放射線の不安を持ちながらも、でも自分の育ったこの地で育てて あげたい。この3年(震災後)でこの思いが強くなったように思い ます。」
- ・「大震災、原発事故からじかんが経過したからこその悩みや問題も多くあり、その難しさを感じています。様々な面で『何とかなるさ~。』とは前向きになれない時代になって来たと子どもたちの未来を案じています。だからこそ大人がきちんと先のことを考え、多くの人たちのことを考え、子どもたちが自分の力で頑張ろうと思える大人に成長できるよう育てて行くことが大切だと思っています。何が起きるか分からないけれど、投げやりではなく日々を大切に生活していきたいです。
- ・「子どもはかんしゃくもちで暴れてしまうこともあり、子育てに悩み、泣いて過ごすことも多々あります。日々、育児、仕事、家事で忙しく疲れはててしまい、イライラしているので子どもが甘えたいときに甘えさすことも出来ず、子どもがかわいそうだなと思っています。日々いろいろなことに悩んでいます。」
- ・「子育でについて悩みます。ここで育てていって本当に大丈夫なのか…?学力がついていけるのか…。震災後、イラだちの中、子育でをしました…。(避難先で)虐待だ!!と回りから言われました…。そのせいか?子供は発達に遅れがあります。自分を責めてしまいま

す。それでも『できの悪い』子供を又、叱る日々です。|

- 「元通りになるわけがないのはわかっていますが、それでもここで この場所で子育てをしていかなければならない現実があります。ど うしたら子供を守っていけるか、資源をどれだけ残せるか…不安は つのります。
- ・「原発事故から、3年という月日が流れますが、不安が消える日は 1日たりともありません。そして子供が成長していくこれからも不 安は大きくなるばかりだと思います。|

6 人間関係

(1) 夫婦・親族

夫婦や親族との間に考え方の相違があるため、意見の対立や関係の悪化 に発展する場合がある。

- ・「避難する側にもしない側にもそれぞれの考え方があり、尊重すべ きであるだと思うし、私は避難しないことを親せき中に非難され、 今だに子供達がかわいそうと言ってくる。現在私が、妊娠している ことも言っていない。主人とも意見の相違があり、妊娠のことにつ いては何も話してはいない。妊娠していることだけは知っている が、言い争いを避けたい(主人は処置を求めている)ので、子供達 にもまだ話していない。現在6ヶ月。もう処置できない時期にある ので、そろそろ性別の事を交えて話そうかとも思っている。皆んな 自分の考えがあり、それはそれでいいと思う。でもその考えを強要 したり、人の意見を非難したりするのはやめて欲しい。私はいろん な問題があったとき、この話を公明正大にしたらどんな返事が返っ てくるか、神様だったら何を望むか考えることにしている。そうす ることで強くなれるような気がしています。|
- ・「漠然とした不安を抱えながら金銭的な補償も子供の将来の健康の 保証もないままここに住み続けることが大丈夫なのか、決断できな

いまま時間だけが過ぎていきます。私の場合は、西日本に帰れる実家があるのでなおさらです。公務員の夫は転職を伴う転居にも、家族が別々に暮らすことにも乗り気でなく、私だけが空回りしあせっています。震災以降、夫婦間での考え方のズレがどんどん大きくなっており、平和だった震災以前の生活がたいへん懐かしく思い出されます。こんな母親の状態を子供に知られまいと明るくふるまわなければならないことに一番疲れています。

- ・「放射能汚染に関して理解があると思っていた主人の両親が徐々に変わって来ました。検査をしていない自家製野菜、海釣りの魚を(最近になっては)子供に食べさせようとします。数年後に同居する予定なのですが、汚染対策の理解を得られないのであれば同居しない方向に話を進めたいのですが・・・現状況に慣れてしまった人達が子供の安全を考えない様になって来たことに危機感を覚えます」
- ・「やはり放射能に関しての両親、夫との考え方のずれは埋まりません。2人目出産の時 一時的に県外へ行ったりもしましたがあまり良く思われず、『気にしすぎ』との事でした。その事が産後うつのような症状をより強くさせて自分自身の体重の急激な減少、抜け毛など体調に表れたりもしました。その時のことはずっと忘れられません。子供の事を考えての行動を非難されてものすごく傷つきました。」
- ・「昨年末 離婚をして、現在シングルで子ども1人を育てています。 結婚15年様々なことがあり少しずつお互いの存在や考え方にズレ が生じてきていたのだと思いますが、大きな『きれつ』を生んだの は震災後の原発事故で幼ない子どもをどう守るかという点だったよ うに思います。子どもを思う親心にちがいはないものの 母親のそ れと父親のそれ(立場)はちがうものでした。とにかく我が子を守 りたい一心の母親に対し、仕事や世間体、金せん的なものなど、現 実を厳しくつきつけられ、まるで私たち母子がわがまま勝手にふる

まっている様にみられていたのを知り情けない気持ちになりまし た。どこで大きくズレてしまったかはわかりません。でも心と体 を支え合い依頼し合う夫婦、親子(父子)関係ではなくなっていた と感じます。原発のせいだけではないかもしれませんが、考え方や 人生における優先順位のつけ方のちがいをつきつけられた結果だっ たと思います。

(2) 近所・知人

近所の友人や知人との間にも考え方の相違があるため、意見の対立や関 係の悪化に発展する場合がある。

- ・「学校、幼稚園の中で、親同志、子供たちの中で"放射能"という 言葉はタブー化されています。元に戻るにはまだまだなのに・・・ まだまだ不安な生活を送っているのに・・・家族間でしか話せない のが現状です。震災以降、友達関係も探りながら接する感じで住み づらくなっている気がします。|
- 「友人どうしでも震災の話はしなくなりました。お互い不安を、む し返すだけだから。平気なフリして気丈にしているお母さん達、家 族の健康を支える立場だからこそ、(家計も預かっているから)本 当は不安だし大丈夫と言ってほしいです。忘れられたくないです。 平気なフリしてないとやってけないです。|
- ・「東電の事故のせいで多くの友人を失くした。」

(3) 外部

「福島」出身者に対する差別や偏見を不安視する意見が多くあった。内 容としては、結婚や就職等の際に不利益を受ける可能性を指摘するものが 多い。

「子どもたちは何も悪くないのに、この原発事故が原因で将来、い じめにあったり、差別をうけることは許されません。原子力発電所 というものの役割と『ふくしま』という地域のみりょくを発信し、 放射能に汚染された地域に住み続け、ふくしまを守るためずっとふ くしまで生活してきたということを全国のこどもたちにも理解して ほしいと思います大学生、社会人になった時、ふくしまの子どもた ちがどうどうと全国に出て活やくできることを願います。

- ・「将来、子供が結婚する時、県外の方が相手だと、恐らく子供を作る、または結婚そのものにちゅうちょするような事が起こるかもしれない。(相手の親御さんが特に)|
- ・「私のいとこが大学で県外へ行き、アルバイトの面接へ行き、合格 していました。しかし、周りの人から福島県の人とは接したくない と言われ、雇用解除になりました。結局 きちんとした情報が行き 届いていないのが現状なんです。これからの子供達が成長し、結婚 や就職や出産などで、このような状況になりうることもあると思い ます。直接的な原因が違っていたとしても、福島県外の人たちには 伝わらないかもしれない。そういった不安もあります。
- ・「これから進学、就職、結婚といった時に、福島出身ということが 影響しないかが心配です。上の子達は大きいので、そういう差別を 受ける可能性があるということは話してあります。」
- ・「娘は福島から将来県外へは進学、嫁には行かせません。いつか、 嫌な思いをするかと思ったら、せつないです。もし、子供を産んで 障害があったりしたら、絶対そのせいだと言われるでしょう。相手 の両親とかに。だから福島で結婚して、一生福島で生きていくしか ないんです。世界で有名な FUKUSHIMA なんですから・・・。」
- ・「偏見によるイジメが他県に行くと怖い。特に関東~。放射線がばらまいたのは健康被害だけではなく、住まいを追われた方と地元の見えないいざこざや、他県の偏見や軽べつもあり、増税にしても、除染費用のせいみたいに言われ・・・。本当に『環境』がむしばんでいる所があると思う。今、生活で苦にならなくなってきたけれど、

時々、思い出させられて胸が痛む。|

・「県外の方との放射能への価値観の違いに、驚くことがある。県内、 市内では安全と言われているが、県外ではそう認識されていない。 育児も福島ではしたくないとハッキリ言われると、この土地で出産 し、育児をしている自分は我が子に対して何もしてないのではない かと、将来の事を考えてあげてないのではないかと思う。本当にこ のまま、ここに住んでいいのか不安だが、何も行動を起こせない自 分が無力で子供達に申し訳ないと思う。|

(4) 避難・賠償の取り扱いに差異のある人

行政や東電が行った賠償・補償の線引きに対し、他人が優遇されている と感じ、その恩恵を受けている人に対して怒り等を感じるという意見が あった。

- ・「双葉、大熊、富岡、楢原、この4町が、原発を賛成して持ってき たのだから、苦しんで当然と私は思います。なのに、毎月多額のお 金が入り、仕事もせず、パチンコ、外食、遊び放題…マナーは悪い し、同じ福島県民でなんなの?私たちはあんたたちのおかげで、保 障も無いし、子供達は自由を奪われ…国・県・市・政治家、分かっ ているのか!!と言いたいです。|
- 「私達は福島県、郡山市に住んでいます。同じ県内でしかも、線量 はとても高いです。それなのに私達は避難してきているのではない ので何も保証はありません。郡山市の対応も本当に何もしていない と思う。・・・避難してきている方々はお金もたくさんもらってい て、色々なところでわがままな態度で気分も悪くなります。避難民 なんていなくなればいい。本当迷惑なんです。私達にも保証がほし いです。
- ・「原発の避難の方々の横柄な態度に不満を感じる。自分の街が、浪 江の方々のおかげで、きゅうくつ。避難の人優先の不動産や病院に

も不満。保障してほしいのは私たちもだと思う。県民すべてが原発 の保障(賠償金で)暮していると思われたくない。避難者の不満を 聞きたくない(公共の場でグチる人が多くて嫌だ)」

・「近所に引っ越して来た方は、賠償金もらって海外行ったり、パチンコ行ったり、車買ったりと、不公平さを感じる。中には本当に戻りたくて大変な人もいるだろうけど、金銭面に余裕も出来、元々その町から出るつもりだったから、助かったとか言ってる言葉を友人から聞いた時もとても腹が立った。|

(5) 特徴

「(3) 外部」に関する意見は79件(2013年)から29件(2014年)に意見が減少した。原因は不明であるが、単に重ねて記述しなかっただけの可能性がある。いずれにしても、「(3) 外部」に関する意見は、人間関係に関する意見の中では最も多い。差別や偏見の不安は子どもの将来に関する不安であるから、容易に無くなるものではないだろう。

7 情報

(1)情報の収集

情報の収集に関する意見は、①情報不信、②関心の低下の2つに分けられる。

ア 情報不信

情報不信については、流通している情報に矛盾がある、行政や東電を信用できないといった意見が多数あった。

・「原発のこと、放射線被害(健康被害)について真実を知りたい。 かくし事はせず、これから自分達はどのように生きていけばよいか 判断する材料にしたい。福島で生きていくことは親である私たちが 決めたことなので、正確な情報が欲しい。」

- ・「ニュースを見れば今だに水漏れが見つかったが、外の海へは流出 していないかとか聞いても何とも思いません。どうせ知って状況は どうにもなっていないのと国+県+東電のいんぺいこうさくがあり ありと情報伝達内容は震災時も今も変わっていない気がしてなりま せん。先の見通しを知ることは難しいです。
- ・「医師、専門家、話を聞くたびに、ちがう事も多い。どの情報を信 じれば良いのか正直分からない。兄弟も、学校の先生から、いろい ろ話を聞いてくる正直、バラバラの話です。|
- ・「情報が色々ありすぎて、何を信用すれば良いのか分からない。不 安にならない為にあまり情報を耳に入れたくないとまで思う。」

イ 関心の低下

関心の低下を感じるという意見があった。時の経過により慣れているこ とへの不安が多数指摘されている。

- 「自分自身、放射能がある生活に慣れてしまったことに不安を感じ る。何か重要なこと(情報)が後々出てくるのではないかと思うと、 不安である。|
- ・「通学路などは危険なレベルのホットスポットもあります。そこを 小学生が笑いながら歩いてく・・・そんな光景にも悲しいことに慣 れてしまうんです・・・そんな自分もつらくてつらくて普段は大丈 夫なんだけど時々すごい不安がおしよせてきて何年か後、この子た ちは大丈夫なの・・・?と眠れない目もあります。風化してきてい るし
- 「福島県内でも、地区や状況によって、関心や反応が様々になり、 自分でも、放射能に純感になっている事に、がく然とします。3年 もたとうとしている中で、進まない放射能への対応に、皆、それぞ れの度合いですが、疲れています。長期化している分、精いっぱい の毎日ですが、心の安全のために、考えないようにしてしまう自分

や周りが恐ろしいです。|

- ・「毎日のように TV では汚染水のことをやっているが、もう今では、それを見ても何とも思わないし、感心がなくなってしまっている。以前は『またか・・・』と思ってたけど、今はそれもなくなった。もう考えることにも疲れてしまった。」
- ・「危機感を持たずに生活が続いている状態なので、慣れてしまって いる事が、監視の目が無くなってしまい、この先、子供たちを守っ ていけるのか、不安があります!

ウ特徴

情報不信に関する意見は62件(2013年)から10件(2014年)に減少した。その理由は、あきらめの気持ちとともに、当事者においても風化がすすんでいる側面があると考えられる。

「関心の低下」に関する意見も数としては減少しているが(20件→14件)、割合としては若干増加している。それよりも重要なことは、その内容である。「放射能のある生活に慣れてしまった」、「問題意識が鈍化した」という意見のほか、「心の安定のために考えないようにしている」、「考えることに疲れた」という意見がみられた。家庭ではどうしようもない事態に直面し、子どものためにと何とかしようと考えてみるもどうにもならず、問題が解決されないまま時間が経過することによって必然的に生じる心境の変化である。

したがって、情報不信に関する意見の減少は、ただちに情報不信の減少 を意味するわけではない。むしろ、上記のようないわば「あきらめ」の状 況が生じているのであって、問題は深刻である。

(2) 情報の発信

福島の現状を広く知ってほしいという意見が少なからずあった。

「福島より県外へ出られている方は今も沢山います。そして、援助

もつづいています。しかし、福島に残る私達は、リフレッシュ事業 などという一部の人のみが受けられる援助のみです。『避難=被害 がある、残る=被害なし』との判断がされていると聞きました。本 当に不公平です。県外避難で受けている分の援助を残る人達にも 行って欲しいと思います。また、母子避難をしている家庭で両親と の同居が嫌だから…夫婦仲が悪い…という家庭の事でそれらの援助 を利用している方も多くいます。おかしいですよね…その所もはっ きりと報道されるべきだと思います。福島=危険といつまでも言わ れるのは気分が悪いです。|

- ・「全国的に福島の安全さをもっと伝えてほしい。現在の状況も。実 家(県外)に帰って地元の新聞をみたとき、原発に対してのニュー スやまだ×②影響をうけて暮らしている方々がたくさんいるのに忘 れられたように何もとりあげられてなかったのが、悲しかった。忘 れないでいてほしいと思う。」
- ・「小学生と幼稚園の子どもたちが、もう少し大きくなった時に、震 災や原発のことについて考えると共に、次世代へ語り継いでいくこ との大切さを知る機会を学校又は、講演会などでつくっていってほ LVI
- 「『福島』の報道に関して、差がありすぎ、片寄っている。全国版 では、相変わらず悪いニュースばかり速攻で報道し、避難者の怨み 節ばかり流しています。 だから、福島で当たり前に生活、子育て をしている人達が様々な点で不利益を被り、不当な差別を受け、結 果的に福島全体の風評被害が無くならないと思います。危険な面 と、安全安心な面を分けて、片寄りなく報道してほしいです。|

8 賠償・補償

(1) 賠償

ア 賠償の打ち切りに対する不満、子どもの将来の損害に対する賠償

東電の賠償の打ち切りに対する不満や、子どもの将来の健康被害に対する賠償が適切になされるかという不安がある。

- ・「今だに放射能の影響は続いているのに保障は全くなくなっている。そのうえ、電気料金の大幅な値上げにより、家計の負担は大きくなっています。不公平感はずっと続くと思います。|
- ・「子供達は今は元気でも将来、影響がでてきた時に、原発の影響と 認めてくれて保障してくれるのか、今だけではなく、将来まで、い ろいろ保障してくれるのだろうかと心配があります。だんだん心配 や、支援や事故のこと忘れさられていくのだろうと、少しあきらめ 感もあります。
- ・「除染も、家のまわりはひかく的低いということで後回しにされ、 気づけば他より高い所もあるのでは?という感じだし、それなのに 東電からのお金も早々とうち切られ、まるで片付いたようにされて いることに腹が立つ。

イ 賠償の対象、範囲の線引きに対する不満

実害に対し賠償されないことに対する不満や、賠償範囲の線引きに対する不満がある。

- ・「今現在も汚染水漏れなどで原発は安心できません。避難していない者もたくさんの不安やストレスを感じています。避難者だけが賠償金をもらっているのは不公平。福島に住み続けている者だってたくさんのものを犠性にして生活しています。」
- ・「原発事故後、すぐよりも、今の方が、他県に出かけるのが、なん となく、ひかえたいと思うようになった。賠償の差がかなり大きく、 県内でも県外でも、もめごとの原因になっているように感じま

す。・・・年間、1ミリシーベルトを超える地域には何らかの賠償 なり、除染をてっていするなりしてほしい。これからは、線量によっ て、分けてほしい。|

- 「となりの家と同じ年齢の赤ちゃんがいるのに、うちが2カ月遅く 生まれただけで、妊娠中と出産後の保障金の差が、数十万(あわせ て)もあるというのは不公平。時期もはんぱで線引きされているの で、納得いかない!子供の価値の差が(同じなのに)決められたよ うで、思い出すと腹が立ちます。|
- ・「2年前に妊娠し、流産し、子宮内除去手術をしました。東京電力 の賠償金請求は妊婦も含みますが、賠償の基準となる日の直前に手 術をしたので、お金はもらっていません。あともう少し、おなかの 子が生きていてくれれば、お金がもらえたのにと思ってしまう自分 が、卑しくて腹立たしいです。|
- ・「東電の賠償金は、避難してもしていなくても同じ統一金額だった ことに対して今でも不満に思っています。自主避難ですから、仕方 ないのかもしれませんが、避難した人は、それ以上にお金がかかっ たわけですから、かかった分だけでも賠償すべきだと思います。|
- ・「避難して、お金がかかったと東電をうったえればお金がもらえる。 でも、うったえるにもお金がかかる。お金がなくて、どうしようも なくここにとどまる貧乏人は、国も県もどこも無視。・・・お金が ある人の所にしか、お金は入らないの? |
- ・「東京電力の保障は、震災当日の3月11日に住民票が二本松市に なかったため何も受けることができませんでした。2011年4月以 降はずっと福島県内に住んでいるのに不公平だと思います。3月11 日以降県外に移動した人は保障対象なのに、2011年4月から福島 に来た人には何もなし。私達は納得できません。|

ウ特徴

賠償の打ち切りに関する意見は46件(2013年)から22件(2014年)に減少し、賠償範囲の線引きに関する意見が18件(2013年)から58件(2014年)に増加した。2013年調査の時点では、東電による賠償が事実上、打ち切られた直後であったことから、そのことに対する不満が多く指摘されたものと考えられる。2014年調査では賠償の打ち切りに対する不満を重ねて指摘することがなくなっただけの可能性もあるが、賠償に関する情報が一般に認知されるようになった結果、賠償の打ち切りに対する不満が賠償範囲の線引きに対する不満へと変化した可能性がある。

賠償範囲の線引きに対する不満は、賠償の取り扱いに差異のある人との間の人間関係にも悪影響を及ぼすことがある。現に、この人間関係に関する意見は10件(2013年)から8件(2014件)とほとんど減少していない。

(2) 社会保障

ア 子どもの健康

子どもの健康被害に対し、予防・発見・賠償・補償が適切に実施される ことが望まれている。

これについては、前記5(2)ア「子どもの検査」(19頁)に挙げた意見のほか、次のような意見があった。

- ・「チェルノブイリの事を考えると4年目位から人体への影響の結果が出て来たのを記憶しています。その時までに"因果関係は認められない"など言われる事のない様、今から補償なり対応策を固めて行って欲しいと思います。」
- ・「この先どのような事が起こるか(影響が出るか)わからないけど、 どうなっても見捨てず考えていってほしいと願います。医療保険な どしっかり受けられるよう(受けられなくなることのないよう)保 護してほしいです。

イ 家計負担

家計負担の増加を受けて、それに対する社会保障としての手当等が望ま れている。

- ・「気持ちは(十、日)は県外であそばせたいです。でも、経済的に ついていけず・・・ほぼ、お家ですごしています。子供を安全にあ そばせるために、県内でなにか交通費だけでも免除があるとうれし いです。
- 「子ども手当を18才まで引き上げてほしい」

ウ特徴

社会保障に関する意見は11件(2013年)から23件(2014年)に増加 しており、社会保障に対する関心が高まっていることが伺える。子どもの 健康や経済的な不安を社会保障の次元で取り組んでほしいという気持ちの 表れであると考えられる。

(3) 租税

原発事故後の租税負担に対する不満がある(前記4(2)オ「租税、公 共料金 | 参昭)。

(4) 対応全般

ア 行政の対応に対する不満

行政の対応に対する不満がある。例えば、対応の遅さ、不十分さ、不合 理さ等が指摘されている。

・「園バスのバス停も当時 1.2µSV 以上あり、園や管理している障が い福祉課へ『バス停は高線量の為自宅前で乗り降りしたい』旨を何 度もお願いしましたが全く相手にしてもらえず1マイクロある中、 1才の下の子と供にバス待ちしていました。障害児と健常児の対応 に差があり、『障害児は被ばくしてもいいの?』という扱いでした。」

- ・「役場に相談窓口がほしい。支援法もなおざりのまま、各地へひなんした人も含め、ある程度原発事故について知識のある方の相談窓口が平均してなく、地域サービスの格差を感じます。」
- 「福島県は復興にばかり力を入れて、現実を見ようとしていない。 実際、甲状腺がんの子供も急増している。でも『原発のと因果関係 はない』とか『不明』とか。食べ物に関してばかり『風評被害』と か被害者ぶっているが、1番大事にしなきゃならない『命』には目 もくれず、『健康被害』はないとしている姿勢に親として、怒りを 感じずにはいられない。健康被害はまだまだ急増する。放射線が目 に見えないからと言って、ごまかすのはいい加減にして欲しい。チェ ルノブイリを見ても、健康被害がこれから時間を重ねるにつれて増 えるのはわかっているのに、現在『何もない』として何の対策も立 てないのはおかしい、これからのために今を大切にし、子供たちの 未来を守って欲しい。これでは福島に生まれ、福島に育ったことを 後悔してしまう。福島で生まれたこと、福島が大好きだと言えるよ う、県そして市には責任を持って、対応して欲しい。今の知事では なかったら、前知事(佐藤栄佐久)であったら、もっと県民のため、 子どものためと国と戦ってくれたと思う。現知事は自分がプルサウ マルを受け入れた責任をとり辞任するべき。|
- ・「福島の子どもへの医療費助成について気になります。市町村で対 応が様々ですし、いつまで続けてもらえるのかと心配になります。」
- ・「あれから3年が経過しようとして居ますが、全く進む事がないと思ってしまうホド、遅い対応・・・私達は本当にここに住んで日々生活をくり返して良いのかと不安になります。どう考えても、親が先に死んでしまうものの、残された子供達はどう苦しんで病気が発症したりするのか不安で仕方ありません。親としてどう子供を守って行けば良いのでしょうか?子供達は夢をもつ事が出来るのでしょうか?考えすぎなんですかね・・・同じ事を聞かれるたび先を考え

過ぎて不安になり気分が沈みます。周囲が言う様に私達は実験でし かないのでしょうか?

- ・「今、これから先、将来の生活があるので、その事を考えると、国 や市が何かしてくれなくてもあきらめるしかないのかな、と考えて います。自分達の事は自分達で何とかしていかなきゃいけないか な、と。
- ・「子供に対しての子育て支援(震災後)をすすめてるとの国や県の 話は聞れるものの全くと言っていい位、感じられないし

イ 東雷の原発事故対応に対する不満

東電の原発事故対応に対する不満がある。例えば、対応の遅さ、不十分 さ、不合理さ等が指摘されている。

- 「放射能への意識が風化している感じを受ける。東電もそうだし、 もっと何が、気をつけなければならない事で、何は安心なのか伝え てほしい。
- ・「本当の情報をかくしている東電にはうんざりです。後手後手の計 画、なんでもっと早く海外の支援をうけてまで、対策をとらなかっ たのかと思います。|
- ・「今でも心に傷を負っている人々に東電からは詫びの一言 (CM等) がもうなくなって、終息したかのようで、腹立たしく思う。|

ウ 原発事故を踏まえた原発の是非

原発事故の被害を体験し、原発の是非について否定的な見解を述べる意 見があった。

・「現状を元に戻せないのであれば原発はやめるべき。原発替成と住 んでもいない人達が言うのはおかしい。福島に住めばいいと思う。 賛成と言ってる人達は今すぐにでも外を元通り遊べるようにしてほ しいと言いたい!」

- ・「安全なエネルギー使用をしてもらいたい。原発を早く停止しやめてもらいたい外で遊んだりはしているが、林や森には入れない、私達も少しずつなれてしまい、放射能汚染のことを忘れてしまいそうになる。日本のみなさんも忘れていってしまう。忘れないでほしい。そして二度同じあやまちがおきないように、日本はがんばってほしい。もし、自分の住んでいる所で、原発事故がおきたら、どう思うのか?考えてほしい、子供が健康に育ってほしい。」
- ・「この状況の中で福島の人は生活しているのに、他の地域では原発 を稼動させようとしていることが信じられません。原発は決して低 コストの発電方法ではないし、目先の利益にとらわれずに、物事を 考える社会になってほしいと思います。」

エ 寄付金の使途に対する疑問

寄付金の使途に対する疑問を呈する意見があった。

「たくさんのお金が寄ふ?されているはずなのに、何に使われているか全くわからないのがイライラする。」

才 特徴

対応全般に関する意見は34件(2013年)から39件(2014年)に増加した。行政に対する不満(ア)、東電に対する不満(イ)、原発の是非(ウ)はいずれも増加している。行政や東電の対応が必要不可欠な状況にあるものの、それが不十分であるために、不満が増加しているものと考えられる。

9 健康

(1) 子ども

原発事故との因果関係は不明であるが、甲状腺のしこり (のう胞)、鼻血、運動・体力不足、肥満、皮膚異常、かぜをひきやすい、心臓痛、白血球異常がよく指摘されている。

- ・「鼻血が出やすく、皮フが乾燥し、かぜをひきやすい。月に1~2 回、かぜや皮フ科で受診をしている。運動不足から肥満ぎみでもあ る。
- ・「事故後に郡山市に転勤で来て1年半が渦ぎ、子供達の体力低下や 運動機能低下、肥満傾向増など周りの子供達も含め気になり始めま した。双子の上に小学3年の長男がおり、特に小学生に肥満児が多 いなぁと気になっています。」
- ・「体質によるものかもしれませんが、『頭が痛い』『心臓が痛い』と いうことが多くあります。風邪のひきはじめや、日々の疲れで頭が 痛いのか?不安、心配になります。ずっとは痛くないようで…。一 度、心臓のことも小児科の先生に相談しましたが、『特に異常はな い』とのこと。痛みが続くようなら、大きな Hp(病院:著者) で と言われました。4才 今年3月で、5才になりますが、そんなに 小さくても頭痛や心臓痛あるのか?と、心配になります。|
- ・「小学生の姉の方が、あの時の事を思い出すと不安を感じたりも少 しあったり、つかれやすく、皮フのかゆみもあります。|
- ・「子供が5歳から12歳まで3人いるのですが以前 甲状腺検査を しましたが3人共、のう胞があることがわかりましたが、2年ごと の検査で大丈夫ということですが、親は不安です。|
- ・「震災後に産んだ子供(1才)が、性器に障害があり、原因不明の ケイレン持ちである。ほうしゃのうの影響はなかったのか未だに心 にひっかかっている。|
- ・「震災1ヶ月前に産まれた末っ子はもののみごとにアトピーになり ました。|
- ・「子供(4才)も心臓が痛いと言う事がありました。上の子(7才) は震災後から頻繁に鼻血を出す様になり蛇口をひねって止まらない 位、1時位ドバドバと鼻血が出た事もあります。現在は、朝、晩と 薬を飲み続けています。」

- ・「昨年、年末(10月中旬頃)から子どもが発熱・咳くり返し、月に何度も高熱を出すので病院で何度も検査してもらったのですが、一時、白血球が24000と高い数値で再検査では7000台で異状ではないと言われたのですが…心配です。同じ頃から咳もずっと続いています。病院に行っては、風邪と言われ咳の薬をもらうだけです。咳と白血球と、何か放射能が関係あるのではと思って不安になります。」
- ・「最近ですが、子供ののど両方のしこりが少しずつ大きくなってきている事を感じて小児科の先生に見ていただき薬を服用しての経過を見守る事しか出来ず、リンパの腫れにしてはおかしいと思っている毎日です。首のまわり先日アレルギーみたいになってとてもかゆがっておりました。今までアレルギーになった事も無く健康だったので心配ではあります。」
- ・「対象の子供の3つ上の兄に震災後精神的症状が現れ、悩んでいます。対象の子はとても元気で3番目ということもあり、とくに心配はありません。」
- ・「対象の子どもと小3の姉は2週間も完治にかかり・・・咳やのど の痛みに苦しみ、・・・こんなにひどいのはみんな初めて。今まで インフルエンザになっても3日~4日で治っていたのに。免疫力が 落ちている気がして小配しています。

このほかに、伝聞ではあるが、「肥満」、「甲状腺ガン」、「甲状腺の腫瘍」、 「白血病」等を指摘する意見があった。

(2) 親

うつ、ストレスによる体調不良、流産(死産)がよく指摘されている。

・「仕事のストレスもあり、乾鮮の症状もひどい。円形脱毛症も出来 た。頭痛もあり、鎮痛剤などの薬が手離せない。」

- ・「震災があった年の5月に線量の低い場所へ避難しました。2年ほ ど生活し、夫が体調をくずしました。原因は避難先→職場への通勤 (往復2時間高速理用)に疲れ果て、ストレスがたまったためでし た。夫し
- ・「私自身、体に障害(下肢4級)があるので、子供2人を連れての 避難はとても辛いです。主人も私も昨年頃から心臓の動悸が急にす るようになり・・・ました。私は昨年、突然足に3cmの腫瘍ができ、 (幸い良性でした)切除手術を受けました。|
- ・「震災後が特に(性格)変わり始め、現在も続いています。震災前 は、普诵に楽しく過ごしていましたが、後(震災)になってうつ病 に近い感じになってしまって子供にあたる日々が続きました。私も 病院へ行きたい気持ちがあったのですが、なかなか行く時がなく、 家にこもったままです。子供にあたらない様には気を付けているの ですが、『原発』の事になると、どうしても気分がすぐれません。|
- 「2月中旬には家族8人全員インフルエンザBになり・・・私も3 週間は咳やのどの痛みに苦しみ、私は今でもたんがからみ、のどの 調子悪いです。こんなにひどいのはみんな初めて。今までインフル エンザになっても3日~4日で治っていたのに。免疫力が落ちてい る気がして心配しています。とくに私の夜の疲れがひどく、食後の だるさや眠気は病的だと自分でも感じています。|

このほかに、伝聞ではあるが、「リンパの腫れ」、「再生不良性貧血」等 を指摘する意見があった。そのうえ、子と親のどちらに関する意見か不明 なものがあった。

- ・「医療の世界にいると、心疾患、心臓関係の方面にも放射能の影響 が出て来た人たちが増加して来たのがわかります。
- ・「昨年(2013年)は、のどの風邪が治らないことが増え、周りも 治りにくいと訴える人が多かったように思う。これは少しでも影響

があるのではと思わずにいられない。

・「家族がかわるがわる体調をくずしてしまい、返送が遅くなってしまってすみませんでした。」

(3) 特徴

子どもの健康に関しては、2013年と同様、外遊びの制限による運動・ 体力不足、肥満が指摘されている。

親の健康に関しては、2013年と同様、不安やストレスに起因する健康不良が顕著である。うつ状態に至っていることを指摘する意見が増加しており、これまでに蓄積されてきた不安やストレスが具体的な症状として現実化してきている可能性がある。流産(死産)を指摘する意見も増えているが、これも不安やストレスに起因している可能性がある。

10 アンケートに関する意見

「福島子ども健康プロジェクト」が2013年と2014年に実施した「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」に関する調査対象者からの意見もここで紹介しておきたい。このアンケート調査に関する意見は①「アンケートに不快感」と②「アンケートに協力的な意見」、③「意見・要望」の3つに分けられる。

10.1 2013年

2013年のアンケートに関しては、①「アンケート不快感」が 106 件、②「アンケート協力的な意見」が 110 件であった。

アンケートに不快感

・「このようなアンケート等がある度に、福島に住んでいる、住んでいた事が実験材料になっていると感じます。貴重なデータとはなる と思いますが、複雑な小境になる事をきちんと理解して頂ければと 思います。私は以前のように普通に暮らしたいだけです。|

- ・「このようなアンケートや、行動について、書くことが多いのです が、こういうものを書くことがストレスです。私達のことを想って のこととは思いますが、こういうものをストレスと思う方も多いこ とを知ってほしい。事故から2年も経つというのに将来への不安が 残るだけで、何も変わっていないのが現状です。であるならば、む しる事故を忘れたい。そっとしておいてほしいのです。色々してく ださるのは分かりますが、的外れです。|
- 「今回、アンケート実施することの説明書が同封されていましたが、 率直な意見として、『なぜ福岡大学から、うちの子供に書類が来た のだろう?』と疑問を持ちました。文部科学省科学研究費の助成が あり・・・とのことですが、私個人としては、こういったことをや るために居住区(二本松市)からの文章がまず欲しいです。正直原 発事故があってから『福島県民が研究材料。今後のモルモット』で あると感じています。実際に私達がアンケートに答えたり、その他 のことに協力することが今後に活かされると思うので協力は惜しみ ません。しかし、上記した気持ちがある中で突然福岡県から資料が 送られてくることは正直うれしいものではありません。|
- ・「このアンケート1冊でどれほどの現況を知ることができるのかわ かりませんが、1つ1つの質問が傷をエグられている様な気がして なりません。不安を抱えずに福島で子育てをしている人はいないと 思います。質問の問いが、原発事故の影響ありきの立場から投げか けられている様にしか感じません。それでなくとも不安なのに、こ ういった機会でさらに親は子どもに何をしてあげられるのか、何を してあげているのか、と責められている様な気さえします。我が家 はもう線量は測っていません。(以前住んでいた全壊した家は測っ ていました。)理由は数値を追っても生活上、何の意味も持たない からです。数値を知っても、ここで生活を続けなければいけない者

にとって、不安にしかならない。(子どもをできるだけ外へ出さないことは変わらないので。)調査をする場合、もっと対象者に誠意を持った聞き方があると思います。どこから住所や名前を手に入れ、書類が送られてきたのかもわからず、不思議に思っています。説明不足です。(郡山市は後援団体に入っていないので。)」

・「・一度目のアンケート依頼(青ふうとう)を受け取ったときは、 突然のことで、信頼できる団体のものなのか不信感いっぱいでした。こちらの市町村なども協力しているのであれば、市政だよりや 新聞などで、前もってアンケート調査をする旨のお知らせをもっと 大々的にやっていただけるとよかったです。(私の場合、"再度お願い"のハガキでやっと協力することに決めました) ・今後、より 有意義な研究ができることをお祈りしてます。私たちの意見がただ のサンプルではなく「子供に未来を希望いっぱいに生きていってほ しい」と強く願う親たちの気持ちが込もってることを忘れないで調査・研究をすすめていただければ救われます。」

アンケートに協力的な意見

- ・「何も変わっていないのに、今の現状に慣れていくのが不安でもあり、落ち着いて(安心となる)しまうので、かっとうします。日々、どうしたらいいが分からないです。ただ、このような取組みをしていただくと福島の事を想っていただいているんだなぁと感謝いたします。どうか、有効に今後も対応いただきたく、お願い申しあげます。」
- ・「原発事故後の子供についての不安なことなどを聞いてくれる所もなかったので、このようなアンケートをとってもらい、思いをぶつけることができて、よかったです。ありがとうございました。」
- ・「震災のことを忘れずに、心の健康にも配慮したアンケート、自分 自身もその時の事を忘れずに振り汲るきっかけとなり、ありがとう

ございました。こんな風に立ち止まって考える機会があるというの は、とても大事なことだな、と感じているところです。充分な答え にはなっていないかもしれませんが、何かの役に立てば幸いです。

- ・「遠く離れた福岡で、福島を心配して行動していただいていること に大変感謝いたします。よく、『モルモットみたいでイヤ』という 県民もいるようですが、不幸にも初めての事故です。今回のことで、 十分検証、研究がなされ、将来につながれば…と思っています。|
- 「これまで気持ちや考えを吐き出す場が少なく、支離滅裂に書いて しまいました。申し訳ありません。子どもの体や心についてのアン ケートはこれまでもありましたが、母親の話、気持ちを問われるこ とは少なかったように思います。このような機会を与えていただき 感謝します。

10.2 2014年

2014年のアンケートに関しては、①「アンケート不快感」が30件、② 「アンケート協力的な意見」が 60 件、③「意見・要望」が 9 件あった。

アンケートに不快感

- 「原発関連のアンケートがくる頻度が高いです。アンケートをまと めている企業・団体が違うのはわかりますが、アンケートにも時間 がかかって手間なので、改善してほしいです。同じ質問も避けて下 さい。
- ・「こんな調査して、何の役に立つのかな?と思う。災害の事、原発 の事、忘れていたのに、また思い出して書くというのは、気分が良 いことではない。このような調査で、余計に不安になってしまう親 が多いのではないでしょうか? |
- ・「収入については収入や学歴で子どもがガンにでもなる事をそう定 しているとして感じとれませんでした。最初からこのアンケートじ

たいが上から目線のような感じ。福岡と遠くから文書で何だかんだ と言うならば、福島県に住んで健康プロジェクトを考えてほしい と、本当に願います。」

- ・「失礼な発言だとは思いますが、毎回、モルモットという文字が頭をよぎります。このようなアンケートに答え、どの程度、社会は理解してくれるのだろうか?どの程度、情報を発信してくれるのだろうか?ちょっと疑問に思います。おそらく将来まで続くであろう、このようなアンケート。子供がある程度、大きくなり、自分のことをこのようなアンケートされると分かった時のことを思うと心が痛みます。」
- ・「今回のアンケートもこまかい項目が多く、やはり家計や収入、雇 用形態は記入する必要があるのか? |
- ・「母子手帳を交付された方には、度々アンケートのようなものが届 くのですが、出産できなかった私にまで届くので、毎度、不快な思 いをさせられます。|

アンケートに協力的な意見

・「今回、調査票と同封されていた Q&A 方式の回答書で『自分達が "モルモット"にされている気がする』という記載がありました。3 年前の原発事故後、数ヶ月経過してから、県より 3 月 11 日以降の 生活を事細かに書くよう、厚い冊子が送られてきた時は、本当に自 分達が、被爆者として実験台にされているような気持ちになりまし た。しかし1年2年と時が過ぎる中でその受け止め方にも変化が出 てきたと感じています。近い将来、私や私の子ども達に、低線量被 爆による健康上の問題が起きるかもしれません。とても不安です が、それでも私達はチェルノブイリ原発事故の経緯を踏まえ、内部 被曝を最小限に抑えたり、甲状腺の検査を受けることができていま す。もし、数十年後、再び何処かで原子力災害が起こった時、私達 のデータが何らかの形で役に立てばいいと思います。|

- ・「時々、放射能の事は忘れています。このままだと、自分や子供の 健康管理(放射能に対する)がおろそかになるかもと少し不安にな る事があります。健康診断や検査は、ずっと続けていってほしいと 思います。このアンケートも、忘れていた時に届いたので放射能に ついて気を付けていかなければと思いました。|
- ・「自分でも我が子たちにこの思いを伝え、伝わってほしいと願いま すが、こうして、プロジェクトを、立ち上げた皆さまには調査に関 わった子ども達が成人し、悩み迷った時に私たち世代の覚悟を、メッ セージを福島へ日本中へ、世界中へ伝えていただける何かを形に残 してほしいと思います。そうであれば、協力したいと思いますし、 意義のある事だと思います。モルモットではない私達は決してアン ケート結果だけを残すことを望んでいません。声を発信する方法の ない私達、子ども達の為に、代わりに社会へ・・・どうぞよろしく お願い致します。|
- ・「他の母親達や子供達の事が知れて嬉しいです。また、このように 私達に視点をあてて頂きありがたく思います。今後も私達の声や現 状を社会に届けていって頂けたら、福島の未来に明るい兆しが見え てくると思います。|
- ・「仕事柄ですが、プロジェクトと関わる親子の方々の繋がりが大き なものへと育っていく事へも感動をしています。|
- ・「長期にわたり調査、サポートいただきありがとうございます。ど うなっていくのか誰もわからない中、このようにデータを残すこと は大事なのだろうなと思います。協力できることがあればと思い、 できる限りのことはやっていくつもりです」
- ・「前回同様、書いていて辛い気持ちにもなりましたが、このアンケー トが福島の子供達を救う手立てに役立つと信じて、答えさせていた だきました。このアンケートの対象には当時地元福島でとても親し

くしていた娘の同級生達も含まれていると思うだけで、1人1人の 顔が浮かび3.11前の楽しかった交流の日々を思い出し胸が痛みま す。私達に救いはあるのでしょうか?あの日以来灰色の空の下で生 きています。どうぞこれからも寄りそっていただきたく願うのみで す。よろしくお願いします。」

・「研究のためとはいえ、こんなに詳しく原発事故による心理的な影響についてきかれたり、答えたりする機会は一度もありませんでした。調査内容に答えていくうちに心の中が整理でき、自分がすべきことが見えてきた気がしていました。このような調査をしていただけたこと、ありがたく思っています。」

意見・要望

- ・「原発事故後、色々なアンケートに回答させて頂く機会が多くなり、 アンケートに回答する度、1つ思う事があります。うちの子は、原 発事故での放射能での不安よりも、地震の揺れや、地震が起こる前 の地鳴りに恐怖や、不安を抱いているようです。放射能と言う目に 見えない物への不安もあるのは確かですが、3.11の大きな地震を体 験した小さな子どもたちが地震に対する不安を少なくしていく事も 大切だと思います。私自身、他のお子さんが地震に対する不安をど のくらい持っているのかも知りたいです。

経過だけでは変化は計れないと思います。メディアの報道等で不安 をあおられれば、私達は実際には何年たっていようとすぐに、事故 直後の不安な気持ちに引き戻されます。|

「質問中にあった『保養』という言葉にはどうも違和感というか、 抵抗感があります。学校や保育所の知り合いでそういう語を使う人 を知りません。一部の方はよく使うようですが、どうも、私たちの 街が危険視されているようで、嫌な気持ちにすらなります。(問12 については『ない』にしました。ただの旅行なら行きますが。)・ 親の心身の状態ですが、放射能の影響を問う質問(問14)につい て・・・。放射能なんかよりも、一部のメディアや web 上の方々 の嫌がらせや差別の方がよほど(特に)メンタルへの影響がでてく ると思います。そういうモノの調査はしないのでしょうか。|

11 考察

1 各項目の回答数

下記に示す分類項目の回答数は絶対数ではなく、あくまでも読み手の主 観によって数え上げられた数字である。2013年調査と2014年調査の間の 「変化」を捉えるために、参考までに回答数を示している。

	2013年	2014年
1 生活拠点	233	214
(1) 避難関係	155	66
ア 避難継続中	49	16
イ 避難したいが戻ってきた	35	9
ウ 避難したいができない	68	37
エ 避難しない	3	4
(2) 保養関係	37	40
ア 保養プログラムの拡充を望む	33	33
イ 保養に関する情報を得たい	3	6

ウ 保養に満足した	1	1
(3) 除染関係	41	108
ア 除染にある程度満足している	2	9
イ 実施された除染に不満がある	10	16
ウ 除染を望む	24	74
エ (実施の有無にかかわらず)除染の効果に疑問がある	5	9
2 食生活	72	49
(1) 食	66	45
ア 地元産の食材や水道水はできるだけ使わない	44	32
イ 地元産の食材や水道水を使わざるを得ない、使っている	10	2
ウ 学校(保育園)給食に対する不満	12	11
(2) 洗濯	6	4
3 家計	39	53
(1) 収入	10	4
(2) 支出	29	49
ア 避難·二重生活の費用	1	1
イ 放射能対策費用	4	3
ウ 外遊びの代わり	6	4
エ 他県産の食材·水の購入費用	12	30
オ 租税、公共料金	3	8
カ 保険	3	1
キ 住宅費用	0	2
4 子育て	267	136
(1) 遊び	171	97
ア 外遊びをさせている	29	15
イ 外遊びを制限している	74	39
ウ 室内遊び場	68	43
(2) 放射能対応	55	23
ア 子どもの検査	52	18

イ 積算計(ガラスバッジ)	3	5
(3) 出産	11	8
ア妊娠	10	6
イ 流産	1	2
(4) その他	30	8
5 人間関係	114	59
(1) 夫婦·親族	9	9
(2) 近所·知人	16	13
(3) 外部	79	29
(4) 避難:賠償の取り扱いに差異のある人	10	8
6 情報	102	38
(1) 情報の収集	82	24
ア 情報不信	62	10
イ 関心の低下	20	14
(2) 情報の発信	20	14
7 賠償·補償	121	150
(1) 賠償	64	80
ア 賠償の打ち切りに対する不満、子どもの将来の損害に対する賠償	46	22
イ 賠償の対象、範囲の線引きに対する不満	18	58
(2) 社会保障	11	23
ア 子どもの健康	7	11
イ 家計負担	4	12
(3) 租税	12	8
(4) 対応全般	34	39
ア 行政の対応に対する不満	19	21
イ 東電の原発事故対応に対する不満	6	7
ウ 原発事故を踏まえた原発の是非	8	10
エ 寄付金の使途に対する疑問	1	1
8 健康	79	36
(1) 子ども	57	23
(2) 親	22	13

2 2013 年調査から 2014 年調査への全体的な変化

まず、生活拠点に関しては、2013年調査と比較して、避難継続中の人のうち、肯定的な意見が増え、同時に、避難しないという決意を明確に示した人も増えた。もっとも、2014年調査においても、避難継続中だが苦境や困難を述べるもの、避難したが福島に戻ってきたもの、避難したいができないものは依然として多い。

次に、放射能に起因する様々な不安について。①子どもの健康に関して、 2014年では、胎児の健康不安について、2013年調査からみられた「福島 で妊娠または妊娠中を過ごすことについて不安を感じている!、「放射能が 流産の一因となっている疑念を払拭できない」という意見のほかに、新た に「放射能が不妊に影響している疑惑をもつ」という意見がみられるよう になった。②経済状況に関して、2014年調査では、支出について、新た に「住宅費用がかかった」という意見がみられるようになった。③人間関 係に関しては2013年調査と比較して変化はみられなかった。④補償・救 済も2013年調査と比較して変化はみられなかった。⑤情報に関しては、 2014年調査は「情報不信」の回答数の減少が目立つ。これは「関心の低 下」によるものと考えられる。⑥2014年調査は「賠償の打ち切りに対す る不満」の回答数が減少し、逆に「賠償の範囲の線引きに対する不満」が 増加した。2013年調査は賠償打ち切りの直後であったためその不満が反 映されたが、2014年調査では賠償の線引きが一般に認知されてきたこと により「賠償の打ち切りに対する不満」が「賠償の範囲の線引きに対する 不満しに変化したものと考えられる。

3 アンケートの数字からみる原発事故後の生活変化

(1) 生活変化

以上は本調査の自由記述に関する分析である。ここで、本調査の原発事故後の生活変化に関する問への回答を紹介したい。2013年調査及び2014年調査の回答(下記のグラフ参照)によれば、原発事故後の生活変化には

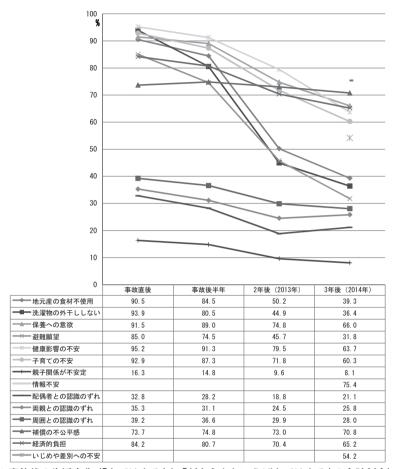
3つの傾向があることがわかった。

第一に、高い割合を維持したまま推移している項目があった。例えば、 「補償をめぐる不公平感(原発事故の補償をめぐって不公平感を覚える)」、 「経済的負担感(原発事故後、何かと出費が増え、経済的負担を感じる)」、 「保養への意欲(放射線量の低いところに保養に出かけたいと思う)」、「健 康影響の不安(放射能の健康影響についての不安が大きい)」、「子育ての 不安(福島で子どもを育てることに不安を感じる)」である。

第二に、急激に減少している項目があった。たとえば、「地元産の食材 不使用(地元産の食材は使わない)」、「洗濯物の外干し(洗濯物の外干し はしない)」、「避難願望(できることなら避難したいと思う) | である。た だ、「地元産の食材不使用」については、自由回答を見る限り、2014年調 査でもなお不安を指摘する声が多く、急激に減少しているようにはみえな い。また、「地元産の食材不使用」の背後にある「健康影響の不安」や「子 育ての不安 | については、数字データでも高い割合を維持している。した がって、「地元産の食材不使用」の減少は、安心を得たというよりもむし ろ、関心の低下や経済的な負担等の別の要因に起因するのではないかと考 えられる。

第三に、低い割合ではあるものの、減少せずそのまま推移している項目 があった。放射能への対処をめぐる配偶者、両親、地域や周囲の人との認 識のずれである。なお、放射能への対処をめぐる認識のずれは、地域や周 囲の人との間にもっとも感じやすく、次いで両親、配偶者の順であること がわかった。原発事故後の生活変化、とりわけ減少せずそのまま持続して いる項目は、心の状態を不安定にさせる要因になると考えられる。

なお、2014年調査では「放射能に関してどの情報が正しいのかわから ない」という情報不安について新たに調査したところ、この項目がもっと も高いことがわかった。加えて、回答者の5割以上が、「原発事故後、福 島に住んでいることでいじめや差別を受けることに対して不安を感じる | と答えている。



*事故後の生活変化(「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計割合)

(2) 子供の外遊び

次に、子どもの外遊び時間の変化に関する数字データを紹介したい。

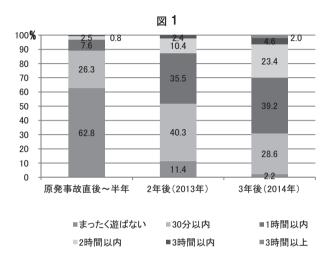


図1は、子どもの外遊び時間の推移を示したグラフである。外で「まったく遊ばない」という子どもは、事故直後から半年は62.8%であったのに対し、2年後は11.4%、3年後は2.2%と大きく減少しており、外遊び時間は増えてきたことがうかがえる。

一方、東北地方 A 市の幼児を対象とした渡辺悦子らの調査(「幼児の平日の外遊び時間とテレビ等視聴時間に影響する家族環境と近隣環境」『運動疫学研究』2012年)によれば、外遊び「1 時間以上」が 4 歳児で 75.4%であった。これに対し、本調査によれば、「1 時間以上」は 30% であった。他地域に比べて外遊び時間はまだ短いといえる。

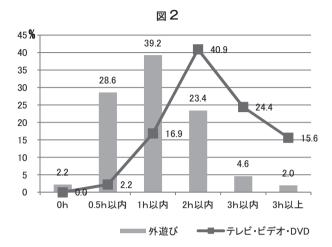


図 2 は、2014 年調査のうち、外遊び時間とテレビ・ビデオ・DVD 等(以下「テレビ等」) の視聴時間を示したグラフである。テレビ等を視聴する時間としてもっとも多いのは「2 時間以内」の 40.9% である。

上記の渡辺悦子らの調査によれば、テレビ等の視聴時間が「2 時間<u>以上</u>」の割合は 4 歳児で 55.6% である。これに対し、本調査によれば、その割合は 40% である。福島県の子どもは外遊び時間が減ってテレビ視聴時間が増えていると危惧されていたが、本調査ではそのような傾向は確認できなかった。

最後に、自由回答欄に記入した人の「子どもからみた続柄」、「回答者が母親の場合」の年齢層と居住地の内訳を示した。なお、「調査回答者」とはアンケート調査に回答した人を指す。

第1回調査自由回答記入あり件数: 1203件(総回答数 2627件)=45.79%	第 2 回調査自由回答記入あり件数: 707 件 (総回答数 1602 件) = 44.13%
合計文字数: 252,047字	合計文字数: 152,707 字
一人当たり平均文字数:209.5字	一人当たり平均文字数:215.9字

【続柄】

	第1回調査 (2013年)			第2回調査 (2014年)		
続柄	自由回答記 入者	調 査 回答者	記入割合	自由回答記 入者	調	記入割合
母	1195	2594	46.07	681	1524	44.69
父	6	23	26.09	22	71	30.99
祖父	0	1	0.00		22	71
里親	1	1	100.00	1	1	100.00
祖母	1	7	14.29	3	6	50.00
曽祖母	0	1	0.00	0	0	0.00
全体	1203	2627	45.79	707	1602	44.13

【回答者が母親:年齢層別内訳】

	第1回調査(2013年):2594人		第2回調査(2014年):1524人			
年齢層	自由回答記 入者	調 査 回答者	記入割合	自由回答記 入者	調	記入割合
20代	161	463	34.77	53	158	33.54
30-34 歳	414	924	44.81	203	504	40.28
35-39 歳	433	853	50.76	258	541	47.69
40代	179	342	52.34	162	310	52.26
50 代以上	1	1	100.00	0	1	0.00
無記名	7	11	63.64	5	10	50.00
計	1195	2594	46.07	681	1524	44.69

【回答者が母親:居住地別内訳】

	第1回調	査(2013年)	: 2594 人	第2回調査(2014年):1524人				
市町村名	自由回答記 入者	調	記入割合	自由回答記 入者	調 查 回答者	記入割合		
福島市	428	877	48.80	237	503	47.12		
桑折町	22	34	64.71	13	21	61.90		
国見町	15	27	55.56	8	12	66.67		
伊達市	68	174	39.08	45	109	41.28		
郡山市	464	1062	43.69	250	599	41.74		
二本松市	79	169	46.75	47	104	45.19		
大玉村	15	41	36.59	10	26	38.46		
本宮市	55	124	44.35	30	76	39.47		
三春町	12	34	35.29	6	15	40.00		
9市町村外	37	52	71.15	35	59	59.32		
計	1195	2594	46.07	681	1524	44.69		

付記

調査にあたって協力いただいた福島県中通り9市町村の親子ならびに後援をいただいた市町村・新聞社・団体の関係者にお礼申し上げる。また自由回答の入力ならびに分析作業をサポートしていただいた柴尾知宏、吉原由樹、落合玲奈、井上美紀の各氏に感謝申し上げたい。本稿は筆者に加えて、阪口祐介、守山正樹、永幡幸司、高木竜輔、田中美加の各氏との共同研究に基づくものであり、科学研究費・基盤研究(B)「原発災害における母親のリスク対処行動の規定要因の探索と支援策についての研究」、同基盤研究(C)「災害ストレスに脆弱な母子に対する心理社会的支援とそのためのシステム構築」、2014年度中京大学特定研究助成「原子力市民防

災学の構築:福島とチェルノブイリの教訓を未来へ」による成果の一部で ある。なお、福島子ども健康プロジェクトの研究目的、速報値、新聞報道 などに関しては次のホームページを参照されたい。(http://mother-child. ipnwellness.com/)

(注)

1 成元哲・牛島佳代・松谷満. 2014. 「1.200 Fukushima Mothers Speak:ア ンケート調査の自由回答にみる福島県中通りの親子の生活と健康」、『中京大 学現代社会学部紀要』8(1):91-194を参照。

(対献)

- 松谷満・牛島佳代・成元哲。2013.「福島原発事故後の健康不安・リスク対処行 動の社会的規定因 | 『中京大学現代社会学部紀要』 7(1):89-108.
- 松谷満・牛島佳代・成元哲、2014、「自治体別に見る福島原発事故後の意識と行 動:福島子ども健康プロジェクト 2013 年調査報告 | . 『中京大学現代社会学部 紀要』、7(2):151-174.
- 松谷満・成元哲・牛島佳代・阪口祐介、2014.「福島原発事故後における『自主 避難」の社会的規定因:福島県中通り地域の母子調査からし『アジア太平洋 レビュー1. 12:41-47.
- 成元哲・牛島佳代・松谷満、2013、「終わらない被災の時間:原発事故後の福島 県中通り9市町村の親子の不安、リスク対処行動、健康度」、『中京大学現代 社会学部紀要』、7(1):109-167.
- 成元哲、2014、「放射能災害下の子どものウェルビーイング:福島原発事故後の 中通りの親子の生活と健康調査から」、『東海社会学会年報』、6:7-24.
- 成元哲・牛島佳代・松谷満・阪口祐介、2014、「放射能災害下の子どものウェル ビーイングの規定要因:原発事故後の福島県中通り9市町村の親子の生活・ 健康調査から | 『環境と公害』44(1):41-47.
- 成元哲・牛島佳代・松谷満, 2014、「1,200 Fukushima Mothers Speak: アンケー ト調査の自由回答にみる福島中通りの親子の生活と健康 | 『中京大学現代社 会学部紀要』8(1).91-194.
- 牛島佳代・成元哲、2013、「育児支援ネットワークと母親の健康に関する日韓比 較研究 | 『中京大学現代社会学部紀要』、7(1):59-88.

牛島佳代・成元哲・松谷満,2014,「福島県中通りの子育て中の母親のディストレスの持続関連要因:原発事故後の親子の生活・健康調査から」,『ストレス科学研究』29,:84-92.

バザーリアの理念が精神障がいのある人々 の地域実践に及ぼす影響

トリエステにおける地域精神保健医療福祉システムからの示唆 ——

平 澤 恵 美

要旨

本研究は、イタリアの精神医療改革をおこなったフランコ・バザーリアの理念が、現在のトリエステにおける地域精神保健医療福祉に及ぼす影響について考察し、トリエステの実践を通して日本の課題を検討することを目的とした.対象者として、トリエステ地域精神保健医療福祉に携わるスタッフ5名へのインタビュー調査をおこない、分析をおこなった。その結果、トリエステでは、①人権を意識した場づくりの実践、②個人のニーズに対応した実践、③ソーシャル・インクルージョンを意識した実践、④エンパワーメントによる実践がおこなわれており、その背景には、バザーリアの理念が反映されていることが明らかになった。また、日本への示唆として、①精神保健医療福祉のなかに存在する、当事者と専門職の権力構造の見直し、②制度や支援体制における柔軟性、③多職種による共通の理念と目標が必要だと考えられた。

1. はじめに

1960年代から始まったイタリアの精神保健医療福祉改革は、現在もなおイタリアのみならず、世界の精神保健医療福祉に多大な影響をあたえて

いる. それは、この改革が制度・政策の変革にとどまらず、「精神疾患のある人々の人権」に対する従来の概念を根底から覆し、実践のあり方を変えていったからであるといえる.

アメリカで巨大精神科病院における脱施設化の動きが見られるようになった 1960 年代、イタリアでも精神医療のあり方を問い直す活動が始まっていた。 1961 年に大学の精神科クリニックからゴリツィア精神科病院の院長となったフランコ・バザーリア(以下バザーリア)は、治療よりもむしろ監視をおこなっていた精神科病院の実態を目の当たりにし、精神医療のあり方に疑問を抱いた。当初バザーリアは、イギリスの治療共同体モデルを導入しながら、患者との対話を重視し、治療の場を人道的なものにすべく改革をおこなっていた。しかし、多様な入院患者の治療に携わるなかで、精神科病院における構造そのものが治療の妨げになっていることを認識し、精神科病院の廃絶こそが治療につながると訴えた。バザーリアの精神医療改革は、イタリア全土におよび、1999 年にはイタリア最後の精神科病院が閉鎖され、現在も単科の精神科病院は存在せず、必要とされる精神科医療は地域の精神保健センターで提供され、急性期の緊急治療は総合病院でおこなわれている(Mezzina 2010)。

一方,精神科病院中心の医療から,地域医療中心の精神保健医療福祉体制への一歩をようやく踏み出した日本では,精神障がいのある人々の人権や地域医療の重要性が問われているにもかかわらず,現場の支援体制のみならず,精神障がいのある人々に対する社会的な意識の変化はあまりみられてない.実際に,世界の精神科医療のなかでも大幅に上回っている精神科病床数は,横ばい状態から減少する傾向はあまりみられず,ここ十数年で精神科病床の削減と地域生活支援強化をおこなってきた諸外国と比較しても,その動向は極めて緩やかである.また,精神保健医療福祉の改革ビジョンとして目標とされた,7万2千人の受け入れ条件が整えば退院可能な入院患者の地域移行支援は,10年が経過しようとする現在も,その数値目標は高いハードルとして留まり,中間報告によると,精神科病床数そ

のものはほとんど減少していない(厚生労働省2009),すなわち、日本の 精神保健医療福祉は、精神科病院で生活を継続する精神障がいのある人々 の地域生活の可能性を指摘しながら、 実践における積極的な変革には至ら ず、未だ保護的な姿勢を保っているといえる。こうした日本的なケア体制 から脱却し、新たな段階へと導くためには、国が主導となる政策的な改革 に加え、バザーリアがおこなったような、精神科病院に入院している人々、 これらの人々を支える専門職。そして地域に生活する人々による。「精神 疾患のある人々の人権」に対する意識改革が必要であると考えられる。

日本でも、こうした精神保健医療福祉の現状を懸念する専門職が数多く 存在し、精神科病床を閉鎖するだけでなく、地域の支援システムを定着さ せていったトリエステの実践から学ぼうとする試みも多くみられる.石川 ら(2012)は、トリエステでは、バザーリア亡き後も、バザーリアの哲学 と志を受け継ぐ人材が改革を実現させ、ノーマライゼーション、パートナー シップ、インクルージョン、リカバリー、リジリアンスといった現代の精 神保健医療福祉における重要な概念を実践している場所であると報告して いる、また、小山(2007)は、トリエステのような地域精神保健医療福祉 サービスの実現に必要な要素として、専門職が専門性を活かしながらコ ミュニティのなかで協調し、相互関係と社会構造への意見を反映させてい くことを指摘している. しかしながら. これらの報告は. 精神科病床の削 減と地域実践の実現の困難に直面している日本への、イタリア実践の紹介 に留まっており、トリエステの地域実践の分析を基にした日本の精神保健 医療福祉への提言には至っていない.

したがって、本稿では精神科病院での治療に頼らず、地域で精神障がい のある人々を支える仕組みを展開していったイタリア、トリエステ自治県 (以下トリエステ) の実践に着目し、地域で実践に携わるスタッフからの ヒアリング分析を诵して、現状の制度やシステムのみならず、その根底と なっているバザーリア理念、および精神科病院を撤廃させた精神保健医療 福祉改革が及ぼす地域実践への影響を考察する.そして.その結果を基に

しながら、日本における今後の地域精神保健医療福祉のあり方についての 検討をおこなう。

2. トリエステの改革

イタリア北部に位置するトリエステは、東京都23区の約1/3ほどの面積であり、人口は約20万人といわれている。バザーリアの精神医療改革がおこなわれる以前、20ヘクタール以上の膨大な敷地を有したサン・ジョヴァンニ病院には、1200名の入院患者が存在し、そのうち840名が強制入院であった。1971年にサン・ジョヴァンニ病院の院長となったバザーリアは、1977年の秋に病院を閉鎖するとメディアに発表した。病院長に就任した当初から、バザーリアは病院のヒュマニズム化よりむしろ、病院の閉鎖を目標としていた。この改革の背景には、県知事が共に精神障がいのある人々の解放、「自由こそ治療だ」というバザーリア理念を支持していたからこそ達成できたものであり、イタリア文化における人権意識の強さを物語っている(Schmid 1977 = 2005)。

バザーリアがトリエステの改革において、精神科医として精神科病院を解体するという極論に至った経過には、バザーリアの精神医学に対する視点のみならず、精神医学を超えた関係者を取り巻く社会構成における矛盾がある。バザーリアは、精神科病院の実態を目の当たりにすることで、病院内における医師と患者の関係を含めた専門職と患者の関係は、個人の能力によって決定されるのではなく、医師をはじめとする専門職の持っている社会的な権力によって構成されており、その権力が存在する限り、人と人の関係性を主体とした人間関係の構築をする妨げになると指摘した。そして、精神科病院という権力構造で成り立っている場所がある限りは、治療関係の形成に限界があることを指摘し、精神科病院を無くさなければならないという結論に達した(松嶋 2011)。すなわち、バザーリアは、人権と精神科病院の間に存在する矛盾を消滅させるために、精神科病院の解体に着手したのである。

バザーリアの実践により、1978年には任意および措置検診と治療に関 する規定(後に国民保健サービス制度法へ移行)である180号法、通称バ ザーリア法が成立され、イタリアでは精神科病院への新たな入院を禁ずる だけでなく、措置治療に対する厳しい制限をおこない、強制的な治療とい う考え方ではなく、権利としての治療が保障されるようになっていった (Dipartimento di Salute Mentale di Trieste 2004 = 2006).

3. トリエステの現在

精神科病院での治療に代わり、地域で精神保健医療福祉を担う体制を整 備していったのが1981年に設立された精神保健局だった。その後、治療 だけでなく、予防・診断・介入・リハビリテーションを含める精神保健福 祉におけるサービスを組織的に運営する精神保健措置部門が立ち上げら れ、1995年に現状のシステムとなった。また、精神保健措置部門は、地 区ごとに細分化されたサービスが地域社会のなかで適切におこなわれるよ うに調整し、トリエステのシステムとして組織的に運用されるように保障 するだけでなく、精神障がいのある人々に対する差別・避難・排斥をなく すための働きかけと権利の推准を目的とした。

精神保健局のプロジェクトチームは4つの保健区に分類され、精神保健 センターとして利用者と家族を対象に地域を基盤とした支援を24時間体 制でおこなっている。それぞれの精神保健センターに設置されている8床 のデイケアやナイトケア用のベッドは、1泊から数週間利用が可能となっ ており、その他にも緊急診療、外来診療、デイホスピタル、デイケアセン ターなどの活動がおこなわれている。地域によって精神保健センターが中 間施設、グループホーム、共同生活グループを運営している場合もある (Dipartimento di Salute Mentale di Trieste 2004 = 2006).

トリエステ精神保健センターの活動

バルコラ/ アウリジーナ 精神保健 センター (保健区1)	* 人口: 63,160人 * センター利用者: 768人 * 職員: 精神科医4人,看護師29人,臨床心理士2人,ケースワーカー1人,リハビリテーション士1人,介護士1人,管理者2人 * 夜間宿泊ベッド: 8床
マッダレーナ 精神保健 センター (保健区2)	* 人口: 57,0831 人 * センター利用者: 890 人 * 職員: 精神科医 4 人,看護師 25 人,臨床心理士 1 人,ケースワーカー 1 人,リハビリテーション士 2 人,介護助手 3 人,管理者 2 人 * グループホーム・中間施設・共同生活グループを含む 5 ヶ所のレジデンスがあり,22 床のベッドが確保されている.
ドーミオ 精神保健 センター (保健区3)	* 人口: 63,823 人 * センター利用者: 767 人 * 職員: 精神科医 4 人,看護師 24 人,臨床心理士 2 人,ケースワーカー 2 人,リハビリテーション士 1 人,管理者 1 人 * 小規模レジデンス 1 ヶ所
ガンビーニ街 精神保健 センター (保健区 4)	* 人口: 47,882 人 * センター利用者: 722 人 * 職員: 精神科医 4 人,看護師 20 人,臨床心理士 1 人,ケースワーカー 1 人,リハビリテーション士 1 人,介護助手 3 人,技術員 1 人,管理者 1 人 * グループホーム・中間施設・共同生活グループを含む 5 ヶ所のレジデンスがあり,9床のベッドが確保されている.

(Dipartimento di Salute Mentale di Trieste 2004=2006 より筆者作成)

4 研究方法

本研究では、バザーリアが精神保健医療福祉改革をおこなったトリエス テをフィールドとし、精神保健局による地域精神保健医療システムの展開 を踏まえて、その中核となるバルコラ/アウリジーナ精神保健センターと マッダレーナ精神保健センターのスタッフ4名とマッジョーレ病院の精神 科医師1名に対してインタビュー調査をおこなった。なお、インタビュー 調査の期間は、2012年9月12日から9月14日とした。

インタビューの中で最も重視した点は、バザーリアの改革や理念が現在 のトリエステに及ぼしている影響と、現状における地域実践のあり方であ り、これらの視点を把握するために、具体的な4つの項目による半構造化 面接をおこなった、インタビューの質問内容は以下の通りである。①精神 保健医療福祉に携わる専門職にとってのバザーリア理念はどのようなもの として理解されているか、②トリエステの専門職からみた精神障がいのあ る人々の人権の意味とはなにか、③トリエステで実践をおこなう専門職と しての支援の視点はどのようなものか、④総合病院・精神保健センターに おける活動内容と利用者の概要についてである。これらの項目を焦点とし ながら、それぞれの専門職からみたトリエステの現状についての回答を求 めた

また、倫理的配慮として、研究協力の依頼に際し、研究の趣旨について 文書でトリエステ精神保健局に説明をおこない、調査結果についても、本 研究以外の目的では使用しないことを説明し、了承を得た.

5. 調査結果と考察

インタビューの結果から、精神保健センターの実践では以下の4点に焦 点があてられていることがわかった.

(1) 人権を意識した場づくりの実践

バザーリアが精神科病院の改革に携わって最初におこなったことが、ス タッフをユニフォームから私服にしたこと、そして部屋を人が生活する空 間として適しているものにすることであった.トイレや浴室を新しくしたり、すりきれた家具を最新のイタリアデザインの椅子や机に替えることで、内部の解放に着手した.それは、精神疾患のある人々を尊重し、生活を尊重するという人間らしさを重視した基本的な考えを土台としており、その考えは現在もなお実践の一つとして取り入れられている.精神保健センターのスタッフはこう語る、「生活の中に好きなインテリアを入れたり、好きなデザイナーの作品を飾ったりすることはごくあたりまえのこと.だから、このセンターもイタリアのインテリアコーディネーターがデザインを担当して、より過ごしやすい空間を演出するように手がけられている。家具も壁のデザインに合うように選んだり、それぞれの部屋のコンセプトに合わせて揃えたりしている.」実際に訪問した2つの保健センターのインテリアは、日本の施設でイメージしているようなベーシックなインテリアではなく、それぞれの部屋がテーマごとにコーディネートされ、色使いが豊かな住空間であった.



マッダレーナ精神保健センターのデイルーム

デイケアやナイトケア用のベッドがある部屋についても、「病院のような殺風景な部屋は必要ない.体調が優れないからといって壁で囲われたような部屋に入るなんて、余計に体調が悪くなる.気持ちを整えるために過

ごしやすい部屋を提供すべき」だと語る。この考え方は精神保健センターだけでなく、総合病院の緊急病床にも適応され、壁に掛けられたデザイナーのファブリックボードに、デザインが施されているタンスが取り入れられ、丸い形のデザイナーチェアーがベッドサイドに置かれている。病気であることが、人らしく生活することの妨げになるべきではないという理念が随所にみられる。



マッジョーレ病院の病室

更に、トリエステの実践はこうしたハード面における空間の整備だけではない. 重要なことは、「いくらお金をかけて素敵なインテリアを取り揃えても、広い空間を準備しても、そこで支援に携わる関係性が医師と患者、看護師と患者では何も変わらない. 目の前にある見えない壁は常に存在する. だからこそ、私たちは治療も共同でおこない、病気だけを媒介とした関係性ではない、人と人の関係性の構築を心がける」と話す. 実際にスタッフは誰一人ユニフォームを身につけてはいなかった. 精神科の医師も看護師も白衣を身に纏ってはおらず、専門家と当事者という垣根は最小限にとどめられていた. バザーリアが従来の関係性を廃絶するための方法として、精神科病院の撤廃を唱えたように、現在のスタッフもまた、人権を尊重した人と人の関係性を焦点にした視点を重視しているのである.

(2) 個人のニーズに対応した実践

精神保健センターの唯一の利用条件は、利用者がそれぞれのセンターが管轄する地区に住んでいることである。精神保健センターの利用は、本人や関係者の申請によっておこなわれ、24 時間以内に実施される最初のインテイクによって、支援をおこなうための専門家によるチームが構成される。ここでは、精神科医による紹介も必要なければ、専門員による判定もおこなわれない。精神保健センターのスタッフは、「どんな病名であるかは関係ない。すべては支援を必要としている本人のニーズから出発している。だから、本人ではなく、家族や友人が必要だと感じてセンターに申請に来た場合でも、本人との話し合いを通して、家庭訪問や保健センターの利用が必要だと本人が認識してから支援体制が整えられる。」と話す。あくまで当事者主体なのである。

投薬についてのコメントでは、「精神保健センターの全ての利用者が薬を飲んでいるわけではない、お昼ご飯を食べに来るだけの人もいれば、友達に会いに来る人もいる。お風呂に入りに来る人もいれば、ランドリーを使いたくてセンターに来る人もいる。それぞれが必要に応じて利用すれば良い。もちろん、薬のためにセンターを利用する人もいる。条件をつけて利用者を制限することで、支援や治療に繋がるはずの関係が消滅したりしないように、本人の自己決定を尊重しながら、センターを利用する人の権利も保障する。」病気を中心に考えるのではなく、生活を支援することを重視しているのである。

また、現場では多様なニーズに対応するための視点が示されている.「私たちには相手が必要とすることに、いつでも対応できるような柔軟性が求められる.自宅へ訪問する際も、看護師と共に医師を必要とするならば、医師も同行することもあるし、他の専門職が同行することもある.精神疾患の病名がついていなくても、薬を飲んでいなくても、家庭訪問を希望すれば提供する.サービスを提供するために、条件はいらない」と語る.大熊(2009)によると、医師としてのバザーリアのアプローチは、精神病の

存在そのものを否定するわけでもなく、向精神薬を処方したり、強制的に 治療したりするわけでもない、診断や投薬を主役にしないことで、医師と しての社会的な権力を剥き出しにせず、「病人」ではなく「苦悩する人」と して向き合う、だからこそ、その人が抱えている課題の解決を第一に考え ることができると主張している.

(3) ソーシャル・インクルージョンを意識した実践

バザーリアと共にトリエステの精神保健医療福祉改革をおこない。トリ エステ精神保健センター長を経て、現在はトリエステの世界保健機構 (World Health Organization:以下 WHO). 精神医療保健部門の共同研 究センター長であるメッジーナ医師の報告によると、トリエステの改革で は、精神障がいのある人々が社会の一員としてトリエステの街の中で生活 し、地域の中で個人が望む生活を実現するための社会の構築を目指してき た (Mezzina 2000). トリエステの改革を通して、これまで精神病院とい う柵の中で、社会から排除され続けてきた人々のインクルージョンを達成 したのである。その実践の一つとして挙げられるのが、現在のサン・ジョ ヴァンニ病院である、スタッフによると、「現在のサン・ジョヴァンニは、 病院としての機能は失ったけれど、病院だった建物を再利用して学校を運 営したり、レストランやカフェを営業したり、WHO のオフィースとして 活用されている。また、精神障がいのある人々を含めた社会的弱者が、組 織で勤務する職員の30%を占める社会協同組合として、様々なビジネス を展開している場所でもある. | トリエステでは、病院としての建物を取 り壊して、新たな事業を展開するのではなく、精神科病院だった場所に住 民に来てもらい、活用してもらうことを通して病院が街と一体化する取り 組みをおこなっている.これは、病院が解体される前からおこなわれてい たことであり、バザーリアは、サン・ジョヴァンニの解体運動のなかで、 精神科病院も他の公共の建物と同様、市民がいつでも入れることができ、 院内を自由に歩けることができる場所にすることを目指していた。そし

て、その取り組みとしてサン・ジョヴァンニ庭園のなかに幼稚園を開園させ、住民全体を対象に映画やコンサートもおこなったのである(Schmid 1977 = 2005.)

また、トリエステ全体に広がっている社会協同組合では、ホテル、レストラン、バー、ラジオステーション、建設業、映像制作、農業、酪農、園芸、警備、修理などの仕事がある。これらの活動を通して、「トリエステには300名以上の精神障がいのある人々が就労しており、障がいのある人が一般社会のなかで仕事をすることにより、障がいのある人の権利と生活を保障するだけでなく、共に働く人々にとっても精神障がいのことを知る良い機会となっている」と理解されている。また、スタッフによると、これらの社会協同組合による活動は「特別なことではなく、ごくあたりまえにトリエステのなかでおこなわれており、労働者の権利は組合によって保障されているため、組合で決められた適切な給料が支払われる仕組みとなっている。」トリエステでは、精神保健センターを介してのソーシャル・インクルージョンの取り組みだけでなく、障がいのある人々を孤立させない、排除させない街として、人と人のつながりを構築しているといえる。

(4) エンパワーメントによる実践

サン・ジョヴァンニに勤務していたスタッフはこう語った.「私たちはトリエステが特別な場所であるとあまり意識したことはない. けれどバザーリアがサン・ジョヴァンニを閉鎖していった一つ一つの過程そのものが,入院していた精神疾患のある人々にとってのエンパワーメントであり, 奇跡だった. なぜなら, 彼らはその過程で人権を取り戻していったから. そして, その理念が根付いているトリエステの現場では, 今でも無意識に, 時には意識的に障がいのある人々に働きかける. 全ての人々は平等に生きる力があるのだと.

石川ら(2012)によると、トリエステの改革をおこなう過程では、病院 の所有物としてしか見られていなかった精神疾患のある人々を、一人の人 間として捉えることで、その人がもつ強みや健康的な部分に目を向けるよ うになり、スタッフは病院という場にとらわれることなく、個人として相 手と向き合うようになっていったと報告している。すなわち、こうしたス トレングスを重視した視点で人々と関わることが、長期入院から退院とい うような人生の可能性を信じる選択につながり、それを実現させていく事 例を増やすことで、精神疾患のある人々のエンパワーメントだけでなく. 精神医療保健関係者のエンパワーメントにも繋がっているのだといえる。

また、バザーリアが改革のなかで唱え続けた「自由」という概念を治療 にも取り入れている点もトリエステの特徴として挙げられる。スタッフは 語る。「以前は、向精神薬は症状を抑えるために用いられた。一つの薬が 効かないと次の薬,それも効かないと次の薬というように,私たちは精神 症状を否定的なものと捉え、それをコントロールすることに長い間振り回 されていた. 重要なことは. 症状があってもその人が望む生活を支援し. 自由を保障するということ、それが最も大切なことであり、そのためには 信頼関係がなくてはならないものとなる、医師と患者は民主的な関係のな かで、薬についても考える、 トリエステはエンパワーメント実践として 知られているわけではないが、理念や実践の随所にエンパワーメントの要 素が盛り込まれていることがわかる.

6. まとめと日本への示唆

50年前に一人の精神科医による活動として始まった精神医療改革の理 念が、現在もなお変わることなくトリエステにおける地域精神保健医療福 祉システムの基盤として根付いていることが、インタビュー調査の結果と してわかった. それは. バザーリアの理念が. トリエステの地域精神保健 医療福祉における価値に大きな影響をあたえているからであり、精神障が いのある人々に対する支援のアプローチへの普遍性を示しているからでも ある. すなわち. バザーリアが唱え続けた「自由|「人権|「尊厳 | を尊重 した視点は、本研究で示された、①人権を意識した場づくりの実践、②個 人のニーズに対応した実践, ③ソーシャル・インクルージョンを意識した 実践, ④エンパワーメントによる実践といった形で現場に反映されてお り, その実践を可能にしている街だからこそ, 精神保健医療福祉の先駆的 な実践として、世界に影響を与え続けていると考えられる.

ここでは、これまでに明らかにされたトリエステの地域実践の特徴から 日本への示唆として、以下の3点を挙げる.

(1) 精神保健医療福祉のなかに存在する, 当事者と専門職の権力構造の見 直し

日本にあるほとんどの精神科病院から、窓に付けられた柵は撤去され、 多くの精神科病院は院内環境の改善に力を注いでいる。先駆的な病院やグ ループホームでは、ホテルのような家具を整え、プライバシーを尊重した 個人のスペースを確保している. こうした試みは. 従来の日本の精神保健 医療福祉にはみられなかった、人権を意識した試みの一つであるといえ る. しかしながら、どんなに素晴らしい空間を提供しようと、快適な環境 を整えようと、当事者と専門職の間には見えない壁が常に存在する、治療 や支援という形で、主導権のある専門職が当事者の生活に影響を与えてい る場面や、専門職による保護的な関わりは、日本における実践現場での一 般的な関わりともいえる。こうした権力構造を見直し、主導権を握る専門 職の意識を変えなければ、人と人の関係性を構築することは困難であろ すなわち、地域精神保健医療福祉とは、精神障がいのある人々を病院 から地域に移行すれば良いというわけではない、バザーリアが実践したよ うに、その根底にある権力構造そのものを消滅させなければ意味がないと いうことである.それは、地域中心の支援体制に取り組んでいる.現在の 日本の現場における大きな課題ともいえる.

(2) 制度や支援体制における柔軟性

トリエステにおける個人のニーズに対応した実践とは異なり、我が国で 地域の福祉サービスを利用するためには、一定の条件がある、具体的には、 介護給付サービスを利用するためには、障がい認定区分が設けられてお り、判定なしではサービスの利用を受けることができない、また、利用料 が発生することにより、利用したいサービスがあっても、サービスの利用 を停止するケースもみられる。こうした制度や支援体制における柔軟性の なさは、サービスを必要とする人を孤立させる可能性を高めるだけでな く、治療や支援に繋がる可能性のある関係を消滅させることも考えられ る。特に、精神障がいのある人々は社会的なスティグマだけでなく、内な る偏見から、福祉サービスへ繋げることが困難なケースも少なくない、よ り充実した支援を提供し、地域におけるソーシャル・インクルージョンを 実践するためにも、柔軟性の重要性を検討すべきである.

(3) 多職種による共通の理念と目標

トリエステ精神医療改革の成功の裏側には、共通理念と共通目標があ る。すなわち、現在のトリエステがあるのも多職種の専門家が同じ理念を 掲げ、同じ目標を目指していたからこそ達成できたといえる、そして、現 在もなお、医師・看護師・臨床心理士・ソーシャルワーカー・リハビリ テーション士など、異なる専門職で構成されたチームが同じ視点をもって 実践に携わっている. 本研究でも. 3つの異なる職種の人々からのヒアリ ングを実施したにもかかわらず、全ての質問に対して共通した回答が示さ れている。こうした視点は、それぞれの専門職が横の繋がりを重視する日 本の精神保健医療福祉のなかで、未成熟な部分でもある、職種にかかわら ず、ひとつの目標に向かって、専門職が共通理念をもって支援に取り組む ことにより、一人の当事者に対し、共通認識を持ったチームとして支援す ることが可能となり、より高い効果を得ることができると考えられる、地 域精神保健医療福祉をより効果的に推進していくためには、関係する全て

の専門職が共通のビジョンを掲げ、手を取り合って進んでいくことが求め られる.

7. おわりに

本研究で題材としたトリエステの精神保健医療福祉改革が世界から注目される理由は、精神科病院を撤廃したことだけではない。病院の撤廃と同時に、退院していった人々を地域で支えていくためのシステムを充実させ、新たに支援を必要とする人々に対しても、入院治療という選択肢以外の手段を選択できるように、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れながら、着実に地域を整備していった点が挙げられる。

最後に、我が国でもトリエステと同じように「自由|「人権|「尊厳|を 重視した実践を取り入れ、先駆的な実践として注目されている。浦河「ベ てるの家 | を取り上げたい. 1984年に設立された「べてるの家 | は. 精 神障がいのある人々が人としての人生における悩みや苦しみを取り戻し. ありのままに生きていく姿を支援している(浦河べてるの家 2002).こう した活動について、加藤(2012)は、浮ヶ谷の医学モデル・社会モデル・ 生活モデルを用いながらトリエステとの比較をおこなっている。 医学モデ ルでは、浦河町の川村医師による最小限の薬物治療を用いた、完治を目指 さず病気と共に生きる姿勢を示している.これはバザーリアによる.患者 は専門家の支援のもとで自分の狂気と共存できるという姿勢と類似してい ると考えられる、社会モデルでは、浦河では病院を治療の場とするのでは なく、休む場として位置づけられ、健常者社会へ健常者として復帰するよ りもむしろ、精神障がいのある人々として社会に貢献することを目指して いる.こうした点からも.トリエステの社会協同組合との類似がみられる. また.生活モデルの比較として.浦河とトリエステでは.病気や症状を疾 病ではなく、生活のしづらさとして捉えられており、バザーリアによる病 気や症状を重視しない地域での支援システム構築は、小規模ではあるもの の、「べてるの家」による地域生活支援に類似していると捉えることがで きる.

こうした両者にみられる共通点からも、トリエステの改革で展開された 実践理念を日本の地域で取り入れていくことは不可能ではなく、その理念 を日本社会でいかに形として支援につなげていくべきかということは、「べ てるの家 | の実践からも学ぶ点があるであろう。日本での地域を中心とし た精神保健医療福祉の発展のためにも、トリエステの地域実践から学ぶべ きことは、まだ多く残されている。

文献

- Dipartimento di Salute Mentale di Treste (2004) La Guida ai Servizi di Salute Mentale(=2006. 小山昭夫訳『トリエステ精神保健サービスガイド. 精神病院のない社会へ向かって』現代企画室.)
- 石川かおり・葛西玲子(2012)「イタリアにおける地域精神保健医療システム」 『岐阜県立看護大学紀要』12(1), 85-92.
- 加藤あけみ(2012)「日本における精神障害者の就労に関する一試論 ~障害者 就労施策の経緯を踏まえて~|『静岡福祉大学紀要|8.1-10.
- 厚生労働省(2009)『精神保健医療福祉の更なる改革に向けて』今後の精神保健 医療福祉のあり方等に関する検討会.
- 小山昭夫(2007)「コミュニティ精神科医療サービス実現のために必要な条件-イタリヤ・トリエステ精神保健サービスから - | 『臨床精神医学』36(2). 183-187
- 松嶋健(2011)「フランコ・バザーリアとイタリアの精神改革」『社会情報』21 (1). 63-96.
- Mezzina, R (2000) The Trieste Mental Health Department, facilities, services and programs.
 - (http://www.triestesalutementale.it/english/doc/mezzina_2000_triestemhd.pdf, 2013.5.13).
- Mezzina, R (2010) New Hopes: the experience in Trieste and the critical innovations in mental health worldwide. IMHCN = IAN Conference (Belgrade), May 21, 2010.
- 大熊一夫(2009)『精神病院を捨てたイタリア捨てない日本』岩波書店.
- Schmid, Sil(1977)Freiheit heilt, Wagenbach(=2005, 半田文穂訳『自由こそ治 療だ』社会評論社.)

- 浦河べてるの家 (2002) 『べてるの家の「非」援助論: そのままでいいと思える ための 25 章』 医学書院.
- Warriner, R (2011) Learning from Trieste. Mental Health Foundation of New Zealand, 22.
- * 本研究は、平成24年度科学研究費補助金研究活動スタート支援(課題番号23830098)「精神保健福祉における地域生活支援のソーシャルワークモデルに関する日米比較研究」の成果の一部である.

児童養護施設スタッフトレーニング プログラム開発のための実証的研究

―― 職員の支援技術向上を目指した ペアレント・トレーニング応用の試み ――

 宮
 地
 菜
 穂

 村
 上
 隆

 辻
 井
 正
 次

「和文抄録 |

現在、児童養護施設には被虐待経験や発達障害を有する子ども達が数多く生活しており、職員には高い専門性が求められている。しかし、特に支援技術向上を促す研修機会が乏しく、職員を育て支えるための体制整備は、非常に重要且つ喫緊の課題であると考えられる。

そこで、本研究は児童養護施設に入所する子ども達に対して日常生活場面において直接的な関わりを通して支援する職員に必要とされる基礎的な支援技術の修得を目指したスキルトレーニングプログラムの開発と効果測定を目的として行われた。ここではNPO法人アスペ・エルデの会で実施されているペアレント・トレーニングプログラムを改変した児童養護施設スタッフトレーニングプログラムを、愛知県内の児童養護施設4箇所において施設内研修の中で試行した。研修の前後に実施した質問紙調査を用いてプログラムの有効性を検討した結果、プログラムの目標は達成され一定の有効性が示された。

<キーワード>

児童養護施設、職員、研修、スタッフトレーニング、ペアレント・トレーニング

Empirical research to develop The Child Foster Care Staff Training program:

An attempt to apply Parent Training for increase workers' skills

Abstract

In recent years, many children with histories of abuse and developmental disabilities have lived in child foster care institutions. Therefore, child care workers must work with a high degree of professionalism. However, there are poor opportunities for training to increase workers' skills: therefore, we must establish a support system for such, workers. This study's purpose was to develop a training program to enhance child care workers' skills and to measure the program's effect. The Child Foster Care Staff Training program that we implemented was a modified version of the Parent Training program from the Aspe-Erude no kai, which is a non-profit organization. It was used within residential foster care in four locations in Aichi, Japan. Pre – and post – tests examining the program's effectiveness determined that the goal of the program was achieved and the effectiveness of certain aspects of the program was confirmed.

<Keywords>

child foster care institution, child care worker, training, staff training, parent training

Ī 問題・目的

厚牛労働省が実施した児童養護施設入所児童等調査の結果では、児童養 護施設入所児童の半数以上は被虐待体験有り(53.4%)と報告(2007年2 月1日現在)されている。さらに障害等のある児童も23.4%と、1998(平 成10)年の10.3%と比べて10年で約13%も増加している現況にある. 国は児童養護施設職員に対して、こうした子ども達に対する治療的な支援 を求めており、職員には豊富な知識・支援技術といった高い専門性が必要 となっている.

しかし、児童養護施設では直接ケア職員(保育士、児童指導員)は早期 離職傾向にあることが関係者に認識されている。厚牛労働省が発表した社 会福祉施設等調査結果(2001 年 10 月現在)の児童養護施設従事者の勤続 年数を見ると、児童指導員の52.2%が5年未満(平均8.7年)、保育士の 52.3% が 5 年未満(平均 7.7 年)である. 県単位では例えば. 職員の平均 勤続年数(3.4 年)が入所児童の平均在所年数(4.7 年)より短く、勤続年 数 5 年以内の職員が全体の 80% を占めている(神田ら 2009). また経験 年数5年未満の職員が全体の6割を超えている(宮地2011)といった報 告などもなされている。このような職員の職場定着の悪さは、必然的に児 **童養護施設現場における専門性の蓄積を困難にしている.こうした早期離** 職の要因としては職員のバーンアウト (Goodman, R.2000=2006:150;山 地ら 2006 他) や構造的な問題(宮地 2011) が挙がるなど、複合的な要因 が考えられる。ただ、先行研究は未だ少なく、今後より詳細な調査と分析 が必要であるものと考えられる.

一方、こうした現状への対策に関して、神田ら(2009)は「職員の早期 離職を防止するには、就職後3年間の『不全感』に対する何らかの手立て が必要であろう」と指摘している.しかし.職員を支え育てる仕組みが十 分に整っているか否かについては, 「計画的研修がなされておらず知識研 修が主体であること、OIT(職務を通じての訓練) が意識化されておらず スーパービジョンが明確化されていないこと(萩原 2008)」.「子ども支援 において最も基礎的基本的な支援技術の獲得,向上を促す教育機会が抜け落ちてしまっているのではないかとも懸念される現況が明らかに(宮地2013)」なったこと、アセスメント力の向上に関して「教育を受ける機会や、こうした力を養う教材等が、求めるほどには存在しない(増沢2011)」こと等が、関連の比較的近年の先行研究により把握されている。これらより、専門性向上を促すための体制整備が非常に重要且つ喫緊の課題であると考えられる。

必要な支援サービスを提供するためには、適切に個々の支援ニーズを把 握する必要がある。そのため、国際的には、障害程度に関して知能指数(IQ) と適応状況から評価がなされている。しかし、我が国では、まだ障害の程 度については IQ のみが基準となっており、対人関係や社会性などに日々 の生活や行動上の適応の困難さが明らかであっても IQ が高いと支援サー ビスが提供されない。特に知的障害を伴わない自閉症スペクトラム障害な どの発達障害児・者に対して IQ に依存した評価のみでは、支援ニーズを 十分に把握することが困難である、発達障害は近年、虐待発生のリスクファ クターとして、また被虐待体験が発達障害様状態を形成あるいは促進する といった子ども虐待との関連性の中で理解がなされ、概念が拡大している (増沢ら 2010). これらと児童養護施設入所児童の半数以上が被虐待児で ある現状を踏まえれば、日常的な子ども支援の大前提としてなされるべき アセスメントにおいて、適応状況の正しい把握が必要不可欠であることが 理解される.適応行動に関しては.児童養護施設一箇所(入所児童 45 名 対象)における日本版 Vineland-II 適応行動尺度を用いた調査分析の結 果、適応行動尺度では身辺自立を除く全ての下位領域で標準値を有意に下 回る平均値が示された一方で、不適応行動尺度では内在化問題、外在化問 題,総合得点のいずれも標準値を有意に上回る平均値が示されたとの報告 (宮地ら 2014) がある. 以上より、生活を共にしながら直接的な支援を行 う職員には、子ども達の状態像を行動レベルで適切にアセスメントし、日 常生活の中で適応行動を促進していくための具体的な手立てを講じていけ

る技術が、非常に基礎的な技術として必要になるものと考える.

近年 子どもの適応行動を促進する支援技術の獲得を促す取り組みには 発達障害支援臨床現場で盛んに実施されている応用行動分析学や認知行動 療法をベースとしたペアレント・トレーニング(以下、PTと記す)があ る. 親訓練 (parent training) 研究の歴史について免田 (2011:63) は臨 床研究としての流れを3期に分類しており、第3期(1985年から現在)は 「多くのプログラムの効果研究や」様々な対象者への有効性が確認」され た時期としている.

我が国の社会的養護現場では2000年代に入る頃からPTが徐々に活用 され始め、特に子ども虐待の家族再統合を援助するという切り口から米国 で最大の児童福祉施設である Girls and Boys Town で親支援プログラム として開発されたコモンセンス・ペアレンティング (Common Sense Parenting:以下 CSP と記す) が認識されてきた. CSP はそもそも保護者 対象のプログラムだが、最近では神戸少年の町版 CSP(野口 2008)のトレー ナー養成講座やコモンセンス・ペアレンティング幼児版研修日本事務局に よる里親・児童福祉施設関係者様向け CSP(学齢期・スクールエイジ版) 研修、小舎制養育研究会が主催するロスアンゼルス Boys Town 児童養護 技能研修など、専門職員向けの研修の実施が増え始めている。

PT が国内の発達障害支援領域でさかんに実施され、その効果が確認さ れるに従って「児童養護施設職員など親以外の者を対象とした適用例も見 られるようになってきた (濱口 2009: S80) | と指摘されるように支援者へ の応用の可能性が関係者に認識されてきている。児童養護施設における精 研式ペアレントトレーニング研修(小平ら2012)はその一つとして考え られ、今後 PT を活用した支援者教育が進んでいくのではないかと考えら れる.

そこで、本研究は児童養護施設に入所する子ども達に対して日常生活場 面において直接的な関わりを通して支援する職員に必要とされる基礎的な 支援技術の修得を目指したスキルトレーニングプログラムの開発と効果測 定を目的として行われた.このプログラムを「児童養護施設スタッフトレーニングプログラム」と命名し、以下に示す手順(図1)に従って仮説を実証に導いていった。プログラムの開発および効果測定においては、ペアおよびグループワーク時の観察等の記録や、現状把握表、チームワーク支援実践記録表、チームワーク支援実践後の評価および反省表、主任との事後面接、プリ・ポストテストを基にして量的な分析および質的な分析を実施

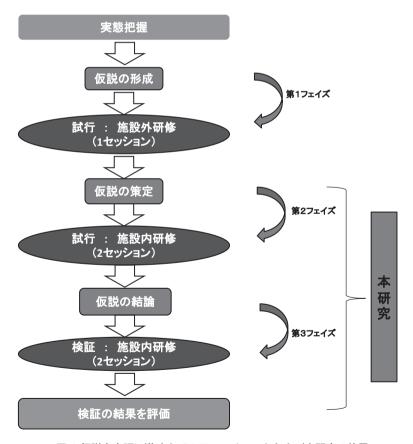


図 1 仮説を実証に導くまでのフローチャートおよび本研究の位置

し. 受講経験前後に生じる職員変容メカニズム等を明らかにしながら総合 的に評価している。しかし字数に限りがあるため、本稿では、量的分析の 結果のみを提示しプログラムの効果を明らかにすると共に. 職員育成にお ける今後の課題を提示する.

Ⅱ 方法

本研究では現在国内で実施されている様々な PT の中から、東海地区の 臨床家や研究者、発達障害当事者、家族らで運営している NPO 法人アス ペ・エルデの会を基盤として開発された PT プログラム (本稿では便官 上、以下、A·L·式 PT と記す)を、児童養護施設の子ども達および職員の 実態に応じて改変したスタッフトレーニング(以下, ST と記す)プログ ラムを用いて職員研修を実施した、養育スタイル尺度(松岡ら2011)を 本研究の対象者に適する項目内容に改変して、支援スタイルを評価するた めに作成した項目等で構成した質問紙調査を研修の事前・事後に実施し、 効果測定および結果の評価を行なった. (SPSS 18.01 for Windows 使 用).

(1) 手順と本研究の位置

ST プログラムの開発的研究は図1に示す通り、まず実態調査(宮地 2011. 宮地 2012. 宮地 2013. 宮地ら 2014 他) から把握した事実を踏まえ て仮説を形成した.プログラムの実施(仮説の試行)にあたり、実施形式 (研修形式) は施設外研修と施設内研修の2パターンに大別されるため. 一般公募によって様々な施設から参加が可能な施設外研修を予備的調査・ 検討する機会として1セッション(第1フェイズ)設定し、仮説を策定し た. 第2フェイズでは, 児童養護施設2ヶ所の施設内研修にて計2セッショ ン試行する中で、仮説を試行し、新たに見出された改良点を基に仮説を修 正した. なお. 改良点として挙がったのは「導入部分の改良」、「反復受講 可能な体制の整備」を行なうことであった、それらは、受講者がより積極 的に受講し効率的にプログラム内容を理解し技術を修得していけるよう導入で受講の動機付けに工夫を施すこと、そして手元に残る資料(冊子)を作成、配布し、復習などを可能にすることであり、プログラム内容自体の修正はなかった。第3フェイズでは、こうして導き出された仮説の結論を用いて別の施設2ヶ所という新しい経験的素材で最終的な検証を行い、全フェイズのまとめを基にして検証の結果を評価した。本稿は第2および第3フェイズをまとめ報告するものである。

(2) 倫理的配慮

本調査は中京大学大学院設置の倫理委員会へ事前に研究計画書を提出 し、審査を受けた、データの管理と研究結果の学会等での公表については、 施設名、児童名、回答者名等の匿名性を保証しプライバシー保護への十分 な配慮のもとに行なう旨を回答者に確認した。

(3) A·L 式ペアレント・トレーニングプログラム

AL式 PT の特徴は、PT を展開する際、現状把握表の作成という活字化を通した作業課題によって、保護者の頭の中を整理しながら進めるという手法である。我が国で実施されている精研式・奈良方式・肥前式など他の主な PT(山下 1998; 免田 1992; 北ら 2009; 岩坂 2012等) は基本として、好ましくない行動を減らす方法、警告とペナルティーの与え方等といった問題行動への対処の仕方つまり介入方法を学ぶ事に力点を置き、子どもの行動修正を目指すプログラム内容となっている。その一方で AL式ではまず現状を行動レベルで捉え、全体像の中で正しく把握しようとする点に1つ目の力点が置かれる。そして、困ったところとして漠然と認識するのではなく出来ているところに気づき誉めて対応できるよう母親の認知を修正する点にもう1つの力点が置かれている。その際のツールとして現状把握表が活用されている。厚生労働省平成 25 年度障害者総合福祉推進事業準においては、AL式 PT は家族支援の導入としてのペアレントプログ

ラムと名付けた「入門編」にまとめられている(図2参照). これらより、A-L 式 PT が複数ある PT の中で最も基礎的な内容のプログラムであるとの判断から、これを ST プログラムへの改変に採用した. なお、A-L 式 PT の有効性に関しては、保護者の精神健康状態の把握に抑うつ状態(ベック抑うつ質問票第二版:BDI - II)を、子育ての傾向として養育態度(養育スタイル尺度:松岡ら 2011)を測定し PT 効果を検討した結果、統計的に効果が実証されている(辻井 2013: 46-47).

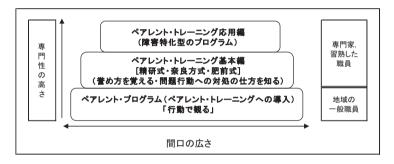


図 2 ペアレントプログラムとペアレントトレーニングの関係, 実施者の想定および家族支援技法の普及の階層

(出典:特定非営利活動法人アスペ・エルデの会(2014年3月発行)の 『厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業報告書家族支援体制整備事業の検証と 家族支援の今後の方向性について』:75 および『楽しい子育てのための ペアレント・プログラムマニュアル』:2 に掲載されている図を基に作成)

(4) ST プログラムの各回の内容およびねらい

本稿では第1~第2フェイズを経て得られた仮説の結論としてのSTプログラム施設内研修版のみを表1に示した.1セッション90~120分,全4回を基本形とし,各回の間で実施すべき宿題が出題される.宿題によって受講回と次回,延いては第1~第4回まで全体に繋がりが生まれ,各回での学びを日々の支援の中で実践し,失敗や成功体験を通して技術を獲得. 定着させていけるよう配慮されている.

表 1 ST プログラム施設内研修版(仮説の結論)

目標	・ 子どもの現状を「行動レベル」で捉・ 職員の協働による計画的な支援の		的な褒め方を身につける。
	プログラム	作業課題	各回のねらい
第1回	- 導入(議義) - STEP1: 正しい現状把握 → 行動で捉える - STEP2: 困った行動への対応 → 環境調整	★作業課題(現状把握表作成1) ・動詞レベルで簡潔に記述 ・3つの観点による行動の分類	「行動」で捉えられようにする。困った 行動への分析視点と対応方法、およ び環境調整について学ぶ。
次回まで の宿題	(1)項目を追加して書き直し、場所、時 行動の出現回数等、カウント数を表記者)又は同僚を一つ褒めることを試み	。環境調整部分は色分けする。(3)	
第2回	STEP3: 行動のカテゴリー化STEP4: 効果的な褒め方STEP5: ターゲット行動の設定	★作業課題(現状把握表作成2) ・動詞レベルで簡潔に記述 ・現状把握表内の項目を カテゴリー別にまとめる	・現状把握のために必要なより広い 視点を学ぶ。 ・ターゲット行動、褒めポイント、褒め 方(肯定的フィードバック方法)を学 ぶ。
次回まで の宿題	(1)現状把握表を完成させる(2部ずつ対して、実際に子どもを褒めてくる。カ		
第3回	-STEP6: 自己覚知-STEP7: 課題設定 (スモールステップ)-STEP8: チームワーク支援(準備)	★作業課題(現状把握表作成3) ・カテゴリー分けの確認 ・カテゴリー名を入れ、表完成	・自己覚知を促す。 ・課題設定の仕方を学ぶ。 ・チームワーク支援のための準備と 共通認識を持つ。
次回まで の宿題	(1)短期的な課題を職員と子どもで共 度)に対して、実際に職員間で共通認 フィードバックする)取り組みをする。 ヲ	識の基に、チームワーク支援の実践	桟として連携しながら褒める(肯定的
第4回	・STEP9:実践の評価	★実践後の評価および反省表作成 成 チームワーク支援実践記録表を 基にして	・チームワーク支援の反省から個別のニーズに応じた適切な課題設定と ターゲット行動に対する褒め方を話 し合う。 ・まとめとして、正しい現状把握、具 体的な支援方法、自己覚知等につ いて、要点をおさえる。

(5) 研修の事前調査 (プリテスト) および事後調査 (ポストテスト) の項目

質問項目は、プリテストは「基礎項目」、「研修機会について」、「現場で必要とされる支援スキルについて」、「支援スタイルに関して」、「支援計画について」によって、ポストテストは「支援スタイルに関して(プリ同様)」、「支援計画について(プリ同様)」、「受講前後の変化について」、「感想(改善点)等」によって構成した。「支援スタイルに関して」は養育スタイル尺度(松岡ら2011)を参考にして児童養護施設職員向けの項目を作成し

た. なお、「支援計画について」の項目は、特に自立支援計画を策定する職員のみに回答を依頼した。第2フェイズでは予備調査として第2回目開始前に実施し分析を行った結果、本項目の必要性が把握されたため、第3フェイズでは他の項目と同様、第1回目開始前に調査を実施した。本稿では考察に必要な項目の集計および分析結果のみを提示した。

(6) 各フェイズの実施過程と基本属性の集計結果

第2および第3フェイズの対象や実施過程等をまとめ表2に示した.参加者数は合計75名,参加者の任用資格は保育士,児童指導員,その他(心理士,調理員,栄養士,施設長)であった.

開発の段階	第27	エイズ	第3フ	エイズ
研修形式	② 愛知県内児童養護施設「A」 施設内研修	③ 愛知県内児童養護施設「B」 施設内研修	④ 愛知県内児童養護施設「C」 施設内研修	⑤ 愛知県内児童養護施設「D」 施設内研修
	年月日	年月日	年月日	年月日
第1回目	2012年 6月5日 (火)	2012年 11月19日 (月)	2013年 5月7日 (火)	2013年 5月28日 (火)
第2回目	2012年 7月6日 (金)	2012年 12月17日 (月)	2013年 5月21日 (火)	2013年 6月11日 (火)
第3回目	2012年 9月21日 (金)	2013年 1月21日 (月)	2013年 6月3日 (月)	2013年 6月25日 (火)
第4回目	2012年 11月30日 (金)	2013年 2月18日 (月)	2013年 6月18日 (火)	2013年 7月9日 (火)
場所:	施設内 (食堂)	施設内 (食堂)	施設内 (食堂)	施設内 (会議室)
時間:	午後 13:00 ~ 15:00 【120分間】	午後 13:30 ~ 15:00 (第2回目のみ 13:00~14:30) 【90分間】	午後 14:00 ~ 16:00 【120分間】	午後 12:00 ~ 14:00 【120分間】
参加者数	計23名 (全職員)	計24名 (全職員)	計12名 (中堅以上の職員)	計16名 (全職員)
平均年齡	33.12	33.82	39.75	27.21
平均 経験年数	7.54	6.55	15.25	3.07

表 2 研修 (ワークショップ) 実施の経過および対象等に関するまとめ

Ⅲ 結果

本研究では有効性を評価する指標として 1) 支援スタイル, 2) 支援計画の 2 つの領域を取り上げた. それぞれについて, より重要な次元を見出すために行った探索的主成分分析に基づいて尺度構成を行い, 得られた下位概念ごとに得点化して下位尺度を定義した. 次に t 検定によりそれらの下位尺度のプリ・ポスト比較を行い, 効果の有無を明らかにすることを目

指した.

尺度構成:2つの領域ごとにプリ・ポストそれぞれを対象として主成分分析を行ったところ、データの絶対数が少なく、安定した結果が得られないことがわかったので、2つのウェーブのプリテストとポストテスト(同一の質問項目からなる)を縦につないだいわゆる vertical data(Ten Berge 1993:52) として主成分分析を行い、得られた主成分にもとづいて改めて尺度を構成した。

1). 支援スタイル

(1) 主成分分析結果

20項目に対する参加者の反応に基づいて、プロマックス回転を伴う主成分分析を行った。スクリープロットに見られる相関行列の固有値の推移と主成分負荷量より、6つの主成分が抽出された。プロマックス回転後の主成分負荷量行列を表3に示した。各主成分に高く負荷した項目の内容を基に、第1主成分を「現状把握」、第2主成分を「職員間相互理解」、第3主成分を「肯定的フィードバック」、第4主成分を「自己覚知」、第5主成分を「チームワーク」、第6主成分を「職場内相談」と、それぞれを命名した。

表3 支援スタイルの負荷量行列(プロマックス回転後)

1	子どものいいところを具体的に10個程度あげることができる。	0.572	0. 232	-0. 088	0.074	-0.099	0. 258
4	子どもの順張って(努力して)いるところを具体的に10個程度あげることができる。	0.624	0.092	-0. 051	0.138	-0.178	0. 236
8	私は子どもの教育方針・支援方針に自信がある。	0.685	0. 225	0.119	0.010	0.053	-0. 280
22	子どもに対する正しい現状把握(見立て・課題設定)が出来ていると思う。	0.780	0. 230	-0. 123	-0.080	-0.067	-0.040
26	指示や声がけの際、子どもが理解しやすい表現方法とはどのようなものか把握している。	0.938	-0.312	-0.059	-0.047	0. 217	-0.124
27	子どもが理解しやすい表現方法を用いて指示・声掛けをするよう心掛けている。	0.706	-0. 239	0.080	0.037	0. 245	0.077
28	職場の同僚其々の得意不得意を大体把握できている。	0.148	0.852	-0.017	0.004	-0. 125	-0.104
31	職場において自分の得意不得意を、同僚に理解して貰えていると思う。	-0. 239	0.700	-0. 128	0.049	0. 295	0.168
32	職場において自分の得意不得意を、上司に理解して貰えていると思う。	-0.046	0.714	-0. 124	0.092	0. 274	0.057
(3)	子どもを叱ることが多い。	-0.081	-0.001	0.914	0.052	-0.122	-0.040
(6)	子どもが言う事を聞かない場合、おどかしたりするような強い厳しい叱り方をする。	-0.082	-0.300	0.842	0.082	0.090	0. 234
7	子どもをほめることが多い。	0.324	0. 262	0.553	-0.109	-0.055	0. 226
23	私自身のいいところを具体的に10個程度あげることができる。	0.036	0.117	0.196	0.741	0.045	-0.024
24	私自身の順張って(努力して)いるところを具体的に10個程度あげることができる。	-0.076	0.167	0.243	0.845	0.060	-0. 218
25	私自身の苦手なところを認識し具体的にあげることができる。	0.043	-0.085	-0. 199	0.732	0.002	-0.025
29	職場で子どもに対するチームワーク支援が比較的うまく出来ていると思う。	0.051	0.041	-0. 016	0. 202	0. 735	0.124
30	職場の会議や引継ぎ等において、子どもの見立てや支援課題の共通認識が得られている。	0.147	0.073	-0. 183	0.070	0.720	0. 131
(9)	子どもは私が気になる行動(あるいは私を怒らせる行動)をすることが多い。	0.061	0.171	0.266	-0. 325	0.570	-0. 251
2	支援で困ったときは、上司や同僚に相談している。	0.165	-0. 132	0.084	0.124	-0.007	0.692
(5)	支援で困ったときに、相談する相手がいなくて苦労することがある。	-0.156	0.142	0.148	-0. 282	0. 106	0.877

(2) 支援スタイル測定尺度の構成とプリ・ポスト比較結果

上記の6つの主成分に対応する各項目を加算して下位尺度を構成し、その信頼性を評価するために、クロンバックのα係数を求めた(表4参照). 尺度値は各項目への反応を「全くそうではない」に[1]、「あまりそうではない」に[2]、「どちらともいえない」に[3]、「少しそう思う」に[4]、「とてもそう思う」に[5]を割り当て、相当得点から算出した平均値を基にプリとポストにおける比較を行なった。その際、尺度値の上昇が本研修の効果として解釈できるよう No.3 及び No.5,No.6,No.9 には、項目の内容から「全くそうではない」から「とてもそう思う」に、[5]から[1]と逆転した得点を割り当て算出した。その結果、職場内相談以外の全てにおいて得点の有意な上昇が示された。

度数 平均值 標準偏差 α係数 t値 白由度 の値 ポス ポスト ポスト (現状把握) 3 06 0.850 -4.38 0.000 (職員間相互理解) 61 61 3 27 3 49 0.86 0 72 0.862 0 745 -2 30 60 0 025 61 0 746 0 665 -2.15 0.036 3 (肯定的フィードバック) 61 3 04 3 24 0 87 0.76 60 4 (自己賞知) 60 2.81 3. 67 0.90 0.80 0.749 0.693 59 0.000 3. 35 0.044 - ハワーク) 61 3 19 0 67 0 78 0 673 0 720 60 6 (職場内相談)

表 4 支援スタイルに関する下位尺度の得点(プリ・ポスト比較)

2) 支援計画

(1) 主成分分析結果

15 項目に対する参加者の反応に基づいて、プロマックス回転を伴う主成分分析を行った。スクリープロットに見られる相関行列の固有値の推移と主成分負荷量の解釈可能性を考慮して、主成分数を3とした。プロマックス回転後の主成分負荷量行列を表5に示した。各主成分に高く負荷した項目の内容を基に、第1主成分を「短期的課題の子どもとの共有」、第2主成分を「課題の職員間共有」、第3主成分を「自立支援計画の有効活用」と、それぞれを命名した。

	1	2	3
16.『短期的な目標(課題)』は、子どもとよく話し合い、合意の上で設定している。	.771	293	.132
10.子どもの入所時には、施設生活の目標・施設の役割について、子ども自身が理解できる言葉で説明するように心掛けている。	.739	.049	090
13. 日常的な支援は、課題達成的に計画的に進めるように心掛けている。	.719	.168	.051
21. 定期的に子どもと、短期的目標(課題)に対する振り返りの機会を設けている。	.682	152	.331
11. 全員に安全で安心した生活を保障するために、施設内での禁止事項を明確に伝えている。	.660	.204	117
(35) . 自立支援計画票は形式的な書類作成に留まり、実際には有効活用されていない。	643	.051	.453
(18).『短期的な目標(課題)』達成のための『具体的な支援方法・手立て』に悩むときがある。	.106	764	.252
34.自立支援計画票は、子ども支援に有効的に活用されている。	.101	.701	098
12. 子どもに対する行動観察を十分に実施した上で、支援計画を立てている。	081	.685	.114
17.『短期的な目標(課題)』は、職員間で十分に共有されている。	.187	.681	009
15. 子どもの『長期的な目標(課題)』については、職員間で十分に共有できている。	285	.625	.281
33.自立支援計画票の作成は、子どもの支援の方向性を確認するよい機会になっている。	.295	.608	.100
19. 全児童の自立支援計画票内容を把握するための機会(会議等)が設定されている。	066	179	.744
14. 退所までに達成すべき『長期的な目標(課題)』は、子どもと話し合い、共有できている。	033	.195	.556
20. 日常的に、短期的目標(課題)を意識した、こまめな声かけを行なうようにしている。	.348	.199	.502

表 5 支援計画の負荷量行列 (プロマックス回転後)

(2) 支援計画尺度の構成とプリ・ポスト比較結果

上記の3つの主成分に対応する各項目を加算して下位尺度を構成し、その信頼性を評価するために、クロンバックのα係数を求めた(表6参照). 尺度値は各項目への反応を「全くそうではない」に[1]、「あまりそうではない」に[2]、「どちらともいえない」に[3]、「少しそう思う」に[4]、「とてもそう思う」に[5]を割り当て、相当得点から算出した平均値を基にプリとポストにおける比較を行なった。その際、尺度値の上昇が本トレーニングの効果として解釈できるよう No.18 及び No.35 については、項目の内容から、「全くそうではない」から「とてもそう思う」に[5]から[1]と逆転した得点を割り当て算出した。プリ・ポストにおける各尺度の得点を表6に示した。その結果、「短期的課題の子どもとの共有」及び「自立支援計画票の有効活用」で、プリ時に比してポスト時有意な上昇が示された。

表 6	支援計画に関する下位尺度の得	退占 (プリ	・ポスト (
4X U	メ 1を引 回に戻り る ビルハタツ た	F尽 しノン	. 11 V I. IL RY 1

		き数	平:	均値	標準	基偏差	α	系数	· t値	自由度	p値
	プリ	ポスト	プリ	ポスト	プリ	ポスト	プリ	ポスト	7 110	日田茂	PIE
1 (短期的課題の子どもとの共有)	46	46	3.23	3.59	0.57	0.57	0.611	0.652	4.73	45	0.000
2 (課題の職員間共有)	47	47	3.68	3.71	0.57	0.54	0.692	0.826	0.42	46	0.674
3 (自立支援計画票の有効活用)	47	47	2.62	3.18	0.55	0.73	0.453	0.479	5.70	46	0.000

3) 効果測定結果とプログラム目標および内容との対応

支援スタイル全 20 項目,支援計画 15 項目それぞれを用いて合成変量を 算出し,その信頼性を評価するために,クロンバックの α 係数を求めた. プリ・ポスト別の合成変量の平均値と標準偏差及び t 検定の結果と共に表 7 に示した.合成変量の比較においても支援スタイルと支援計画共に,プリよりもポストで合成変量の上昇がみられ,有意差が示された.

ж. пл	VX= \/	, ,	2 1 1337	** **31	E C 184-	MID ZE / A U	C 1///L-1/	小田とに				
		平均値	標準偏差	N	t値	自由度	p値	α				
支援スタイル	プリ	3.16	0.50	57	-5.82	5.92 56	5.92 56 0.000	0.000	0.792			
又版へプイル	ポスト	3.48	0.51	57	-3.62	-3.62	-3.62	-3.62	30	56	0.000	0.842
支援計画	プリ	3.23	0.46	45	-2.85	44	0.007	0.803				
又抜訂凹	ポスト	3.36	0.44	45	-2.63	44	0.007	0.778				

表 7 合成変量 (プリ・ポスト別) の平均値と標準偏差及び t 検定の結果

次に、施設内研修版の目標は『子どもの現状を「行動レベル」で捉え、 褒めポイントの見つけ方と効果的な褒め方を身につける.』、『職員の協働 による計画的な支援の重要性に気づく.』であった. 目標を達成するため に設定したプログラムの内容と、それらに対応する下位尺度のプリ・ポス トテスト比較結果をまとめ、表8に示した. 内容に対応する支援スタイル、 支援計画に関する項目から構成した下位尺度得点を見ると、内容に関連し た7つの下位尺度においてプリテスト時に比してポストテスト時に尺度値 の有意な上昇が確認された.

表 8 効果測定結果とプログラム目標および内容との照合表										
		プリ・ポストテスト (尺度値の有意な上昇)								
目標	内容			支援計画に関する項目 下位尺度得点						
	アセスメント (正しい現状把握)	「現状把握」尺度	有り							
 子どもの現状を「行動レベル」で捉え、 変めポイントの見つけ方と 	課題設定の基礎			→ 「短期的課題の 子どもとの共有」尺度	有り					
効果的な変め方を身につける。	自己覚知	「自己覚知」尺度	有り	\						
	具体的な支援方法の基礎	「肯定的フィードバック」尺度	有り	•						
・職員の協働による計画的な支援の	5. / D. /re/4	「職員間相互理解」尺度	有り	「自立支援計画票の 有効活用」尺度	有り					
重要性に気づく。	チームワーク支援	「チームワーク」尺度	有り							

表8 効果測定結果とプログラム日標および内容との昭合表

Ⅳ 考察

プログラム全体では合成変量の有意な上昇によって有効性が示唆された. 目標を達成するために設定したプログラムの内容それぞれに対応する形でプリテスト時に比してポストテスト時に下位尺度得点の有意な上昇が確認された (表8参照).

アセスメント(正しい現状把握)については、現状把握表を用いて職員の認知や思考の活字化を行いながら、頭の中の整理を行なったため、職員の認知や思考が他者からも見える形で残り、しかも時間の経過に左右されることなく記述した時点の状態を評価することが可能となるなど適切な方法であったと考えられた。

課題設定の基礎については、アンケートの支援計画に関する項目全体は子どもの入所段階から退所までの長期的なスパンで支援の計画性を把握出来るよう構成されているが、実際に研修内で実施したのは「ターゲット行動の設定」、「スモールステップ」についての理解と具体的な短期的な課題設定の仕方である。研修の中では課題が子ども自身の中で意識化されると取組みやすくなること、ターゲット行動は子どもの状態と意向を踏まえて設定すること等を学ぶため、「短期的課題の子どもとの共有」、「自立支援計画票の有効活用」において有意な上昇が示されたという結果は、ある程度想定内のものであった。ただ、支援計画に関する項目の検討はサンプル数の少なさから予備的検討段階にあると認識しており、今後サンプル数が増加した後の再検討や、受講後半年~1年を経過した後の変化の検証をするなどして改めて効果測定を試みる必要がある。

自己覚知については、全フェイズを通して自分のいいところ、適応的な 行動に気づき、自分の発達のバラつきに気付いていくという視点で進めら れた、最も上昇が大きかったのはこの「自己覚知」であり、有意義であっ たことが示唆された。

具体的な支援方法については、下位尺度の「肯定的フィードバック」に おいて平均値の上昇が確認されたことから、子どもを積極的に褒めていく 支援スタイルが促進されたと解釈できた.

チームワーク支援では、「職員間相互理解」と「チームワーク」において平均値の上昇が確認された。チームで子どもを"行動で捉える"という言わば共通言語をもって現状を共有し、支援やフィードバックの方法についても具体的に共有できたことが、複数の職員からの一貫性ある支援に繋がったと解釈できた。このチームワーク支援は、上記のアセスメント、課題設定の基礎、自己覚知、具体的な支援方法を個々の職員が修得した上で初めて有効に機能するものである。

よってチームワーク支援をプログラム内で扱う場合には、先述の4つの 内容が必要不可欠であり基礎的支援技術として上記内容を設定したこと は、適切であったと判断された。

Ⅴ 今後の課題

職員の支援スキル獲得は、基礎的スキルの修得(第1段階)と、その上に積み上げる専門的スキルの修得(第2段階)という2段階で捉える必要があり、本研究(ST)は第1段階の、より基礎的基本的なスキルトレーニングとして位置づけられるものと考えている。第1段階では、子ども達の様々なニーズに応えるためのアセスメントスキルを身につけ、発達のバラつきや発達障害、子ども虐待の後遺症としての発達障害等に対する理解を深めると同時に支援計画策定方法および具体的な支援方法(環境調整等)を身につけることが望ましい。さらに対人援助に必須の自己覚知を促すことで、より深い他者理解を可能にし、質の高い支援の実現に繋いでいく必要があるだろう。その上で第2段階としてすでに各地で実施されているプログラム(CSP、セカンドステップ、CAP、TEACCH等)やST応用編などを修得、活用しながら子どもの変容、行動修正を目指し発達を促進していくための各種支援ニーズに応じるために必要となる様々な専門的支援スキル及び、子どもに対する各種教育及びスキルトレーニングを実施できる技術を身に付けていくことを想定している。これは第2段階で修得する支

援技法は、適切なアセスメントで把握した子ども達の個性レベルのバラつきやニーズに適する形で応用的に活用できなければ絵に描いた餅になりかねないと考えられるからである。これらから社会的養護に携わる支援者の技術としての共通部分、所謂プラットホーム(土台)に関する議論を、支援者と研究者との間でより積極的に行い、国内の研修体系を構築していくことが課題として挙げられる。

また本稿では児童養護施設 4 箇所で得られたプリ・ポストテストデータを基にした効果測定を試みており、サンプル数の少なさから結果の一般化という点において限界があった。短期的課題は、より多くの児童養護施設において ST を実施し、十分なサンプル数に達した段階で効果測定に用いる尺度の標準化を改めて行い尺度の信頼性を検証すること、さらに職員のスキルアップを促す機会として積極的に提供すると共に効果測定結果を踏まえて現場のニーズにより適するよう改良を行うことであると認識している。

そして我が国の社会的養護現場の支援者の専門性向上、ケア体制の確立がなされることで、社会的養護現場の子ども達に一層適切な支援が提供されるように、STプログラムに限らず支援技術向上を目的とした研修時に活用できるツールとして様々なプログラムが国内で積極的に開発・提供されることが望まれる。

本論は2013年11月に中京大学大学院社会学研究科に提出された博士学位申請論文「児童養護施設職員のスキルトレーニングプログラムの開発に関する実証的研究 -子どものケア体制確立を目指して-」[122]の一部に加筆および修正したものである。

謝辞

研修に際して本プログラムを受講していただき、本調査にご協力いただきました 児童養護施設職員などの支援者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 厚生労働省平成 25 年度障害者総合福祉推進事業 [指定課題 24] http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/ shougaishahukushi/cyousajigyou/sougoufukushi/h25_jigyo.html(厚生労働 省ホームページ 2014 年 5 月 12 日検索)
- 2) 宮地菜穂子 (2014) 「児童養護施設職員のスキルトレーニングプログラムの 開発に関する実証的研究 – 子どものケア体制確立を目指して – 」中京大学 学術情報リポジトリ

https://chukyo-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=7&item_no=1&page_id=13&block_id=21

汝献

- Goodman, R. (2000) Children of the Japanese State: The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan, London: Oxford University Press. (=2006 津崎哲雄訳 (2006) 『日本の児童養護-児童養護学への招待-|明石書店)
- 萩原總一郎(分担研究者)(2008)厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)『児童虐待等の子どもの被害,及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』(主任研究者:奥山眞紀子),「平成17-19年度総合研究報告書」(2008年3月)における分担研究報告書『子ども虐待に対応するソーシャルワーカー及びケアワーカーのトレーニングに関する研究』
- 濱□佳和(企画・司会)・三鈷泰代・三重野祥子他(話題提供者)(2009)「ペアレント・トレーニング研究の新展開:わが国の最近のペアレント・トレーニング研究の動向と今後の展望(自主シンポジウム C7)」日本教育心理学会総会発表論文集(51)、S80-S81
- 岩坂英巳 (2012) 『困っている子をほめて育てるペアレント・トレーニングガイ ドブック - 活用のポイントと実践例 - 』株式会社じほう
- 神田有希恵・森本寛訓・稲田正文 (2009)「児童養護施設の施設内体験と感情状態 勤続年数による検討 | 『川崎医療福祉学会誌』19(1):35-34

- 北道子・河内美恵・藤井和子編集(上林靖子監修)(2009)『こうすればいまくいく発達障害のペアレント・トレーニング実践マニュアル』中央法規出版株式会社
- 小平真希・伊東ゆたか・持丸由紀 (2012)「児童養護施設における精研式ペアレント・トレーニング研修の実践:児童相談所における施設支援の取り組み (特集 第17回学術集会(いばらき大会))」『子どもの虐待とネグレクト』14(2): 174-182
- 増沢高(研究代表者)・大川浩明・南山今日子他(2010)「児童虐待に関する文献研究(第6報)子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析」『子どもの虹情報研修センター紀要』8:154-162
- 増沢高(2011)『事例で学ぶ 社会的養護児童のアセスメント-子どもの視点で考え、適切な支援を見出すために』株式会社明石書店
- 松岡弥玲・岡田涼・谷伊織他 (2011) 「養育スタイル尺度の作成:発達的変化と ADHD 傾向との関連から | 『発達心理学研究』 22 (2) : 179-188
- 免田賢・伊藤啓介・大隈紘子他(1995)「精神遅滞児の親訓練プログラムの開発 とその効果」『行動療法研究』21:25-37
- 免田賢 (2011)「親訓練研究の歴史と展望 効果的プログラムの開発に向けて (その1) | 『仏教大学教育学部学会紀要』 10:63-75
- 宮地菜穂子 (2011) 「児童養護施設におけるケア職員の離職の意思形成に至る要因 | 『子ども家庭福祉学』10:23-34
- 宮地菜穂子(2012)「子どもの集団生活支援を行う職員が抱える支援の困難さー 児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設の発達障害等の日常的な支援に工 夫を要する子ども達に関する調査結果から-|『子ども家庭福祉学』12:67-79
- 宮地菜穂子 (2013)「児童養護施設職員を対象とした研修の現状と課題 愛知県内の児童養護施設ベテラン職員に対するインタビュー調査から 」『子ども家庭福祉学』13:1-12
- 宮地菜穂子・伊藤大幸・村上隆・辻井正次 (2014)「児童養護施設入所児童の適 応行動 – 日本版 Vineland – II 適応行動尺度による検討 – 」『精神医学』 56 (1): 43-52
- 野口啓示(2008)『被虐待児の家族支援-家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発』 福村出版株式会社
- Ten Berge, J.M.F. (1993). Least squares optimization in multivariate analysis. Leiden: DSWO Press.
- 辻井正次・望月直人・高柳伸哉(2013)「子育て支援として、地域で保育士がペアレント・トレーニングを実施する」『月刊地域保健』44(1):42-48

- 山下敏子(1998)『お母さんの学習室 発達障害児を育てる人のための親訓練プログラム』二瓶社
- 山地明恵・宮本邦雄(2012)「児童養護施設職員のバーンアウトとその関連要因」 『東海学院大学紀要』6:305-313

『東洋時論』誌に見る家族主義批判と女性問題論

志 村 明 子

1 はじめに

1910年(M43)5月発刊の月刊評論誌『東洋時論』は、リベラリズムを 掲げた社会文明批評誌で大正デモクラシーの先駆的存在であった。約100 年前に発行された『東洋時論』を取り上げてここで注目するのは、掲載論 文中に女性問題に関連した論考が、女性専門誌を除外すれば当時の一般雑 誌としては目立って多いことからである。

彼等が日本社会において実現させたいと願っていたのは、西欧流の個人主義を基盤とする経済社会である。そこでは「自立した個人」の確立が重要とされる。なぜ彼等がそのような社会を目指したのであろうか。明治以前の俸禄に基づく武家社会体制が崩壊してから以降、家は武士層出身の彼等にとって生活を保障してくれる場ではなくなってしまった。そのため個々人が経済的に自立する必要性が痛感された。注目したいのは、当時、一般的に「個人」といえば男性を示していたのに対し、『東洋時論』ではその個人の中に女性の存在が排除されていなかったことである。彼等の中で女性も個人として経済的に自立することが提唱されていく。またその視点からの彼等の女性教育論、女性職業論などが編み出されていくのである。このような観点は当時にあっては非常に新しい女性論であった。

だが、そもそも彼等に女性問題を取り上げて論察していこうという意図 が初めからあったわけではないと考えられる。ただ、当時の日本で彼等が 提唱する個人主義、自由主義、民主主義を推進しようとする時、そこに立ちはだかっていると彼等が見なしたのが日本の国家主義であり、また、家族制度や家族主義であった。明治民法成立を契機としてますます強化された明治後半期当時の家族主義は、彼等の主張する個人主義の対極に位置する存在として捉えられている。したがって、それらを批判して消滅させていかなければ自分たちの主義、主張を推し進められないというのが背景にあった。

彼等が日本の家族主義、家族制度を問題化していく中で、浮かび上がってくるのが女性問題である。女性たちこそが日本の家族制度、家族主義の問題性をまさに体現している存在であった。彼等の中で女性問題が明確に意識化されていった。その中で彼等は男性本位の良妻賢母主義を否定し、女性を家庭に縛り付ける家族制度からの女性たちの解放を主張した。また、すでに職業を持って自立しつつある女性たちの存在に注目し、その現実に立脚して女性問題を捉えようとした。『東洋時論』3巻3号(1912.3)の社論に「職業婦人」という表現が登場しているが、これが日本における「職業婦人」という言葉の始まりとされる。これも彼等が女性の自立に連なる女性労働に強い関心を持っていたことの表われを示すものであろう。

『東洋時論』は女性問題専門誌ではないにもかかわらず当時の一般雑誌の中では大々的に女性問題を重要視し、先覚的に女性の経済的自立論を展開していることが注目できる。この小稿では、『東洋時論』で展開された家族主義批判、女性問題論を取り上げて考察することとする。なお、女性問題論としては、彼等の女性の経済的自立論と深く関わる女子教育論と女性職業論を中心に取り上げる。

2 『東洋時論』とは

『東洋時論』は1910年5月号から発刊され、主宰植松孝昭の死亡により1912年10月号で終刊となった社会文明批評月刊誌である。通巻3巻30

号になる。この『東洋時論』発行の母体となっていたのは、経済専門誌旬刊『東洋経済新報』を出していた東洋経済新報社である。『東洋経済新報』の創刊は、日清戦争後の1895年(M28)である。その初代主幹(社長兼編集長)の町田忠治は、視察先のロンドンで『エコノミスト』や『スタティスト』など経済誌がイギリスの経済界に大きな影響力を及ぼしているのを知った。彼は日本にも同様の雑誌が必要だと考え、31歳で経済雑誌創刊を決意した。町田は後に政治家に転身し、立憲民政党の最後の総裁となった人物である。

『東洋時論』の初代主宰となった植松孝昭が入社する頃の東洋経済新報社には、早大教授であり学長にもなった天野為之が第2代目の東洋経済新報社主幹として経営に関わっていた。彼は自由主義者と見なされている。天野は自由主義、個人主義、民主主義、自由貿易、国際協調平和主義などを主張していたが、これらの姿勢はやがて『東洋時論』発行の中心となる天野の教え子だった植松孝昭や三浦鉄太郎たちに大きな影響を及ぼした。当時の東洋経済新報社の歴代主幹を見てみると、町田忠治、天野為之、植松孝昭、三浦鉄太郎、石橋湛山などと続いているが、『東洋時論』発行に重要な関わりを持った植松、三浦、石橋が『東洋経済新報』の3代、4代、5代目の主幹を勤めていることがわかる。東洋経済新報社は、現在『週刊東洋経済』、『会社四季報』、『就職四季報』などを出版している。

『東洋経済新報』はイギリス流の自由主義の取入れを計った。健全なる経済社会は、「個の確立」なくしては実現できないとし、その実現のために必要となる知識や情報を提供しようとした。彼等は「自立した個が構成する社会」を目指そうとしたが、『東洋時論』ではこの「自立した個」の中に、男性のみでなく女性も含む見解が展開されるのである。

『東洋時論』の初代主宰となった植松孝昭は、彦根藩の武家出身で、1876年 (M9)に出生し、1912年 (M45)、肺結核のため36歳で死亡している。 彼は1896年 (M29)、20歳で東京専門学校(現早稲田大学)英語政治科を優等で卒業した。そこで自由主義者天野為之に出会い、その薫陶を受け

た。在学中にアダムスの公債論を訳したり、コーン財政学の翻訳を担当したりした。1898年(M31)、22歳での東洋経済新報社に入社後、1901(M34)年に25歳で喀血し、葉山で半年静養した。その後、東洋経済新報誌上で財政経済関係を担当した。1904年(M37)には日露戦争で召集されたが、1906年(M39)、再び東洋経済新報社に復帰した。1907年(M40)、植松は天野に次いで東洋経済新報社の第3代目の主幹となった。日露戦争後、植松が主幹となった頃から政府の財政を無視した軍拡を批判し、民本主義や普通選挙支持を打ち出して行く。

1910年、植松孝昭は新しく創刊されることとなった『東洋時論』の主宰として雑誌発行の責任者となったのである。『東洋時論』発行のねらいは、『東洋経済新報』が専門とする経済方面以外にも、思想面、社会生活面、文芸面なども取扱う総合的な社会文明批評を扱うことにあったと考えられる。創刊の辞において、『東洋時論』の使命を「新時代の建設に貢献すべき、内外百般の健全なる新思想を紹介し、社会の革新を目標として、光輝ある将来の運命を担当すべき第二の国民を呼び起こすに在り」と掲げた。第二の国民とは、時代の行き詰まりを打開するため明治維新に代わる「第二の維新」を彼等は求めたが、その成立によって生まれる新しい国民像を示す、と考えられる。なお、創刊号巻頭論文は早大創立者大隈重信の「現代社会の低気圧」である。

1912年6月6日の編集会議中、植松は肺結核の再発で喀血し、再び葉山で静養することとなった。8月23日、病状が悪化し、9月4日、東京の病院に入院したが、9月14日、36歳で永眠した。植松は在職中はほとんど無休状態で編集、編著、経営に従事した。著書には、『自由貿易乎保護貿易乎』、『明治史伝』、『維新革命史論』などがある。また、彼の編纂監修の下、『明治金融史』、『明治財産史綱』、『37,8年戦役及戦後の経済』などが出された。なお、彼が病で倒れた時、『東洋時論』で「維新革命史論」を掲載中であった。植松が死去したことで、『東洋時論』は終刊となった。

それだけ植松の存在は大きかった。ということはこの雑誌は植松あっての 存在だったということになろう。

『東洋時論』の初代副主宰を勤めた三浦鉄太郎(1874~1972)は、主に経済問題、労働問題方面を担当した。三浦もまた植松同様東京専門学校に学び、天野為之の薫陶を受けた。1899年、植松より1年遅れて師の天野が主幹となっていた東洋経済新報社に入社し、論説を執筆するようになった。その後、『東洋時論』が発行されることになるとその創刊時から副主宰として参加した。彼は帝国主義を批判し、小日本主義を提唱した。石橋湛山の小日本主義は三浦の考えを継承、発展させたものといえる。彼らは帝国主義的な海外進出論の大日本主義に対抗し、小日本主義を唱えたが、このことは当時の中国への進出論をいかに捉えるかに関わっていく。1912年、植松の死亡後、三浦は『東洋時論』の発行を停止してそれを『東洋経済新報』に併合し、東洋経済新報社の主幹に就任することとなった。

『東洋時論』発行2年目の1911年、石橋湛山(1884~1973)が三浦鉄太郎に見込まれて編集委員に加わった。彼は主に文芸評論を担当したが、女性問題にも深い関心をよせていた。同時期に平塚らいてう等によって結成された青鞜社に注目し、「新しい女」を名乗る彼女たちに批判的な当時の世評を排して彼女たちを擁護し終始好意的な視線を向けた。また、羽仁もと子の自由学園を支持したり、市川房枝や奥むめお等の活動を援助したりした。

他に『東洋時論』の執筆者として早大出身者、リベラリスト、社会主義者(片山潜、安部磯雄、木下尚江)などが加わった。

だが、当時の他の一般雑誌に比較して女性問題を多く取り上げながらも、『東洋時論』には女性執筆者がほとんど見当たらない。それはこの雑誌が早稲田出身者のリベラリストたちを中心に発行されたことと大きく関わっていよう。当時の早稲田は女性の入学を認めておらず、したがって、早稲田出身の女性リベラリストが存在していなかったことに所以している。唯一文芸欄で執筆した与謝野晶子以外に日本女性の執筆者が見当たら

ない。与謝野は選歌以外に「時論 男女対等の生活」(2巻8号)を載せている。しかし、誌内で掲載された女性問題に関連した外国文献には女性執筆者によるものがかなり多い。

ついで『東洋時論』発行当時の女性問題をめぐる言論的背景を見てみる。

『東洋時論』発行以前、治安警察法が公布された1900年(M33)には、福島四郎が『婦女新聞』を創刊したが、すでにその執筆者の多くが当時の著名女性であったのに対し、その10年後に発行されたにも関わらず『東洋時論』には日本女性の執筆者がほとんどみられない点で、両者は異なる。1903年には堺利彦が『家庭雑誌』を創刊し、すでに女性の権利、経済的独立、恋愛の自由論を展開した。ここでの女性論は『東洋時論』の女性論を先取りしていたといえよう。1904年にはベーベルの『婦人論』の抄訳が『婦人問題の解決』(幸徳秋水、堺利彦訳)と題して出ている。1907年、福田英子によって世界の女性の動きを捉えようとする『世界婦人』(1909・8 廃刊)が出された。

『東洋時論』が創刊された 1910 年には大逆事件検挙が生じたが、この事件は彼等にも深い影響を及ぼしている。また、この年には、河田嗣郎著『婦人問題』が出た。良妻賢母教育は女子を一定の型に押し込め、男子に便利で有用になるようにつくるものと批判し、男女共学を奨励した。また、女子に経済的独立を保障する道を与えるべきと主張した。当時としては進歩的なこれらの主張に対して、家族制度を破壊する恐れがあるとして文部省から絶版を求められた。このような社会的背景の中にあって『東洋時論』でも河田と同様の見解が展開されていく。

『東洋時論』創刊の翌年の1911年に『青鞜』が発刊されている。彼女たちに批判的で好奇的なまなざしを向けた世評に対して、『東洋時論』では好意的な見方を示している。石橋湛山は第3巻8号において「青鞜の人々について、いづれ段々日本にも真面目に世の中を観る婦人も出て来るだろうし、また青鞜の人たちにしても、あんなことをしてをる内には、本当の処へぶつかって来ることと思ふが故に、さう一概に心配したり、非難した

りすることは早計である。」(「評論 7月の雑誌の婦人論」)と述べている。『東洋時論』が終刊となる1912年、新真婦人会が西川文子、宮崎光子などによって結成され、『新真婦人』が発行された。『東洋時論』より遅れて1916年には『婦人公論』が創刊されている。

以上、『東洋時論』についてみてきた。

3 家族主義、家族制度批判と個人主義論の展開

当時の日本で、『東洋時論』が基本的信条とする個人主義、自由主義を 推進させようとする時、そこに立ちはだかると彼等がみなしたのは日本の 家族制度であり、家族主義であった。それらを批判していかねば日本社会 は前に進めないというのが、この雑誌の基本的姿勢だった。彼等の個人主 義の主張が家族主義への批判へと向かわせたのである。このような彼等の 経済社会論の模範となっていたのがイギリスである。この社会観はまた彼 等の女性問題論と深い関わりにある。そこで彼等の個人主義論の観点から の家族主義、家族制度批判論を考察することとする。

ここではまず、彼らの基本的信念、信条、姿勢を探るために『東洋時論』 の社論をみることとする。社論は、無記名だが、主宰等編集委員が論述し ているので彼らの意向が直接的に伝えられていると見なせるからである。

まず、「社論 我国粋は個人主義に存す」(1巻3号)を見ると、そこでは個人主義をとるべきか、家族主義をとるべきかとすれば、当然の帰着は個人主義にあると彼等の基本的姿勢を示している。その根拠は、封建社会では生活の単位は家であったが、今日では個人であることにあるとする。昔は職業を家に与え、その家が如何なる個人によって成立つか問わなかったが、今日は職業を個人に与え、その個人が如何なる家の人かは問わない。このように昔は家を本位としたが、今日は個人が唯一の本位で、唯一の単位であるという。したがって、政治も経済も法律も制度もみな個人を本位として組み立てられるべきだという主張が示されている。また、倫理の基

本も個人を本位とするのは当然であって、夫の家を本位として個人を従属 的位地に置くような旧来の家族主義道徳には道理がないとするのである。

しかし、彼等の考えとは異なって、日本は家族主義の国であり個人主義の国ではないとか、家族主義を捨てて個人主義を取るのは日本の国体を無視し西洋の風俗を輸入するものであるという主張に対しては、この社論は家族主義は経済の上で個人性の発展を妨害したように進歩の妨害をするが、他方個人主義は家族主義の圧迫に抵抗して改革進歩の動機を成すと反論する。以上のような観点から家族主義ではなく、個人主義を進めるべきだという立場を明らかにした。

また、「社論 父兄の権威衰ふ」(2巻2号)では、「家を基礎とする旧家族主義」に対抗して「個人を基礎とする家庭建設」という新運動が勃興していることを指摘する。旧来式のあり方の「家」に変わる言葉として、新しく「家庭」という用語が用いられるようになって新しい家族のあり方が模索されるようになってきたことが背景にある。「家庭間における新旧思想の衝突(つまり家本位と個人本位の闘争)が今日の社会において顕著な現象となっている。封建社会では、一切の生活の基礎および保障は家にあって、個人にない。のま建社会では、一切の生活の基礎および保障は家にあって、個人にない。)したがって家を代表する家長の家族に対する権威は絶大であった。しかし、現在、家の意義は減失した。財産は個人に帰し、職業は個人の自由に開放された。」このように生活の基礎が家から個人に移っている現実を指摘し、過去の家本位時代から現在は個人本位の時代に移行していることを明示した。

さらに「社論 家族制度の倫理的価値如何」(2巻4号)では、個人主義の立場から家長権否定論を展開し、次のように述べる。「今日国家組織の単位は個人であって家ではない(納税義務、兵役義務)。いわゆる家長権の如きは事実上成立たない。何等拠るべき基礎なくして、父兄が個人自重の動機を圧服して絶対家長権を振るうのは、不当である。」とすでに個人単位に立脚した社会が確立していることを示し、家族主義、家族制度の

あり様を批判した。

「社論 家庭の改革」(2巻12号)では、旧来式の家に替わるものとしての家庭実現のための提案を出している。提示された3つの家庭改革の第1点は、家風の桎梏を撤去することをあげる。腕次第、能力次第の自由平等の現在、父子相伝の職業がないのだから父子相伝の家風もあるべからずのはずである、とする。第2点は、夫婦を家庭の出発点とすること、つまり夫婦単位の家庭にすることである。第3点は、親子の別居制を励行することである。婚姻と共に親子別居制をとることを勧めている。これら3つの家庭改革案の中に示されているのは、これまでの家族主義的な直系家族のあり方ではなく、彼等が求める夫婦単位の近代的家族論の提唱である。

最終号の「社論 維新後婦人に対する観念の変遷」(3巻10号)では「産業上、政治上は西洋の個人主義的、自由競争的組織を採った。然るに他方、私生活上には、未だ家族主義的の社会制度が全く倒潰せずして残存しておった。・・・家族主義の立場に立ちながら而も新しき時勢にも当てはまる実用的婦人を作ろうというのが、今の良妻賢母主義である。しかしこの良妻賢母主義というものは実は頗る不徹底なる実用主義である。これは過度期の産物であって、決して今日に於いてもなお採用せらるべき有効なる主義ではない。」しかも「良妻賢母として存立するには、家禄、家業があって家長たる男子の生活保証が得られればこそである。しかし、最早そのような生活保証はない。」したがって、速やかに良妻賢母主義教育をやめ、女性たちが早く社会上経済上の地位を自覚してそのための対処を図るべきだとすが早く社会上経済上の地位を自覚してそのための対処を図るべきだと女性の自立を促す。もはや個人を単位とする社会に至った以上、家族主義的な制度をやめるべきだとするのである。

以上、『東洋時論』の主義主張が最もよく反映されているといえる社論の中の家族主義批判論とともに個人主義論をみてきた。以下には『東洋時論』掲載の他論文の主張をみることとする。

『東洋時論』主宰の植松孝昭の「経済上より見た我家族制度論」(2巻8号)では、家族制度と今日の経済組織とは多くの点で相容れないところが

あることを指摘し、個人を基礎とする社会になっていることを強調している。その第1点は、家族的共産主義が今日の経済上の要求と相容れないこととする。経済組織の原則は、各人は相当する程度において力一杯に働き、その働きに応じて報酬を得る個人本位となっているからである。第2点は、家族の単位は経済の単位と一致しないということである。今日の経済社会では家族は必ずしも生産の単位ではなく、個人が生産の単位になっていることである。第3点は、家族の情実は業務においてはひとつの弊害になるという。最後に、家風の束縛の害をあげている。身分職業の選択は、人々の社会上の境遇に応じ、その人の自由に属するべきものであるからである。以上、4点をあげて家族主義が現実の社会体制にそぐわないものとなっていることを示している。

しかし、植松は家族という存在を全面的に否定しているわけではない。 その意義も認めている。第1点は、家族がその家族員に対して万一の場合 における救済単位としての責任を保存するからである。第2点は、家族制 度の連結は家族団らんの和楽をその生命とすること。第3点に、家族がそ の力の許す程度において、その家族員の教育上の補助単位となる点をあげ ている。植松は、家族主義、家族制度には大きな問題点もあるが、家族に はその意義もあるのでそれを活かすとする。

また、『東洋時論』副主宰であった三浦鉄太郎こと鉄牛は「井上博士の家族制度論に就いて」(2巻10号)で、井上哲次郎の『東亜の光』(1911・9)での家族制度が亡びると我国特有の忠孝道徳が亡びてしまうという考えに対して、「家族制度は維持していかねばならない程の絶対価値のあるものであろうか。家族制度が過去に於いて必要であり、善制度であったとしても、今日これが不適当になった場合には、・・・之をすてて不可なる理由はないはず。家族制度が亡びると、我が国特有の忠孝道徳が亡びてしまうと憂えられるが・・」と井上哲次郎の家族制度の絶対的価値論に疑問を呈した。

以上、『東洋時論』で示された日本の家族制度批判、家族主義批判とそ

れらに連なる個人主義論を見てきた。彼等が実現させたいと念願していたのは、自立した個人を構成要素とする社会であった。また、経済的に自立した個人から成立する社会であった。そのためには家族主義、家族制度のしばりから解放された個人の確立が前提となるが、自立した個人の確立の前に立ちはだかるとされるのが、家族主義であった。したがって彼等の理想とする社会成立のためにはどうしても家族主義を乗り越える必要があった。それが彼等の主張の基本線であった。

4 女子への職業教育論

『東洋時論』には女子教育論が多く掲載されているが、それは彼等においては女性問題の中でも特に女子教育が重要視されていたことを物語るものである。それには当時、女子の中等教育在学生や高等教育在学生が増加していたことも背景にあろう。すでに女子の職業教育も登場していた。1886年、女性教員養成の高等師範学校女子部(1890年には女子高等師範学校)ができた。1891年には高等女学校が登場した。1900年代は私立の女子高等教育の草創期となった。1900年(M33)、津田梅子が女子英語塾を設立し、他に東京女医学校、女子美術学校、共立女子職業学校など職業系の学校ができた。その翌年には成瀬仁蔵が日本女子大学校を設立している。

ここでは特に彼等の個人主義や経済的自立論の観点に立脚した女性教育論を中心に考察することとする。『東洋時論』は、個人主義、自由主義の立場を掲げているところからそれが彼等の女子教育論にも反映されている。その女子教育論の特徴が4点あげられよう。第1の特徴は、家制度に基づく家族主義的な良妻賢母主義教育批判となっていることである。「女子の本分は家庭にある」という考えの下、料理裁縫など技術重視の、人格陶冶を目指さない実用主義教育が批判された。家族主義の下、女性が家を守ることと合わせて、国家の担い手を育てることの重要性を女子教育の理念に据える日清戦争後の国家志向的な女子教育論への批判的なまなざしが

展開された。第2点は、女子の経済的自立力を高め、職業生活に結びつく職業教育の推奨である。この点についてこの節で主要に考察する。第3点は、教養を重視する女子教育の主張である。女子教育の内容、レベルが男子用に比べて軽視されていることへの批判であった。

最後は、男女共学論である。欧米での男女混合教育が紹介されている。 当時の日本の教育事情をみると、1879年の教育令で男女別学の大原則が 打ち出され、男子専用とされるにいたった中学校から女子は排除されてい く経過をたどることとなる。男女別学が原則化された 1879年にはまだ中 学校に在籍する女子は 2747人であったが、翌年には 389人と激減し、1884 年に至るとついに女子の在籍者がなくなっている。このように急速に男女 別学が進んでいった。1886年には男子を対象とする中学校令・帝国大学 令が出され、高等教育は男子専用のものとなる。1891年の中学校令改正 で「高等女学校」という名の下に、先に中学校から排除された女子の中等 教育が築かれることとなる。1899年の高等女学校令の趣旨は「中人以上 ノ家二嫁シ賢母良妻タラシムル」ような女性たちを造りだすことであっ た。一家の主婦となって良妻賢母たることが女子の天職としてそのために 必要な教育を女性に施そうとする。性差を強調する男女別学の中で男子教 育とは異なる教育目標が女子教育として実施されていくこととなる。

以上あげたこれら4点のなかでも、彼等の女子教育論として女性の個人 としての自立に深く関わる職業教育論が最重要視されていたといえる。

まず創刊号の「時論 女子教育の将来 女子教育の目的」は、ブローダ教授の「女子教育の将来」(ドクメンテ デス フォルトシュリッテス 1909·10)と鎌田栄吉二人の『家庭』誌上の女子教育論の要約紹介である。特に前書では、約20年前からの手工労働者家族や農業家族の解体に伴い、女性が女子労働者、商業使用人として、もしくは自己独立の職業にて生活の途を求めるようになり、従来男子のみに必要とされた職業教育が今では全ての女子にも必要物となったと告げる。そのため女子の職業学校や商業学校が設立され、また、一層高尚な職業に就こうとする中流以上の子女は

中等、高等学校に行くことが紹介されている。また欧米においては男女混合教育が実施されているが、女子教育一般の発展傾向は青年男女に共通の教育を施し、学問的かつ職業的に教育し、独立の所得者として家計を負担できるような教育にあるとする。この論文では欧米での女性への職業教育や男女共学が紹介されているが、これらに対する彼等の肯定的態度が読み取れるとともに、日本への取入れを目指していることがわかる。

「社会統計 女学生の増加」(2巻4号)では、女子教育の発達は著しい趨勢で、在学生数が10年間で6倍半に増加していると示す。約28.000人から160.000人に増加し、男子学生の半数に近い数字となった。しかもその7割が職業教育ということであるとして、その背景に女性が職業に就きつつある現実を確認している。実際社会においても職業教育が当時の女子教育として重視されている現実を統計的に明らかにしたものである。

ついで「社論 女子の職業教育の熾盛」(2巻5号)では、女子教育が職業教育に熾盛を極めつつあるのは何を意味するのかとして、それは女性が職業教育に赴くのは自活の要求に迫られたからであるとする。生活難、経済上の圧迫から女性は自活の要求に迫られていたが、その背景に結婚難があるという。当時、30~40歳の未婚者は、男子100人中28人、女子25人と、晩婚化、未婚化の著しい現代からから見ても当時もすでに未婚者がかなり多い数値がみられる。未婚女性の多くが親の厄介になるか、自分で働いて衣食するしかない。他方で近代産業の発展に伴って女性の職業領域が拡張していたので、結婚によって生活を支え得るという保証のない限り女性も男性同様自力に依頼して生活を支え得る方法を備えることが必要となる。そのような背景の下、女子が進んで職業教育に赴くと捉えるのである。当時の女性も自分の力で生活する手段として職業教育を選択するようになったことが描き出されている。

以上見てきたことからも明らかなように『東洋時論』の女子教育論の重要な観点は、女性の経済力育成に結びつく職業教育の推進にあった。女性の経済的自立を主張する彼等は、その基盤となる女性への職業教育論を展

開したのである

他に『東洋時論』に掲載された女子教育論には、教養主義的教育論が多い。それは女性が個人として確立するための基盤となる教育である。また それらは、良妻賢母主義教育論に対抗する教育論となり、良妻賢母主義教育に批判的な『東洋時論』の立場に基づくものである。

まず、日本女子大設立者の成瀬仁蔵「女子教育の真目的」(1巻2号)は、「私は先ず日本の婦人を教育し婦人の人格を進め、思想の自由、選択の自由を与え、個人としての性格を発達させることが根本的に必要だと思う。」と、成瀬仁蔵は性差論に基づく良妻賢母主義教育的な実用主義教育を批判し、それよりも自分から考えることができ、自分の意思で活動できるようにする女子の「人としての」人間教育の重要性を唱えている。

速水幌「男女教育の平等を主張す」(2巻1号)では、女子に高等教育は無用、実用的な技術を習得させる方がいいという良妻賢母主義教育論からの女子高等教育否定論への反批判論が展開されている。「教育の要は、完全な人格を陶冶するにある。女子の高等教育を否定するは、女子に完全なる人格を要せずということに帰着する。」と述べる。

さらに向軍治「女子教育に関して家族主義者に誨ゆ」(3巻3号)では、 家族主義の女子教育論として唱えられる良妻賢母教育を批判し、男子教育 と同様に女子教育も個人主義に拠るべしとして、独立して自己の生計を営 みうることを重視する女子教育論が示されている。女子教育において最も 力を入れるべきは、技術教育よりもむしろ思想主義の教育だという。女子 教育においては、第一に外国語を盛んにし、科学教育、音楽教育、法制経 済教育が重要だとする。家族主義的良妻賢母教育ではなく、個人主義を基 盤とする女子教育の主張である。

明治期以降の女子教育の流れをみると、大別して明治初期には欧米式の女子教育を取り入れた男女対等的な教養重視教育が広まった。ミッション系女学校は、都市部の開明的知識人や上層の女性たちに比較的高度なレベルの学問を英語で教育したりした。フェリス和英女学校、同志社女学校、

立教女学校、梅花女学校などである。

しかし、明治後期になると、女性は男性とは異なる存在であることを強調する女性の特有性重視の女子教育へと移行して行き、教養科目の時間数の減少と低いレベルの教育内容設定に至る。いわゆる良妻賢母主義に基づく良妻賢母教育である。他方、中流階層以上の家庭の女子を対象にした教養主義を加味する良妻賢母育成教育も出現する。それらは家父長制的な家族主義を基盤とする家事や裁縫など家庭的技術を中心に教育するいわゆる良妻賢母主義教育には否定的で、教養教育や人格教育なども併せて加味する女子教育であった。しかしながらいずれにしても教養主義教育から良妻賢母主義教育への移行・確立に連なっていく。

『東洋時論』では女性の職業教育論が重視されたが、前述したように職業教育としては、1886年、高等師範学校女子部(1890年には女子高等師範学校)で女子教員養成が始った。他に、医師、薬剤師など資格と結びつく職業教育が出現した。1900年代になると私立の女子高等教育の草創期として、女子英学塾(津田塾)、東京女医学校、女子美術学校、共立女子職業学校など職業教育系の学校ができた。また、日本女子大学校、東京女子大学など教養教育系の学校も出てくる。

このような女子教育の状況の中で、重要視されるのは『東洋時論』が女性の自立に連なる職業教育を擁護し推奨しようとしたことである。女性が経済的に自立して生活できるようになる手段を取得するための女子教育である。

5 女性の経済的自立論の登場

『東洋時論』の女子教育論においては、家族主義的な良妻賢母主義教育を批判し、女性の経済的独立を導き出す職業教育を重視していたことを述べてきた。女性職業論においても、女性の経済的自立論に立脚して論述されている。まず、彼等の基本姿勢が明確に見ることのできる社論における

女性職業論を取り上げていく。

「社論 女子職業熱の勃興」(1巻2号)で、当時日本の著しい社会現象の一つとして女子職業熱の勃興をあげている。すでに下層女性たちを中心とする女工の他に中流下層の女性たちが、鉄道、郵便、銀行等の職員、他に学校教員、医師、看護婦、産婆、薬剤師、弁護士などになって職業に携わっているという。というようにすでに多方面の職業に従事する女性が多くなっていたことが示されている。それまで男子の付属物にすぎないとされた女子が各方面の職業に従事していることを示し、女性はもはや男子の陰に隠れている付属物ではない、社会の表面に現れて社会的に活動する存在である、とみなす。

社論は、女子職業熱の勃興はいいかえれば女性の自由運動だとみなす。 これまでの男性の影に隠れた付属物の位置を離脱して男性と同様に社会の 表で活動しようとするもので、女性が男性と平等の位地を回復しようとす るものであると意義付けた。女性が職業に就くことによって自立的な存在 となっていると認め、その重要性を説く。

他方で彼等の見解とは異なって、女子が職業に進出すると、賃金において男子と競争する、自己に必要な教育の完備を要求する、男子同様に法律の保護、特にその生理作用の異なりから特に女子に必要な保護を要求するに違いない、労働問題は男子の他に新たに女子が加入する、教育は一大変革に直面する、なかんずく家庭に及ぼす影響が痛烈で、社会の扱い方如何で破壊的な惨状に陥るとも限らないというような批判的な見方も強かった。上記のような女性労働弊害論に対しては、日本の女子職業熱の勃興は、女子教育の普及や経済上の圧迫によるものであり、また、欧米の女性解放運動と同じ性格のものなのでいかんともすべからざる趨勢である、と反論する。

また、女性職業の結果的影響として、家庭との衝突があげられる。それ については当時の家庭は男性本位で、女性のその奴隷、所有物のような存 在とされてきたが、女性も職業に就くとそれまでの男性本位が破壊され、 夫婦両本位が可能になると、女性の就業によってもたらされる家庭への影響を否定的にではなく反って積極的に評価する見解を示す。

この社論において女性が職業に就くことは、必然の運動なので、女性の要求を承認し、女性の職業を尊敬し、男子のための女子教育を女子のための教育とし、男子同様に女子にも社会に活動できる能力向上に努め、女性の天分を発揮させて社会に貢献させる、女性が職業に就くことで家庭に障害が生ずるならば家庭と職業を調和させるべきであり、今日の家庭は最良のものとはいえなく、必要に応じて改善すべきであると訴えている。このように女性の職業を持つことを重要視し、そのためには家庭の改革も当然とされるのである。

「社論 職業婦人」(3巻3号)では「職業婦人」という用語が用いられている。これが日本における「職業婦人」という言葉の始まりとされる。「独立の職業をもって自立して居る婦人」のことを「便宜の為めに職業婦人の名を以て之を呼ぼう」としている。職業婦人の増加は近代社会における最も顕著で重要な事実の一つであると認定している。当時の日本女性の3分の1以上がすでに職業婦人だという。一部の者からその弊害が言われていたが、前掲の社論と同様に職業婦人増加は時代の趨勢だと女性が職業に就くことを当然視する。

女性が就業する社会的背景としてあげられているのは、まず、家庭内での手内職が工場化したことにより、家庭で働いていた女性が女工として働くことになったことである。第2に、電話交換手、タイプライター手など新しい女性に適当な職業が興起したことがある。第3は、賃金俸給が上昇しないのに物価騰貴による生活困難なため女性も働かねばならなくなったことがあげられる。第4に女性の結婚年齢が遅くなり、結婚するまで働く必要が出てきたことなどである。以上、4点にわたって女性が働くようになった理由を示している。

当時の日本では職業婦人の増加を必要としつつも、他方では職業婦人に 不正当な感情を抱いていたという相反する状況が存在していた。日本が近 代社会に向かおうとすれば、女性は働くことは必然なのになかなかそれが 承認されなかった背景に家父長的な家族主義が潜んでいたと彼等はみなし た。このような考えは今日に至っても払拭しきれていない。

また、「社論 職業婦人の品位」(3巻5号)においては、一部で職業婦人の気品が卑しいといわれたりするが、それは間違いだとする。反って品性を陶冶する上で最も有効なのが職業だという。まず、職業婦人は社会の実生活に接しているので、合理的に己を処することを知っているとともに合理的に社会に対することを知っていることである。つぎに、職業婦人は自ら働いて自ら支える高尚な誇りとそれに伴う神聖な犠牲を解し、己の分限に応じて合理的にその欲望を制御することができる。最後に、職業婦人は社会の実際に接近しているだけにあらゆる誘惑に対する抵抗力が強いことをあげている。以上のように女性が職業を持つことの利点を示し、女性が職業に就くことを積極的に評価することによって、職業婦人への否定的な見方を排除しようとした。

「社論 経済上に於ける婦人の位置」(3巻6号)では、近来日本で女性問題が次第にやかましくなってきたのは明らかに時勢の進歩を示すという。女性を職業婦人として発達せしめ、社会の一員として、さらに男女の結合生活において女性の力が最も顕現されるという。女性問題において大切なことは、女性の経済上の位置を理解し、職業婦人の能力を養成しその特徴を発揮させることだとする。

ついで、社論以外での女性職業論を見てみる。

安部磯雄「婦人の覚醒」(1巻1号)では、男性の女性論は、得手勝手に陥りやすいこと、男女という区別を基礎として論じるので男性に都合のよいような説を吐きたくなりやすいという。安部はアメリカ、イギリス、フランスなどの婦人労働者を紹介し、女性が職業に進出するのは、男性の職業を奪うという批判に対して、女性が多く職業に従事するのはそれだけ生産者が増加したのであるから何ら憂うことはないとする。「もし婦人にして家庭の係累がないならば、彼等が男子と同様に職業を求めるのは寧ろ

歓迎すべきことである。」という。

しかし、安部は女性の職業と家庭の職務の両立に関しては、女性が職業のために家庭の職務を怠ることを喜ばないと述べる。下層労働者が夫婦共に工場に通勤するため、子どもを十分に監督できないのは看過すべからざる問題だとする。中流以上の女性が職業に就くことに関しては女性が家庭の職務を怠りてまでも奨励するわけでないが、家庭に関係のない女性、例えば独身女性、子なし女性、子どもが成人した女性などが自活の途を講ずることには反対しないという考えを明らかにする。安部は子育てなど家事責任を果たせないような働き方を女性に認めない。性別役割を前提とする女性労働論であった。それに対して『東洋時論』の考えは、もし女性が職業をもつことと家族役割が相対立することがあれば、変革すべきなのは家族の方であるという見解であった。彼等が女性の家庭責任重視論に傾かなかったのは、彼等が家族主義批判と女性の経済的自立論の立場に立っていたからといえる。

また、安部は男性の抑圧に対しては女性の権利を伸長するには自活の途を講ずるのが一番手っ取り早い、女性は男性に依存している間は如何なる侮辱抑圧にも服従しなければならないが、自分の力で衣食することができれば奴隷的生活に甘んじる必要がない、とも述べている。女性に自活の実力がないと、否が応でも結婚せねばならぬことになる。女性解放は女性の経済的独立よりくるとする。というように安部は女性の経済的自立の重要性を認識しているのだが、それにもかかわらずそれよりも女性の家庭責任の方を優先させる。

安部は、20世紀前半における社会問題の最大なのは女性問題であるに違いないとみる。女性解放のためには経済的自立が必要であるとし、そのための教育、政治参加の必要も言う。それでもやはり女性の経済的自立よりも家庭責任を重んずるという性差論をぬけ切れていない限界が彼にある。以上のように安部の女性職業論はあくまでも女性が家庭役割を果たすことを前提にしたものであった。女性の経済的自立論を最優先するもので

はないことで、東洋時論社の見解とは少し隔たりが見られる。

石橋湛山「評論 7月の雑誌の婦人論」(3巻8号)の中で、「現在及び将来の婦人問題は、『婦人はどうして喰うべきか』という問題。近頃、妻という職業がぐらつきだした。妻という職業以外に何か喰う途を探さねばならなくなった。」と述べる。妻という地位が安定的でない以上、女性も自活できる職業を持つ必要性を説く。女性が家族に経済的に依存できない状況がある以上は、女性自身経済的に自立する必要をいっている。

以上、『東洋時論』における女性職業論を見てきた。『東洋時論』では、 女性の経済的自立を主張し、女性労働は時代の趨勢であると見なした。ま た、女性労働が女性の地位向上に連なることに着目した。女性労働が家族 主義や家庭と葛藤するならば、変わるべきなのは家族主義の方であり、家 庭であり、女性労働は推進すべきものであった。

6 終わりに

『東洋時論』発行の基盤となっていた東洋経済新報社が目指したのは、 日本でもイギリスのような自由主義で個人主義に基づく経済社会を産みだ すことであった。『東洋時論』もそのような意図の下、発行されていた社 会文明評論誌であった。

女性問題専門誌ではないにもかかわらず、『東洋時論』は女性問題を重要視した。彼等が目指した社会は、家や家族を本位とする社会ではなく、自由で自立した個人から構成される経済社会であったが、その個人とは男性のみならず女性をも含むものであったからである。男性も女性も家族制度や家族主義から解放され、共に自立すべき存在として捉えられた。特に女性が当時の家父長的な家族制度、家族主義に束縛された存在として、彼等の家族制度批判論、家族主義批判論において重要な論察対象とされた。当時、安部磯雄のような進歩的な論者にあっても、女性の職業と家庭責任とが相克する場合、職業よりも女性の家庭役割を優先させるという性別役

割論を脱却しきれていなかったのに対し、彼等は女性の経済的自立をもたらす職業を優先させ、そのための家庭変革をなすべきだと主張した。このような彼等の女性問題論は当時においては先覚的で革新的な見解であった。

参考文献

東洋経済新報社『東洋時論』(復刻版 全8巻) 龍渓書舎 1995 アラン・マクファーレン、酒田利夫訳『イギリス個人主義の起源―家族・財産・ 社会変化』リプロポート 1990

安部磯雄『婦人の理想』(近代婦人問題名著選集 第3巻) 日本図書センター 1982

伊賀歌吉 『婦人職業論』 (近代婦人問題名著選集続編第1巻) 日本図書センター 1982

稲垣恭子『女学校と女学生』中央公論新社 2007

上田美和『石橋湛山論―言論と行動―』吉川弘文館 2012

長 幸男「『東洋時論』一大正デモクラシーの尖兵―」『東洋時論』第1巻 1~29 頁 龍渓書舎 1995

片野真佐子「良妻賢母主義の源流」『女たちの近代』(近代女性史研究会編) 柏書房 1978

唐澤富太郎『学生の歴史―学生生活の社会史的考察―』創文社 1978

河田嗣郎『婦人問題』(近代婦人問題名著選集 第4巻) 日本図書センター 1982

櫛田真澄『男女平等教育阻害の要因 明治期女学校教育の考察』明石書店 2009 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房 1991

堺 利彦他編『家庭雑誌』(復刻版 全6巻) 不二出版 1983

堺 利彦『婦人問題』(近代婦人問題名著選集 第2巻) 日本図書センター 1982

堺 利彦『堺利彦全集 第2巻 婦人·家庭論』法律文化社 1971

佐々木啓子『戦前期女子高等教育の量的拡大過程―政府・生徒・学校のダイナ ミクス―』東京大学出版会 2002

清水 孝『良妻賢母の誕生』筑摩書房 1995

角田 昭「人と思想 植松孝昭」『自由思想』第45号 24~39頁

成瀬仁蔵『今後の女子教育―成瀬仁蔵女子大学論選集―』中央公論事業出版 1961

西川文子·木村駒子·宮崎光子主宰『新真婦人』(復刻版 全6巻) 不二出版 1994

布川清司『近代日本 女性倫理思想の流れ』大月書店 2000

平塚らいてう他編『青鞜』(復刻版 全6巻) 不二出版 1986

福島四郎『婦人会 35 年』(復刻版) 不二出版 1984

福田英子『世界婦人』(復刻版) 龍渓書舎 1981

松尾尊兌『大正デモクラシーの群像』岩波書店 1990

村田鈴子『わが国女子高等教育成立過程の研究』風間書房 1980

「脱家族化」概念の拡張は 福祉・教育研究に有効か?

―― スウェーデンの福祉・教育予算を題材に ――

大 岡 頼 光

1. はじめに

2014年10月31日、名古屋大学での第12回社会政治研究会 (Social Politics Forum) で、" Sweden's Welfare and Education Budget System: From the Viewpoint of De-familialization"という英語報告を行った。社会政策学会第129回大会自由報告 (2014年10月12日、岡山大学)「『脱家族化』からみるスウェーデンの福祉・教育予算編成方法」を元にしたものである。

研究会での報告の際、「脱家族化」の概念を拡張すべきという主張(後述)について、名古屋大学の田村哲樹氏(政治学)からご指摘を受けた。 「脱家族化」概念を拡張してしまうと、「脱商品化」概念と同じになってしまうのではないかという指摘である。

本論は、この指摘を受けて、「脱家族化」概念の拡張が適切なものか、 また、福祉・教育研究に有効なのかを考えたい。

上記の社会政策学会自由報告は既にネット上での公開を終了し、一般の 方はもちろん学会員でも閲覧できない。そのため、必要な範囲でその内容 を下記で述べる。

2. 研究目的

(1) 1990 年代の財政危機下での教育投資増

スウェーデンは、1990 年代の不況で国家債務が急激に増加し、緊縮財政を とり財政再建を行った。しかし、雇用と教育関係の予算は例外的に増額した。

下記の図1は経済監視庁 (ESV) によるスウェーデンの国家債務の推移である。1990年代前半の不況により、1990年から1995年で国家債務は2倍以上に激増した(大岡, 2010)。

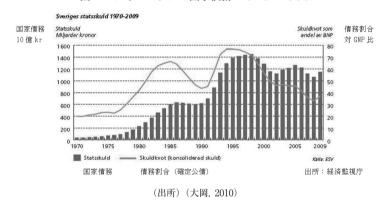


図 1 スウェーデンの国家債務 1970-2009

この状況下でも、① 1995/96 予算では大学などの通常の教育と訓練学校などの定員を 3万人分増、② 1997 年度予算でも 25~55 才の失業者に特別教育手当の制度を新設。また、成人教育を 10万人分拡大、③技術と自然科学の分野で大学の学生定員を 1997 年に 1万5千人、1999 年にも1万5千人増を行った(藤岡, 2001)。1995 年のスウェーデンの人口は、約883万人であった(年央値)。

さらに、スウェーデンは財政危機の1996~98年に約1500億円強の奨学金増額を行った¹。日本の人口に換算するなら、約2兆1400億円の増額に相当する。日本の2013(平成24)年度の文教及び科学振興費は約5兆4

千億円。いかに巨額の奨学金増額だったかがわかる²。

不況下でも巨額の教育投資と奨学金増額ができたのは、スウェーデンの 高齢化率が低かったためではない。1995年の高齢者人口指数(20~64歳 人口に対する65歳以上人口の比率)は30.2で世界一高く、高齢者の票の 比率は世界最高だった(大岡, 2014: 87-89, 101-102)。

なぜ、これだけの巨額の教育投資と奨学金増額ができたのか。社会政策 学会大会報告では、以下の視点からこの問題を考えた。

- ①巨額の教育投資と奨学金増額は、比較福祉国家論のG ・エスピン・アン デルセンのいう「脱家族化」としてとらえるべきである。それにより、人生 前半の育児・教育と、後半の年金・介護それぞれに対する家族責任の考え方 とその諸関係を、全体として総合的に見ることができるからである。
- ②巨額の教育投資と奨学金増額は、同時期に行われた財政再建と国家予 算編成の改革によって可能になったのではないか。

以下では、「脱家族化」研究領域の拡張の必要性を述べた上で、拡張し た「脱家族化」概念の可能性を考える。その上で、拡張した「脱家族化」 という視点から、スウェーデンの財政再建と予算改革の特徴を見ていくこ とにしたい。

(2) 「脱家族化 | 研究領域の拡張の必要性

「脱家族化」は、これまで主に育児や介護などのケア領域に限定されて 国内外で研究されてきた。

しかし、筆者は、大学生活費の親負担主義の廃止など、広く家族間の経済 的な依存を断ちきる政策を「脱家族化」をすすめる政策ととらえ直すべきだ と主張した。エスピン・アンデルセン自身の「脱家族化」の定義は、「個人の 家族への依存を減らす政策。家族や夫婦の間での相互依存から独立して、個 人が経済的資源を最大限自由に使えるようにする政策」(Esping - Andersen, 1999: 45) で、ケアの領域に限らない広い射程を持ちうるからである。

親の人生で2番目に高い買い物である大学教育の費用を、公的に負担し

て「脱家族化」する。長期的戦略として、若者の自由な進路をまず公的に保障する。人生初期に家族主義の根本を断つ政策を打つ。それにより介護は家族がしなければという考えから解放され、介護の「脱家族化」につながるのではないか、という問題意識から出発した研究である。結論としては、むしろ少子高齢化に伴う労働力不足への対策のために、人生の初めから教育を家族だけに任せない文化を創ること、すなわち教育費負担の「脱家族化」を唱えた(大岡、2014)。

その発想のポイントは、介護の「脱家族化」を進めるためには、まず先行して教育費負担の「脱家族化」が必要だろうという点にある。「脱家族化」研究を教育費負担にまで拡張することで、人生全体で育児・教育・介護等の「脱家族化」(現在の日本ではむしろ「家族化」)の諸関係がどのように社会的制度として構造化されているかをとらえようとしている。これについては、次の(3)でより詳しく述べる。

「脱家族化」では教育も考えるべきとする他の研究も紹介しておこう。 教育社会学の青木紀も、「脱家族化」を教育費負担の点で議論すべきだ とし、教育福祉論だけでなく、さらに大きくは教育社会学や教育行財政学 などの解かねばならない課題と位置づけている(青木、2005)。

海外ではイタリアの社会学者 C・サラセノが、「脱家族化」は高等教育への権利を含むという。「脱家族化」は、社会的権利(たとえば、最低限収入保障、若者の失業保険給付、高等教育への権利、ケアを受ける権利など)の個人化が、家族の責任と依存を減らすことだとする。しかし、高等教育についてはヨーロッパ教育情報ネットワーク Eurydice を紹介するだけで、高等教育への権利の実態は分析していない(Saraceno and Keck, 2009)。その後の論文も「脱家族化」は高等教育への権利を含むというが、その分析はケア領域に限られている(Saraceno, 2010;Saraceno and Keck, 2011, 2010)。他にも、家族手当での所得審査の有無による、ヨーロッパ諸国の「脱家族化」の違いの研究があるが、高等教育の分析はしていない(Saraceno, 2004)。

以下では、高等教育を中心に教育も含めた、拡張した「脱家族化」とい う視点から、スウェーデンの福祉・教育予算の編成方法の改革を検討して いく。スウェーデンの財政再建と予算改革の話をする前に、拡張した「脱 家族化」にどのような可能性があるのかを、まず考えよう。

(3) 拡張した「脱家族化」概念の可能性

社会政策学会大会報告では、エスピン-アンデルセンの「脱家族化」を、 ケア領域に限定せず、教育費の公費負担化など、広く家族間の経済的依存 を断ちきる政策を「脱家族化」ととらえ直した。その視点から、福祉・教 育予算の編成方法を検討した。

対象は、教育を家族だけに任せない文化を創った、すなわち教育費負担 の「脱家族化」を徹底したスウェーデンである。1960年代に制度改革が 行われ、裕福な親がいても、大学生の子は、返さなくてよい給付奨学金が もらえるようになった。それまでは親の所得調査をし、裕福なら親が払え という制度であった。この改革の後、上層中流の学生でも生活費を親に頼 らず、政府の奨学金に頼る者が増えた(大岡. 2014)。

このように「脱家族化」を進めるには育児・教育など、(これまでの日 本では家族が担うことが当然とされてきた)人生前半の社会保障の充実が 必要である。

脱家族化には、①保育や教育など「人生前半の脱家族化」と②年金や介護 など「人生後半の脱家族化」の二つが考えられる。社会保障論の広井良典の 「人生前半の社会保障」(広井、2006) からヒントを得た区別である。人生全 体の脱家族化にとって、より重要なのは①人生前半の脱家族化である。

なぜ人生前半の脱家族化がより重要か。三つの理由がある。

①「人生前半の脱家族化」は「人生後半の脱家族化」につながる可能性 があるが、「人生後半の脱家族化」は「人生前半の脱家族化」にはつなが りにくいからである。

人生前半を脱家族化しないということは、人生前半を家族に、つまりは

親に頼るということである。大学教育費の負担は、親には人生で2番目の大きな買い物である。それだけの負担を親にしてもらったという負い目は、親の老後は自分が面倒見なければという責任感につながりうる。人生前半を脱家族化し教育費を親の負担ではなく社会の負担にすれば、介護の責任を義務づける大きな経済的贈与を親が子に行うことは少なくなり、人生後半の介護の脱家族化にもつながる可能性がある。

- 一方、人生後半の脱家族化は、人生前半の脱家族化にはつながりにくい。 たとえば介護を家族の代わりに社会が行ったとしても、それは保育や教育 費の負担も社会がすべきだという考えにはつながりにくいからである。
 - ②少子高齢化の日本を支える若者の進路保障のためである。

少子高齢化がすすむ日本の社会を支え続けるには、貧困家庭でも有能な若者には進路を公費で保障し、その能力を最大限発揮してもらう必要がある。教育費の公的な負担を増やし、多くの税収をもたらす優秀な大卒者をより多く育成することが必要だろう。日本では30代の労働者の仕事が、高卒よりも大卒を必要とする方向に変化しているからである(矢野, 2011)。

少子高齢化の中で社会保障制度を持続可能にするには、将来の労働力になる若者の教育を充実させる必要がある。少子高齢化のため、生活を支えるべき高齢者一人あたりの現役世代の人数は確実に減る。高齢者世代を現役世代が支える今の仕組みを維持しようとするなら、現役世代がよりよい教育を受け、高収入の仕事に就き、より多くの税金や保険料を負担する必要がある(大岡, 2014)。

③女性労働力を活用し、少子化にブレーキをかけるためである。

より多くの女性に職場で働き続けてもらうためにも、公的負担によって 保育・就学前教育・学童保育などを充実し、「人生前半の脱家族化」を進 める必要がある。出産すれば退職が当然という日本の職場を変えない限 り、少子化も一層進んでしまう。

日本は基本的に選別主義の考えから政策が作られてきたが、②や③と いった将来への投資になる「人生前半の脱家族化」は普遍主義の立場への 転換をめざすべきである。急激な少子高齢化社会を支え続けるためには、 「人生前半の脱家族化」という将来への投資は欠かせないからである。

「人生前半の脱家族化」がなぜ重要か、どのような国が「人生前半の脱 家族化」に向けた政策を行いやすいのかに関しては、「新しい社会的リス ク | 論等の先行研究も参考になる。次節で検討する。

3. 関連する先行研究

(1) 新しい社会的リスク論

新しい社会的リスクは、「脱工業化に伴う経済・社会変動のために、人々 が生涯において直面するリスク」である(Taylor-Gooby, 2004: 3)。

政治学の稗田健志によれば、これまでの工業社会では、仕事をして賃金 を得る労働者の経験するリスクは、病気・失業・老齢などで賃金が得られ なくなるというものが主だった。このような「伝統的な社会的リスク」に は、働けなくなった人に現金を給付することで、労働しなくても生きてい けるようにする政策がとられた。

しかし、社会が脱工業化するにつれ、リスクも変わってきた。子育て・介護・ 若年長期失業などが原因で、そもそも労働市場に統合されなくなってしまうり スクが現れてきたのである。このような「新しい社会的リスク | 向けの社会政 策には、職業訓練や保育・介護サービスなどの現物給付を通じて、再び働くこ とができるようにするという特徴がある(Hieda, 2012; 稗田, 2011a)。

新しい社会的リスクに関連する研究において、政治経済学者テペ(Tene) とヴァンヒュイッセ(Vanhuysse)は、少子化や就労問題などの新しい社 会的リスクがやってきたタイミングが重要だと指摘する。高齢化が進む前 に新しい社会的リスクに対応する必要があった国、いいかえれば、最初に 新しい社会的リスクがやってきて、その後になって初めて高齢化がおこっ た国では、新しい社会的リスクにむけての支出を十分増やすことができた という仮説を立て、その検証を行った。その結果、北欧諸国は、就労不能 給付³ や、教育や積極的労働政策といった人的資本政策に有意により多く 支出し、新しい社会的リスクへの支出を十分行っていることがわかった。 これは「社会的投資国家」についてのアイヴァーセンらの研究(Iversen and Stephens, 2008)と同様の結果になっている(Tepe and Vanhuysse, 2010)。

エスピン・アンデルセンも、北欧諸国は若い家族への社会サービスを優先させる点でユニークであるという。他のヨーロッパ諸国は消極的な保護にばかり過度に支出していて、市民の自立能力を高めるような形での投資が少なすぎる(Esping-Andersen, 2000: 7)。

テペらも言及しているボノーリは、北欧諸国ではサービス産業化や女性の雇用率上昇といった脱工業化が、福祉国家が成熟する以前に訪れたため、古いリスク層と新しいリスク層との対立が生じずに制度再編が進んだという。近年になるほど社会の少子高齢化は進み、とくに年金支給額が膨大になるため、新たな政策への財政支出はむずかしい。政策導入の時期が後の制度経路を規定するため、「タイミングが重要」であるという(Bonoli, 2007;西岡, 2009:65-66;大岡, 2010)。

(2)「福祉国家の年齢指向 | 論

リンチ(Lynch, J.)によれば、高齢化という要因だけでは、財政支出が高齢者に有利か否かの国による違いを説明できない。先進工業諸国のなかには、高齢者に財政支出を集中させる国家もあれば、非高齢者(児童・若年層・女性など)への社会保障支出も重視する福祉国家もある。そして、この高齢者対非高齢者の支出割合の各国間のちらばりは、近代化論や権力資源動員論が予測する類型に一致しない。

高齢者に有利な傾向は、福祉デザインの歴史的選択と、選挙競争によってよりよく説明される。第一に、20世紀初めの福祉プログラムは、狭い職域の社会保険中心によるものか、より普遍主義的な市民権に基づくものに分かれた。職域社会保険型では最初から労働市場のインサイダーを守る

ことのみに集中し、それが今日の高齢者のみを守ることにつながってい る。これとは対称的に、普遍主義的な市民権型(スウェーデン・デンマー クなど)では、子どもや母親といった、労働市場のアウトサイダーをも守っ たのである。

第二の分岐は、第二次世界大戦前後の何十年かに、職域社会保険型の国々 の中でさらに起こった。プログラム型政治競争が行われた国(仏・オラン ダなど)では、市民権に基づく普遍主義的給付を牛み、世代間でバランス の取れた給付システムを形成した。一方、個別利益誘導型の政治競争の国 (日・米など)では、職域社会保険中心の福祉国家が形成され、職業を構 断した連帯が見られなかった。その結果、高齢者層に偏った給付システム を形成したとリンチは論じている(Lynch, 2006: Tepe and Vanhuysse, 2010: 219;田中. 2009;稗田. 2011b: 29)。

(3)「人生前半の脱家族化」との関係

上記の(1)(2)の研究群からは、「人生前半の脱家族化」を行いにくい 国が予想できる。

(1) の新しい社会的リスク論によれば、社会が脱工業化するにつれ、 子育て・介護・若年長期失業などで、そもそも労働市場に統合されなく なってしまうリスクが現れてきた。このような「新しい社会的リスク」向 けの社会政策には、職業訓練や保育・介護サービスなどの現物給付を通じ て、再び働くことができるようにするという特徴がある。

最初に、労働市場に統合されなくなってしまうという新しい社会的リス クがやってきて、その後になって初めて高齢化がおこったスウェーデンの ような国では、新しい社会的リスクにむけての支出を十分増やすことがで きたという。逆に言えば、先に既に高齢化が進んだ日本のような国では、 新しい社会的リスクに対応する職業訓練や保育・介護サービスなどの現物 給付を増やすことは、これまであまりなかったということである。ここか らは、既に高齢化が進んだ日本では、新しい社会的リスクに対応する現物 給付を増やし、働くことができるようにする政策を打つことは、困難だろう、という予想が出てくる。「人生前半の脱家族化」の主な要素は保育や高等教育を充実する政策であり、新しい社会的リスクに対応する政策でもある。よって、「人生前半の脱家族化」を進める政策は、既に高齢化が進んだ日本では、「新しい社会的リスク」論によれば、行いにくいことになるだろう。とくに年金支給額が膨大になり、新たな政策への財政支出が難しくなるからである。

つまり、「新しい社会的リスク」論によれば、既に高齢化が進んだ日本では、「人生前半の脱家族化」を進める政策は行いにくい、と予想される。しかし、高齢化の進展は1990年代のスウェーデンも同様であった。前述したように、スウェーデンの1995年の高齢者人口指数は世界一高かった。それにもかかわらず、スウェーデンが大学生数を大幅に増やし、奨学金を充実させ、「人生前半の脱家族化」を進めた。「新しい社会的リスク」論の議論では、それをうまく説明できない。

一方、(2) の「福祉国家の年齢指向」論では、普遍主義的な市民権型であるスウェーデンは、高齢化に関係なく、子どもや母親といった、労働市場のアウトサイダーをも守る。高齢化が進もうと、「人生前半の脱家族化」を進める政策をとる傾向を持ち続けるという想定がそこにはある。

しかし、「新しい社会的リスク」論のボノーリがいうように、1990 年代のスウェーデンのように高齢化が進んでいれば、年金支給額が膨大になっていたはずだ。大学生数を大幅に増やし、奨学金を充実させ「人生前半の脱家族化」を進めるという新たな政策への財政支出が難しかったはずである。なぜ、スウェーデンでは、それが可能だったのか。年金改革により年金支給額を削減して、年金制度からの国家財政への負荷を減らしたのだろうか。

スウェーデンが、1990年代の財政危機の間に、財政再建と予算改革を 行ったことは既に述べた。それらには、どのような特徴があったのかを、 上記のような視点から、以下で検討する。

4. 1990 年代のスウェーデンの財政再建と予算制度改革

(1) 財政再建――歳出削減は現金給付で優先的に実施

2. で述べた「新しい社会的リスク」向けの社会政策には、職業訓練や 保育・介護サービスなどの現物給付を通じて、再び働くことができるよう にするという特徴がある。

スウェーデンの1990年代の国家予算編成改革に伴う財政再建案での歳 出削減は、家計に対する現金給付で優先的に実施された。教育、医療、社 会福祉という現物給付の対人社会サービスは削減を抑制されたのである。

これは、人々を働くことができるようにする現物給付の対人社会サービ スを重視する点で、「新しい社会的リスク」向けの社会政策の特徴を表す もののようにも見える。詳しく見ていこう。

1994年から1998年に実行された財政再建策の策定においては、3つの 原則が採用された。第1に、需要に対して悪影響をもたらさないように一 定期間をかけて政策を実施すること、第2に、再分配政策の観点から高所 得者層により大きな負担を求めること、第3に、歳出削減は教育、医療、 社会福祉という対人社会サービスよりも家計に対する移転給付において優 先的に実施することというものであった(伊集・古市, 2013: 204: Swedish Ministry of Finance, 2001: 27)

財政再建を進める中でも、1997年の春季財政政策案 (Prop. 1996/97: 150) では、失業を減らすためのいわゆる「5 大プログラム」が作られ、 それらは削減するのでなく、さらに多くの予算を割くべきであるとされた (OECD, 1998: 166)。すなわち、①医療、介護、教育における雇用を増 やすための自治体への補助金の大幅増額、②成人・高等教育の拡大、③環 境の改善のための投資プログラム、④中小企業とエネルギー大量消費型企 業に対する選択的な税の控除、⑤中高年労働者のための一連の労働市場プ ログラムと労働市場訓練へのより多くの資源投入である(Regeringens proposition, 1996/97:150: 81-91; OECD, 1998: 54-57)

この5大プログラムのうち、①②は、脱家族化にもつながるものである。 以下では、主に①②について詳しく検討していく。

①自治体での雇用創出と②教育の拡大が重視されたのは、失業率が高かったからである。特に16才から24才の若者の失業率が1990年代前半に急激に悪化した(図2)。

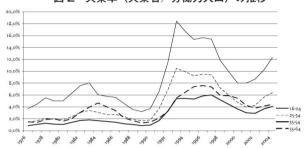


図2 失業率(失業者/労働力人口)の推移

(出所) (Riksrevisionen, 2006: 12; 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社, 2006: 150)

次に、1995年から2009年までの国家予算の変化(図3)を見てみよう。

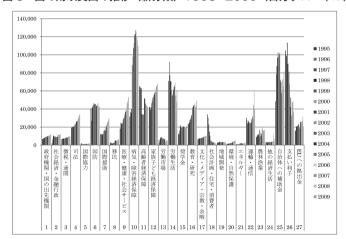
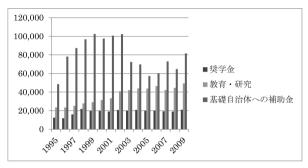


図3 国の財政支出の推移(新分類)1995~2009(百万クローネル)

(出所) (ESV, 2010, Tabell 10より作成)

さきほどあげた①雇用創出のための基礎自治体への補助金、②成人・高 等教育の拡大(奨学金、教育・研究)だけを取り出すと、以下の図4にな る。

国の財政支出(一部)の推移(新分類)1995~2009(百万クローネル)



(出所) (ESV. 2010. Tabell 10より作成)

奨学金の増額が巨額だったと 1. (1) で述べたが、1990 年代後半の基礎 自治体(コミューン)への補助金の増額はそれをはるかに上回るものであっ たことがわかる。

スウェーデンでは、年金、親手当、児童手当、住宅手当等の、社会保険・ 各種の現金給付は主として国が行い、サービス給付は主として地方自治体 が行っている。地方自治体は、基礎的自治体である290のコミューンと、 広域自治体である20のランスティングの二層から構成されている。ラン スティングは保健・医療サービスの提供を行い、コミューンは介護、教育 等のサービスの提供を行う(樋口, 2009)。

政府の自治体への補助金は、自治体での医療、介護、教育における雇用 を増やすためのものであったが、一般交付金であり、その使途は自治体に ゆだねられている⁴。よって、医療、介護、教育に実際にどれだけの予算 を各自治体が使ったかを知るためには、地方自治体の予算執行まで検討し なければならない。

社会政策学会大会報告では、「人生前半の脱家族化」がより重要だとい

う視点に立った。よって、分析の焦点は、教育等の「人生前半の脱家族化」 と年金・介護等の「人生後半の脱家族化」のどちらが重視されているかと いう点にあてた。

医療は人生前半と後半の費用に分けることが難しいので、社会政策学会 大会報告では分析を行わなかった。以下では介護と教育等のサービスのど ちらが重視されたかを分析する。それらはスウェーデンでは基礎自治体の コミューンの責任なので、コミューンの予算を分析することになる。

(2) 介護よりも教育等を重視

コミューンについて 1990 年代後半からの支出データが得られたのは、図5の住民1人あたりのコストの金額である。。

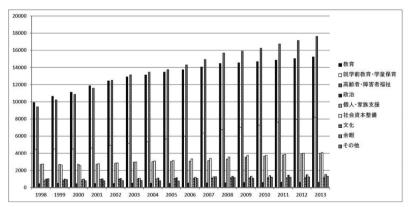


図 5 コミューンの活動別支出内訳(住民 1 人あたり、クローノル)の推移

(出所) (SCB, 2014a) より作成。

伸びが大きいのは、①教育、②就学前教育・学童保育、③高齢者・障害者福祉である。教育は、基礎学校の9年間と高校3年間が、基礎自治体のコミューンの責任である。伸びの大きさ順に並べ替えると、③高齢者・障害者福祉>①教育>②就学前教育・学童保育となる。

2000年には高齢者福祉が高齢者・障害者福祉の71%を占めていたが、

2012年には63%と漸減している(SCB, 2014b, 2006)。これをもとに高齢者福祉のみの数字を計算し、教育等(①教育、②就学前教育・学童保育)と比べたのが、下記の図6である。

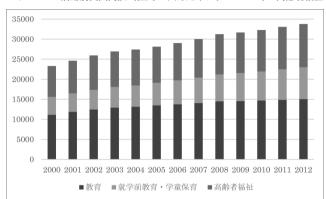


図 6 コミューンの活動別支出内訳(住民 1 人あたり、クローノル)、高齢者福祉と教育等

(出所) (SCB, 2006, 2014a, 2014b) より作成。

2000 年から 2012 年までの支出伸び率は高齢者福祉の 40% よりも、教育等(①教育、②就学前教育・学童保育)の 47% の方が大きい。スウェーデンが、「人生後半の脱家族化」である介護・高齢者福祉よりも、「人生前半の脱家族化」である教育等をより重視したのがわかる。特に、②就学前教育・学童保育の伸び率が 77% と高く、日本の小中高にあたる①教育の支出伸び率は 35% に過ぎない。ここでの就学前教育は、日本の保育園や幼稚園を含むものにあたる。よって、スウェーデンのコミューンは、1. (3)で述べた「人生前半の脱家族化」が重要である理由の「③女性労働力を活用し、少子化にブレーキをかけるため」を重視していると考えられる。

(3) 国家予算改革の5つのポイント

次に、国家予算の改革の中身を見ていこう。スウェーデンの1990年代 の予算編成改革には、5つのポイントがあった。1996年に新システムが実 施され、1997年度予算から始まった。注目されるのは、優先順位等を首相とだけ予め相談し、歳出分野の上限額の財務省案を作成することである。首相が政治的な優先順位を決定できるトップダウン方式で、全体を見据えた決定が行いやすいと評価できる。

①3ヶ年予算と政治的優先順位

核心にあるのは、3ヶ年のフレーム予算と歳出シーリングである。その 特徴は、政治主導のトップダウン方式で3ヶ年の支出総額のシーリングを まず決め、その後通常の予算を編成する。積み上げでなく、政治的な優先 順位を踏まえて、27 の歳出分野の上限額を先に決めるようにした。

②省庁の縦割り予算廃止

省庁ごとの予算を、27の歳出分野に変更した。省庁の縦割りではなく、 個別の政策分野毎の歳出額を明らかにすべきと議会が考えたからである。 27の歳出分野は国会の委員会の構成を反映している。省庁は13なので、 1つの省庁が複数の歳出分野に責任を持つ。1つの歳出分野に、複数の大 臣が責任を有する場合もある。

③首相判断と集中的な予算閣議

予算閣議は、3月末の2日間、首相の別荘で行う。歳出分野の上限額の 財務省案は、優先順位等を首相とだけ予め相談する。財務省案は閣議の1 週間前にのみ各大臣に知らせる。横並びの要求を防ぐためである。

各省大臣が予算増を求める場合は、他の歳出分野からの資源の再配分を 求めるか、所管する歳出分野間で再配分する必要がある(田中, 2011a: 252-266: 2013: 105-112)。

④大臣間の相互チェック

所管する歳出分野の増額を求める大臣は、他の大臣たちの前で、増額の必要性を説明しなければならない。こうして、マクロ経済的な予算制約を閣僚たちに強く意識させ、各大臣は、財務大臣や首相の介入無しに、自分自身でも予算をコントロールするようになる(Molander, 2000)。

⑤支出額が未確定の歳出も国家予算に統合

従来、失業給付などの社会保障基金は、国家予算とは区別された予算に なっていたが、これらも国家予算に統合された(田中、2011a)。従来区 別されていたのは、支出額が未確定の歳出であるという理由からであっ た。

社会保障基金を国家予算から外してしまうと、基金の所管大臣や公務員 は、歳出シーリングに自分たちも拘束されると考えなくなってしまう。支 出額が未確定の歳出もシーリングのたがをはめることが、予算改革では重 要である。予算の制約が、社会保障関連の法律で保証されている権利を踏 みにじることがないよう、政策決定者と公務員は、予測をより正確にし、 予算オーバーが予測されたら、それへの対処法について政治的な議論を公 開して行わざるをえなくなる。

所轄官庁は予算オーバーが予測されたら、政府に公式の手紙を書いて、 問題を伝え予算増を要求しなければならない。予算オーバーの額に応じ、 所轄官庁の裁量内の予算の中で対処するか、そうでなければ全内閣を巻き 込む予算の議論になる。予算法は、個々の歳出の10%までの歳出増を内 閣に認めている。予算オーバーが10%を超えると、新しい国会の議決が 必要である。どちらの場合も、全体の歳出シーリングと個別の歳出分野の シーリングは守らなければならない。10% までの歳出増を内閣が認めた 場合、遅くても次の予算案(春か秋)の時点で国会に知らせる必要がある。

1990年代の予算編成改革で、財務省に籍を置き改革を進めたP・モラ ンデルが上記の改革案を発表したとき、「アイデアはいいが、非現実的だ」 といわれたという。多くの人は、改革が遠大すぎる。特に、労働政策と 社会保障分野での歳出にもたがをはめるのは、と考えた。しかし、これら の分野を歳出シーリングから除外したもっと穏当な改革では、成功しな かっただろう (Molander and Holmquist, 2013: 22, 28, 34)。

また、スウェーデンの歳出シーリングは当初予算だけでなく補正予算に も効力が及び、補正予算も含めた年度内歳出の総額が歳出シーリングを超 えてはならない。歳出額がシーリングを超えそうな場合には、政府はこれ を避けるために、実施可能な施策を行うか、または議会に対して必要な施策を提案しなければならない。下記の図7のように、これまで歳出実績が歳出シーリングを超えた例はない(財務省財政制度等審議会、2014)。

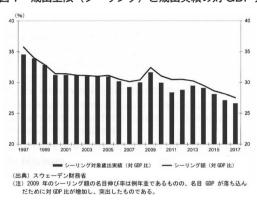


図 7 歳出上限(シーリング)と歳出実績の対 GDP 比

(出所)(財務省財政制度等審議会, 2014: 150)

モランデルによれば、改革のポイントは、予算改革問題を検討する委員会に学者・研究者だけでなく、各政党の政治家を入れたことであった。スウェーデンの予算制度改革は、政治家にとっては、予算ぶんどりで私が地元にお金を取ってきたといいうる政治的影響力を減らすことになる。それにもかかわらず、改革に携わった政治家たちは、改革に邁進した。自分の政治的影響力よりも、予算制度改革を成し遂げることが大事だという理解が政治家たちの内面に植え付けられたからである。委員会において、政治家が研究者とともに従来の予算制度の問題を理解し、改革の方向性はこれしかないと納得したが故に、政治家たちは改革の推進力になりえた(Molander and Holmquist, 2013)⁸。

スウェーデンでは、専門調査委員会制度が有効に活用されている。委員会では、さまざまな学問分野の研究者と政治家が、問題を根本からとらえたバランスのとれたレポートを作成する。そして、その委員会のレポート

の内容は大手の新聞で取り上げられて議論され、多くの人に知られること になる。スウェーデンの専門調査委員会は、政策作成過程に影響を与える 機会を他の国に比べ多く持っている(Eichhorst and Wintermann, 2005: 22)

このような専門調査委員会を日本でも作り、実質的な議論を政治家・研 究者・マスコミ・一般市民の間で行い、将来の日本が目指すべき方向を探 る什組みを作っていくことが必須であると考える。

(4) 高等教育への投資を増やす根拠 ―― 年金改革とは無関係

モランデルへのインタビューでは、「大学牛数や奨学金額を増やすこと ができたのは、上記のような改革で社会保障基金の削減にも成功できたか らか?」という質問も行った。特に念頭に置いていたのはほぼ同時期に行 われた年金改革である。だが、年金改革とは無関係だとの答えであった。

その後、調べてみて分かったのは、年金改革ワーキング・グループは、 1994年2月の政府調査報告書で、年金改革の実施により、2010年には410 億クローネルの国家予算への負担増になると予想していたことであった (SOU. 1994:20: 4.545)。年金改革でのコスト増は、スウェーデン最大 の通信社であるスウェーデン通信社の 1996 年 12 月の時点の記事でも同様 に予想されていた (Tidningarnas Telegrambyrå, 1996)。

一方、大学入学者枠を3万人も増やし、奨学金予算の巨額増となった予 算は、1995/96年の予算である。この予算案は、1996年6月10日に政府 から国会へ提案されている。

つまり、高等教育予算を急増する予算案は、年金改革で将来 410 億クロー ネルの国家予算の負担増が見込まれる中で提案された。年金改革で国家予 算への負担が軽くなるという見通しがあって、高等教育予算を急増したの ではなかったのである。

年金改革で国家予算の負担増が見込まれるにもかかわらず、入学者枠を 増やした根拠は、大卒者の方の失業率が低く、今後大卒者の需要増が見込 めるから、という予想であった(Regeringens proposition, 1995/96:222:6.6-6.7)。その労働力需給予想は、政府調査報告書『積極的な労働市場政治』にもとづいており、Nutek(スウェーデン産業・技術開発庁)が行ったものである(Regeringens proposition, 1995/96:222:6.10; SOU, 1996:34a:183;1996:34b:33)。Nutekは、地域開発に関わる国の諸機関のなかで最も重要な役割を担っている。新しい事業の創出、より一層の事業の成長と並んで、より強い地域の創造を促進することを使命とする機関である。事業開発と地域再生を支援することで持続可能な経済成長と繁栄を促進することを目指している(小内、2009)。

日本では、労働政策研究・研修機構が「労働力需給の推計」を 2005 年から 2014 年現在までネット上でも公開している。少子高齢化のために予想される労働力不足をにらんで、どのような分野の高等教育の学生数を拡大していくべきかという視点で、日本でも「労働力需給の推計」の活用を図るべきである。

3. (1) の図2でみた、若年層の急激な失業率の上昇に対処するためにも、大学入学者枠の3万人増がスウェーデンでは行われた。不況で他の予算を削りながらも教育予算の大幅増ができたのは、3. (2) のように急激な失業率の上昇に対処するという政治目標を掲げながら財政再建に取り組み、3. (3) のように失業への対処策としての教育予算増をトップダウン方式で決定できる予算編成改革を行ったからであった。

予算編成改革は、年金改革とほぼ並行して行われた。次に、年金改革の 一部では、国家予算の削減に成功した点を見ていこう。

5. 低所得者向け年金予算の削減でも貧困は増えず

(1) 保証年金向け予算の削減

年金改革で国家予算の負担増が見込まれたのは下記のような理由からである。

年金の旧システムでは、雇用されない間(兵役、失業、その他)におけ る年金ポイントは、国家もその他の社会保険団体も拠出をせず、結果とし て財源の手当がなされていなかった。新システムでは、年金ポイントは、 兵役・育児・教育の間も加算される。その際に政府が実際に拠出を行うこ ととなったため、国家予算の負担が増えた(アンダーソン、2004)。

全体としては国家予算の負担増になったが、国家予算が削減された部分 がある。それは低所得者向けの保証年金(Garantipension)である。保証 年金は、低年金者に対する最低限所得保障を行い、その財源は国税 100% である。スウェーデンの年金制度は、1999年の改革により、賦課方式で 運営される所得比例年金(Inkomstpension)と積立方式で運営される積 立年金(Premiepension)を組み合わせた仕組みに再編された。年金額が 一定水準に満たない者には、国の税財源による保証年金が与えられる(図 8) (厚生労働省, 2013: 251)。

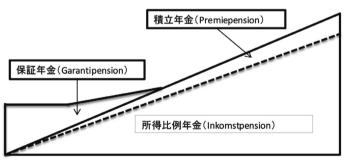


図8 スウェーデンの年金制度体系

(出所) (厚生労働省, 2013: 251)

保証年金の予算は、図3の国の財政支出の推移の「11 高齢者経済保障 | に計上されている。「11 高齢者経済保障」だけを取り出して、その中身を みてみよう。

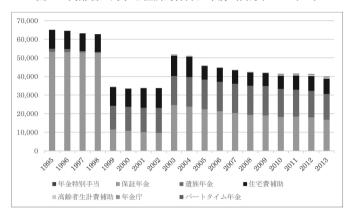


図 9 高齢者に対する経済的保障。年別(百万クローネル)

(出所) (ESV. 2010. Tabell 10) より作成

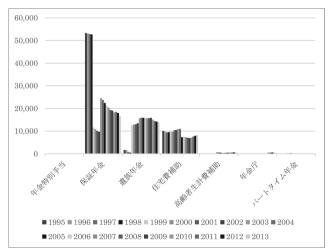


図 10 高齢者に対する経済的保障。項目別(百万クローネル)

(出所) (ESV, 2010, Tabell 10) より作成

図9と図10を見ると、高齢者に対する経済的保障の国家予算額は明らかに減っている。特に、保証年金の減り方が大きいことがわかる。

これは保証年金の金額が年々切り下げられたからだとは考えにくい。改

革を政治的に受け入れやすくするため、低所得年金生活者に与えられる新設の保証年金は従来よりも高額の年金になった(アンダーソン,2004:44.49)。それを改革後にどんどん切り下げることはまずしないだろう。

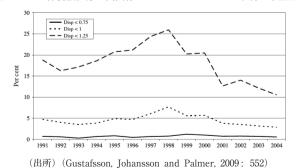
また、保証年金の給付に際しては、所得比例年金と積立年金からの所得のみを審査し、他の収入源の審査は行わない。これは運営事務を劇的に単純化するとともに、資格認定のスティグマ化を避けることにもなった(アンダーソン、2004:44)。スティグマ化がないのであるから、保証年金の総額はむしろ増えそうである。

それにもかかわらず、低所得者向けの保証年金の国家予算が明らかに 減っている。なぜ減ったのか。また、減ったため、高齢者の貧困率が高まっ ているのではないかと当初は考えた。

(2) 高齢者の貧困率の改善

しかし、実際には高齢者の貧困率は高くなってはいなかった。スウェーデンには、貧困を測るためによく使われる方法が二つある。一つは EU にならって相対的貧困を測り、もう一つは絶対的貧困を測る。保健福祉庁 (Socialstyrelsen) は絶対的貧困を測る貧困線を採用している (Gustafssonほか, 2009)。下記の図 11 のように 1999 年の年金改革以降をみても、年金生活者の貧困率は高まるどころか、むしろ低くなっている。

図 11 スウェーデン保健福祉庁の貧困線の 75、100、125% 未満の年金生活者の割合



また、1993年から2007年までの他の貧困率の平均値データを見ても、1999年の年金改革以降、高齢者の貧困率はむしろ下がっている(表1)。

表 1 貧困線の 75、100、125% 未満の高齢者の割合。各期間の平均値(%)

	ひどく貧困			貧困		ほぼ貧困			
	貧困線の 75%未満			貧困線の 100%未満			貧困線の 125%未満		
	1993-	1999-	2003-	1993-	1999-	2003-	1993-	1999-	2003-
	1998	2002	2007	1998	2002	2007	1998	2002	2007
65-74 歳	0.5	0.7	0.5	3.6	3.8	1. 9	18.6	15.8	8.1
75 歳以上	0.8	1.0	0.4	9.8	8.2	4. 3	46. 1	36. 5	21.9

(出所) (Socialstyrelsen, 2010: 100-101) より作成

(3) 高齢者の就業率の上昇とその背景

明らかに保証年金への国家予算が減ったのに、高齢者の貧困率が上がらなかったのはなぜか。高齢者が働くようになったからだと考えられる(図12、図13)。

図 12 男性就業率の推移(各年齢層の平均値、%)

(Lindquist and Wadensjö, 2012: 7)

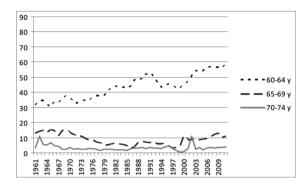


図 13 女性就業率の推移(各年齢層の平均値、%)

(Lindquist and Wadensiö, 2012: 8)

では、なぜ高齢者の就業率が上がったのか。

2001年5月に成立した雇用保護法 Lagen om Anställningsskydd (LAS) の改正により、法定定年年齢の65歳から67歳への引き上げが2003年から実施されたことが一つの要因である(Wadensjö, 2011:15, 24)。これは、主要労使の反対を押し切って国会で可決されたもので、従来のスウェーデン政治では考えられないこととされている(労働政策研究・研修機構, 2004:83-84)。

2001年から2011年の就業率を見ると、男女同じく65歳と66歳の就業率が上昇している。特に男性の65歳の就業率の上昇が大きい。これには、2001年の雇用保護法改正だけでなく、1999年の新しい年金制度改革とそれについての情報が重要な役割を果たしたとみられている(Wadensjö, 2011: 25)。

当初から、保証年金への国家予算が減っていくことは予想されていた。 1999年改正後の所得比例年金は原則として所得上昇に応じて上がるが、 保証年金は物価上昇に応じて上がる。スウェーデンでは、ふつうは所得の 方が物価よりも上昇する。所得比例年金をより多く受ける者ほど、保証年 金の額は小さくなる。よって、所得に連動する所得比例年金と物価に連動 する保証年金の組み合わせは、保証年金が次第にその意味を失っていくことを意味する。特に新たに年金生活者になる世代にとってはそうなる。これは所得上昇が続く限り、あてはまる(Pensionsmyndigheten, 2013: 6)。

スウェーデンの年金改革では、制度自体の中に高齢者の就労を促す仕組 みが埋め込まれていたと考えられる。

6. 人生前半と後半の「脱家族化」をどう組み立てるべきか

2. でみた「新しい社会的リスク」論や「福祉国家の年齢指向」論だけを読むと、日本は「人生前半の脱家族化」を進める政策を改革により新た に始めるチャンスはないという思考に陥ってしまいそうになる。

しかし、これらの論は、今まで日本が本来実行すべき改革を断行してこなかった現状をもとに、説明モデルを組み立ている。日本では改革は難しいというモデルになるのは当然だろう。

現在の日本にとって必要なのは、これまでのモデルをくつがえす、実行 可能な改革の論理をもつ新たな社会構想をつくることである。

スウェーデンは、高齢者の票の比率が世界一多い 1990 年代後半においても、大学生の定員を大幅に増やし、その奨学金を公費で用意することで「人生前半の脱家族化」の拡大を行った。それとほぼ並行して、「人生後半の脱家族化」につながる年金の改革を、高齢者がより安心できる形で行った。年金改革のために国家予算への負担は増えたが、貧困率を上げることなく低年金者向けの国家予算を削減することも一方でできた。それは高齢者がより働くようになったためであった。

これらは、今後の日本でも、保育や教育などで「人生前半の脱家族化」 をすすめるには、高齢者により多く働いてもらえる制度改革が必要である ことを示唆する。

日本の基礎年金の給付の 1/2 は一般財源により賄われている。大企業の 役員といった高所得者も税金の恩恵を受けている(田中, 2011b)。裕福

な高齢者に、相対的に貧しい勤労世代からの税金から、年金という形で所 得を再分配することは公平でない(井堀, 2009:102)。高所得の高齢者 に対する基礎年金への税投入は、正当化できない。

カナダのようなクローバック制を導入し、高所得者に対する基礎年金の 支給額を削減することが必要である。それにより、最大で消費税率換算で 約7% の予算が捻出できる(白石、2009)。「人生前半の脱家族化」をすす めるには、予算改革を行うだけでなく、日本の基礎年金の改革も必要であ る。

今後の日本で「人生前半の脱家族化」をすすめていくには、その財源を 捻出するために、年金改革や高齢者の就労政策も同時に検討していくこと が必要だろう%。このように人生全般に対する教育・労働・福祉政策を総 合的に検討していくためには、「脱家族化」概念を広げ、視野を拡大する ことが必要だというのが社会政策学会大会報告での主張であった。

7. 「脱家族化」概念の拡張は福祉・教育研究に有効か?

上記の内容のエッセンスが、「1. はじめに」で述べた社会政治研究会で の英語報告である。以上を前提として、同会で田村氏から「脱家族化」概 念を拡張してしまうと、「脱商品化|概念と同じになってしまうのではな いかという指摘を受けた。この指摘をもとに、「脱家族化」概念の拡張が 適切なものか、また、福祉・教育研究に有効かを考えたい。

第一に、「脱家族化」概念の拡張は、福祉・教育予算の研究に有効であ る。なぜなら、4. (2) で行ったように、「脱家族化」概念を拡張しケアだ けでなく教育を含ませてはじめて、スウェーデンの基礎自治体が、保育・ 就学前教育・高校までの教育という「人生前半の脱家族化」を、介護とい う「人生後半の脱家族化」よりも重視しているという分析ができるからで ある。

福祉と教育の予算を人生全体の視点からとらえて分析するためには、「脱

家族化 | 概念の拡張が有効であることは、4. (2) で示せたと考える。

なぜ福祉と教育の予算を全体としてとらえる必要があるのか。筆者が「脱家族化」概念の拡張を主張するのは、何もかもすべて家族に任せればよいという日本の「家族主義」を変えていくには、ケアという福祉分野を見ていくだけでは足りず、教育費の家族負担の問題も考慮して、人生全体の問題としてとらえていく必要があるからである。大学授業料など子どもが若いときの親の多大な教育費負担は、親への負債感をうみ、家族ケアの当然視につながる可能性がある。この問題を考えるには、「脱家族化」概念を拡張し、ケアだけでなく教育も視野に入れて、福祉・教育予算を分析していくことが必要である。

第二に、「脱家族化」概念を拡張してしまうと、「脱商品化」概念と同じ になってしまうか否かを考えよう。

筆者の主張するとおり、「脱家族化」概念を教育にまで拡張したとしよう。拡張した場合、教育費負担を家族が負担しないことが「脱家族化」としてとらえられることになる。

田村氏の指摘は、「教育費負担を家族が負担しないことは『脱商品化』ではないか。『脱家族化』 概念を教育にまで拡張すると、『脱家族化』 概念は『脱商品化』概念と同じになるのではないか。教育にまで拡張すると、ジェンダーという視点からの分析の強みが『脱家族化』 概念から失われてしまう」ということだったと理解している。

たしかに、「脱家族化」概念を教育にまで拡張すると、保育や介護がもっぱら女性に押しつけられている問題を、ジェンダーという視点から分析する強みが「脱家族化」概念から失われてしまうというデメリットはある。しかし、そのデメリットよりも、上記で述べたように福祉と教育の予算を人生全体の視点からとらえて分析するメリットの方が大きいと筆者は考える。

また、教育費負担を家族が負担しないことは「脱商品化」と同じではない。エスピン・アンデルセンの「脱商品化」の定義を見よう。「この概念

は、個人や家族がどれほど市場への参加とは無関係に、社会的に受け入れ られる生活レベルを維持できるかという程度に関するものである| (Esping-Andersen 1990: 37. 訳 41)。 つまり、「脱商品化」は、労働者 が市場において単なる労働力商品としての立場から開放されている程度を いう。

ここでポイントになるのは、「脱商品化」を具体的にどの指標で測るか ということである。エスピン・アンデルセンが『福祉資本主義の三つの世 界」で採用した指標の要素は、①社会保険(年金、失業保険、疾病保険) の現金給付の標準的な純収入にたいする比率 (所得代替率)、②その受給 資格をえるための加入年数要件、③年金財政のうち個人負担の比率、④失 業保険・疾病保険のカバレッジ(労働力人口に占める加入者の比率)およ び65歳以上人口に占める公的年金受給者の比率、などである(Esping-Andersen 1990. 大沢 2013)。そこには、教育費を公的に負担する比率は 入っていない。

よって、教育費負担を家族が負担しないことを「脱商品化」概念に含め ることは、「脱商品化」概念の拡張になる。

しかし、「脱商品化 | 概念までも拡張することは本論は主張していない。 教育費負担を家族が負担しないことを測ろうとするには、「脱家族化」概 念だけを拡張すればよいというのが本論の主張である¹⁰。

したがって、本論のように従来の「脱商品化 | 概念を維持したままなら、 「脱家族化」概念を教育費負担まで拡張しても「脱商品化」と同じ概念に はならないと考える。

付記

本研究は JSPS 科研費挑戦的萌芽研究 25590119 の助成を受けたものである。記 して厚く感謝したい。

参考 表 2 対日本円スウェーデン・クローナ年平均相場

単位:1クローナあたり円

1989	21. 40
1990	24. 46
1991	22. 28
1992	21.75
1993	14. 18
1994	13. 23
1995	13. 10
1996	16. 20
1997	15.80
1998	16. 39
1999	13.70
2000	11. 75
2001	11. 75
2002	12.88

2003	14. 33
2004	14. 72
2005	14. 74
2006	15. 76
2007	17. 41
2008	15. 62
2009	12. 23
2010	12. 16
2011	12. 25
2012	11. 76
2013 四半期 1	14. 31
2013 四半期 2	15.06
2013 四半期 3	15. 09

出典: 1992 年までは(樋口, 2005)。それ以降は、Sveriges Riksbank, 2013, "Search interest & exchange rates"より筆者作成。

拉文

Bonoli, Giuliano. 2007. "Time Matters: Postindustrialization, New Social Risks, and Welfare State Adaptation in Advanced Industrial Democracies" *Comparative Political Studies* 40 (5): 495–520.

Eichhorst, Werner, and Ole Wintermann. 2005. "Generating legitimacy for labor market and welfare state reforms: The role of policy advice in Germany, the Netherlands, and Sweden." IZA Discussion Papers.

Esping – Andersen, Gøsta. 1990. The three worlds of welfare capitalism:
Polity Press. (岡沢憲美・宮本太郎監訳, 2001, 『福祉資本主義の三つの世界
——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)

-. 1999. Social foundations of postindustrial economies: Oxford: Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎――市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)

- -. 2000. "A welfare state for the 21st century." Report to the Portuguese Presidency of the European Union, Lisbon.
- ESV. 2010. Tidsserier Statsbudgeten 2009.
- Gustafsson, Björn, Mats Johansson, and Edward Palmer. 2009. "The welfare of Sweden's old-age pensioners in times of bust and boom from 1990." Ageing & Society 29 (04) : 539-61.
- Hieda, Takeshi. 2012. Political institutions and elderly care policy: comparative politics of long-term care in advanced democracies. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Iversen, Torben, and John D. Stephens. 2008. "Partisan Politics, the Welfare State, and Three Worlds of Human Capital Formation." Comparative Political Studies 41 (4-5) : 600-37.
- Lindquist, Gabriella Sjögren, and Eskil Wadensjö. 2012. Income Distribution among those of 65 Years and Older in Sweden: Citeseer.
- Lynch, Julia. 2006. Age in the welfare state: the origins of social spending on pensioners, workers and children, Cambridge: Cambridge University Press.
- Molander. Per. 2000. "Reforming budgetary institutions: experiences." Pp. 191-214 in Institutions, Politics and Fiscal Policy, edited by R. Strauch and Jürgen von Hagen, Boston: Kluwer Academic Publishers.
- Molander, Per, and Jörgen Holmquist. 2013. "Reforming Sweden's budgetary institutions – Background, design and experiences." Rapport Finanspolitiska rådet 1.
- OECD. 1998. "OECD economic surveys: Sweden".
- Pensionsmyndigheten. 2013."Budgetunderlag och anslagsuppföljningar."
- Regeringens proposition. 1995/96: 222. "Vissa åtgärder för att halvera arbetslösheten till år 2000, ändrade anslag för budgetåret 1995/96, finansiering m.m.".
- -. 1996 / 97: 150. "1997 års ekonomiska vårproposition." Stockholm: Riksdagen.
- Riksrevisionen. 2006. Arbetsförmedlingen och de kommunala ungdomsprogrammen. Stockholm: Riksrevisionen.

- Saraceno, Chiara. 2004. "De-familisation or re-familisation? Trends in income-tested family benefits." Pp. 68-88 in *Solidarity Between the Sexes and the Generations: Transformations in Europe*, edited by Trudie Knijn and Aafke Komter. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- -. 2010. "Social inequalities in facing old age dependency: a bi generational perspective." Journal of European Social Policy 20 (1): 32-44.
- Saraceno, Chiara, and Wolfgang Keck. 2009. "The institutional framework of intergenerational family obligations in Europe: a conceptual and methodological overview." MULTILINKS project report.
- -. 2010. "Can we identify intergenerational policy regimes in Europe?" European Societies 12 (5) : 675–96.
- -. 2011. "The Multilinks data base on the institutional framework of intergenerational family obligations in Europe. Conceptual framework, indicators and first analyses".
- SCB. 2006. Statistisk årsbok för Sverige 2007. Stockholm: Statistiska centralbyrån.
- 2014a. "Kostnad och nettokostnad för kommunens driftverksamhet efter region och verksamhetsområden. År 1998–2013."
- -. 2014b. Statistisk årsbok för Sverige 2014 = Statistical yearbook of Sweden 2014. Stockholm: Statistiska centralbyrån.

Socialstyrelsen. 2010. "Social rapport 2010."

- SOU. 1994 : 20. Reformerat pensionssystem : betänkande av Pensionsarbetsgruppen. Stockholm: Fritze.
- -. 1996:34a. Aktiv arbetsmarknadspolitik: betänkande. Stockholm: Fritze.
- 1996: 34 b. Aktiv arbetsmarknadspolitik : betänkande. Expertbilaga.
 Stockholm: Fritze.

Svenska Dagbladet. 2012. "Svenska lärare lågavlönade i Europa."

- Swedish Ministry of Finance. 2001. An account of fiscal and monetary policy in the 1990s: from the spring budget bill of 2001. Stockholm: Ministry of Finance, Regeringskansliet.
- Taylor-Gooby, Peter. 2004. "New social risks and social change." Pp. 1-28 in New risks, new welfare: the transformation of the European welfare state, edited by Peter Taylor-Gooby: Oxford University Press.

- Tepe, Markus, and Pieter Vanhuysse. 2010. "Elderly bias, new social risks and social spending: change and timing in eight programmes across four worlds of welfare, 1980-2003," Journal of European Social Policy 20 (3) : 217–34
- Tidningarnas Telegrambyrå. 1996. "Ett starkt pensionssystem till priset av en svagare statsbudget."
- Wadensiö, Eskil, 2011, "De äldres återkomst till arbetsmarknaden: ett långsiktigt perspektiv." in Arbetskraftsundersökningarna (AKU) 50 år. Fyra forskarbersbektiv på arbetsmarknaden. Bakgrundsfakta 2011: 3. edited by SCB.
- 青木 紀. 2005.「貧困・低所得家族の教育戦略の現実から何が見えるか―教育 社会学の課題― | 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』97:105-126.
- アンダーソンカレン・M,2004,「スウェーデンの年金改革——成熟した年金シス テムにおける抜本的改革 | 新川敏光・ジュリアーノ・ボノーリ編『年金改革 の比較政治学』ミネルヴァ書房、25-55.
- 伊集 守直, 2014. 「地方分権と政府間財政関係―スウェーデンを事例に― |
- 伊集 守直・古市将人、2013、「スウェーデンの財政再建と予算制度改革―96 年 予算法制定を中心に|井手英策編『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書 房. 202-220.
- 井堀 利宏, 2009, 『誰から取り、誰に与えるか――格差と再分配の政治経済学』 東洋経済新報社.
- 大岡 頼光, 2010, 「財政危機下のスウェーデンの教育投資の研究――高齢者と 若者の世代間連帯を求めて | 『中京大学現代社会学部紀要』4(1):1-31.
- ----. 2014. 『教育を家族だけに任せない:大学進学保障を保育の無償化か ら | 勁草書房.
- 大沢 真理、2013. 「福祉レジーム論から生活保障システム論へ」 『GEMC journal:グローバル時代の男女共同参画と多文化共生:Gender equality and multicultural conviviality in the age of globalization (9): 6-28.

- 小内 純子, 2009, 「スウェーデン過疎地における地域再生運動と支援システム (下)「イェムトランドモデル」を支える構造」『社会情報』18 (2) :1-13.
- 菊地 英明, 2009, 「イギリスにおける低所得者対策 - 所得保障と就労支援(特集イギリスの社会保障—ニューレイバーの10年)」『海外社会保障研究』 (169) : 29-38.
- 厚生労働省, 2013, 『海外情勢報告』(http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/, 2014.9.7).
- 財務省財政制度等審議会, 2014, 「海外調查報告書」(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/kaigaichyosa2607/, 2014.9.9).
- 佐藤 岩夫, 2009, 「「脱商品化」の視角からみた日本の住宅保障システム」 『社 會科學研究』 60 (5) : 117-41.
- 自石 浩介, 2009,「年金改革の選択肢」『PIE/CIS Discussion Paper』
- 田中 秀明, 2011a, 『財政規律と予算制度改革: なぜ日本は財政再建に失敗しているか』日本評論社.
- 2011b、「年金・扶助・租税の一元化:保険原理と再分配原理をどう バランスさせるか」『PRI Discussion Paper Series』(No.11A-07)
- -----, 2013, 『日本の財政:再建の道筋と予算制度』中央公論新社.
- 田中 里美, 2009, 「国際比較の中の日本の高齢者福祉政策の特徴」『現代社会学』 (10): 75-84.
- 西岡 晋, 2009, 「比較福祉国家研究のなかの政治学:社会学との隔絶と接近の位相 | 『金沢法学 | 52 (1) :35-105.
- 稗田 健志, 2011a,「『新しい社会的リスク』の比較政治経済学」(http://www.waseda.jp/wias/researchers/monthly/spot_t_hieda.html, 2014.8.10).
- ─────, 2011b, 『普遍主義的ケア政策の成立要因─高齢者介護政策の日米瑞 比較─」、早稲田大学高等研究所(WIAS).
- 樋口 修,2005,「スウェーデンの「基礎的キャッシャーサービス法」の制定と 見直し――国と郵便局の金融サービス提供に関する検討の実例」『レファレン ス』2005.4:27-54.
- 広井 良典, 2006, 『持続可能な福祉社会:「もうひとつの日本」の構想』 筑摩書房.

- 藤岡 純一、2001、『分権型福祉社会スウェーデンの財政』有斐閣、
- 三菱 UFI リサーチ&コンサルティング株式会社、2006、『欧米先進国における社 会保障制度と会計検査の現状と課題に関する調査研究』(http://www. jbaudit.go.jp/effort/study/pdf/h18_01_all.pdf, 2011.6.7).
- 柳澤 房子, 2005. 『我が国およびヨーロッパにおける高齢者雇用政策』少子化・ 高齢化とその対策総合調査報告書
- 矢野 追和 2011 『「習慣病」になったニッポンの大学――18歳主義・卒業主義・ 親負担主義からの解放』 日本図書センター.
- 労働政策研究・研修機構、2004、『欧州における高齢者雇用対策と日本:年齢障 壁是正に向けた取り組みを中心として』 労働政策研究・研修機構.

注

- 1 スウェーデン・クローナの対日本円年平均相場は、文末の参考表2を参照。
- ² この奨学金の増額は、前述のように大学生数を急増したためである。1990 年代 後半の奨学金の支給水準にはほとんど変化がない。
- 3 就労不能給付(incapacity benefits)は働けない者に給付される。(菊地、2009: 33.37)を参照。
- 4 1993年の財政調整制度改革で、コミューンに交付されていた特定補助金のなか で、とくにその主要事務である教育、児童福祉、老人福祉を中心に一般財源化 が実施された (伊集. 2014: 12)。
- ⁵ 図4の各項目についての説明は、(藤岡、2001: 158-160) を参照。
- 6 ただし、これは地方自治体が結果として、「人生前半の脱家族化」をより重視し たのであり、国家予算編成の段階で「人生前半の脱家族化」を目指した予算が 作られたわけではない。地方自治体への補助金は、教育等に限定された補助金 ではなく、一般交付金だったからである。

また、教育等の予算の伸び率がより大きくても、コミューンの担当する教育に 問題が無いわけではない。現在のスウェーデンの小中高教員の給与は低い。下 記の図14は各国の教員月収の最高額を示す(Svenska Dagbladet, 2012)。

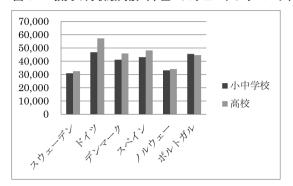


図 14 教員の月収最高額(単位:スウェーデンクローナ)

(出所)Svenska Dagbladet (2012) より作成。

これは、1990年代の国の財政危機の中で、教員給与の支払い責任が、国から 地方自治体に移されたためかもしれない。全国ほぼ一律の給与が保障されてい た教員は、自治体ごとに異なる給与を受け取ることになった。財政力のない自 治体が、教員給与を下げたために、現在のような事態になった可能性がある。

- ⁷ モランデルへのインタビュー。2014.8.13.
- ⁸ モランデルへのインタビュー。2014.8.13.
- ⁹ 高齢者の就労は、若者の就労を妨げないという研究もある(柳澤, 2005: 160-161)。
- 10 「脱商品化」概念を拡張した例として、佐藤岩夫が法社会学の立場から住宅保障を比較研究した佐藤(2009)がある。佐藤は、住宅の脱商品化の程度を、「人びとが住宅を確保する際に、労働市場・住宅市場に依存する度合いの強弱」と定義し、この視角で、住宅保障システムを比較分析した。

日本型産業的シティズンシップの帰趨

亀 山 俊 朗

1 グローバルな不平等とナショナルな不平等

日本社会における格差や貧困の広がりが問題となって久しい。各国内での不平等とともに、グローバルな格差もまた、民族や宗教間の紛争を伴い新たな局面を迎えている。冷戦終結後の時代を背景に、ナショナルな不平等とグローバルな不平等が、いずれもあらためて問題になっている。本稿のねらいは、別個の問題と考えられがちな両者に共通する構造を明らかにすることにある。そのためにシティズンシップ、とりわけ日本型産業的シティズンシップを、自由市場という「擬制」を支える諸権利とともに考察していきたい。

これまでの社会科学は、国内問題と国際問題を別次元のものとして扱う傾向があった。社会の外延は国民国家のそれとほぼ等しいと考えてきたのである。U. ベックはこれを、方法論的なナショナリズムであるとして批判している。ナショナルな統計にもとづき、ナショナルな不平等ばかりを分析し、グローバルな不平等に無関心だというのだ。社会科学は、国内的な「小さな不平等」を重視するあまり、グローバルな「大きな不平等」を結果的に正当化してきたとベックは言う(Beck 2003)。

ぎゃくに、あるいは同時に、グローバルな不平等を背景に国内的な不平等を軽視する傾向もある。絶対的貧困と相対的貧困は半ば意識的に混同される。とくに日本のような急速に産業化を遂げた国の現状は、絶対的貧困

が広範かつ恒常的に存在した前世代と比較すれば、明らかに豊かである。 とりわけ高度成長期以降の社会は、少なくとも餓死するような心配はない「豊かな」社会だと認識されやすい。前世代の社会は貧困に満ちていた。 あるいは周辺のアジア諸国やサハラ以南のアフリカには、生死に関わるような貧困がある。それに対して私たちの社会は、様々な問題をはらむにせよ明らかな貧困は克服した、という認識である。伝統的に貧困を主要な課題としてきた社会福祉学分野ですら、1970年代には貧困は過去のもので、 高齢化など新たな問題に取り組むべきだ、という傾向が支配的になったという(岩田 2007)。長期の景気低迷期にあっても日本はまだまだ豊かで、絶対的な貧困があるとは言い難いのだから問題はそれほど深刻ではない。 こうした認識は今日でも広範にみられる。

確かに絶対的な貧困をはらむグローバルな不平等は存在する。国家間の不均等は是正されてしかるべきだろう。しかしそれは国家内の不平等を是認する理由にはならないし、民主的な政体を持つ豊かな国の内部に著しい格差や貧困がある場合、貧しい国や地域への財の移転は、国内的な支持を得にくいだろう。豊かな国で経済が低迷したり不平等が拡大したりすれば、官民間わず国外支援のための資源は乏しくなる。豊かな国において、他の国や地域の絶対的な貧困の存在を言挙げし、自国内の相対的貧困を否認する(例えば生活保護受給者が絶対的貧困者ではなく「贅沢」であるといった主張をする)論者が、では貧しい国や地域への資源の移転に積極的かと言えば、そうではないだろう。むしろ私たちは、国家間の、あるいはグローバルな不平等と、国内の不平等には相似する構造があること、したがって共通する課題があることを認識する必要がある。

その構造を明らかにするために、本稿ではシティズンシップ概念に注目する。普遍的な人権を特定のコミュニティの成員の具体的な権利として実現する枠組みとなるのがシティズンシップである。シティズンシップのコミュニティとして、近代では国民国家が想定されてきたが、産業的シティズンシップというサブカテゴリーもある。企業の正社員であることで最低

生活の保障がなされる日本では、この産業的シティズンシップが独特の形 態で発展したが、これが機能不全に陥り非正規雇用の増大などによる格差 や貧困の問題を生んでいる。これは、福祉国家の変容と同様、グローバル な市場の圧力という共通の背景を持つ。グローバル化のもと、どのような シティズンシップのあり方が、すなわち格差や貧困の克服の方向性がある のかが、本稿の関心事である。

本稿が問題にする現状を簡単に確認しておこう。西欧や北米では1970 年代以降長期の景気低迷のもと、失業や不安定就労の増加を経験した。低 成長期を乗り切り「一人勝ち」したかにみえた日本でも、1990年代以降、 同様の状況が現れる。1990年代末から広がった格差社会論(橘木1998な ど)には、現状の統計に表れている経済格差は低所得になる高齢世帯の増 加によるものだという反論(大竹2005)があったが、若年層に非正規雇 用が広がり今後格差が増大するとの懸念は、ほとんどの論者が共有してい る。2000年代には「ワーキングプア」が一種の流行語になり、相対的な 格差にとどまらない、ほとんど19世紀的とすら言える貧困の広がりが懸 念されるようになった。

19世紀から20世紀にかけて、急速な都市化と貧困の広がりに対応する 社会政策の必要、国民国家間の争いの総力戦化などを背景に、各国は「大 きな政府 | を持つようになり、場合によっては社会主義化した。第二次世 界大戦後に、多くの産業諸国は急速な経済成長期を迎えた。発展する「東 側|の社会主義陣営への対抗もあり、資本主義陣営である「西側|諸国で も社会的権利の保障や完全雇用をうたう福祉国家政策が進められた。

しかし 1970 年代には石油ショックなどを契機に経済成長は世界的に停 滞し、その対応として福祉国家を批判する新自由主義政策が各国に広が る。1980年代末から90年代にかけて旧ソ連や東欧の社会主義政権は崩壊 し、中国は急速に市場経済を導入、グローバル化と呼ばれる時代に入る。 この時期、西欧や北米の諸国の失業率は高止まりしたが、日本は低成長と 言いながらも経済成長を続ける。1980 年代末から 90 年代のいわゆるバブ ル景気以降の経済停滞期においても、西欧や北米の諸国に比べれば、日本の失業率はいまだ低水準ではあった。しかし雇用の非正規化が進み、2000年代以降、相対的貧困率や「子供の貧困」率については、諸外国以上に問題は深刻化しつつある(橘木・浦川 2006、阿部 2008 など)。

とくに、フリーターの増加など若年層における問題が広がっている。その背景には、「長期雇用制度(終身雇用制度)」「年功賃金制度(年功序列制度)」「企業別組合」の三つを特徴とする、日本型雇用システムがあった(濱口 2009)。経済的なリスクは社会全体に等しくのしかかるわけではなく、その社会で脆弱な層に集中する(エスピン・アンデルセン・レジーニ編 2004)。若年者は女性や障碍者、民族的マイノリティなどとともに脆弱な層であり、失業率や不安定性はどの国でも高くなりがちだ。しかし、特に日本の場合はその雇用システムの特徴により、若年期にいったん非正規雇用になると正規雇用に就くことはすこぶる難しい。新卒一括採用と呼ばれる就職形態が支配的で、新卒時に正規雇用に就けないと、ずっと非正規雇用で働くことになってしまうのだ。このことが将来への懸念を増大させている。

また、非正規雇用や失業状態にあると、日本ではたちまち生活困窮に追い込まれる。その背景には、日本の社会的権利の手薄さがある。西欧諸国では社会的シティズンシップとして公共住宅や失業扶助などの普遍的な社会的権利が相対的に充実しているが、日本の場合それらは正規雇用者(正社員)の地位身分に付随する場合が多い。公共住宅ではない、「社員寮」「社宅」といった制度は、その典型である。

問題の深刻さは、「ワーキングプア」に続き2000年代に流行語化した「ネットカフェ難民」(水島2007)と呼ばれる事象をみてもわかる。ネットカフェに寝泊りする彼らの多くは、「派遣切り」や「リストラ」により、仕事を失った人々である。そうすると、会社の寮や家賃のかかる住居を出て行かなければならない。仕事を失うと、住まいから何から、すなわち最低限度の生活を送る社会的権利を根こそぎ失ってしまうのだ。日本的雇用

システムでは労働組合も正社員中心の企業別組合が主流であることから、 非正規雇用者や失業者の問題をすくい上げる組織も乏しい。

ネットカフェ「難民」という呼称は、象徴的である。難民は、住まう国 を追われ、それに伴い生きていくのに必要な諸権利を失った人々である。 自身も第二次世界大戦中にドイツからアメリカに亡命した H. アーレント が指摘するように、基本的人権はそれを保障する枠組み(近代以降の世界 では国民国家) がないもとでは、すなわちシティズンシップを欠いていて は、空証文に過ぎない(木前2011)。ネットカフェ「難民」は、後述する 国内問題と国際問題の構造の相似性を端的にあらわしているのだ。

日本ではこれまで、国民の諸権利を問題にする場合に、シティズンシッ プよりも人権のほうが頻繁に用いられてきた。そもそも、シティズンシッ プの代表的な訳語である市民権と人権の異同が、日本語では明確ではな い。そのことは、多くの国語辞書の「市民権」の項目に、同義語として「人 権上があげられていることからもわかる。それに対して、例えばアメリカ 合衆国では、国内的な実定法上の権利は、自然法的なニュアンスが色濃い human rights(人権) ではなく、civil rights(市民的権利。シティズンシッ プの諸権利に含まれる) などの言葉であらわされる(樋口 1996: 13-15)。 アメリカ国籍が American citizenship とあらわされるように、国民の諸 権利はシティズンシップにもとづくものであるという認識があるのだ。

シティズンシップの諸権利は人権の理念を具体化する形で近代国家にお いて発達したのだが、近代的シティズンシップが形成されて以降の19世 紀末に権利概念を導入した日本においては、人権とシティズンシップの区 別が明確になってこなかった。とくに第二次世界大戦後の日本において は、日本国憲法が基本的人権の保障を眼目としていたため、人権は様々な 権利の請求を正当化する規範的な概念であると同時に、実定法的なものと しても存在してきた(樋口1996:31-33)。

しかし、憲法の保障する基本的人権といえども、必ずしも普遍的なもの ではなく、ある範囲、ある時代の市民の地位身分と結びついたものである

ことは、近年理論的にだけではなく経験上もますます明白になっている。 日本において格差や貧困、あるいは拝外主義的な傾向が問題になっている 事態と、国家間の経済格差の拡大、それにともなう移民の増加、民族紛争 の再燃といった諸問題は不可分である。そのことは、シティズンシップと いう概念を用いるとよりはっきりするだろう(岡野 2003: 9-10)。

日本においては、国家だけでなく企業福祉が大きな役割を果たすことにより独特の産業的シティズンシップが形成され、多くの人々の生活が保障されてきた。その変容を、グローバル化が進む現状とあわせて、近代の自由主義的シティズンシップの歴史を踏まえた一貫した視点で考察する必要がある。それは T.H. マーシャルに代表される主流派によるシティズンシップの発達史を再検討することでもある。次節ではマーシャルとともに K. ポラニーを参照しながら、その再検討を試みたい。

2 自由市場と産業的シティズンシップ

さきに、本稿では日本型産業的シティズンシップ概念にもとづき、昨今の格差や貧困の問題を検討する旨を述べた。しかし、日本におけるシティズンシップ概念への関心の薄さを背景に、日本型産業的シティズンシップとは何かはこれまで明確にされてこなかった。その定義のために、まずは産業的シティズンシップの通説的な説明を振り返りたい。

シティズンシップの定義としてもっともよく参照されるのは、T.H. マーシャルが第二次世界大戦直後の講演をもとにした論文「シティズンシップと社会的階級」で述べたものだ。この論文によれば、シティズンシップとは、あるコミュニティの完全な成員に与えられた地位身分であり、その地位身分を持つ人々は、権利と義務において平等である(マーシャル・ボットモア 1993: 37)。マーシャルは、18世紀に市民的要素(市民的権利。自由権や財産権など)が、19世紀に政治的要素(政治的権利。参政権など)が、20世紀に社会的要素(社会的権利。教育や福祉サービスを求め

る権利)が成立していったとしている。かつて自然権として構想されたに すぎなかった人権が、18世紀以降、国民国家の範囲内とはいえ普遍的な 国民の権利として発達していったというのである。

マーシャルによれば産業的シティズンシップは、シティズンシップの市 民的要素の副産物と位置づけられる。正当な契約を結ぶ権利は、市民的権 利の重要な一部である。産業的シティズンシップは、その集団的な行使で ある団体交渉権を内容とする。労働者の参政権が制限されていた19世紀 から20世紀にかけて、この産業的シティズンシップは、社会的権利の実 質を獲得するための重要な手段となった(マーシャル・ボットモア 1993: 55-56)。最低生活を送る賃金を得ることが、産業的シティズンシップの 主要な内実となったのである。

しかし、マーシャルに言わせれば、政治的権利と社会的権利が確立され た20世紀の福祉国家で、産業的シティズンシップにより最低生活の保障 を求めることは、不適切である。「最低生活を送れるだけの賃金を社会的 権利として受け入れているような社会において最低生活賃金のために交渉 しなければならないなどというのは、投票権を政治的権利として受け入れ ている社会において投票権獲得のために争わなければならないのと同じく らいばかげている | (マーシャル・ボットモア 1993: 87-88)。政治的権 利によって最低限の生活水準を民主的に決定することができ、その水準が 制度的に保障されているような社会では、確かにそうかもしれない。そし て第二次世界大戦直後のこの論文の背景には、完全雇用と社会保障制度の 充実を掲げる福祉国家政策の登場があった。当時はまた、「東側」で社会 主義国の経済発展が進んでいる時期でもあった。労働者が参政権をまだ得 ておらず、最低生活に関する合意もない時期ならいざ知らず、20世紀の 福祉国家においては労働争議によって社会的権利を獲得しようとする必要 はないだろう、というのがマーシャルの見解だった。

だが 1970 年代以降の景気後退、国家財政の危機を受け西欧や北米では 新自由主義が支配的な政治勢力となった。やはり社会的権利の保障を主軸 とした社会主義体制は、旧ソ連や東欧では政権の瓦解、中国など東アジア諸国では市場経済の全面的な導入という形で、ほとんど崩壊した。その後のグローバル化や産業構造の転換の進展は、一国的な福祉国家政策の基盤を掘り崩している(亀山 2011)。

国家が主導する完全雇用政策が機能不全に陥り、労働市場の自由化が進むと、労働者の交渉力は弱くなる。そうなると、市民的権利の手段的行使たる団体交渉権を内容とする産業的シティズンシップは再び注目されなければならない。ただ、産業的シティズンシップを団体交渉権としてとらえることは、それが自由な市場の原理を侵すという批判につながりやすい。カルテルが自由競争を阻害するという論理と同じである。先にみたマーシャルの産業的シティズンシップに対する消極的な態度は、そうした批判と重なる。

だが、産業的シティズンシップを市民的権利の集合的行使としてのみみるべきかどうかには再考の余地がある。そのことを明らかにするために、T.H. マーシャル (1893 生 - 1981 没) と同時代を生きた K. ポラニー (1886 生 - 1964 没) の、「自由な労働市場」自体が擬制であるという主張を参照したい。これはすなわち、市民的権利が擬制にもとづくものであるという見解につながる。マーシャルは、それが擬制だと主張をしたわけではないが、市民的権利が生む矛盾に対して、社会的シティズンシップの発達を対置している。その点で、両者は問題意識を共有している。

自由市場、すなわち私有財産を正当かつ自由に交換できることの保障は、近代資本主義社会の基礎とみなしうる。この社会では、一介の労働者が(マルクスの術語を用いるならば)労働力商品を資本家(企業)に販売する場合でも、対等な個人対個人の取引として扱われる。そのためには、市民的権利の中核をなす人身の自由や私有財産の保障が必要となる。それを前提とすることで、労働者は労働力商品の所有者で、労働市場でそれを財産として賃金と交換するとみなすことができる。封建的な強制や奴隷的な扱いとしてではなく、自由な個人対個人の取引として、労働の提供は位

置づけられるのだ。18世紀の市民革命において市民的権利が保障される ようになる背景には、そうした自由な賃労働者を産業資本家たちが必要と したことがある。

しかし、ポラニーは自由市場の前提には無理があると指摘する。古典派 経済学は経済が社会から切り離されることを展望し、政治家たちに自己調 節的な経済市場の確立を求めた。しかし、その確立が達成されることは、 歴史上ついになかった。それはなぜか。

決定的に重要な点は、以下のことである。すなわち、労働、土地、貨 幣は牛産の本源的な要素であって、他の商品と同様にそのための市場が 形成されなければならない。実際これらの市場は、経済システムの絶対 的に欠くことのできない部分を構成する。しかし、労働、土地、貨幣は、 明らかに商品ではない。売買されるものはいかなるものであろうと、販 売のために生産されたものでなければならないという公準は、労働、土 地、貨幣についてはまったく当てはまらない。換言すれば、商品の経験 的な定義からするとこれらは商品ではないのである。労働は、生活その ものの一部であるような人間活動の別名に他ならず、したがってそれ は、販売のために生産されたものではなく、まったく違う理由で生み出 されたものである。また、その活動を生活の他の部分から切り離したり、 蓄積したり、転売したりすることもできない(ポラニー2009:125)。

ポラニーによれば、資本主義社会において商品とされているものには、 市場で販売されることを目的として生産された本来的商品と、そうではな い擬制商品(土地・労働・貨幣)がある。販売を見込んで作られた農作物 や工業製品は本来的商品たりうる。それに対して、土地、労働、貨幣は、 もともとそれ自体を販売するために存在したり、作られたりしたわけでは ない。これらを商品とみなすのは、擬制(fiction)であるというのだ。

「自己調節市場という考え方はまったくのユートピアであったというこ

と、これがわれわれの主張する命題である。このような制度は、社会の人間的実在と自然的実在を壊滅させることなしには、一瞬たりとも存在しえないであろう。それは、人間を物理的に破壊し、その環境を荒野に変えてしまうだろう」(ポラニー 2009: 6)。ポラニーが冒頭でこう述べる『大転換』の新版の「紹介」でF. ブロックが強調しているとおり、ポラニーは(しばしば誤解されるように) 19世紀における資本主義の台頭により経済が社会から切り離され、社会を支配するようになったと考えていたわけではない。そうではなくて、社会から切り離された経済市場が存在するのはそもそも不可能であり、それが存在するというのは擬制であると主張しているのである。

土地や労働力を私的に所有し、市場で交換できるものとみなすシティズンシップの市民的権利は、この擬制を前提としている。あるいは、18世紀におけるシティズンシップの市民的権利の確立とは、こうした擬制の確立を意味していると言える。

自由主義者は、自己調節的な市場を自生的なものだと考え、それに対する人為的な干渉を害あるものとして批判する。自動調節的な市場の自然な発達を、人為的な社会主義や集産主義(collectivism)が阻害しているというのだ。しかし、自由市場こそが近代国家による意図的な政策の産物であり、それへの抵抗のほうが自然発生的なものであったとポラニーは言う(ポラニー 2009: 255)。

マルクスをはじめとした社会主義者が強調するように、市民革命は私的所有権をはじめとするブルジョワ的な諸権利を正当化するための権力闘争の帰結であった。近代的な自由市場は、革命によって権力を掌握したブルジョワジーが、国民国家の枠内で普遍的な財産権や自由権、すなわち市民的権利を確立することによって生まれた。封建的な特権や制度は、それに伴う旧い社会的権利とともに解体され、自由な労働者が生まれる。マーシャルもまた、近代的な市民的権利の確立を、それが従来の村落共同体やギルドなどの社会的シティズンシップと対立し、旧い社会的権利を圧倒し解体

していった歴史として描いていた。しかし、マーシャルの議論のポイント は、いったんは衰退した社会的シティズンシップが20世紀に復活すると ころにある。マーシャルやポラニーは、19世紀の社会主義者たちが経験 しなかった、20世紀の大恐慌と総力戦の時代を目の当たりにする。自己 調節的な市場という擬制に対抗する、社会的な多様な動きがあらわれる。 それらは、時に反動的、時に革命的と呼ばれた。あるいは民族主義的であっ たり、国際主義に立脚するものだったりした。

自由主義者は、それらを批判し続けた。恐慌や二度の世界大戦、社会主 義革命といった20世紀前半の大混乱は、自由市場の自明性を疑わせるに 十分なはずだった。しかし、「自由放任の原理の擁護者は、その原理に帰 せられたありとあらゆる困難の理由を、逆に原理を十分に適用しなかった せいであると論ずることができた | (ポラニー 2009: 258)。こうした論法 は、21世紀の現代でも健在である。「労働組合・労働者諸政党と独占的製 造業者・農業関係者との非神聖同盟は、その近視眼的な貪欲さのゆえに、 経済的自由を阻止せんとして共同戦線を張ってきたが、こうした同盟がな ければ、今日の世界は、物質的な繁栄を創出するほとんど自動的なシステ ムの生み出す果実を享受することができたであろう | (ポラニー 2009: 259) と考える自由主義の指導者たちは、反自由主義の陰謀があるかのよ うに主張する。「それらに共通するのは、ナショナリズムの勃興および社 会主義の台頭を場面の転換における主役に仕立て上げることであり、また 製造業者の団体や独占企業、あるいは農業関係者や労働組合を舞台の悪役 にすることである」(ポラニ-2009:260)。

しかし、こうした陰謀論には裏付けがないとポラニーは言う。「反自由 主義の陰謀というのは、まったくのつくり話である。『集産主義的』な対 抗運動が現れた形態の豊かな多様性は、利害をともにする人々の社会主義 あるいはナショナリズムへの傾倒によるものではなく、ひとえに市場メカ ニズムの拡大によって影響を受ける主要な社会階層の幅の広さによるもの であった」(ポラニー 2009: 261)。歴史的にみても、自由市場への対抗が 一元的なイデオロギーにもとづく運動や政策によって行われたのではないことは明らかだ。例えば H. スペンサーが反自由主義の動きとして非難した事例のリストには、食物や飲料の監督、ガス作業の検査、読み書きができない少年の雇用の禁止、種痘の実施、地方政府の運賃決定の権限などが羅列されている。スペンサーはこれらを反自由主義的陣営の陰謀の証拠としてあげるのだが、その多様性からしても、これらは産業資本主義の発達による諸問題に、その時々にいわば場当たり的に対応したものと考えられる(ポラニー 2009: 261-262)。

産業的シティズンシップもまた、そうした「場当たり的」対応に起因するものだといえる。18世紀の国民国家によって市民的権利が保障されたということは、労働力を無理に商品にしようとしたことを意味する。マーシャルは、近代以前にあったコミュニティのシティズンシップには社会的要素があったことを強調していた。村落共同体やギルドの成員が社会的シティズンシップとして最低限の生活や報酬を保障されることは、しかし、自由な労働市場の原則に抵触する。そのため、18世紀に市民的権利が発達する一方で、ギルドの特権や救貧制度のような旧い社会的シティズンシップは解体されていく。

その結果、西欧諸国では急速に産業化が進む一方、都市に失業者や貧困者があふれるようになる。売れない商品でも、供給側が価格を下げるなりして需要側の要求に応じれば販売できるというのが、自由市場の原理である。したがって労働力を商品と考えるならば、ミーゼスが言うように、労働者が「労働組合員として振る舞わず、要求を引き下げ、労働市場の要求に応じて居場所と職種を変えるならば、彼はやがては仕事を見つけることができるだろう」(ポラニー 2009: 315)。労働力が商品であるのならば、確かにミーゼスの言うとおり「資本主義国における失業は、政府および労働組合双方の政策が、現行の労働生産性にふさわしくない賃金水準の維持を目指しているという事実によるものである」(ポラニー 2009: 316)。

しかし、生活できない水準まで賃金が下がるのならば、人は進んで働こ

うとはしない。通常の商品ならば、利益の出る水準の需要が見込めない場 合、販売者は赤字覚悟でも在庫を売り払ったり、市場から撤退(移動)し たりするだろう。しかし賃労働者は、通常の商品の販売者のように行動す ることはできない。ごく低賃金ならば仕事はあるかもしれない。赤字の出 る水準まで、すなわち生活費(労働力の再生産費)以下に労働力商品の価 格(賃金)を切り下げれば、販売可能かもしれない。しかし労働力商品以外 売るべきものを持たない労働者は、それではたちまち生活が行き詰まる。

そのため労働者は、労働力商品の販売カルテルとも言うべき労働組合を 組織し、その合法化を志向する。これは、自動調節的な市場の原理から外 れた行動である。市民的権利を近代的シティズンシップの基礎に置くマー シャルは、したがって、産業的シティズンシップに対して必ずしも肯定的 な態度を取らなかった。マーシャルの福祉国家構想では、資本主義市場が 生む格差や貧困(社会的階級)は、最低生活を送る国民の平等な権利(社 会的シティズンシップ)により受忍されるはずである。最低生活が満足し うる水準ならば、市場にもとづく不平等はそれほど問題にならなくなるだ ろうというのが、マーシャルの楽観的見解である。

市場の不平等が問題とされなくなるという一方、マーシャルは資本主義 的市場の存続は前提としていた。市場は残しながらも、国家が住宅や教育、 疾病・失業扶助などの社会的権利を保障する。すなわち、ポラニーが言う 擬制商品(労働や土地)は、完全に市場化できないことを、マーシャルの 議論は前提としている。とはいえ自由主義的シティズンシップ論と呼ばれ るその議論は、自動調節的な市場という大前提を否定しない。そのため、 一種のカルテルである産業的シティズンシップは、「最低生活を送れるだ けの賃金を社会的権利として受け入れているような社会 | を前提としなが ら、あくまで副次的・限定的なものとして扱われる。

マーシャルの構想では、20世紀の福祉国家ではシティズンシップの市 民的要素・政治的要素・社会的要素が出そろい、全市民(国民)に普遍的 に権利が付与される。19世紀には限定的だった政治的権利が普遍化した もとでは、最低生活の保障は、市民的権利の集合的行使たる団体交渉権(産業的シティズンシップ)によってではなく、政治的権利の行使によってその水準が決定されればよい。すなわち、みなが合意できる生活水準を保障する社会的権利は、みなが参政権を保障された代議制民主主義のもとで適切に設置することができるはずだ。自由市場の原則に抵触しがちな産業的シティズンシップで最低生活の保障を実現するよりも、その方が正当であるというのがマーシャルの見解である。

ただし産業的シティズンシップは消え去ったわけではなく、代議制民主主義を補完するものとして発展した。「シティズンシップと社会的階級」ではすでに、労働組合の団体交渉は単なる経済交渉ではなく、「主要な争点においては、いわば政策をめぐる共同の討議のようなものに転化している」ことが指摘されている(マーシャル・ボットモア1993:89)。西欧諸国ではその延長線上で、いわゆるネオコーポラティズムのもとでの労働組合の政策決定過程への参加が進展した。福祉国家政策のもと普遍的な社会的権利が整備されるとともに、産業別の労働協約が組合員以外の多くの労働者にも適用されるようになる。

それは、国家独占資本主義とも呼ばれた新たな資本主義のあり方であると同時に、自由市場によって掘り崩された旧いコミュニティにおける社会的シティズンシップを、福祉国家や労働組合という新たなコミュニティーーこれらはアソシエーションであると考えることもできるが、ここではシティズンシップの地位身分を保障する共同社会という意味合いでコミュニティと呼びたい――により実現しようとする、人々の防衛反応によるものだった。

福祉国家の時代に完全な平等が実現されたわけでは、もちろんない。福祉国家は、国民国家・産業資本主義・近代的家父長制という基盤にもとづくものであり、戦後世界の確固たる国民国家の境界による厳しい移民制限などの「外部の排除」、自国民で健常な男性産業労働者が一級市民で、女性や障碍者、民族的少数派らが二級市民であるという「内部の排除」を伴

うものだった(亀山2011)。とはいえ福祉国家が限界をはらみながらも、 そして限られた地域の限られた時代だけとはいえ、ある程度の安定をもた らしたのもまた確かだろう。しかし、その安定は永く続くものではなかっ た。

日本型産業的シティズンシップの形成と変容 3

日本における社会的シティズンシップが西欧諸国に比較して弱体なの は、多くの論者の指摘するところだ。医療保険や年金はある程度の水準だ が、公的な住宅や高等教育などの分野では貧弱さが目立つ。生活保護の補 足率は低く、受給者には厳しい目が向けられる。政府の予算規模の GDP 比や公務員数も国際比較すると高い水準とは言い難く、相対的には「小さ な政府 | である。西欧では資本主義化に対抗する社会的シティズンシップ の新たなコミュニティとして福祉国家が形成されたが、日本ではそうした 発展はみられなかった。しかし日本においても、急速に進展する産業資本 主義化に対抗する動きはそこここに現れた。ただし、それは西欧や北米と は異なる形をとった。日本における特有の社会的シティズンシップのあり 方には、日本型の産業的シティズンシップが大きく影響している。

日本型産業的シティズンシップは、長期雇用制度(終身雇用制度)、年 功賃金制度(年功序列制度)、企業別組合の三つを特徴とする日本型雇用 システムを基盤とする。このシステムにもとづき、市場化に対抗する、一 種の社会的シティズンシップが受動的に形成された。企業をコミュニティ 化し、明確なメンバーシップを形成し、そのメンバー(および家族)には 地位身分に付随する社会的権利の実質を付与するのである。正社員には安 定的な身分とともに、社宅・寮、家族手当や、幅広い福利厚生が提供され る。そのかわりに、正社員は会社への忠誠を尽くし、長時間労働も広域の 転勤もいとわない。

濱口桂一郎(2009)によれば、日本以外の国では雇用契約は特定の職務

(ジョブ)を単位とする。それに対して日本での雇用契約は特定企業のメンバーになることを意味する。法的には一種の地位設定契約あるいはメンバーシップ契約であり、雇用者側にはメンバーシップの維持の義務が生ずると見なされ、終身雇用などの日本的雇用の特徴が生み出される。

自由な労働市場の形成というもくろみは、もともと販売するための商品 として生み出されたわけではない労働力を商品にするという無理を抱えて いる。商品ならば、価値が生産費よりも下がったり、全く売れなかったり することは当然ありうる。そうした事態への対応として、20世紀の西欧 諸国はジョブ単位の雇用契約という労働市場の擬制を保ちながら、福祉国 家というコミュニティを形成して、成員(国民)の最低生活を保障しよう とした。それに対して日本は、企業体をコミュニティとして成員(正社員 とその家族)の生活を保障しながら、企業内にいわゆる内部労働市場を形 成して人材の適正配置を行おうとした。日本企業、とくに大企業の場合、 勤務地や職務ががらりと変わるのが珍しくないことは、しばしば海外の 人々から奇異の目で見られる。日本以外の国が企業外の労働市場(外部労 働市場)で実施していることを、企業内で行ってきたのである。本稿では、 企業を一つのコミュニティとして、社員や家族の社会的権利の内実までを も企業単位で保障するあり方を、日本型産業的シティズンシップと呼ぶ。 職業(ジョブ)移動という市民的権利の一部までもが、内部労働市場とし てそこには組み込まれている。

こうした企業のあり方は、日本経済の好調時には「日本的経営」としてもてはやされたが、1990年代以降の景気低迷期には成長を阻害する要因として批判されるようになった。1995年には日経連(当時)が「新時代の『日本的経営』――挑戦すべき方向とその具体策」と題した、よく知られる報告書を発表する。同報告書によれば、被雇用者は①長期蓄積能力活用型、②高度専門能力活用型、③雇用柔軟型にグループ分けされ、従来の正社員を絞り込んだ管理職候補の①は長期雇用し昇給・昇進させるのに対して、専門職の②、一般職の③は有期雇用で昇給は想定されない。こうし

たグループ化は「雇用ポートフォリオ」と称され、雇用の流動化により人 件費削減をはかろうとする企業行動の指針となった。

報告書が発表されたのが1995年だったため、こうした人件費削減案は 1990年代のいわゆるバブル崩壊後の景気後退に対応するものだったと思 われがちだ。しかし、報告書発表当時の日経連の担当常務理事である成瀬 健生は、雇用ポートフォリオという概念は1980年代から打ち出されてい たもので、その背景には人口の高齢化と急凍な円高という二つの大きな問 題があったという。年功賃金制度のもと、高齢化は人件費や退職金、さら には年金などの社会保障費の負担増につながるということは、当然ながら 早くから懸念されていた。それに加え、プラザ合意(1985年)から2年 足らずで、1 ドル = 240 円から 120 円になるという円高の急進展は、企業 経営を直撃した。国際的にみれば、人件費が2年で2倍になったことにな る。輸出産業はコスト高で国際競争力を失い、国内向けの産業も相対的に 安価な海外製品に太刀打ちできなくなる。当時の日経連は、こうした問題 の克服には相当長期のデフレ不況が不可避だと予測していた。それを乗り 切るための方策としては全般的な賃金切り下げ(ベースダウン)もあり得 るが、それは現実的でないと考え、雇用ポートフォリオを80年代後半か ら提案したのだという(成瀬 2014)。

しかし、デフレ不況は大方の予想を超え長期化し、為替相場はリーマン ショック (2008年) 時には1ドル=80 円水準にまでなった。1985年当時、 非典型(非正規)雇用は約15%だったものが、2013年には37%にまで 拡大した(総務省「労働力調査」)。それに伴い、企業別で正社員中心の労 働組合組織率は、1985 年当時には約3割だったものが、2013 年は 18% 足 らずにまで低下している(厚生労働省「労働組合基礎調査」)。労働組合の 組織率低下は、諸外国でも共通した傾向ではある。しかし、日本は労働協 約のカバー率(労働組合への加盟の如何を問わず団体交渉による協定のも とにある労働者の割合)が、西欧諸国に比べると低い。EU 主要国では、 労働組合の組織率低下にもかかわらず、依然として産業別協約が大きな影 響力を保っている(鈴木 2011)。ドイツ、フランス、北欧諸国が6割から9割、EUでは例外とされるイギリスでも三分の一程度と、労働組合の組織率を大きく上回る割合の労働者が労働協約でカバーされている。それに対して、日本では労働組合の組織率よりやや低い程度の労働者しかカバーされていない(OECD 2014)。

こうした西欧と日本の状況を概念的に示したのが、図1と図2である。 いずれの図でも、色の付いた部分が労働条件を守る枠組みを示している。

図1に示したように、西欧諸国では労働組合は産業別で、また労働協約が適用される範囲が広い。さらに、福祉国家的な社会的権利の水準が高い。若年者やシングルマザーなど脆弱な層にリスクが集中しやすいのはどの国も同じだが、セイフティネットの役割を果たす制度が多重であるため、日本のように仕事を失うと同時に最低限の生活が危うくなることは少ない。近年の政策的な課題は、そのセイフティネットを移民なども含む、リスクを抱える多様な人々を労働市場に包摂するような教育訓練を伴うものにすることに置かれる。典型的なのは1990年代のイギリス新労働党「第三の道」路線で、ドイツや北欧諸国などでも同様の政策傾向が見られる。とともに、それが福祉国家的な再分配を否認することにつながるとの批判もある(亀山 2007)。

それに対して図2に示したように、日本では各社の正規メンバーとしての正社員を中心に組合が組織され、非正規雇用者の多くは未組織である。産業別の組合運動が発達しなかったことを背景に、労働協約の対象は狭く、その適用範囲は正社員の組合の範囲とほぼ重なる。国民国家の外延にもとづく福祉国家的な保障も十分でない。従来の日本社会では、家族や親族・地域共同体がセイフティネットの役割を果たしていたが、その役割が縮小し、若年者やシングルマザーなどがたやすく貧困に陥るようになっている。移民や難民はそもそも少数だし、技能実習制度のように、通常の雇用契約の埒外に置かれることが多い。そうしたもと、非正規雇用を会社を超えて組織する地域ユニオンのような個人加盟の組合の役割が期待されるが、その組織率や影響力はまだまだ小さい。

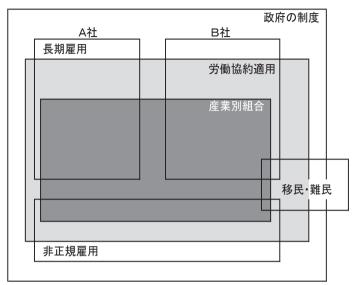
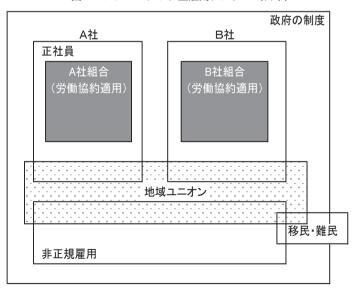


図 1 ジョブ型雇用システム(西欧諸国)

図2 メンバーシップ型雇用システム(日本)



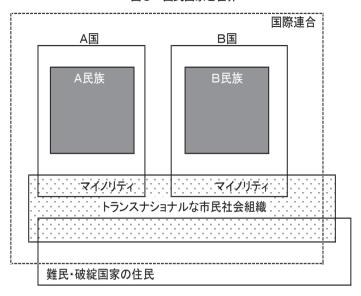


図3 国民国家と世界

図2であらわしたような日本の政府と産業的シティズンシップの構造は、図3に示したように、現在の国民国家と世界の構造との共通性を持つ。この同型性は、単なる見立てではない。21世紀のいま、国民国家のような、あるいは日本の企業のような、20世紀に形成された社会的シティズンシップを保つためのコミュニティが、グローバルにもドメスティックにも強まる市場化圧力のもと動揺しているのだ。

図3における「民族」(nation)と「国家」(state)の外延は、かつての国民国家 (nation-state)という概念においてはほぼ一致していた。マーシャルはこれを前提に、衰退した旧来のコミュニティに代わる、成員が最低生活を保ちうる新たな、しかし同質なコミュニティとして、社会的権利を軸とする福祉国家を構想した。その背景には第二次世界大戦後、第三世界では旧植民地が相次いで独立し、普遍的な人権が世界規模で実現されるという展望があった。世界が民族自決を果たした国民国家に分かたれ、各

国内で国民の権利が保障されれば、世界中で人権が保障されることにな る。世界は民族ごとの国家(nation-state)に分かたれていても、いや分 かたれているからこそ、人権保障は国際的 (inter-national) に実現され るという構想である(亀山2011)。日本国民の人権は、全ての人がいずれ かの会社の正社員(かその家族)になればあまねく保障されるはずだとい う発想と、これは相似している。

人権の普遍化にあたっては、かつてはむしろ図1のような構造の世界 化が構想されていたといえる。外延としての国連とともに、国際的な労働 運動や国際労働機関(ILO)のような組織が強化され、国際協約が影響力 を広げ、社会的権利をはじめとする20世紀的な人権の保障が世界規模で 実現されていくという構想である。欧州連合(EU)は、ヨーロッパ地域 でそうした構想を実現しようとしたものであった。EUという外延が構築 され、各国共通のルールが共有されることが目指されたのである。しかし、 EU内ですら労働に関する共通ルール策定は困難を極めている。他の地域 では、よりいっそう難しい。グローバル化の進展は、以前は国家の壁で排 除されていた「非市民」(外国人)を増加させ、「二級市民」(国内のマイ ノリティ)の問題とともにますます課題を多くしている。国民国家が形成 され得ない破綻国家の存在も大きな問題になっている。

そのため、国内でも国際的にも、政府や市場とは区別される市民社会組 織への期待が高まっている。20世紀の日本企業や国民国家に代わるもの として、旧いコミュニティを横断するようなアソシエーション、すなわち 例えば地域ユニオン (図2)、あるいはトランスナショナルな市民社会組 織(NPOやNGOなど。図3)に期待が集まっているのだ。しかし、そ れらがどの程度の役割を果たすのかははっきりしないし、少なくとも当面 政府や市場ほどの影響力を持つことは考えられない。外延となる枠組み(福 祉国家的な国民国家や、かつては世界政府化することも期待された国連) もまた揺らいでいる。

20世紀末から21世紀の現在にかけて、ローカル・ナショナル・グロー

バルの諸水準で、自由市場を形成することが問題解決だと主張する新自由主義が主導権を握り続けている。世界的な恐慌や大戦を経て20世紀中盤に構想された、単一のネーションを前提とした国民国家や均質な正社員を成員とするコミュニティとしての日本企業を、人々の包摂の基本的な枠組みになると考えることはすでに難しい。ナショナリズムの強化や、再度の正社員化が根本的な解決策とは考えがたい。しかし、国民国家や正社員中心の企業経営はいまも存在しているし、国家や企業以外の有力なアクターがはっきりと姿をあらわしているわけではない。

19世紀から20世紀にかけて、社会の不安定化や社会主義運動、また人々を兵士として強制的に動員する総力戦に対応し、社会政策による社会的権利の保障が進んだ。20世紀の中盤、福祉国家政策や日本的経営はある程度の安定をもたらしたが、総力戦体制や社会主義体制が終焉した20世紀末以降、社会的シティズンシップの枠組みが揺らいでいる。そのもとで、グローバルな自由市場の構築を主張する新自由主義が力を得ているが、労働力の商品化を急速かつ全面的にすすめることは、強い反動を生み出さざるをえない。そもそも無理がある自由市場の形成に対抗して社会的シティズンシップを構築しようとする動きは、不可避的に、また自然発生的に起こらざるをえない。利害や価値観を共有する人々が大小さまざまな集団をつくり、なんとか最低限の生活を送る仕組みを作っていこうとするだろう。

ただそれらは、理性的な市民社会組織とは限らない。再配分にもとづく 社会的シティズンシップは、規範的な公正の要請にもとづくものだと思わ れがちだ。そのため、理性的な主体が構築するアソシエーションが、新た な社会的シティズンシップを形成するとの期待なり予測なりが生まれる。 しかし、歴史的にも社会的シティズンシップは必ずしも合理的で目的意識 的な構想によって形成されるものではないことは、すでにみた。現在の紛 争地域では原理主義的な宗教組織が医療や教育の制度、すなわち社会的シ ティズンシップの実質をつくり、住民の支持を得る例もしばしばみられ る。拝外主義的なナショナリズムを伴う福祉国家防衛の訴えもあらわれて いる。

シティズンシップは境界のあるコミュニティを必要とするため、必ず排 除を伴う。そのあり方が公正という規範にかなうかどうかは、シティズン シップとは別の原理に基づいて判断されなければならない。その原理は、 例えばより規範性を高めた「人権」概念かもしれない(Turner 1993. 1997)。あるいは規範性とは別の原理を見いだす必要があるのかもしれな い。シティズンシップのあり方とともに、そうした「別の原理」のあり方 について考察することが課題になる。

[対献]

阿部彩. 2008. 『子どもの貧困』岩波書店.

Beck, Ulrich, 2003, "Toward a New Critical Theory with a Cosmopolitan Intent", Constellations, Vol.10 (4) : 453-68.

エスピン - アンデルセン、G、・レジーニ、M(編)、2004、伍賀一道・北明美・ 白井邦彦・澤田幹・川口章訳『労働市場の規制緩和を検証する』青木書店。

濱口桂一郎、2009、『新しい労働社会』岩波書店、

ヒーター. D. 2002. 田中俊郎・関根政美訳『市民権とは何か』岩波書店.

樋口陽一. 1996. 『人権』三省堂.

岩田正美. 2007. 『現代の貧困』 筑摩書房.

亀山俊朗、2007.「シティズンシップと社会的排除」福原宏幸編『社会的排除/ 包摂と社会政策』法律文化社.

亀山俊朗、2011、「シティズンシップとそのコミュニティ |木前利秋・亀山俊朗・ 時安邦治編『変容するシティズンシップ』白澤社.

木前利秋、2011、「シティズンシップの再編と『諸権利を持つ権利』| 木前利秋・ 亀山俊朗・時安邦治編『変容するシティズンシップ』白澤社.

マーシャル、T.H.、ボットモア、T.、1993、岩崎信彦・中村健吾訳『シティズ ンシップと社会的階級』. 法律文化社.

水島宏明、2007、『ネットカフェ難民と貧困ニッポン』、日本テレビ、

成瀬健生、2014、「雇用ポートフォリオ提言とこれからの雇用問題」『月刊レポー ト DIO』295 号.

OECD, 2014, Economic Policy Reforms, OECD.

岡野八代,2003,『シティズンシップの政治学』白澤社.

大竹文雄, 2005, 『日本の不平等』, 日本経済新聞社.

ポラニー、2009、野口健彦・栖原学訳『大転換』東洋経済新報社、

鈴木宏昌、2011、「EU 主要国における団体交渉と賃金決定 —— 制度の持続性と 変化」『日本労働研究雑誌』611 号.

橘木俊詔、1998、『日本の経済格差』、岩波書店、

橘木俊韶・浦川邦夫、2006、『日本の貧困研究』東京大学出版会、

Turner, B. S., 1993, "Outline of a Theory of Human Rights", Sociology, Vol.27 (3). Reprinted in: Bryan S. Turner and Peter Hamilton eds., 1994, Citizenship: Critical Concepts volume II, London: Routledge, 461–82.

Turner, B.S., 1997, "Citizenship Studies: A General Theory", Citizenship Studies, 1 (1).

「知覚の知覚」と「コミュニケーション/行為」が 「主題」にもたらす選択性

―― ニクラス・ルーマンの「相互作用システム」をめぐって ――

芦 川 晋

0. はじめに

ニクラス・ルーマンは自らの社会システム理論を展開するにあたって、「全体社会 (ゲゼルシャフト)」、「組織」、「相互作用」という三つのシステム形成の水準を区別している。ここでもっぱら検討の対象としたいのはそのうちの「相互作用」である。というのも、ルーマンはとりわけその初期・中期に相互作用システムの議論を展開するにあたって、大幅にアーヴィング・ゴッフマンのとりわけ『集まりの構造』の議論に依拠している。もちろん、ルーマンの関心は必ずしもゴッフマンのそれと一致しているわけではない。にもかかわらず、ルーマンによるゴッフマン読解を基礎とする相互作用システム論の展開は、ゴッフマンが取り上げた事象をゴッフマンとは違った視点から評価する視座を提供しているように思える。

本論文の狙いは、ルーマンが相互作用システムについてまとまった記述を与えている三つの主要な文献、すなわち「単純なシステム」(『社会学的啓蒙 2』1975)、『社会システム理論』(1984)、『社会の社会』(1997)それぞれで相互作用システムについてどのような議論が展開されているかを要約し解釈を示したうえで、ゴッフマンの議論との異同について検討すること、そしてあらためてルーマンの相互作用システムとはどのようなものか

示すことにある。あわせて、それにより相互作用システムが持っている組織や全体社会との種別性も明らかになるのではないかと考える。

あらかじめ、その要点をまとめておけば、ルーマンは、いずれの時期においても相互作用システムの成立要件を互いに「居合わせること」(「居合わせている/不在である」の区別)としている点では首尾一貫しており、互いに「居合わせること」でもたらされる特異性が相互作用システムの種別性をなしている。互いに「居合わせる」状況では「知覚(の知覚)」と「コミュニケーション(ないし行為)」が並行して進行する。

「知覚(の知覚)」と「コミュニケーション(ないし行為)」の差異のもとをたどればゴッフマンによる「焦点の定まらない相互作用」と「焦点の定まった相互作用」との区別にいきつくようにみえる。しかし、ルーマンが採用する「知覚/コミュニケーション」という区別は、一部での指摘とは異なり、必ずしもゴッフマンによる「焦点の定まらない相互作用/焦点の定まった相互作用」の区別とは一致しない。そもそも二者の議論はそれほど異なっているわけでもない。とはいえ、関心はかなり異なる。

ゴッフマンは、ルーマンとは違って、コミュニケーション(ないし行為) に発展しないもっぱら知覚レベルで生起する「焦点の定まらない相互作用」をも社会秩序として分析を彫琢している。もっとも、焦点の定まらない相互的な知覚や行為に基づく「社会秩序」を記述しようとしたゴッフマンの議論は、M・ウェーバー以来の社会学固有の問題設定といってよい「社会的行為」についてルーマンがとりあげた議論に少なからず類比できるように思われる。

一方、ルーマンが議論の中心に据えているのは「知覚の知覚」およびコミュニケーション(行為)が相互作用システムの形成や再生産にどのように貢献しているかであり、これはもっぱら「焦点の定まった相互作用」にかかわる。このとき相互作用システムに構造を与えるのは「主題」であるとされるが、こうした力能はコミュニケーションや知覚の知覚が「主題」の受容と拒絶という選択性の強化に寄与しているからである。そして、相

互作用システムの「同一性」とはこうしたコミュニケーションや知覚による主題の明示的な主題化の一つにとどまるものでしかない。

なお、本論文のおもだった主旨はここに記したとおりであるが、行論にあたってはルーマンの相互作用システムに対する数少なくかつ有力な批判と言ってよい佐藤俊樹の議論[2000][2008]や酒井・小宮論文[2007](小宮[2011])をも間接的にではあるが俎上にあげてみたい。なお、ルーマンの翻訳からの引用については適宜変更を加えてある。

1.「単純なシステム」ー「知覚の知覚」とコミュニケーションあるいは行為

論文「単純なシステム」において、ルーマンは基本的な相互作用システムを「単純なシステム」(einfache Sozialsysteme)として扱っているが、これは「参与者のすべてにとって、直接わかるという意味で単純なの」だと説明しており、この単純さの基準として互いに「居合わせていること」(Anwesenheit)を概念として選んでいる(Luhmann[1975]7=21 頁)。そして、この「居合わせている」とは「互いが知覚可能である」ということにほかならない。「参与者は、自分の体験や行為をその時々の相互作用に与え合う」(Luhmann[1975]7=22 頁)。

もちろん、互いが知覚可能な状態にあり自分にとってはまぎれもないことであっても、たとえば「ガンをつけた」とか「つけない」とかといった話になれば、相手は自分の知覚したことを否定できる。そして、この相手の知覚を否定することはとても難しい。だから、ここには互いの知覚を基礎にできるどうかは確定できないというダブル・コンティンジェンシーが見いだせる。逆に、知覚可能性や「居合わせる」ことをめぐる社会的慣習はこうした特徴から生み出されてきたものであり、そこから相互作用システムを特定することはできない。

ルーマンは、ゴッフマンにしたがって、二人あるいはそれ以上の個人が 互いに知覚する領域に入ると必然的にシステムが形成するとしている。と はいえ、これは実際に関係が生じているということではなく、この関係の 選択性に依存している。というのも、互いが知覚可能な領域に入っても、 個人はすぐにその領域の外側にでることもできる。逆に、あえてそこにと どまり続け、互いに互いのことを知覚し、その内容を共有していけば、互 いに居合わせることの選択性は増大する。もちろん、こうした相互的な知 覚の亢進による選択性の増大を直接確認することはできない。だが、この 非任意的な状況(ダブル・コンティンジェンシー)が一種の構造として次 の選択を可能にする。

相手のこと(知覚状況)が気になり話しかけるのであれば、互いを知覚する状況から互いに会話(コミュニケーション)する相互作用システムへと進化することになる。ゴッフマンも「人間は同じ場に居合わせると、おたがいになんとなく話しかけるようになるが、それは焦点の定まらない相互作用から焦点の定まった相互作用に移行する際の単純な、そしてもっとも一般的な一例である」(Goffman[1963]99=89頁)と述べており、たとえば、そのきっかけとして「目を合わせること」をあげている。逆に、相手のことに気づかないふりをする「儀礼的無関心」のような社会的慣習を採用することで、相互作用の境界を意味的に規定し、この相互知覚状況を回避することもできるが、こうした相互作用も互いに居合わせる相互知覚可能性に依存していることになる。

この無言の主題化されないまま互いを知覚するという形式でもかなりの情報交換が可能になる。たとえば、相手を意識して振る舞い方や話し方を調整することができるようになる。こうした情報交換は、自分が知覚したことがさらに知覚の対象になるという意味で再帰的であり、単純な知覚とは区別される。個人は、相手に知覚され、それをまた知覚することで自分の振る舞いを調整し、さらにそのことを知覚できる。だからこそ、人は人前にいるときといないときでしばしば自らの振る舞い方を変える。

しかも、この手の知覚過程では再帰(反省)的な統合が特に形成されや すい。というのも、誰かに知覚されただけの事柄であっても自らの行為と して帰属されうるし、後で何を言われたかわかったものではない。「あのときあなたは---」。のみならず、そもそも知覚が一定の強度を超えれば、自分の知覚したことを居合わせた誰もが知覚できること知覚し、前提にできるからである(1)。また、ここからコミュニケーションが始まれば、われわれはわれわれが知覚したものを確かなものにしようとして言質をとろうとしていることになろう。「さっきの音が聞こえたでしょう?」。

しかしながら、話は最初にもどるが、こうした知覚は当てにはならない。 しばしば、目撃証言はひっくり返り、相手が自分に気があるという期待は 勘違いに終わる。知覚した事柄やその意図を改めて問題にしようとしたと き、常に期待したとおりの返事がかえってくるとはかぎらないし、それを 責めてもいかんともしがたいところがある。「知覚させること、それどこ ろか知覚メカニズムによって目標にされる気分、要求、拒否といった「伝 達」でさえ、責任のあるコミュニケーションとしては扱えない」(Luhmann [1975]10=22 頁)。問題にできるとしてもせいぜいそのときの振る舞い方が 関の山であろう。「あんなところでこちらを振り返れば - - - |。

ところで、ここまで見てきたルーマンの議論はゴッフマンの「焦点の定まらない相互作用」を下敷きにしているといってよい。ただし、ルーマンが活用していく「知覚の知覚」(体験) /発話による「コミュニケーション」(行為)という区別は、その下敷きのようにも見えるゴッフマンの「焦点の定まらない相互作用」/「焦点の定まった相互作用」の区別には必ずしも一致しない。

たしかに、先に引用したゴッフマンの記述をみれば、「焦点の定まらない相互作用」」から「焦点の定まった相互作用」への移行過程は知覚過程から発話過程への変遷であるように思えるところがある。そして、ルーマンの議論も「知覚の知覚」から「主題」を伴う発話過程へと移行していく。しかし、ルーマンは、単純なシステムの特性について、「知覚による接触」と「言葉によるコミュニケーション」という二つの体験処理の過程が同時に利用されていくものを標準として考えている。そのうえで、もっぱら発

言ないし知覚のみを通じて調整される単純なシステムもサッカーなど専門家による特殊なものとしてその存在について言及している(Luhmann [1975]16=25頁)。

ゴッフマンについてみれば、焦点の定まった相互作用の一部として、「出会い」ないし「対面的関わりとは、同じ状況に居合わせたふたり、またはそれ以上の人々がおたがい一緒になって単一の知覚的・視覚的焦点を維持しようとするすべての場合を含む。すなわち、参加者全員が単一の相互行為と感じる行為がコミュニケーションの優先権を有する場合である」と述べたうえで(Goffman[1963]99=89 頁)、会話的やりとりを主たるものとして取り上げていくが、例示されているのは「世間話をしたり、食事をしたり、愛を交わしたり、ゲームをしたり、討論をしたり、サーヴィスをするといった」いとなみであり(Goffman[1963]89=100 頁)、それぞれで知覚過程と会話過程のバランスは異なる。つまり、「知覚の知覚」を「焦点の定まらない相互作用」のみに重ねる理由はない。

ここではこの点を確認しておくだけにして話を先に進めると、ルーマンはこの発話過程で取り結ばれる焦点を「主題(Thema)」(話題)と呼んでいる。たとえば、「こんにちは」のような最初のやりとり自体が「その挨拶の仕方はなんだ」といった具合に明示的に主題化できることからも分かるようにすでに一つの主題をなしうる。この「主題」が相互作用システムにおいて「弱い構造」として働く。相互作用において発話は再帰的な知覚よりも高い注意力を要求し、選択性も高い。話しかけられれば答えなければならないし、参与者は言葉を「交わし合うその時々に共通の主題に関わっていなければならない」(Luhmann[1975]13=24頁)。

このとき相互作用システムは、システムを構成しうる「多様な知覚過程に対して再び選択的に関係する」(Luhmann[1975]13=24頁)。われわれは相互作用の過程でさまざまな事象を知覚するが、発話過程においてはそのなかで「主題」に関わるもののみに注意をあてる。言い換えるなら、主要的に「関与」する。「主題による集中は、そのつど一つの主題だけが承認

され、維持されることで、単純化を可能にする。その意味でシステムを作る出来事の連続した秩序が生じ、多様性が順々に表現されなくてはならなくなる」(Luhmann[1975]13=24頁)。

参与者はこの主題にあわせて意見を述べなければならないし、新しく会話の輪に加わる者は何が主題(話題)になっているかに耳を傾けながら参与しなければならない以上、主題は「システムへの採用過程をも統制している」(Luhmann[1975]]4=24頁)。このように発話内容の選択を規定するという意味において、主題は単純なシステムの構造として働いている。つまり、ルーマン式に言えば、「主題」の導入により発話過程は素朴な「知覚の知覚」にはない、時間的、事象的、社会的な意味上の制約が新たに加えられていることになる。

こうして我々は特定の主題(話題)について語り合い、さらには特定の主題そのものを明示的に主題化できるようになる。「主題は個々の意見から区別できるそれ固有の同一性を獲得する。この場合、主題は、個々の意見が、主題に合っているか反れているか、また、その主題を必要としているか、また変更するかどうかを決定できる(場合によっては、主題化できる)」(Luhmann[1975]13=24頁)。

繰り返すが、これはきわめて「弱い構造」としてである。「主題」はそもそもうつろい易いものであり、多くの場合、長続きせず、その都度の参与者から独立に決定されることもない。誰にでも話せることもあれば特定の誰かにしか話せないこともある。深刻な話もあれば、その場限りの話もある。そうした意味では、「主題」にもとづく発話過程も、知覚の知覚ほどではないが緩いものである。

とはいえ、この「弱さ」は、主題(話題)の変更が容易であり、その分融通が利くのでシステムの持続に貢献しうる。参与者の注意はしばしば反れるし、偶発時に居合わせて急に主題が一時的に変わることもありえる。いつまでも話が尽きないということもあれば、話を終わらせるにはある種の技法も必要になる。

他方で、相互作用システムでは、このように「構造的な弱さ」があり、 参与者やその都度の主題にきわめて左右されやすいので、たとえどんなも のであろうと主題とされた事柄をストレートに否定するのは難しくなる。 主題についてあからさまに否定したり、疑問をなげかけたりすれば、発言 者自身の人格が問われていると受け取られかねず、軽いはずの主題が深刻 さを増したり、相互作用の持続を妨げることになりかねないからである。

この点をあらかじめ考慮しようとすれば、主題によるシステム制御のために、あらためて知覚が利用されなければならなくなる。つまり、発話過程だけでなく、その都度の表情や身振りといったものを参照するようにするのである。そうすれば、たとえあからさまではなくとも否定的な態度をとることができる(あくびをする)。

こんな調子であるから、主題は常に明示的に主題化されているとはかぎらない。「たしかに、本来の主題が公の主題にされない場合がありうるが、それにもかかわらず、参与者が主題の状態を知り、受け入れ、言い換えでやりくりするシステムは潜在的に制御されているのである」(Luhmann [1975]15=25 頁)。同じ話をしているつもりが違った話をしているといったことは容易に起こりうるし、意図的であれ無意識であれ、同じ主題について話しているつもりがだんだんと話がずれていくというようなことも起きるだろう。しかし、それが明らかになるためにはあらためて会話の主題(話題)が明示的に主題化(話題に)されなければならない。

というわけで、特定の主題(話題)について会話の進行に滞りが生じたなら、主題(話題)そのものを明示的に主題化(話題に)し、あらためて主題としてそれを構造化できる(2)。もちろん、このとき会話は「主題」(話題)を「主題」(話題)にしたやりとりとして、別の主題(話題)へと移行し、それにより会話的なやりとりを持続させる。誰かが暴言を吐けば、その暴言を吐いたということ自体が問題になる(「オマエを採ったのは間違いだった」)。このように、主題(話題)はそれ自体が必ずしも明確ではなく流動的であったとしても、相互作用システムを構造化し、その持続に

貢献することができる。いずれにせよ、それが何であれ、われわれは何か について話しているのである。

個人が集まって、共通の主題のもとでやりとりが進行すると当の相互作用システムに固有の歴史が生まれることになる。この歴史は共同で回想する対象になる一方、それ自体がさらなるシステム生成の構造となる。たとえば、以前の出会いで受けた仕打ちをあらためて問題にすることもできるだろうし、連れ去られたユダヤ人を前に何もできなかった自分たちを振り返ることもできるだろう。相互作用システムの歴史からなにをとりだすかは、それ自体選択的であり、その一部はシステムの「記憶」としてさらなる秩序を生む構造(「主題」)となりうる。「昨日の話の続きだけどさ」。

もちろん、システムの歴史自体が問題になりえ、それを確認する手段が参与者の発話過程に頼らざるをえない以上、しばしば言った言わない問題が生じうる。たとえば、イジメやいやがらせ、破綻しかけた恋愛関係など。逆に、たとえ次の機会に「新たな」相互作用システムが生成しても、そこで相変わらず同じことでくだをまき、後から蒸し返すこともできるし、全く関係のない話もできる。こうして主題(話題)の妥当性をあとあとまで尾を引きずることができる以上、そうした意味で相互作用システムの歴史はいつまでたっても歴史化しないかもしれない。

以上のような次第で、相互作用システムは二つのタイプの「環境」にとりまかれていることになる。一つは、現在の知覚領域である。その時点で知覚可能なすべての事象がシステムを構成するために参照されるとかぎらない。のみならず、その時点で(十分に)問題にされなかった知覚事象を後々問題にすることができる一方、やはりそのすべてが問題にされるとはかぎらない。だが、そうした事象はあとからでもいつでも問題にされうる。そして、主題はこうした環境からの干渉にたいして、時間的かつ事象的に、そこそこ選択的に対応するための力量を備えているのである。

繰り返せば、相互作用システムの構造化ならびにそれに応じた選択を規 定する主題は参与者の知覚過程に左右されやすい。と、同時に互いに「居 合わせる」ことがシステムの構成要件になっているので、これを単純に黙殺することもできない。つまり、あからさまな否定が難しい。だから、知覚が参照される。「一定の範囲で、主題の制御のために、またそれどころか主題によるシステムの制御のために、知覚作用が再び利用されなくてはならなくなる。---。こうした事態から発話過程は、知覚過程からの不完全な分化として把握される」(Luhmann[1975]15=25 頁)。

そこで、こうした不確定性をどこまで許容するかについては、組織化された社会システム同様、参与者の加入/離脱と参与者の取り扱いに頼ることができるし、相互作用上の規範ないしは道徳を参照することもできる。参与者の取り扱いについては、自ら誤りをみとめることもあれば、軽くたしなめたり、見ないフリをして、問題になりかねない主題を穏和に主題化して、相互作用システムを持続させようとするのが大概である。

もし、あからさまに問題状況を主題化すれば、それ自体、気まずい状況を生み相互作用システムの持続に危険をもたらしかねない。つまり、主題が主題として働かなくなるし、場合によっては、問題状況を生み出した当の人物を道徳的に評価する必要に迫られるかもしれない。だが、あからさまな道徳化が問題に決着をつける機能を果たすとはかぎらないし、喧嘩別れに終わる可能性もある。むしろ、道徳は参与者の受け入れにかかわり、相互行為システムの障害を取り除く作法のような流儀で効果的に機能する。

また、参与者の加入と離脱については、多くの場合、「単純なシステムの非常に単純な採用過程は「知り合いであること」にある(Luhmann[1975] 36=35 頁)。他方で、相手によって話を選ぶということがありうる。つまり、誰かをやりとりの参与者に加えたり、加えなかったりすることで主題(話題)を調整し、相互作用システムが円滑に持続できるようにする。あるいは、参与者をまともに参与者扱いしないということもあるかもしれない。鬼ごっこで年下の子を加えたときにこの子を「おまめ」扱いする。もっとも、こうした配慮はあくまでも参与者の取り扱いの問題であり、相互作

用システムの継続にそのままかかわるわけではない。

さらに、相互作用システムの参与者の選別過程がとりわけ問題になるのは、相互作用システムを断続的かつ長期的に持続させるような関心が働いてくるときである。ルーマンはこのとき、ジンメルの二者関係と三者関係を例にあげている。すなわち、二者関係は二人の関係がおわるとき当の関係そのものも終わってしまうが、三者以上の関係においては、たとえ、一人が抜けたとしても関係は継続するし、あらたな参与者をリクルートしてくることもできる。だから、ジンメルは三者関係を本来的な社会であると呼んだ。ルーマンはここにシステムの抽象化された同一性を認めることができるという。

たしかに相互作用を中断すれば、その続きを考えることができるようになる。ルーマンは「システムは、連続性を中断することで連続性を得るという逆説」と述べているが(Luhmann[1975]32=31 頁)、これは中断しなければ再開するということが意味を持たず、中断を経ずには以前以後の連続性を確認することができないといった程度の話である。それに、このときルーマンが挙げているのは、会うことの意味の反省、時間、場所、参加者の取り決めなど、相互作用システムの主題として取り扱われるような事柄ばかりである。

もっとも、恒常的に相互作用を継続する間柄では、ゆるいながらも成員 意識が成立し、ある種の仲間集団のようなものが成立していると考えられ る。もちろん、このメンバーシップは少なからず流動的である。だが、こ のような認識が暗黙にも成立していればいるほど、相互作用システムは中 断し、あらためて継続するゆるやなか同一性をそなえたシステムになりや すい(「潜在的パターンの維持」)。つまり断続するシステムは「われわれ 意識」を発達させ、「仲間」としての行動規則を作り上げ、誰が「仲間」に なりうるか採用過程を制御できるようになる。

こうして「相互作用システム」は「組織」的な色彩を帯びてくる。とはいえ、これだけでは単純なシステムは行為することができないし、さらに

組織として動き始めるには「成員」(メンバーシップ)が必要である。そうすれば、単に「居合わせる」ことで互いに期待されることが決まってくる程度の制約をこえて、相互作用から独立してそれぞれの成員に期待されることや決定権が定められたコミュニケーションの可能性が開かれてくる。

こうしてみれば、「単純なシステム」の段階におけるルーマンの議論の骨子は、「居合わせる」ことがもたらす多様な知覚可能性(「再帰的な知覚」ないし「知覚の知覚」)と、そこから選択的に相互作用システムを持続させる「主題」という二つのステップ、そして、この「主題」を選択し、維持していく「知覚(の知覚)」とコミュニケーション(行為)という二つの概念の組合せからできあがっていることがわかる。

これを、互いの知覚過程と主題をとりまく発話過程(コミュニケーション)という二つの問題系へと翻訳して、この二つを「焦点の定まらない相互作用」と「焦点の定まった相互作用」に素朴にわりふることが正しくないことは簡単に確認しておいた。ゴッフマン自身も「焦点の定まらない相互作用」と「焦点の定まった相互作用」のいずれも身体的には同様の記号が用いられることを確認しており、行論上ではルーマンの議論とゴッフマンの議論はさして違ったものになっているわけではない。この点のさらなる検討は後回しとして、次に『社会システム理論』の段階におけるルーマンの相互作用システムの取り扱いについてみてみることにしよう。

2. 相互作用システム(社会システム論) 一全体社会と相互作用 との差異

さて、次にルーマンが体系的な著作を公表して行くにあたり、この「相互作用システム」をめぐる議論がどのように引き継がれていったのか(あるいは、いないのか)を見ていくことにしよう。ルーマンは、『社会システム論』では主として第10章「社会と相互作用」で相互作用システムについてとりあげているが、この章での議論は「単純なシステム」の議論を

引き継ぐ一方、新たに「社会システムと相互システムの差異」について議 論を展開している。内容上、前節との重複部分も出てくるが議論の連続性 を確認しておくためにその部分も含めてひととおり概観しておくことにし たい。

相互作用システムは全体社会との時間的な関連においては「エピソード」として扱われる。つまり相互作用はそれ以前のコミュニケーションの成果に依存し、それ以後もコミュニケーションが継続するからこそ、相互作用システムを実現できる。たしかに、相互作用はそれ以前に行われたコミュニケーションの内容を「主題」とすることができ、そこでの出来事はしばしばその後のコミュニケーションで参照される。サザンオールスターズの紅白歌合戦(2014 年)のパフォーマンスは、無数の相互作用システムで「主題化」されることにより、さらなる多様なコミュニケーションの可能性をもたらす。だから、ルーマンは、全体社会は相互作用システムとの差異をつうじて複雑性を獲得するのだと言う。

この相互作用システムの境界は「居合わせている」ということに依存しており(Luhmann[1984]560=750頁)、必要であれば、「参与者が誰か」を参与者で決定できる(たとえば、列を作るとき)。あるいは、誰かをいないことにもできる(たとえば、会食中の客にとっての店員)。そして、この意味境界の設定で大きな働きをするのが知覚過程である。「知覚の知覚」という再帰的な知覚はダブル・コンティンジェンシーにかかわる。そして、自分が知覚していることを誰かが知覚している(かもしれない)ということは観察可能なコミュニケーションに接続することができるし(「いまの見ましたよね」)、「知覚の知覚」を拠りどころにもしている。目の前で何かが起きれば、それを知覚したか知覚していないかのいずれかであり、たいていの場合は知覚しているものである。

いずれにせよ、「知覚の知覚」を否定することは難しく、しかも「知覚の知覚」については説明する必要もない。気づかなかったと言われたら、 どうやってそれを翻すことができるだろう。しかも、この「知覚の知覚」 は、行為として観察されるコミュニケーションによくもわるくも影響を与える(「誠実さが感じられない!」)し、攪乱要因にもなる(あっ、鼻血)。 のみならず、こうした再帰的な知覚をとおしてコミュニケーションする動 機付けも生じる。知覚にもとづくかぎり自らの行動が一方的に相手から解 釈されかねない。放っておいたらあとで何を言われるかわかったものでは ない(「泣いている子どもをほったらかしにしておいたじゃないですか!」 「えっ???])。

こうして純然たる知覚を離れてコミュニケーションを展開する必要にせまられたとき、事象にかんする「主題」(話題)が構造化される。このとき素朴な知覚とは異なり「そこに居合わせている人々がみな同時に話すということは、禁じられており、原則として一度に一人だけが話すことを許されている」(Luhmann[1984]564=756頁)。そして、このような構造が形成されると相互作用システムのコミュニケーションは話し手を基軸に一つの焦点、すなわち「主題」(話題)にあわせて整えられることになる(3)。

こうして会話の順番が制御されると、次の潜在的な話し手が想定できるようになり可能性の余剰が生じる。誰にでも発言する権利が与えられている一方、当の「主題」(話題) について何か言いたくても発言の機会が与えられない人や他の「主題」(話題) に言及したい人はいるものである。そして、これは次回の相互作用システム形成する動機付けともなりうる。そうした意味では話の続きをということで当の相互作用を中断し、再開を約することもができるが、これはあくまでも主題レベルで扱われることであり、相互作用システムにはその実現を保証する手段は備わっていないし、間が開いてしまえば、相互作用システムへの参加の動機付けを再活性化するのも難しくなる(「まだ、そんなこと言ってるのかよ」)。

一方、主題が形成されても「居合わせる」状況で相手の言ったことをあからさまに否定するのは難しい、そうした場合「知覚の知覚」がその補助 手段になる(本当はやりたくないんだな)。また、だからこそ、みずから もそれに見合った感受性を示せるよう身体に関する規律も強まる。いわば 観察可能なコミュニケーションの様態を再帰的な知覚を介した「間接的な」コミュニケーションが制御することになるわけである(4)。相互作用システムは大抵このような知覚とコミュニケーションという二つの過程を並行させて成立しており、再帰的な知覚はシステムの「内部環境」としてコミュニケーションの営みに修正をはかる。「相互作用システムにおける知覚とコミュニケーションの二重の過程は、攪乱されやすく一定のことがらに対して選択的に敏感であるにもかかわらず、ほとんど常に成立している」(Luhmann[1984]562=754頁)。

というわけで、全体社会と相互作用は異なるシステムである (Luhmann [1984]568=761 頁)。相互作用システムは知覚とコミュニケーションに依存しながらも、それが全体社会にエピソードを提供するという意味において相互作用システムを超えた全体社会が成立するための条件となる一方、相互作用システムが提供するエピソードが当の相互作用システムの境界や空間を越えでて拡がりうる以上、相互作用システムは全体社会を想定しないかぎり成り立たない(ちなみに、古代社会では社会のリアリティが相互作用によって全面的に方向付けられていたと考えられる)。

だが、こうして相互作用システムの参与者は全体社会システムをつうじて自由と制約の整序ができるようになる。相互作用システムの参与者は、当座の相互作用システムで果たしている役割だけにつきる存在ではないし、お互いがそのことを知っていなければならない(ダブル・コンティンジェンシー)。仕事と結婚生活は別の問題である(「それを言っちゃあおしまいよ」)。この相互作用システムの外側からの制約をどのように扱うか当の相互作用システムの内側で見通しがつけられるようになると(システムと環境の差異の再導入)、相互作用システムの参与者は互いに自らを制御し、当座の相互作用システムにかかわらない責務に対する配慮を他の参与者に求めることができる。こうした配慮がなされることにより相互作用システムの参与者は一定の制約から距離をおいて自由にふるまうことができる。「今日は無礼講ということで」。

さらに、相互作用システムでなんらかの「主題」が選び出されるにあたっては、環境に当たる先行する全体社会のコミュニケーションや相互作用システムの参与者の立場が考慮される。「パリの新聞社が襲撃され12人が死亡した」という記事を話題にできる一方、集まりのなかにその関係者がいるとなればこの話題の扱いにはより注意を払うようになるだろう。ルーマンはこうした全体社会(当の相互作用システムの外側)をつうじて明確になる諸事情(コンティンジェンシー)によって相互作用システムが制御可能になるという。諸事情(コンティンジェンシー)が明確にされることにより全体社会と相互作用の差異が絶え間なく再生産されており、こうした諸事情(コンティンジェンシー)が明確にされていなければ、相互作用はすみやかな行為の継続ができなくなるか、単純な事象しかとりあげることができなくなる。実際、相手が誰かも知らず、世間で起こっていることがまるで分からないとすれば、さして話すこともなくなってしまうにちがいない。

こうして相互作用システムが参照する全体社会との差異は、全体社会が 獲得する抽象化能力に伴うものである。たとえば、先述の諸事情(コンティ ンジェンシー) は特定の相互行為を越えて当てはまり、特定の相互作用で それを左右することはできない。相互作用システムではあからさまな否定 はしばしばコンフリクトを引き起こすが(だから、補完手段として「知覚 の知覚」が援用される)、全体社会だけは否定を活用することができる。 この二つのシステムの分化が大きくなると交換やコンフリクトといった参 与者以外への影響を度外視したその場かぎりの相互作用形式の有効性も確 認できるようになる。

しかも、全体社会は分化しており、サブ・システムごとに個人には異なる役割等が割り振られ、期待の連関が同定できるようになるし、この期待 (構造)の連関を更新することもできる。これらは個別の相互作用に依存する必要がない。しかも、個々の相互作用システムのすべてが一つの部分システムに分類されるとはかぎらない。だから、全体社会はおおむね相互

作用から成り立っているにしても、相互作用から全体社会にいたることはできない(Luhmann[1984]585=785頁)。

こうして、ルーマンは、全体社会と相互作用の差異は全体社会と相互作用の双方にとって選択の可能性が開かれる、という最初の話を確認して、この差異が社会 - 文化的な進化の前提条件であることを確認する。以上、『社会システム論』でのルーマンの相互作用システムについての議論は、「全体社会と相互作用の差異」という区別が導入され、ゴッフマンが区別する相互行為とその外側の「より広い社会」の違いに相当する区別が社会分化としてより体系的に論じられるようになっているが、知覚とコミュニケーションの区別の扱いについては大きな違いは見られない。

3. 相互作用システム(社会の社会) - 「居合わせている/不在である|

最後に、『社会の社会』の段階におけるルーマンの相互作用システムの扱いを確認しておこう。『社会の社会』では議論の抽象度がより高くなりゴッフマンとの関連もそれだけ見えにくくなっているが論旨の基本は同じである。『社会の社会』では「居合わせている/不在である」という区別が相互作用システムの構成原理となっているが、これは互いに「居合わせること」をシステムの成立条件とすることを引き継いでおり、そのもとで知覚とコミュニケーションの双方が働くし、相互作用システムが提供する過剰な可能性からなされる選択のうちに「主題」による構造化も含まれることを排除する理由はなかろう。

互いに「居合わせる状況」(対面状況) は知覚可能性を伴う (コミュニケーションと意識過程の構造的カップリング)。ここで重要となるのは、自分が知覚できることを居合わせた誰かが知覚できるかもしれないと仮定できることである。誰が聞いているかわからないから、職場の近くの居酒屋では仕事の話はできない。もっとも自分の話が隣の客に聞かれているかもしれないと思うなら確認してみればよい。居合わせる状況がもたらすダ

ブル・コンティンジェンシーの問題はコミュニケーションをつうじて解決 される。

こうしてはじまる相互作用システムの自己規制のうちには、居合わせている者が互いに配慮し、各人がその場にかぎらない役割を抱えていることにたいする期待が含まれてくる。つまり、「居合わせている/不在である」という区別の適用にもとづいて相互作用システム(とその環境という差異)が形成する。一方、「居合わせている者はそこから逃れられない」(Luhmann [1997]815=1109 頁)。居合わせている者は「聞き手」として扱われ、何らかの理解がある者として積極的な参与者になりうる。

ところで、互いに「居合わせる」相互作用では逸脱的な発話がなされたときそれを否定するのは難しい。というのも相互作用システムではコミュニケーションは特定の誰かの行為に帰属される(「あそこで、オマエがあんなことを言わなければ---」)。だから、それを考慮した振る舞いの必要が生じる。これに伴いコンフリクトが生じる可能性もあるが、やはり、それに対応するコミュニケーションが構造化されていくものである(Luhmann [1997]478 = 543 頁)。「まあ、まあ、そんなことは言わずに---」。いずれにせよ、いま話している者がいるかぎり、相互作用システムは常に過剰な可能性を生み出す。つまり、話者交替等による選択可能性が生じる。さらに、相互作用システムはその「始まり」と「終わり」も実際の営み(作動)に依存しており、システムそのものはこの点について何も保証しない。

さて、このような相互作用システムはその前後の事象をつまりは全体社会を前提にしなければ生じ得ないし、互いに居合わせる状況がまったく存在しないまますべてのコミュニケーションが進行するということもありえない。つまり、全体社会と相互行為は互いに互いを前提にしており、二つの差異は根源的な構造である。このとき、全体社会は、当の相互作用のそれ以前とそれ以後として現われてくると同時に、顕在化している相互作用システムの環境としても現われてくる。つまり、「全体社会は相互作用へ

と二重に介入する」(Luhmann[1997]817=1112 頁)。

全体社会と相互作用の差異によって、「居合わせている/不在である」という差異を互いに居合わせている参与者同士のあいだに「再参入」することができる。つまり、「居合わせている者」や「不在の者」について語ることができる(事象次元)。そして、こうしたその都度の相互作用は「始まり」と「終わり」のある一つのエピソードとして、エピソード化されない全体社会を前提にしており、この全体社会は顕在化している相互作用の以前/以後、ならびに環境として働く(時間次元)。また、以上から、居合わせている者が他の相互作用システムで期待されている事柄を考慮し、この制約のもと参与者が個人として自由にふるまうことができるようになる(社会次元)。

こうした相互作用システムは、かつて全体社会を(とりわけ口頭のコミュニケーションに依存していた)把握していた時代とは異なり、「全体社会内環境に対して無関心になる」(Luhmann[1997]825=1119頁)。お互い当座の相互作用をこえて、当の相互作用がそれ以外のどんな相互作用にかかわっているか知らないこともしばしばなのである。このように、『社会の社会』では、互いに「居合わせること」に対応するかたちで「居合わせている/不在である」という区別が導入されている。一方で、全体社会と相互作用の差異にかかわる記述が全体のかなりを占めるようになっているとはいえ、最初に述べておいたように、ここにこれまでの議論との連続性を読み取ることは十分可能である。

4. コミュニケーションと知覚の知覚で強化される主題の選択性 (受容/拒絶)

さて、ここまでルーマンが相互作用システムを主題として語った三つの 論文および書物を概観してきた。次は、この議論とゴッフマンの議論の異 同を検討し、ゴッフマンには見いだせないルーマンの議論から引き出せる 含意が何かを明らかにする段である。ルーマンが自らの相互作用システム 論を展開するにあたって、なによりもゴッフマンの相互行為論から参照に したのは「焦点の定まった相互作用」と「焦点の定まらない相互作用」の 区別とそこから派生する諸問題についてである。

実際、ルーマンは相互作用システムの構造にあたる「主題」について論じるときに「単純なシステム」の注 11 ならびに『社会システム論』の第10章注 19 でゴッフマンの『集まりの構造』ほかを参照しており、それを「焦点の定まった相互作用」に重ねている。そして、「主題」の例として本文でとりあげられているのはすでに見てきたように会話である。

だから、一見するとルーマンが「主題」として焦点化しているのはもっぱら会話であるかのように思える。しかし、この理解は必ずしも正しくないこともすでに行論中で確認しておいた。ルーマンは、相互作用システムを「知覚の知覚」と「発言」(コミュニケーション)による「主題」展開の二元的な過程として描き出しているのみならず、もっぱらそのどちらかだけに依拠して相互作用システムが展開することも否定していない。

「単純なシステム」では次のような指摘が見いだせる。「たしかにほとんど発言だけ(例えば学問上の議論)をつうじてだけ調整されるか、あるいはほとんど知覚(例えばサッカー)をつうじてだけ調整されるというふうな事例はある」(Luhmann[1975]25=16頁)。あるいは、『社会システム理論』第10章では、バスを待つために列を作るといった例が相互作用システムの一例としてあげられている。つまり、もっぱら「知覚の知覚」のみに依存した相互作用システムの形成もふつうに生じている。

ゴッフマン自身「焦点の定まった相互作用」の典型的な事例として会話から論を始めているように、ルーマンも会話を典型的な事例として扱っているだけで、主題として会話の焦点ばかりがとりあげられていると解すべき理由はない。「知覚の知覚」も相互作用システムの再生産に貢献する。

そもそもゴッフマン自身も「焦点の定まった相互作用」と「焦点の定ま らない相互作用」の違いを、言語を介したコミュニケーションと知覚(の 知覚)との違いからはみていない。でなければ、「儀礼的無関心」を「焦 点の定まった相互作用」として扱えるわけがない。また、会話(「出会い」)の始まりはたいてい「目を合わせる」相互的な知覚過程であり、他に「焦点の定まった相互作用」の事例として挙げられているものはすでに指摘しておいたように知覚の知覚と発話過程のどちらに比重をかけたかものになるかは一概には言えない。ルーマンにとっても、ゴッフマンにとっても、発話過程と知覚過程はいずれも「焦点の定まった相互作用」の構成要素であり、「相互作用システム」の構成要素なのである。だから、「知覚の知覚」と「主題」を「焦点の定まらない相互作用」と「焦点の定まった相互作用」にふりわけることはできない。

では、ルーマンは「焦点の定まらない相互作用」と「焦点の定まった相 **互作用** | をどのように論じ分けているのか。たとえば、「無言で、主題化 されていない相互知覚しの例として同じ居場所にいて「ドカン! | と大き な音がしたを挙げているが (Luhmann[1975]23=11 頁)、これは「焦点の 定まらない相互作用 | に相当する。そして、厳密に言うならば、ここでは 互いが知覚していることを知覚しているわけではなく、相手が自分と同じ ことを知覚していると知覚している以上、一方的な「再帰的な知覚」であ る。他方、相手が自分を知覚していることを知覚しているおり、そのこと を相手も知覚しているといった相互性が伴うとなれば単なる「再帰的な知 覚 | にとどまらないまさに「相互的な知覚 | が生じており、この上位概念 として「知覚の知覚」という概念を採用した方が概念的にはすっきりする であろう。いずれにせよ、この相互的な知覚状況が、ちらりと見る程度で はなく、お互いを見つめあうようなかたちで持続的な焦点を持つようにな れば、それだけで「焦点の定まった相互作用」になる。つまり、この「相 互的な知覚 | にもっぱら依拠することでも「焦点の定まった相互作用 | な らびに「相互作用システム」を形成する。

『社会システム論』では「相互的な知覚」がコミュニケーションになることを次のように指摘している。「自分が相手によって知覚されているということを他我が知覚しており、さらに知覚されているということをみず

から知覚していることもまた相手によって知覚されているということを他我が知覚しているのなら」、他我の行動は「コミュニケーションの一貫として相手に理解されるということである」(Luhmann[1984]561-2=752-3頁)とし「相互作用システムのなかではコミュニケーションしないでいることはできない」。また、繰り返しになるが、ルーマンは「相互作用システムは、再帰的な自己調整にもかかわらず知覚の水準では依然としてきわめて撹乱されやすい」とも述べ、事象に関する「主題」により構造化する必要があるとして、会話の順番取りシステムに言及している。

ルーマンは「主題」に言及するにあたって『社会システム論』第11章の注19で、「こうした「焦点の定まった集まり」というものを、相互作用システムのいくつかの類型のなかのある特殊な類型とみなすのではなく、むしろ、システム形成の力能が上がるための一つの必要条件であると考える」と述べている(Luhmann[1984]564=908頁)。主題は「主題」と「主題にならないもの」を区別する。たとえば、サッカーや野球をするうえでその都度注意の焦点になる事柄は変わっていくであろうし、ミスがあればきちんと焦点を定められていたのか主題化されることにもなる。もちろん、すでに指摘しておいたように、このとき「主題」は「主題」として必ずしも明示的に「主題化」されている必要はない。

さて、では、相互作用システムにおいては、他の社会システムとは異なり、コミュニケーションの他に「知覚の知覚」が参照されたり、もっぱら「知覚の知覚」を利用して相互作用システムの形成が可能になるのはどうしてだろうか?これは互いに「居合わせる」状況に由来するコミュニケーションならびに「知覚の知覚」が有する選択性からくるものだと言ってよい。コミュニケーションにあっては「受け手」は「受容/拒否」の選択可能性が与えられる。たとえば、誰かに依頼されたらその依頼を受けることもできれば断ることもできる。一方、互いに「居合わせる」状況では相手の意向をあからさまに否定することは難しい。というのも、単純に相手の行為が否定されたというだけでなく、その人格もが否定されたように受け

取られかねないからであることはすでにみた。このとき、「知覚の知覚」は 言葉のうえでの相手の意向と実際の相手の意向の差異を特定するための手段に利用できる。つまり、「知覚の知覚」がコミュニケーションの選択性を強化するのである。そして、ここで選択の対象になっているのが「主題」である。

さらに、もっぱら「知覚の知覚」に依拠した相互作用システムの展開が可能になるのも、相手の知覚を否定するという選択性が可能になるからである。たとえば、サッカーでボールを確保しているプレイヤーが、パスを待ち受けている味方のプレイヤーがいることを知覚したとしよう。ここには「知覚の知覚」が生じているが、ボールを確保したプレイヤーはパスを待ち受けているプレイヤーにあわせてパスを送ることもできるし、それを無視して自らがボールを支配することもできる。つまり、相手の知覚状況を知覚することで、次の自らのプレイに「主題」上の選択の可能性が与えられるのである。

そして、このようなやりとりが可能になる局面においては、「知覚の知覚」にもとづいたやりとりでも事実上「受容/拒否」の可能性が与えられていることになり、コミュニケーションと機能的に等価になっている。だから、ここでは「知覚の知覚」とコミュニケーションを異なる秩序に振り分ける必要はない。前述の引用にある「力能」とは「主題」の選択性(受容/拒否)を指していると考えるべきである(6)。

もちろん、こうした主題の選択可能性は相互作用システムの持続能力にもかかわりうるだろう。しかし、すでに確認したように、これは二つをわけるメルクマールにはなりえない。この注 19 は次のように続く。「なにかに焦点が定まっていなのであれば、システム形成は、すなわち、なんらかの構造が選択されないのであれば、システム形成は、非常に萌芽的にしか、つまりほんのつかの間の間しかありえない。そうしたシステム形成は、あたかも、厄介だがほん短い間甘受せざるをえないもののようである」(Luhmann[1984]564=908 頁)。ゴッフマンも「焦点の定まらない相互作用」

と「焦点の定まった相互作用」を対比するにあたって、「相手をちらりと見る」ような場合と「話を交互にしながら注意を単一の焦点に維持しようとはっきり協力し合う場合」という例をひきあいにしている(Goffman [1963]24=27 頁)。

ここで「構造が選択されない」ということは、知覚の知覚であれコミュニケーションであれ、主題の「受容/拒絶」の可能性に開かれたやりとりが始まらないということである。とはいえ、そもそも「焦点の定まらない相互作用」をなしているのは互いに「居合わせている」状況で他人を意識してなされる振る舞い等々である。そうした意味では社会秩序が成立しているし、「焦点の定まった相互作用」にも「焦点の定まらない相互作用」にも規律化した身体に基づく同様の記号が用いられる。しかも、すべての「知覚の知覚」は後続する相互作用システムの形成に寄与する可能性を有している。ゴッフマンも互いに「居合わせる」状況ではどんな対面的相互作用にも対応できる能力をもつものと期待されると述べている(Goffman[1963] 25=28 頁)。というのも、知覚内容についての受容/拒絶が常に問題になりうるからである。そして、これは誰が居合わせていて、誰が居合わせていないのかという区別にもつながりうる。

では、相互作用システムの形成に寄与する「焦点の定まらない相互作用」は相互作用システムの一部を形成すると考えてよいのだろうか?確認しておけば、ルーマンは「知覚の知覚」がダブル・コンティンジェンシーをなし、相互作用システム、ないしは(観察可能な)コミュニケーションが進行するきっかけになりうると考えていた。のみならず、こうした知覚の知覚が相互作用システムの「主題」を提供することもある。しかし、知覚の知覚が「主題」をそなえた相互作用システムにつながらない場合もある。多分、この疑問は開かれたままにしてよいのだと思う。どこからが相互作用の「始まり」かを確認する必要があるなら、参与者がそれを主題化して決めればよいことなのだから。「というのはこのシステムにとって始まりと終わりは、自身の作動の中で構成される意味契機であり続けるからであ

る」((Luhmann[1997]816=1110 頁)。

ちなみに、ゴッフマンの取り上げる「焦点の定まらない相互作用」には ルーマンのいう「社会的行為」に類比できるところがある。なお、ゴッフ マンは「焦点の定まらない相互作用 |もコミュニケーション扱いしている。 ルーマンはシステムの再生産に寄与しない社会的行為について次のように 述べている。「他の人々はその行為をどうみなすであろうかという点に注 意が払われる場合にはいつでも、その行為は社会的行為なのである。他方、 行為が社会的再生産にかかわる行為であるのは、その行為がコミュニケー ションとして意図されたり経験されたりする場合である」。「結局のとこ ろ、人々はそこに居合わせない状況で行為して、各自に(あるいは場合に よってはそこに居合わせている観察者に)社会を参照するように注意を喚 起することになる意味をみずからの行為に付与できる | (Luhmann[1984] 580=778頁)。同じことが「焦点の定まらない相互作用」にもあてはまる だろう。繰り返すが、ゴッフマンのいう「焦点の定まらない相互作用」は 知覚のみにかぎらない。「身体的外観や個人的行為は一定の意味をもって いる | (Goffman[1963]33=37 頁)。 つまり、それらも社会的行為なのであ る。

5. 相互作用システムの「同一性」なんてどこまで確認する必要があるのか?

さて、前節の最後で述べたように相互作用システムの「始まり」や「終わり」について明示的に主題化しようとすれば、参与者は暗黙のうちにも相互作用システムの同一性を確認していることになるだろう。最後に、このシステムの「同一性」にかかわる問題について簡単に整理しておくことにしたい。ちなみに、相互作用システムの「同一性」については、『社会システム理論』の第11章「自己準拠と合理性」の「反省」(再帰)の部分で扱われている。ここでもルーマンは、「主題」と同様に、相互作用システムについてもその「同一性」をいちいち確認する必要がないことを指摘

している。「相互作用システムは、通常のばあい、その相互作用システムの統一体の反省(再帰)なしに、スムーズに作動している」(Luhmann[1984] 617=831 頁) (7)。

そして、相互作用システムがその「同一性」を確認(反省)する必要がでてくるのは、相互作用システムが中断・再開したり、相互作用システムが行為したりする場合であるとされる。しかし、これらはいずれも「反省」(再帰)のレベルの話であり、「主題」を構造とする相互作用システムそれ自体によっては寄与することができないものであることが分かる。ルーマンは「聖書サークル」例をあげて。次のように述べている。ここから相互作用システムの中断・再開をはさんだ「同一性」を問題にしたところで、それが相互作用システムそれ自体によっては保証できないことが確認されている。

「たとえば、聖書サークルの人々は、毎週決まった時間に決まった場所で落ちあう。しかしながら、このばあい、中断と再開とをあらかじめ計画に組み込むということは、その点についての取り決めをすでに前提にしており、そうした取り決めは、相互作用システムが自由に用いることのできる手段によってはもはや保証されない。そのうえ、中断と再開を計画に組み込むということは、関与者たちの動機付けをすでに前提にしているのだが、相互作用それ自体のなかで長期間にわたって相互作用への参加の動機づけを再活性化することは、周知の通り困難である」(Luhmann[1984]566=758 頁)。

というわけで、相互作用システムの中断ならびに再開のために相互作用システムが自らの「同一性」を確認するとは、相互作用システムの「同一性」を明示的に主題化するレベルの話を越えるものではない。たとえば、いくら「同一」の相互作用でも「聖書サークル」から欠席者や脱落者が出て来るかもしれないし、それを食いとめようにも当の相互作用システムでは不在の者を引き留めることはできない。また、明示化されるのが主題レベルである以上、中断や再開を確認すれば、それにあわせて別れや再開の

挨拶がなされるであろう。中断や再開はそうした話の一コマでしかない。

しかも、こうした相互作用システムの「連続性」や「同一性」は互いに「居合わせている」こととは独立に確認できる。サークル仲間で間接的に連絡をとりあい、次回の日取りを決めて告知を流すこともできる。同様に、相互作用システムを再開し、前回の相互作用システムを同定し、連続性を確認したところで、それはこの後続する相互作用システムの主題のたかだか一つにしかならないのである。

のみならず、聖書サークルで「では、前回の続きをはじめましょう」と言って集まりを再開し、「前回ではこういう話が出ました」とやりとりが続けば、二つの相互作用システムは同一性と同時に中断を、つまり断続性をふまえていることになる。このとき中断する前の相互作用システムは再開した相互作用システムの環境に位置し、システム/環境の差異を参照して相互作用システムの「同一性」が確認されているのである(8)。二つの相互作用システムをつなぐのは、こうした主題化をおいてほかにない。

もちろん、このような中断・再開できる相互作用システムは、「聖書サークル」にせよ「顔見知り」であるにせよある程度のメンバーシップが固定しているといった具合に組織的な特徴を認めることができるであろう。だが、中断や再開のために「主題」以上に相互作用システムを構造化しているわけではないし、することはできないし、その必要もないのである(9)。

また、相互作用システムが行為するためには、さらに成員各自に期待される事柄や、とりわけ誰が判断や決定を下すのかといったことがあらかじめ定められている必要がある。たとえば、「聖書サークル」でなんらかのイヴェントを企画する場合やサッカーの試合をする場合など、あらかじめ各自の役割を分担しておくといったことがあるだろう。そして、この分担は分担を決めた相互作用システムを越えて妥当するものでなければなるまいし、それは相互作用をつうじて決められる必要性もない。しかも、それでも怠ける者はでてくる。つまり、相互作用する一つのチームを確認し、なんらかの活動にいそしむことがあるにしても、相互作用システムではそ

れを明示的に「主題」化する以上のことはできない。もし、この点でより 確実な連携をもたらしたいのであれば、相互作用システムはそれだけ組織 的な要素を帯びてくることになる。

だから、相互作用システムの「同一性」を考えるうえでも、相互作用システムはその構造である「主題」以上のものを調達することができない。「反省」(再帰)とは、あくまでも主題を取り扱うレベルの話であって、相互作用システムの再開や行為、それ自体に直接貢献することはない。ただ、ふだんは明示的に主題化されていない「主題」を明示化しているだけのことなのである。そして、こうした明示化は、知覚の知覚とコミュニケーションにより「主題」を明示化し、参与者に受容と拒絶の可能性を提供するという点では、これまで確認してきたことと違わない。自らの「聖書サークル」について反省(再帰)をはじめることでかえって「聖書サークル」が分裂することもある。相互作用システムはどこまでも、互いに「居合わせる」状況で、知覚の知覚ならびにコミュニケーションが提供する主題の選択性により構造化されるところにその種別性が見いだされるのである。

注

- (1) たとえば、シュッツが同時性として取り上げた事態とはこのようなものに他なるまい。
- (2) ルーマンは必ずしも明示化される必要のない「主題」が明示的に主題化されることに関連して、ガーフィンケル&サックスの「定式化」論文を参照している (Garfinkel & Sacks[1970])。
- (3) これは会話の順番取りシステムの議論を参照したものである (Sacks, Scheglof & Jefferson[1974])。
- (4) 相互作用は単純なシステムで部分システムが生じにくい。たとえば、主題からはずれたことを小声で話すようなこともあるが、かなりの努力をしなければ持続力のある部分システムは確立できない(Luhmann[1984]263-4=305頁)。しかし、これはゴッフマンが『集まりの構造』等で注目した事柄でもあった。

- (5) この自由と制約にかかわる議論の詳細は『制度としての基本権』の「自己表出の個人化」で確認できるが、これはゴッフマンの「相互行為儀礼」(Goffman [1967])の議論に対応するものを見いだせる。同様のことはルーマンの「道徳論」などについても言える (Luhmann[1978])。
- (6)「したがって、ここで「システム形成の力能」と言われているのはシステムの時間的な持続性能のことにほかならない」とはどうしても思えない(小宮[2011] 82 頁)。なお、この部分の議論を深めるにあたっては菅原謙氏から示唆を受けた。もちろん、その解釈については私に責任がある。
- (7) だから、佐藤俊樹が指摘するように(佐藤[2008]82 頁)80 年代以降と以前でルーマンが相互作用システムの同定について考え方を変えているとは思えない。そもそも、われわれは互いに相互行為をなすにあたってその同一性をいちいち確認することなどめったにないはずだ。
- (8) ルーマンは、首尾一貫して相互作用システムでは、たとえ主題化されることがなくても、互いに「居合わせている」かどうかでシステム/環境の区別ができていると考えている(Luhmann[1984]617=831 頁)。そこに「居合わせている」ことがシステムの構成原理であるのはゴッフマンの議論を見ればわかるように経験上も恣意的なものとは言えない。そして、相互作用システムの「同一性」判断もこのシステム/環境の区別に依拠することなく行うことができない。互いの環境に位置する相互作用システムを連続したものとして扱うことができるのも、それが中断/再開した「相互作用」として「主題化」されるからである。ここで、参与者はシステム/環境の区別に依拠して「相互作用システム」の同一性判断を行うことになる。ただし、相互作用システムではこの二つが必ずしも一致するとはかぎらない。システム/環境の区別にもとづく以上、佐藤がこの点を疑問視して相互作用システムはシステムではないという理屈がわからないし、ルーマンの言及にさからって、佐藤が相互作用システムの成立要件に互いに「居合わせている」ことを含まないと解するのも理解できない(佐藤[2008] 101 頁)。
- (9) だから、ここに別の構造が登場していると考える必要はない (小宮[2011]84 頁)。

参考文献

芦川晋 1998-99「自尊心・感情・アイデンティティーゴッフマンの記述を組織する期待と自己の構造 - (上)(下)」『ソシオロジカル・ペーパーズ』7-8:1-25 芦川晋、forthcoming,「自己に生まれてくる隙間 — ゴッフマン理論から読み解く自己の構成 — | 『触発するゴッフマン (仮題)』新曜社

- 小宮友根 2011『実践の中のジェンダーー法システムの社会学的記述』新曜社 酒井泰斗・小宮友根 2007 「社会システムの経験的記述とはいかなることか」 『ソシオロゴス』 31:62-85
- 佐藤俊樹, 2000,「『社会システム』は何でありうるのか―― N. ルーマンの相互 行為システム論から|『理論と方法』、15(1):37-48.
- 佐藤俊樹 2008『意味とシステムールーマンをめぐる理論社会学的探究』勁草書 房
- 長岡克行 2006 『ルーマン/社会の理論の革命』 勁草書房
- Elias, Norbert,1969, *Die hofische Gesellschaft*, Herman Luchterhand Verlag. 波田節夫·中埜芳之·吉田正勝訳『宮廷社会』法政大学出版局 1981
- Garfinkel, H., and Sacks, H., 1970, On formal structures of practical actions. In, H. Garfinkel (Ed.), 1986). *Ethnomethodological Studies of Work*: 160–193, Routledge and Kegan Paul
- Sacks, H., Schegloff, E. A., & Jefferson, G., 1974, A Simplest Systematics fro the Organization of Turn-Taking for Conversation, *Language* 50 (4): 696-735. 西阪仰訳「会話のための順番交替組織一最も単純な体系的記述」 (会話分析基本論集—順番交替と修復の組織—) 2010。
- Schegloff, E.A., Jefferson, G., and Sacks, H. (1977). The Preference for Self-correction in the Organization of Repair in Conversation. *Language*, 53 (2): 361-382. 西阪仰訳「会話における修復組織一自己訂正の優先性」『会話分析基本論集―順番交替と修復の組織―』2010。
- Simmel, Georg, 1908, Soziologie, Duncker & Humblot.居安正訳『社会学』白 水社 1994
- Simmel, Georg, 1917, Grundfragen der Soziologie: Individuum und Gesellschaft. 清水幾太郎/阿閉吉男訳『社会学の根本問題』岩波文庫 1979/教養文庫 1966。
- Goffman, Erving, 1959, The Presentation of the Self in Everyday Life, Doubleday. 石黒毅訳『行為と演技-日常生活における自己呈示-』誠信書房 1973。
- Goffman, Erving, 1961, Encounters: Two Studies in the Sociology of Interaction, Bobbs-Merrill. 佐藤毅・折橋徹彦訳『出会い-相互行為の社会学-』誠信書房 1985
- Goffman, E. 1963, Behavior in Public Places: : Note on the Social Organization of Gatherings. Free Press. 丸木恵祐・本名信行(訳)『集まりの構造』誠信書房 1980.

- Goffman, Erving, 1967, Interaction Rituals: Essays on Face to Face Behavior, Doubleday (now by Pantheon). 広瀬英彦・安江孝司訳『儀礼としての相互行為 対面行動の社会学 』法政大学出版会 1986。 浅野敏夫『儀礼としての相互行為対面行動の社会学新訳版』法政大学出版会 2002
- Lyman, Stanford M. & Scott, Marvin B., 1968, Accounts, ASR 33-1.
- Luhmann, Niklas, 1964, Funktionen und Folgen formaler Organisation, Dunckerund Humbolt. 沢谷豊・関口光春・長谷川幸一訳『公式組織の機能とその派生的問題(上)(下)』新泉社 1992/1996
- Luhmann, Niklas, 1965, Grundrechte als Institution, Duncker & Humbolt. 今 井弘道・大野達司訳『制度としての基本権』木鐸社 1989
- Luhmann, Niklas, 1973, Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität (2. erweierte Aufl. ed.). Ferdinand Enke Verlag. 大庭健·正村俊之訳『信頼』勁草書房 1990。
- Luhmann, Niklas, 1975, Einfache Sozialsysteme, Sozialogische Aufklärung 2: Aufsätze zur Theorie der Gesellschaft, Westdeutscher Verlag. 森元孝訳「単純なシステム」『社会システムと時間論?社会学的啓蒙ニクラス・ルーマン論文集3』新泉社1986
- Luhmann, Niklas, 1975, Interaktion, Organisation, Gesellschaft in Soziologische Aufklärung 2: Aufsätze zur Theorie der Gesellschaft, Westdeutscher Verlag.
- Luhmann, Niklas, 1978, Soziologie der Moral, Luhmann, N. and Stephan H. Theorietechnik und Moral, Suhrkamp.
- Luhmann, Niklas, 1980, Gesellschaftsstruktur und Semantik: Studien zur Wissenssoziologie der modernen Gesellschaft I, Suhrkamp. 徳安彰訳『社会構造と意味論1』法政大学出版会 2011
- Luhmann, Niklas, 1984 Soziale Systeme : Grundri ァ einer allgemeinenTheorie. Suhrkamp. 佐藤勉(監訳)、『社会システム理論(上)(下)』恒星社厚生閣 1993/1995
- Luhmann, Niklas, 1997, *Die Gesellschaft der Gesellschaft I & II*, Suhrkamp. 馬場靖雄・赤堀三郎・菅原謙・高橋徹訳『社会の社会 1-2』法政大学出版会 2009
- 本論文は2011年度中京大学特定研究助成の成果である。

3.11「震災関連死」という問い

――福島県の分析を通して ――

野 口 典 子

はじめに

2014年12月26日、復興庁は9月末時点で東日本大震災をきっかけに 体調を崩して亡くなり「震災関連死」と認定された人が、10都県で3,194 人になったと発表した(2014年12月27日中日新聞より)。3月末時点の 集計よりも105人増えたと報じ、なかでも福島県が前回よりも89人増で あり、合計1,793人で、全体の半数超を占めている。

2011年3月11日の東日本大震災の発生から4年の歳月が経とうとしている。いまでも今回の災害により自宅以外に避難している方々が233,512人と発表されている。長い避難生活、応急仮設住宅や借り上げ住宅での不自由なくらしはいったいいつまで続くのであろうか。福島県会津若松市の応急仮設住宅にくらす大熊町の方々との交流を通して、たくましさと辛抱強さに頭が下がると同時に、「なぜ」「いつまで」という思いを持たないわけにはいかない。

そうした中、福島民報新聞の特集記事に唖然としたのであった。それは、「増え続ける「関連死」心のケア態勢充実を」という8-9 面を使った座談会であった。6名(司会も含め、弁護士、臨床心理士、看護師などに加え、被災当事者)による東日本大震災後の福島県の状況に関するものであった。座談会のテーマは「原発事故関連死」であった。あまりにも聞きなれない言葉、実態に驚かされた。いや先にも述べたように、復興庁では東日

本大震災関連の報告の中で、「震災関連死」の報告をしているのであり、 福島県はその数が全体の半数を超えているとも報告しているのである。「震 災関連死」「原発事故関連死」とはいかなることなのであろうか。なぜ、 災害発生から4年余が経ようとしているにも関わらず、ひとが死ななくて はならないのであろうか。この単純な問いに対する回答を得ようとしたの が本稿に着手したいきさつである。この特集の冒頭で、「福島民報社は東 京電力福島第一原発事故に伴う辭難中などに命を落とすケースを「原発事 故関連死 |と位置づけ、災害弔慰金など現制度の課題を指摘するキャンペー ン報道を続けています」と述べている。すなわち、「震災関連死」という 一般概念と福島県で起こった東京電力福島第一原発事故に伴う避難による 過剰負担によって生じた「原発事故関連死」が存在するというのである。 福島県では、この時点(2014年5月26日)で、震災・津波などの災害の 直接死の 1.603 人を上回る 1.699 人が、「震災関連死」の認定を受けたとも 報じている。このように、災害発生時点ではなく、その後の避難生活や災 害後の生活の変化により尊い命が奪われているのである。まさに、「なぜ」 「どうして」という疑問を持たざるを得ないのであった。特集記事の中で、 臨床心理士の成井香苗氏は「東京電力福島第一原発事故に伴い、避難を強 いられた人たちは「あいまいな喪失」と「あいまいな不安」という二つの ストレスを抱えたままだ」と述べている。確かに、宮城県気仙沼の応急仮 設住宅で出会った被災者の多くは、「自宅も職場もなくなった」「船も流さ れた | という実態の喪失に対し、自分が生き残ってしまったという罪悪感 を抱えつつも、生きていくためには家を、船を復興しなくてはならないと いうなにか吹っ切れたような思いを感じた経験を私自身も持っている。そ れに比べ、福島県の沿岸部、双葉、相馬郡の被災者の多くは、古里に家を 残し、自然の大部分はそのままであるというなんとも割り切れない喪失体 験なのである。放射能は見えない、におわないのであり、その"危険"は 頭では理解できるものの、まさに「なにが危険なのか」と言いたい気持ち なのではなかろうか。成井氏も指摘しているように「自分が育ってきた環 境は何一つ変わらないと感じでいるが、喪失感ばかりが募る」のであるの であろうか。

国は、あちらこちらの原子力発電再起動に向けて動きだそうとしている。本当に、二度と事故は起こらないのであろうか。二度とこうした「原発事故関連死」という状況が起こらないという確証が持てるのであろうか。「震災関連死」3,194人の死は偶発的突発的なものに過ぎない現象であるとでも言いたいのであろうか。

1. 「震災関連死」の定義と把握された数

1) 東日本大震災における「震災関連死 |

2012 年 8 月復興庁は、「東日本大震災における震災関連死に関する報告」 (震災関連死に関する検討会)を発表している。その中で 2012 年 3 月時点 での震災関連死を 1,632 人と報告している。ということは、2014 年 9 月末 時点の復興庁の「震災関連死」と認定された人は、3,194 人であるという ことは、2 年間で 1.96 倍、まさに 2 倍ということになる。なぜ、このよう な事態になっているのか、東日本大震災は、災害発生時になんらかの事故 による死 ((注 1) 直接死と定義されている) だけではなく、その後なん らかの要因によって命が奪われているということになる ((注 1) 間接死 と定義される)。

復興庁は、2012年3月時点で把握されている震災関連死の中で、震災 関連死の死者数が多い市町村と原発事故により避難指示が出されている市 町村の1,263人を対象に原因の調査を行った。その分析結果は以下のよう である。

- (1) 男女別では、男性が47.7%、女性が51.5% とほぼ半々 (男性602 人、女性が650人、不明11人)
- (2) 既往症の有無では、64.4% と 6 割強が「あり」であった。不明は 27.3 %と 3 割弱あった。
- (3) 死亡時の年齢は、60歳以上が1,206人で95.5%であった。そのう

ち80歳以上が856人で67.8%となっている。

(4) 死亡時期別では、発災から「1ヶ月以内」が608人で48.1%、「3ヶ月以内」では986人で78.1%と8割弱となっていた。また、「6ヶ月以内」では、1,200人で95.0%であった。「6ヶ月から1年以内」では63人となっており、「関連死」のピークは「6ヶ月」を境に減少傾向にあったとこの段階では分析できるのである。

しかし、先にも述べたように、2014年9月現在では2012年3月時点の2倍弱の増加となっているのであり、「関連死」のピークが「6ヶ月」とはいえないことがはっきりしている。死亡時期に関して、復興庁が2014年5月に報告している「東日本大震災における震災関連死の死者数」によりさらにみていくことにすると、この時点の総数は3,089人である。3,089人の死亡時期の分布は、「1ヶ月以内」が1,177人で38.1%、「6ヶ月以内」では、2289人となり、74.1%である。先の時期別と比べると、「6ヶ月以内」の割合は低くなっていることがわかる。つまり、「6ヶ月以上」が800人であり、25.8%となっているのである。確かに福島県を除いた都道府県では、「6ヶ月」を境にその数は減少している。福島県は他県と異なり、「1年以内」で344人、「2年以内」で290人、「3年以内」で66人となっており、福島県の総数1,704人のうち、「6ヶ月」が700人であり、87.5%となっている。残念ながら、2014年5月報告では、その原因に関する調査及び分析はされていない。

- (5)「震災関連死」の原因については、以下のような結果分析がされている。ただし、分析に関しては市町村からの提供資料(死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された経緯書等)を基に、復興庁がその主な情報を原因区分し、整理した結果である。
 - ①被災3県(岩手、宮城、福島県)全体(複数回答)でみると、「避難所等における生活の肉体的・精神的疲労」が3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が2割となっている。

- ②岩手、宮城県では上記に加え、「地震・津波のストレスによる肉体・精神的疲労」が2割となっている。福島県について分析では、「他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が380人と、岩手県、宮城県に比べ多い。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる」と述べられている。
- ③死亡時の生活環境区分別では、「その他のうち病院、介護施設等」 と「自宅など震災前と同じ居場所滞在中」それぞれ3割、「避難 所滞在中」が1割という結果と報告している。
- ④自殺者は13人であるとしている。

2) 「震災関連死」の定義をめぐって

災害発生時になんらかの事故による死から「助かった」「助けられた」にも関わらず、その後の時間的経過の中で、それもかなりの時間的経過の中で、人は死ななければならないのであろうか。この疑問に気づいたのが内科医である上田耕蔵氏(注 2)であった。1995 年 1 月 17 日早朝に起こった阪神・淡路大震災において、上田氏は神戸医療生活協同組合神戸共同病院で被災した。病院は半壊に止まり火災も免れたため医療の継続と地域の支援活動に奔走することになった。そうした中で、高齢者が地震や火災で負傷したりしていないにもかかわらず地震のショックや避難環境の悪化のため内科疾患等が増え、重度化し、さらには亡くなるという事態に直面した。これを彼は、「震災関連死」と呼び、それ以降「震災関連死」と震災後の高齢者の支援に尽力しているのである。彼は、東日本大震災発生当初から「震災関連死」に関して「これまでの震災とはかなり違う様相を示している」と注意を喚起していた。

阪神・淡路大震災では、「震災関連死」とともに、「孤独死」の問題もクローズアップされた。都市型の災害において、生活環境の変化、家族・親族の喪失による精神的負担等、応急仮設住宅での「孤独死」が問題となっ

た。「震災関連死」の先に「孤独死」という問題が存在することを先の災害は教訓として残したのであった。

しかし、上田氏によれば、東日本大震災は阪神淡路大震災とは全く違っていると分析している。その結果、「震災関連死」の特徴は、以下のようであると分析している(注 3)。

- ①津波は点ではなく面での被害であり、かつ広範囲が被災している。多数の死者行方不明者に比較して負傷者が少なく、かつ重度外傷者が少ない。
- ②長期間のライフラインの停止。物資、人の支援が遅れた。背景にはガソリン不足がある。
- ③原発事故により、多数の住民の移住を要した。

これらのことを踏まえて、1) 1 週間以上にわたるライフラインの停止。 暖房なし、厳しい環境におかれて高齢者は衰弱した。施設、病院における 死者が目立つ。2) 移動による高齢者の死亡。病院、施設の損壊や原発事 故のため、避難した患者・利用者で、亡くなる人が少なくない。3) 津波 による低体温や肺炎が発生したと述べている。

こうした状況にあって、実は災害発生時に「震災関連死」に対する話題、関心は低かったとも述べている。その理由は、直接死者がまだまだ確定できない状況と原発被害の関心が高く、マスコミ報道が「震災関連死」にむかわなかったのであり、被災者側にも避難所でなくなる高齢者を「震災関連死」と認識するに至らなかった。家族にとっても「震災関連死」なるものへの申請にまで至らない、あるいは申請する家族もまた亡くなっているということではないかと述べている。

しかし、避難所の劣悪な環境の継続は、多くの方に2次災害としての健 康破壊を起こさせ、とくに高齢者の衰弱死が問題になるにつれ、国もその 問題を直視せざるを得なくなったのである。

「震災関連死」をめぐっては、上田氏が阪神・淡路大震災において、高齢者が地震や火災で負傷したりしていないにもかかわらず地震のショック

や避難環境の悪化のため内科疾患等が増え、重度化し、さらには亡くなる という事態に直面し、そうした事態を「震災関連死」としたのであるが、 国は依然として定義してはいないのであり、東日本大震災においても「震 災関連死 | についての実態への認識はあるものの、それへの対応について は、2011年4月に厚生労働省社会・援護局災害救助・救援室が「災害関 連死に対する災害弔慰金等の対応(情報提供) という形で見解を述べて いるにすぎない。災害弔慰金については次章で詳しく検討していくが、こ こで厚生労働省はあえて「災害関連死」という用語を用いることで、「災 害用慰金 | の対象という扱いにしたのである。ここでの情報提供として紹 介されたのが、中越地震において長岡市が示した認定基準である。2004 年の新潟県中越地震において災害弔慰金が支給されたのは66人であり、 長岡市ではその3分の1にあたる22人であった。中越地震の基準は、死 亡までの時間と関連性の二面から検討されたものであり、時間において は、1週間以内は震災関連死であり、1ヶ月以内はその可能性が高い、6 ヶ月以内は可能性が低いという判断であった。6ヶ月以上ではまずは関連 死ではないという判断であったのである。関連性においては、環境の激変 (地震のショック・余震への恐怖、避難所等における疲労、初期治療の遅 れ、救助・救護活動等の激務、多量の塵灰の吸引等)があれば可能性が高 いと判断された。死因が肺炎・心筋梗塞・心不全・脳梗塞等ありふれたも の(基準に明記されたまま使用)については、緻密に判断するとしており、 例えば、発症時期が、生活が安定して以降の場合は該当せずということで あり、地震前に高血圧、高脂質、持病等元々のハイリスク者ではなかった のか、元々衰弱(免疫力低下)しており、地震がなくても同様の経過を辿っ たと考えられないか、医師の「追加診断書」(少なくとも関連性が否定さ れていないこと)が必要であるとされている。

ここで注視したいのは、未曾有の災害とであると誰もが疑うことがない 3.11 東日本大震災という事態にあって、しかも過去にすでに経験した間接 死の存在に対し、その事態への予測がほとんどなされず、しかもその対応 が直近の災害を例示するに過ぎなかったということである。

上田氏も述べているように、「震災関連死数は被害の大きさやその時々の地域社会情勢により変化する可能性がある」(注 4)ということであり、「震災関連死」を想定した施策が展開できたのではないかと考えるのである。

2. 「震災関連死」の認定と保障をめぐる課題

「震災関連死」に対する認定は、先にも述べてきたように、現段階では「災害弔慰金」の対象という扱いであり、その認定は、当該市町村に委ねられている。認定は、各自治体の「○○市(町・村)災害弔慰金支給審査委員会設置要綱」に基づき、委員会が設置され、弔慰金支給に関しての事実の審査を行い、支給の決定を行う。すなわち、支給の決定が「震災関連死」の認定となる。委員会のメンバーは、学識経験者、保健・医療関係団体の代表者からなると定められている。阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震の際に設置された例では、委員の人数は4から7人と幅があり、その構成メンバーは、医師、弁護士、市職員(担当部長)、その他大学教授、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカーとなっている。

では、その認定はどのような制度の下にあるのかというと、1973年に施行された「災害用慰金の支給等に関する法律」(法律第82号 最終改正2011年8月30日)である。法の趣旨は、「災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害用慰金、災害により精神又は進退に著しく障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し貸し付ける災害援護資金について規定」したものである。この法律において「災害」とは、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象」をさしている。こうした自然災害が自治体において発生し、災害救助法の適用となり、①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害、②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、③都道府県内において災害救助法が適用さ

れた市町村が1以上ある場合の災害、④災害救助法が適用された市町村を その区域内に含む都道府県が2以上ある場合、この法律が適用される。

災害用慰金の支給については、先に述べた災害用慰金支給審査委員会にその事実が確認されなくてはならないが、それよりも当事者あるいは遺族からの「申請」がなくてはならないのである。では、法でいう「遺族」とはなにかについてみてみると、法第3条の2において以下のようである。①死亡した者の死亡当時における配偶者が該当する。この場合、婚姻届はないが事実婚は含まれる。ただし、離婚届は出ていないが、事実上離婚状態にある者は含まれない。②生計を同じくしていた子、父母、孫及び祖父母ならびに兄弟姉妹は該当するが、この場合にあって、兄弟姉妹は配偶者、子、父母、孫又は祖父母が生存しない場合該当する。災害用慰金の額は、死亡者1人あたり500万円を限度としており、ただし死亡者が世帯において生計維持に占める責任において勘案して、「政令で定める」額以内とするとなっており、世帯主の場合は500万円を上限とし、その他の世帯員の場合は半額の250万円を上限として設定されている。

災害弔慰金の負担については、国が2分の1、都道府県・市町村がそれ ぞれ4分の1ずつ負担することになっている。

陸前高田市では、市のホームページに「災害関連死」に関する情報を示している。国が示したガイドラインをほぼ踏襲したものであるが、紹介しておきたい。市が示す「災害関連死」とは「災害(東日本大震災)による負傷の悪化や避難生活などにおける身体的負担による疾病により亡くなられた場合で、いわゆる「災害関連死」と判定された場合も災害弔慰金が支給されます」とあり、災害との因果関係の有無について市から委託を受けて県が設置した災害弔慰金等支給審査会にて審査すると述べられている。これでみるに岩手県の場合は、災害弔慰金等支給審査会の設置は県が行うとなっている。ただし書きで、「審査結果により支給認定されないこともあります」と明記されている。「災害関連死」の事例としては、①津波にのみこまれたことにより、肺炎を悪化して死亡、②震災直後、ライフライ

ンが停止し、十分な医療行為を受けることができず、衰弱して死亡、③高齢であり、寒さに耐えながら避難所生活により、衰弱して死亡等となっている。「災害関連死」の申出は家族が自らその事情を申し立てるもので、その際にはいくつかの書類の提出が必要となる。その例としては、1)自宅の罹災証明、2)入院または通院されていた方の医療機関から受け取っていた文書、3)「おくすり手帳」等の文書、4)介護保険サービスを利用していた場合、保険市町村や事業所からの文書、5)障がい者手帳等である。申出できるのは、遺族であり、その内容は先に示したものであり、このうち代表1名とされている。また、弁護士などの代理人による申出が認められているが、初回の聞き取り等は遺族代表の同席が必要とされている。

そもそも弔慰金とはどのような性格をもつものなのであろうか。辞書的な解釈では「死者を弔い、遺族を慰める気持ちを表すため、個人、企業などの法人、政府等が支給する金銭のこと」であり、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金に関する「災害弔慰金の支給等に関する法律」や、戦傷病者や戦没者の遺族に対する「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給」などが法制化されている。2014年8月21日、富山県神通川流域で発生したカドミウム汚染による公害病・イタイイタイ病を巡り、前段症状である腎臓障害「カドミウム腎症」を発症し、すでに亡くなった住民に対して、原因企業の三井金属が弔慰金を支払う方針であるということが報道されている。このように、故人に対し弔意を示すという習慣から発生しており、あくまで「一時的」な意思の表明であるといえる。

3. 福島民報アーカイブにみる 17 人の死と残された家族

先に紹介した 2012 年 8 月復興庁による「東日本大震災における震災関連死に関する報告」(震災関連死に関する検討会)の中で述べられているように「「助かった」「助けられた」命」が何ゆえに災害後に奪われてしまうのであろうか。災害時以降におこるこうした関連死を多く見てこられた

上田氏によれば、「震災関連死」は後期高齢者等予備能力のない人(体力低下や持病を持っている等)で発生しやすくなると考えられ、予備能力が低い人ほど、少ないストレス等で死亡に至るのではないかと分析している。災害時に死期が早まるということであり、その直接的要因は、①震災ストレス(過酷な避難環境、移送に伴う負荷)、②医療アクセスの低下(病院機能の喪失、病院受診困難)、③見取りの拡大(死を受け入れやすくなる)、④介護アクセスの低下等によるものであると分析されている。

震災、津波という共通の災害に遭遇した人々にもたらした被害は様々ではあり、その結果として命が奪われるという事態を起こしている。それはなにも、災害時直後に起こることばかりではなく、時間的経過を経て、何らかの社会的要因を巻き込みながら人の命が奪われていくのである。それらを総じて「震災関連死」さらには福島県の場合には「原発事故関連死」と定義せざるを得ないのではないだろうか。

以下に紹介するのは、福島民報社が独自の取材で明らかとなった17人の「原発事故関連死」(認定されたものとは限らない)の実例である。この特集は2011年11月29日に開始され、2014年4月29日までに74回の特集記事として編集されている。この中から、「震災(原発事故)関連死」として認定された事例を紹介しながら、この問題に関して分析しておきたい。

事例の分析にあたっては、記事に記載されていることを忠実に表現すること、ただし、事例の内容に筆者なりの表題をつけ、問題を提起することに小がけた。

NO.1 五十嵐喜一 (65 歳) 自殺: 「原発作業員としての加害者意識との狭間の中での苦悩」

「どうしたらいいべな...」「これからどうしたらいいべな」。思い詰めた喜一さんは2011年7月、飯舘村の真野ダムの橋から身を投げた。妻の栄子(65歳)さんは、福島地裁の法廷に立った。原発事故による避難

生活を苦に自ら命を絶った夫喜一さんの無念を晴らすためだ。2012年9 月、東電を相手取り約7600万円の損害賠償を求めた訴訟を起こしてから 約1年7カ月が過ぎた。「夫は避難生活でうつ病になり将来を悲観して自 殺した |。双葉地方の町村が設けた関連死の審査会では因果関係が認めら れ災害弔慰金を受け取ったが、東電は栄子さんらの訴えを認めようとしな い。原発事故で人生をめちゃくちゃにされた。お父さんを返してほしいし。 原発事故さえなければ避難しなくて済んだ。家族がばらばらになることも なかった。まして、大事な人を失うこともなかった。東日本大震災から3 年余りが過ぎても、放射性物質に追い立てられ避難に避難を重ねた日々 は、脳裏に鮮明に焼き付く。「金が目的ではない。線香を1本でもあげて 謝罪してほしいだけなんだ」と訴えた。「これからどうしたらいいべな」喜 一さんが自ら命を絶つ何日か前のことだった。ふいの問い掛けに栄子さん は「気をもんだって仕方ないべ。なるようにしかならないよ」と返した。 「んだな」と相づちを打った喜一さんは見るからに思い詰めていた。2011 年4月に二本松市のアパートに身を寄せた。それから3カ月。喜一さんは 口数が減り、食欲は落ち、不眠に悩まされていた。「あまりに暗かった。 早まったことをしかねないと思った」。栄子さんは、喜一さんが寝静まっ てから眠るようにした。喜一さんを1人にしないよう気を配っていた。7 月23日、栄子さんは午前5時半ごろに目が覚めた。喜一さんが隣で寝て いることを確認し、もう一寝入りした。6時すぎに隣を見ると、喜一さん の姿はなかった。喜一さんは真野ダムの橋から身を投げた。 翌朝、喜一 さんの遺体は橋の下の草地で見つかった。死因は外傷性ショックだった。 二本松市からダムまでは直線で約40キロ。古里の近くまで車を走らせた のだろうか、死に場所に迷ったのだろうか。満タンだったはずのガソリン はなくなっていた。南相馬署で喜一さんと対面した。「なんで...。な んでこうなっちゃうの」

喜一さんらが1カ月余りを過ごした安積高体育館。底冷えする館内で糖 尿病の症状を悪化させた。原発作業員だった。58歳で退職した後も、嘱 託として 2010 年まで福島第二原発の定期検査などに従事していた。「原発は、今はいいけど、何か起きたらもう駄目だ。逃げるしかないぞ」。事故前に口にしていたことが現実になった。

2011年3月12日早朝、福島第一原発周辺の町村に退避指示が出された。喜一さんや栄子さんらは放射性物質から逃れるように浪江町の苅野小、浪江高津島校、津島中、津島小を転々とし、13日夕に郡山市の安積高体育館に転がり込んだ。

喜一さんは食料配布の列に並んだり、畳を借りて寝床を作ったり、家族のために動いてくれた。ところが、1週間くらいたったころから「眠れない」と言いだした。底冷えする体育館は騒々しく、気の休まる時間はなかった。暖房器具の前に椅子を置いて座り込んだ。「それから、だんだんと誰ともしゃべらなくなった」。避難所の近くを散歩することもなくなった。喜一さんは糖尿病を患っていた。飲み薬を持たずに避難を余儀なくされた。避難所は栄養の偏った冷たい食べ物ばかりで食事療法ができなかった。しばらくすると血糖値が上がり、足のしびれなどを訴えた。県外の医療機関から避難所に派遣された医師らに血糖値や血圧を測ってもらい、薬を処方されたが「かかりつけの医者の薬でないと、俺は絶対に駄目だ」と繰り返した。案の定、薬を1週間飲んでも、血糖値が思うように下がらず、足のしびれも取れなかった。郡山市内のクリニックを受診したが、快方に向かわない。食が細くなった。

2011年4月、郡山市の避難所から二本松市のアパートに移り住んだ。 だが、不眠や食欲不振は改善しなかった。糖尿病の症状も思わしくなかっ た。5月初旬、妻の栄子さんと南相馬市原町区のかかりつけ医に診てもらっ た。飲み慣れた薬を服用するようになってからは、少しずつ調子が戻って きたようだった。栄子さんと霞ケ城や神社仏閣を散策し、買い物にも出掛 けた。6月には、避難している仲間と新潟県に釣りに行き、約3カ月ぶり に趣味を満喫して笑顔で帰ってきた。

このころ、母シズイさん(93歳)の認知症が進んだ。徘徊(はいかい)

を繰り返す度に喜一さんらは振り回された。何度も薄暗くなるまで捜し回った。

一家の大黒柱として、避難先での暮らしを守らなければならない。生活費をどうやりくりするか、悩ましかった。看護師の栄子さんは避難に伴い、浪江町のクリニックを4月末で退職扱いになった。毎月の収入がなくなり、預金を切り崩すしかなかった。住宅ローンも800万円近く残っていた。金利は増えるが返済を5年延期してもらった。喜一さんはため息をついて元の暮らしをうらやんだ。「浪江に帰りてぇな」

浪江高津島校の3年だった孫の貴明さん(20歳)は、高校を卒業したら自動車整備の専門学校に通いたいと言っていた。学費を捻出し、仕送りを続けられるだろうか。希望をかなえてやれそうになかった。

「ごめんな。こんなことにならなければ、専門学校に行かせてやれたのにな」。喜一さんがつぶやく。貴明さんは一家の置かれた状況をおもんぱかった。「じい、心配しなくていい。この状況では専門学校なんかに行っている場合じゃないから。おれ、働くから

幼いころから同居していた貴明さんをわが子のようにかわいがってきた。2008年に長男純一さんに先立たれたから、なおさらだった。喜一さんは「たー」、貴明さんは「じい」と互いを呼び合った。

6月半ば、東電から自宅に損害賠償の仮払申請書などが届いた。賠償金をもらわなければ生活できない。だが、手続きが煩雑で、喜一さんは「読み切れないし、書き切れない」と頭を抱えた。7月になると、喜一さんは再び不眠に悩まされた。睡眠導入剤を飲んでも、あまり効果がなかった。食欲が減り、好物の白身の魚さえも残した。足のしびれも再発した。浪江に自宅があるのに避難区域で帰れない。避難生活で認知症になった母から目が離せない。孫に進学を諦めさせてしまった。住宅ローンも残っている。大好きな釣りも家庭菜園もできない。新潟への釣りの誘いも断った。日課の散歩にも行かなくなり、一日中、茶の間で横になっていた。眠っているのか、テレビを見ているのか。口を開くと同じ言葉を繰り返した。「いつ

になったら帰れるんだ。早く帰りてぇな」

栄子さんが当時を振り返った。「夫は何でもかんでも抱え込んでいた。 将来を見通せずに生きる希望を失ったんだと思う|

浪江町への災害用慰金の受給申請も難航した。一度目は「自殺はだめ。 該当しない」と却下された。「原発事故さえなければ避難生活もしていないし、仕事もできていたんだから、自殺なんかしないでしょ」。申請書類にびっしりと自殺と原発事故の因果関係を書いた。二度目の申請で、震災関連死に認められた。

<u>NO.2 樽川久志(64 歳)自殺</u>: 「放射能という風評で人は死ななくてはならないのか」

父久志さんが自ら命を絶って3年。「何でおやじは関連死に該当しないのか」。和也さん(38歳)のわだかまりはとけない。和也さんは、東京電力福島第一原発事故発生直後の2011年3月24日、共に農作物を育てていた父久志さんを失った。自宅裏で自ら命を絶った。政府が県に対し、キャベツなど結球野菜の出荷を制限した翌日だった。原発事故によって放射性物質が、県内に拡散し、先祖代々守ってきた大地を汚した。将来に絶望して自殺に追い込まれたと考えている。遺書はなかった。

あの日、久志さんは夜が明け切らないうちに作業着に着替え、家を出たようだった。キャベツ畑を見て回ったのだろうか。生と死のはざまで揺れ動いたのだろうか。自宅裏で発見された久志さんの歩数計は700歩近くになっていた。「出荷できずに廃棄処分するしかなくなったキャベツの写真でも撮っているのかと思った」和也さんは畑が広がる自宅裏で久志さんを見つけた。呼び掛けに応じない。駆け寄ると、既に息をしていなかった。知人に救急車を呼んでもらい、到着するまでの間、毛布を掛けて後ろからずっと抱きしめていた。「温め続ければ、まだ助かるかもしれないと思ったから」だったのかもしれない。警察の検視に立ち会い、葬式の段取りに追われた。突然のことで気が動転していた。父親を失ったという現実感に

乏しかった。

久志さんと和也さんが丹精込めて育てた7,500個の無農薬キャベツは、 出荷直前だった。原発事故さえなければ流通していた。毎年、1.8キロぐ らいになる大玉で、甘くて食感が良いと評判だった。市内の学校給食にも 使われていた。

「震災関連死として認めてほしい」。残された妻美津代さんと和也さん 手入れできる畑は限られた。作付面積を縮小せざるを得ない。作っても風 評で売れるかどうか分からない。これからの生活が見通せない。「原発事 故で一家の人生が狂ってしまった」。そして何よりも、原発事故によって 命を絶った父の無念を晴らしたかった。

当時の市担当職員は首を横に振った。「震災で亡くなったわけではないですよね。現在の基準では震災関連死に該当しません」。自殺だから駄目なのか。原発事故と自殺は関係ないというのか。釈然としなかったが、「方針が変わったら連絡します」と聞いて引き下がるしかなかった。

後に双葉郡8町村や南相馬市の審査会が、原発事故が原因となった自殺 を震災関連死に含め、遺族に災害弔慰金を支払っているのを知った。

「おやじは原発事故によって自殺に追い込まれたのに、関連死として扱われていない。人の命に差があるのか」。東日本大震災から3年余りが過ぎた今も、割り切れない思いを抱えている。妻の美津代さんは久志さんの変化に気付いていた。「もう少し注意していればよかったんだ」「病院に連れて行ってあげればね...」。今も後悔が先に立つ。久志さんが亡くなる前に吐き気を催したのは、急性うつの症状だったと考えている。久志さんの携帯電話が残された。待ち受け画面は、自慢のキャベツの写真だった。美津代さんがそのまま引き継いで使っている。農作業がうまくいかなかったりすると、ついついキャベツの写真を見てしまう。決まって「父ちゃんのようにはうまくいかないね」とつぶやいて携帯を閉じる。「父ちゃん、自殺しないで一緒に闘ってほしかった」

久志さんは学校給食への食材の提供を誇りに思っていた。「1回も農薬

を使わない。子どもたちには最高のキャベツだ」。しかし原発事故が、その生きがいを根こそぎ奪った。

東電は慰謝料や葬儀費用の支払いには応じたが、謝罪には「ご容赦いただきたい」と書面で拒否した。後日、東電に再度、謝罪を求めたが、「会社の最終判断」とかたくなだった。

久志さんは避難していないし、避難所生活もしていない。でも東電は ADR(注5) で因果関係を認めた。久志さんは、放射性物質によって大地を汚され、農業の将来を悲観し自殺した。そう確信していても、市役所に 再度、災害弔慰金の受給相談をすべきか逡巡(しゅんじゅん)してきた。 和也さんは 21 日、わだかまりを抱えたままの生活を終わりにしようと、 災害関連死の認定申請に赴いた。「世間に原発事故の関連死として認めて もらいたい」。須賀川市は連絡が途絶えていたことをわびた上で申し出を 受理した。

NO.3 島英子 (63歳) の母 (86歳) 病死:「避難による絶望によるアルコール依存になったことが母を苦しめてしまったという後悔」

「仮設住宅で朝から酔っている人の気持ちは痛いほど分かる」。浪江町 樋渡の主婦島英子さんは、東京電力福島第一原発事故に伴う避難生活でアルコール依存症になった。「古里に家があるのに帰れない悔しさ、家族が ばらばらになったやるせなさ、寝付けない苦しさ...」。忘れさせてくれるのが酒だった。断酒して1年余りになるが、すんなりとやめることができたわけではない。郡山市にあるアルコール依存の専門外来「大島クリニック」を受診したのが2011年10月。その後、3回スリップ(再飲酒)した。今も抗酒薬が頼りだ。「この薬を切らしたら、またスリップする。命の次に大事なもの」

転々とした避難生活、かなわぬ帰還。原発事故発生後、心は乱れた。「原発事故さえなければ、避難生活さえなければ酒に溺れることはなかったのに」。酒に逃げ込んだ自分の弱さも感じているが、原発事故の不条理が憎

らしい。最初は睡眠薬代わりの寝酒だった。 夫や次女、孫らと着の身着のまま避難した浪江町の津島小体育館。原発事故発生直後の2011年3月12日、多くの町民であふれ、皆身を寄せ合って寝ていた。「もともと神経質」という島さんは、いびきや寝言、夜泣きなど物音がする度に目を覚ました。睡眠不足が続き、先の暮らしを見通せない不安や、いら立ちが増幅した。酒がないと寝付けなくなった。飲む量がどんどん増えた。なくなれば、山を越えて川俣町の商店に買い出しに行ってもらった。

二本松市内のアパートを借り上げてから、島さんも夫も飲酒量がさらに増えた。近くに避難している知人がやって来ると、お茶ではなく日本酒を出した。おめでたいことがあったわけではないのに威勢よく乾杯した。「一 瞬でも避難生活を忘れたかったのよ

母にも見離され、つらく当たられた。「お前みたいなやつは来るな」母は避難先の郡山市の特別養護老人ホームで、酒臭い英子さんをにらみつけた。「何しに来たんだ」。島さんの手提げバッグには、飲み終えたばかりの缶ビールが入っていた。母は昔から酔っぱらいと曲がったことが大嫌いだった。古里を追われ、娘が二本松市のアパートで酒浸りになっていることを知り、残念でならなかったに違いない。母に愛想を尽かされた英子さんもショックだった。それでも、避難生活を思うと心がざわついた。「酒がないと生きていられなかった」

母は2012年10月、古里の地を踏むことなく避難先で亡くなった。86歳だった。酔っぱらった英子さんに冷たく接したのは、「早く立ち直れ」との最後の愛情だったのかもしれない。そう気付いたときにはもう、母はいなかった。

NO.4 大場有作さん (95 歳) 大場俊明 (69 歳) 病死: 「仕事、いきがいの喪失、大切な人の死 重なる喪失感」

「せめてもの救いは、大好きな遺跡発掘現場で亡くなったことかな」と 浪江町小野田の陶(すえ)絹子さん(65歳)は、夫の俊明さんが倒れた 当時、二本松市のトロミ遺跡でかぶっていた麦わら帽子を大事に保管している。帽子の側面には国指定伝統的工芸品「大堀相馬焼」の「走り駒」が大きく描かれている。大陶(だいとう)窯四代目の俊明さんが、油性ペンを走らせた。窯を奪われた避難先でも窯元としての誇りを持ち続けていた。

発掘作業には2013年5月末から携わった。「体を使って、筋肉を付けて、好きな仕事をさせてもらうなんてありがたい」と喜んでいた。夕方、大玉村の借り上げ住宅に戻ると、玄関先の椅子に腰掛けて缶ビールを1本だけ飲むのが日課だった。遺跡で古墳時代に使用された土師(はじ)器が見つかったことなど一日の出来事をうれしそうに話してくれた。

寝ても覚めても焼き物だった。土師器の発掘現場で最期を迎えたのは陶芸家として本望だったかもしれない。「でも、そもそも避難しなければ古里の外で死ぬことはなかった」と絹子さんは割り切れない。

俊明さんは大堀相馬焼の生産休止で生きがいを失っていた。東京電力福島第一原発事故前から務めていた浪江町の小野田区長としての責任も負っていた。「子どもが生き生きと、年寄りが悠々と暮らせる世の中がいい」と口癖のように繰り返していたが、全町避難を強いられた行政と住民のパイプ役は気苦労が多かった。

俊明さんは「ドーン」という爆発音を聞き、原発から煙が上がったのを見たが行政区内にとどまった。逃げ遅れた人がいないか一軒一軒見て回っていた。消防団の警戒活動に出ていた長男俊弘さん(41歳)と一緒に同町津島中に避難したときには夜が更けていた。

原発事故で小野田区の約70世帯は県内外にばらばらになった。行政区のつながりを維持したいと避難で転々とする中も名簿を作り、時間を見つけては安否を確認した。浜通り育ちの俊明さんにとって、会津地方などの雪国で避難先を回るのは楽ではなかった。沖縄に避難した仲間には「こっちは寒くなったけど、そっちはどうだ」と電話を入れて励まし合った。だが、避難生活は長期化の一途をたどった。警戒区域にある古里は遅々とし

て除染が進まず、自宅に戻れる日がいつになるのか分からない。心身ともに疲弊した住民から仮設住宅の不満、除染方法や仮置き場の設置場所などをめぐるさまざまな苦情が数多く寄せられるようになった。「避難先の区長は大変だ」「同じ被災者だから気持ちは分かる」と住民の声に対し親身に耳を傾けた。「この車があれば冬でもみんなの所を回れるぞ」と俊明さんは雪道や悪路でも走りやすい小型のスポーツタイプ多目的車を注文していた。

納車予定日は7月14日。亡くなった2日後だった。楽しみにしていた車に乗ることも、小野田区の住民を訪ねることもできなくなった。絹子さんはその無念を思い、俊明さんの運転免許証を車のダッシュボードに入れている。「運転していても、ふとした瞬間に夫の言葉や笑顔が浮かんでくる」。

俊明さんは、60年間一緒に暮らしてきた育ての親、大場有作さん(95歳)と行動を共にしていた。幼くして両親を亡くした俊明さん。大場さんは実の父と変わらぬ存在だった。福島市の避難所にいたころ、大場さんは避難所を転々とし歩けなくなった。避難後、2週間余りが過ぎた2011年3月27日夕だった。大場さんが急に熱を出した。救急車で福島市内の病院に搬送され、そのまま入院した。思い返せば、3月12日朝に避難を始めてから食べ物や飲み水は十分でなかった。小雪が降る中、底冷えする避難所を転々としてきた。老体は悲鳴を上げていたに違いなかった。3月12日朝、福島第一原発から10キロ圏内に避難指示が出された。浪江町は北西の津島地区を目指し町民避難を開始した。

絹子さんは、大場さんと長男俊弘さん(41歳)の嫁千友紀さん(41歳)を軽乗用車に乗せて114号国道を西に向かった。避難先となった津島中の校庭は雪でぬかるみ、大場さんを避難所の体育館まで連れて行くことができなかった。近くの診療所に車椅子を借りに行くと、高齢の大場さんを見た看護師が、厚意で津島地区の自宅に泊めてくれることになった。

津島地区の114号国道は避難者の車が数珠つなぎになり、絹子さんは大

場さんを預けた看護師宅と津島中を歩いて行き来していた。自衛隊員が緑色の車両で通り掛かり、国道付近にあふれた住民に「車の中に入りなさい」とだけ繰り返して福島市方面に走り去った。小野田区長だった俊明さんは区民の安否を確認するため近くの避難所を回っていた。

翌13日、看護師宅には30人近くが身を寄せていた。原発で働いていた 男性が「津島にいてはダメだ」と言い出した。俊明さんと絹子さんは大場 さんを連れて、さらに西に逃げることにした。午後9時すぎ、川俣町の川 俣小に着いたが、既に満員だった。俊明さんは「おじいさんがいる。何と か置いてくれ」と頼み込んだ。大場さんは暖房のある教室で一夜を明かし たが、衰弱は隠せなかった。14日、福島市の病院で診察を受けた。浪江 の自宅で自立した生活を送っていた大場さんは、歩行が困難になってい た。福島市の病院に入院してから大場さんは「困ったことになったもんだ」 と繰り返した。俊明さんは窯から離れ元気をなくしていった。「夫の姿を 見るのはつらかったはず」と絹子さんは振り返る。大場さんは、息子同然 の俊明さんが情熱を注ぎ込んだ器を眺めるのを生きがいとしていた。荷造 りなど可能な範囲で俊明さんを手伝っていた。原発事故という未曽有の災 害が、大場さんから平穏な生活と大好きな大堀相馬焼を奪った。約1カ月 半後の5月19日、大場さんは息を引き取った。肺炎と老衰が死因とされ た。2013年6月、二本松市にある浪江町役場の二本松事務所に俊明さん の姿があった。原発事故による避難がなければ大場さんを失わなかった。 災害弔慰金を申請するためだった。「大場さんと俊明さんは養子縁組して いない」。担当者は弔慰金の申請を受け付けることができない理由を説明 した。「お金が欲しいわけじゃない。原発事故による避難で命を落とした ことを認めてほしいだけなのに...。その思いは法制度の壁に突き返さ れた。しゃくし定規な対応はわだかまりとなった。

長期化する避難生活で心身ともに疲弊していても、互いを尊重し、少しでも明るく暮らそうと考えていたに違いなかった。「そういう気遣いをする人だった」。夫の言葉や生き方を思い出し、ほれ直した。俊明さんが急

逝する1週間前の7月5日の日誌には、こう記されていた。《俊太郎が食べ物を俊弘、小生に分けてくれる動作をした。感動。》愛知県に避難した長男俊弘さんの元を訪れた。1歳の誕生祝いを迎えた孫の俊太郎ちゃんに一升餅を背負わせ、健やかな成長を願った。俊明さんは録画した画像を見返しては目尻を下げていたという。

俊明さんが記していた日誌。残りのページは絹子さんが引き継いだ。その日の出来事を書いている。俊明さんの文字を見ると、楽しかった思い出ばかりがよみがえる。俊明さんが使っていた携帯電話の電源は入れたままにしている。時折、知人や得意先から電話がかかってくる。励ましの言葉をもらうこともある。

日誌を見ても、電話に出ても、俊明さんはもういないんだという結論に 行き付き、泣きたくもなる。そんなときは決まって俊明さんが残した言葉 を思い出すようにしている。

「笑顔でいるのが一番」。絹子さんは近く、原発事故関連死と認定されるよう 浪江町役場に災害弔慰金の申請をするつもりだ。

二本松市の遺跡発掘現場で倒れた俊明さんに「惨めな思いをさせたくない」と司法解剖を断ったため、死亡診断書の死因の欄は「不明」。状態から判断すれば急性心臓停止と医師から告げられた。「避難による心労がなかったとは言えなくもない」というような所見も書き添えられていた。

菩提(ほだい)寺は年間積算線量 50 ミリシーベルトを超える帰還困難 区域にあり、納骨できないでいる。申し訳ない気持ちもあるが、時折、遺 骨を見詰めている自分に気付く。「1 年ぐらいは一緒にいようかな」。 笑顔 で強がってみても、頰を伝う涙を止めることはできなかった。

NO.5 遠藤キヨエ (93歳) 老衰死:「避難という移動による弱体化」

南相馬市小高区の農業遠藤充人(みつひと)さん(75歳)は、北部の 鹿島区にある西町公園仮設住宅に移り住んで2年が過ぎた。自宅は東日本 大震災の津波で被災し、原発事故によって避難指示解除準備区域になっ た。「戻るつもりはない」。

母のキョエさんは震災当時、同市小高区の特別養護老人ホームに入所していた。施設は自宅から車で5分もかからない場所にあり、頻繁に様子を見に行くことができた。認知症はあったものの、健康だった。入所者は震災当日、近くの多目的集会所に避難した。翌日に同市鹿島区の特別養護老人ホームに移った。全員分のベッドを置く場所がなく、冷たいコンクリートの通路に毛布を敷いて体を休める日が1週間ほど続いた。その後、入所者はマイクロバスで約10時間ほどかけて横浜市の介護施設に避難した。さらに、事故から13日後の3月24日には、再び十数時間かけ山形市の託老所に移動した。キョエさんは到着する直前に肺炎を患い、山形市内の病院に入院した。病床の母を見舞った遠藤さんに医師は告げた。「治る見込みがない。死をただ待つしかない」。診断書には「原発事故に伴い、長距離の避難を強いられたため身体に大きな負担がかかり、肺炎を発症した」とあった。入院できる期間が限られているため、キョエさんは5月下旬に入院先を山形県西川町の病院に変えた。その後も病状は改善せず、自宅から約110キロ離れた見知らぬ地で息を引き取った。

遠藤さんは母の死後間もなく南相馬市へ災害弔慰金を申請した。約1週間後に市の窓口で手渡された茶封筒には、250万円が入っていた。キヨエさんの葬儀に220万円が必要だった。「葬式費用として弔慰金は支給されるんだ」。 漠然と考えていた。

キヨエさんの死亡診断書には「老衰」と死因が記入された。遠藤さんは 当時、異を唱えなかった。慰謝料はいずれ支払われると思い込んでいた。 だが、ADRの申立人となった今、死因が老衰である限り、東電が原発事 故との因果関係を否定する可能性もあると感じている。それでも担当弁護 士は、キヨエさんの死が人災とされる事故に起因しているとし、東電の責 任を問えると助言してくれた。「なぜ老衰の診断書に納得してしまったの か...」。因果関係の立証という壁を前に、遠藤さんは切ない思いで ADR の行方を見守る。度重なる長距離避難で体調を悪化させた母の死に対し支 払われた東電からの賠償はいまだにない。「避難が死期を早めたのは明らか。母の無念を晴らすためにも原発事故が原因だと認めてほしい」

今年2月、遠藤さんは政府の原子力損害賠償紛争解決センターに裁判外 紛争解決手続き(ADR)を申し立てた。東電に対し死亡慰謝料など計約 3,300万円の損害賠償を支払うよう求めた。死因と原発事故との因果関係 について、立証できるかが賠償の成否を左右する。

「裁判外紛争解決手続き(ADR)で母の死と原発事故の因果関係をはっきりさせたい」。申し立て前、キヨエさんの死亡と原発事故を関係付ける証拠を整理した。キヨエさんが入院した時の診断書は「原発事故に伴う避難で肺炎を発症」と記載されている。しかし、2011年9月に亡くなった際、山形県西川町の病院の医師が書いた死亡診断書の死因の欄には、「老衰」とだけ記入してあった。南相馬市から震災関連死の認定を受け、弔慰金は受け取っているが、死亡慰謝料を東電に認めさせることができるかどうかは別問題だ。遠藤さんは「死亡診断書を盾に因果関係を否定されたら、、、」と不安をのぞかせる。

遠藤さんにとって死亡慰謝料を受け取るのは当然だが、それ以上にキョエさんの死と原発事故が明確に関係していることを東電に認めさせたい一心で申し立てた。一方で、まとまったお金が欲しいのも正直な思いだ。「母は家族の絆を誰よりも大切にする人だった」。原発事故前、遠藤さんは同市小高区の自宅で三世代同居だった。にぎやかで、笑い声が絶えなかった。自宅近くの特別養護老人ホームに入所していたキョエさんも遠藤さんら家族の訪問を何より喜んだ。しかし、原発事故で家族は散り散りになった。同居していた長男は相馬市に避難し、借り上げ住宅に妻と子ども2人と共に住んでいる。同じく家で暮らしていた三男は子ども1人と共に東京都に避難中だ。

絆を保とうと、相馬市の長男の家族に会いに行くにも、往復のガソリン 代が家計を圧迫する。都内に避難した孫に会うため定期的に上京している が、新幹線代を考えると足が重くなる。生活再建がままならないまま、判 決まで相当の時間を費やす民事訴訟を起こすのは避けざるを得なかった。 一方で ADR は比較的、早く結論が出るとされる。仲介の結果に納得できない場合は、民事訴訟できることも知った。

NO.6 渡辺義亥 (よしい) (87 歳)、マチ (84 歳) 死亡: 「死を早めた災害は自然災害なのであろうか」

福島市郊外の7階建てマンション。借り上げ住宅として川俣町山木屋の無職渡辺彦巳(ひこみ)さん(60歳)一家が引っ越してから2年が経つ。東京電力福島第一原発事故により古里は計画的避難区域に設定された。2011年3月、一時的に避難した。拒む両親をなだめた。父親は避難先で病を発症する。約半月後に自宅に戻り、4月4日、急性心筋梗塞で亡くなった。母親も避難生活になじめない中、間質性肺炎により命を落とした。

町はようやく4月中旬に災害弔慰金の受け付けを始めた。5月上旬、1通の書類に目を落とす渡辺さんの姿があった。視線の先には災害弔慰金の申し出書。父親の死後、一度は町に相談したが、東日本大震災の直後に混乱を極めた町では、原発事故関連死を弔慰金の対象に含めるとした国の見解が職員に周知できておらず、避難中の死は対象とされなかった。申し出書には避難状況を詳細に記す欄があった。事故後に体調を崩した両親の姿が浮かんだ。「避難が死期を早めた...」。父親の死から2年の時が過ぎていた。

「俺はここで死ぬから、構わねえでくれ」。父の義亥(よしい)さんと母のマチさんは避難を嫌がった。説得しながら、埼玉県草加市に住む彦巳さんの妹の家に送り届けた。自らは妻せつ子さん(51歳)と長男、次女の4人で水戸市の長女のアパートに身を寄せた。

当時、彦巳さんは川俣町内の事業所に勤務していた。仕事に復帰しなければならないため、21日に自宅に帰った。原発は依然として予断を許さない状況だった。両親には原発事故の状況が落ち着くまで、妹の家で過ごしてもらおうと考えていた。

山木屋の自宅に戻った翌日、彦巳さんの携帯電話が鳴った。妹は義亥さんが草加市の病院に入院した、と告げた。原発事故の直前から顔がむくむ症状が出ていた。病院で診てもらうと、うっ血性心不全の疑いがあった。入院から5日後、義亥さんを見舞った。草加市中心部にある民間病院。窓際のベッドで眠る義亥さんは顔のむくみが取れ、表情はすっきりとしていた。ひとまず安心し、避難生活に疲れが見え始めたマチさんを連れて山木屋に帰った。「親父も治ったら連れて帰ろう。古里が一番だ」

しかし、義亥さんの容態はその後、激変した。食事を取ることができず、 衰弱して間質性肺炎を引き起こした。4月2日、彦巳さんが病院を訪れる と、義亥さんは以前とは比べようがないほど、痩せ細っていた。病院スタッ フから告げられた。「連れて帰るなら、今しかないよ」と言われた。

翌日、義亥さんの容態が悪化する。彦巳さんは、町内の内科医に電話をかけた。「親父の具合が悪いんだ。診てもらえないか」。田畑に囲まれた築30年の1軒屋。黄色味がかった蛍光灯の下で、寝たきりの義亥さんが苦しそうに息をしていた。翌朝の受診を約束し、受話器を置いた。「明日、先生に診てもらえるからな。少しの辛抱だよ」。しかし、4日朝、義亥さんは布団に横たわったまま、動かなかった。手を差し伸べると、体はすでに冷たい。脈はなかった。義亥さんは山木屋でタバコや水稲、野菜を栽培する農家だった。体は人一倍丈夫で大病を患ったことはなかった。しかし、原発事故後に避難した草加市の娘の家で体調を崩し、入院し、そのまま自宅へは戻ることはできなかった。

原発事故への恐怖、慣れない長距離の移動、入院によるストレスと疲労が、心身をむしばんだ。当時、山木屋には避難区域が設定されていなかった。彦巳さんの心の奥で複雑な思いが交じり合う。「避難は間違っていたのか。親父の死期を早めてしまったのではないか」。

義亥さんの死からわずか 18 日後の 4 月 22 日、山木屋は放射線量が比較 的高いため計画的避難区域となり、程なく誰一人いなくなった。彦巳さん も慌ただしく避難先を決め、5 月 28 日、福島市に移り住んだ。母のマチ さんを町内の介護施設に預けた。施設には山木屋のお年寄りも多く、夫を 失った悲しみが少しは癒えると考えた。

借り上げ住宅として入居した福島市のマンション。遺影に手を合わせ、 こうつぶやいた。「やっぱり山木屋は避難区域になったよ。あの時、逃げ たのは仕方なかったんだ」

7月中旬、川俣町役場に彦巳さんの姿があった。原発周辺の町村を中心に、避難中の死を震災関連死に認定し、弔慰金の申し出を受け付ける動きが出始めていた。町の担当職員から思わぬ答えが返ってきた。「死亡診断書に『地震で家が崩れて圧死した』とでも書かれていなければ、だめですね」。死体検案書には地震に関連する記述はなかった。持ち込んだ書類を見せながら、原発事故による避難が父親の死期を早めたと説明したが、認めてもらえなかった。

東日本大震災による津波や建物崩壊などによって命を落とした「直接死」 以外は対象外だという。一方で、原発事故による警戒区域が設定された双 葉郡の町村などでは、避難中の死亡が災害関連死に認定されると聞いてい た。「同じ避難区域の住民なのに差が出るのはおかしい。制度をきちんと 確認していないんじゃないか」。門前払いの扱いに納得いかない思いが募っ たが、引き下がるしかなかった。

災害関連死の申し出がはねつけられたことに釈然としないまま1年が経 過した。

福島市に避難する際、川俣町内の介護施設に母マチさんを入所させていた。マチさんは短期リハビリテーションを利用していた。施設での生活が始まって1年余りたった2012年7月上旬、退去してほしい、と求められた。マチさんは福島市の高齢者向けマンションに移り住んだ。病院が運営し、管理人も常駐しているため安心できるとの理由からだ。しかし、入居直後から様子が変化した。介護施設に居た時は同じ古里の山木屋のお年寄りがいたため、会話を楽しんだり、一緒に食事をしたりしていた。自分の部屋に閉じこもりがちになる。「家に帰りたい。山木屋の墓に俺を埋めて

けろ...」。幾度となくせがまれた。

年末から食事をあまり取らなくなった。体力が低下し、福島市内の病院に入院した。入院から16日後、マチさんは息を引き取った。間質性肺炎。86歳だった。

町保健センターに入ると近づいてきた町の担当職員が突然、書類を手渡 した。「2年前、弔慰金の相談に来たよね。これを出してください」

東京電力福島第一原発事故に伴う災害弔慰金の申し出書。表紙にはそう 記されていた。

2011年4月、父義亥(よしい)さんは避難先の埼玉県草加市で体調を崩し、連れ帰った自宅で息を引き取った。死体検案書の死因の欄は「急性心筋梗塞」と書かれた。原発事故で避難したことが要因と考え、同年7月に町に災害関連死の認定の相談に行った。だが、地震や津波などによる直接死以外は対象にならないと言われた。

災害関連死について県は同年5月12日付で原発事故に伴う避難に起因するケースも含めるよう市町村に通知していた。通知文書が職員間で周知されず、適切な対応を取れなかったという。当時の町職員の対応がよみがえった。

「門前払い」から2年。申し出書を手にする町職員から不手際に対する 謝罪の言葉はない。「避難を強いられた住民の立場に立っているとは思え ない」。町の対応に不信感を募らせた。災害弔慰金の申し出書には死に至 るまでの経緯や症状を詳しく書き込む必要があった。両親を失った悲しみ の経過を再び、たどらなければならなかった。「原発事故のせいだって、 必ず、必ず認めてもらうから」と気持ちの整理をつけ、1日がかりで義亥 さんとマチさんの申し出書を書き上げた。「原発事故による避難で、両親 が無念の死を遂げたと町に認めてほしい」。町に申し出書を提出した。受 け取った職員は「分かりました」とだけ言った。災害弔慰金の受け付けを 2年過ぎて始めたことも、どんな手続きで審査されるかも、説明は一切な かった。 NO.7 渡辺はま子さん (57 歳) 自殺: 「生活環境の変化への戸惑いと孤立感 VS 固体側の脆弱性 |

2月26日、福島地裁。川俣町山木屋の渡辺はま子さんが原発事故後に自殺したことに、東京電力の責任があるかを争う訴訟の第3回口頭弁論が行われた。「個体側の脆弱(ぜいじゃく)性も影響していると考えられるから、考慮した上で相当因果関係の有無を判断すべき」。請求棄却を求める東電側の代理人は、はま子さんの内面の弱さが自殺につながった可能性を指摘した。「東電は妻の死に責任を感じていないのか。事故がなければ妻は死ななかった」。はま子さんが2011年7月1日に焼身自殺して約1年8カ月。

「普通の状況ではねえ」。幹夫さんは妻と長男、次男に避難を訴えた。15日朝、自宅の農機具に残っていたガソリンをかき集めて出発した。行くあてが見つからず、日が暮れた。福島市のスーパー駐車場に車を止め、一夜を明かした。「早く落ち着き先を見つけねえと」。ガソリン不足で暖房をかけられない車内で、はま子さんの声は不安と寒さで震えていた。16日には磐梯町の体育館に身を寄せたが、5日後、山木屋の自宅に戻った。近所の住民が自宅に戻りつつあると聞いたからだ。はま子さんは自宅に帰り安心した様子を見せたが、つかの間だった。川俣町のうち放射線量の高い山木屋は計画的避難区域に指定され、住民約1,250人の避難が決まった。

再避難先の福島市小倉寺のアパートには、6月12日に引っ越すことになった。長男と次男は二本松市など勤務先近くに移り、家族は離れ離れになった。

「おめえら大丈夫か」。はま子さんは息子たちに洗濯物の畳み方やご飯の炊き方を教えた。避難生活への自身の不安をこらえ、息子2人の生活を案じていた。「寝て、朝起きて目が覚めない方が楽だ」。はま子さんは長男にそんな言葉を漏らしていた。心の闇はこのころから深まっていった。初めてのアパート暮らしだった。「話し声がでかい」。はま子さんは何度も夫の幹夫さんに注意した。八部屋あった山木屋の自宅と比べるとアパートは

狭く、隣人に気を使わなければならなかった。

夫婦で勤務していた山木屋のニワトリ飼育農場は計画的避難のため、 2011年6月17日に閉鎖することが決まった。2000年に新築した自宅の ローンはまだ残っていた。

「仕事がなくなった。借金をどう返せばいいんだ」。はま子さんの心には将来への不安が重くのしかかっていた。職を失い、はま子さんはアパートに閉じこもるようになった。幹夫さんが外出に誘っても断り、居間で力なく横たわっていた。

「周りから見られる。田舎者で服装がおかしいからだ」。買い物に出る と他人の目を気にして、何も買えずに帰宅してしまった。食欲はうせ、見 るからにやつれていた。

6月26日から3日間、幹夫さんは親類や知人の葬儀が続き、帰宅は連 日夜になった。

3日目の夜。幹夫さんが戻ると妻の目は赤く、泣き腫らしたようだった。 「どうして早く帰らなかった。山木屋に戻りてえ」。はま子さんはせきを切ったように泣きだした。

気晴らしが必要だった。計画的避難区域の山木屋では宿泊は認められていないが、2人は6月30日、山木屋の自宅に1泊することにした。

自宅への途中、はま子さんに服をプレゼントしようと川俣町内の衣料品 店に寄った。「何でも買っていいよ」。随分と迷った末に、はま子さんが選 んだ6着のワンピースは、全部同じ服の色違いだった。

「明日もずっと残る。あんた1人で帰ったら」。はま子さんは、幹夫さんに言い放った。「ばか言ってんでねえ」。楽しいはずだった帰宅の夜が口論になってしまった。

食事を終えて床に就くと、はま子さんは横で泣きじゃくり、幹夫さんの手をつかんで放さなかった。夜が明け7月1日午前5時ごろ、自宅の敷地内にあった焼却場で火柱が上がった。庭で草刈りしていた幹夫さんは、妻が何か燃やしているのだと思った。

まさか、焼身自殺とは想像しなかった。遺書はなかった。

幹夫さんは妻の死を受け入れることができず、しばらくは何も考えられなかった。7月3日には川俣町の葬祭場で葬儀を営み、はま子さんが帰りたがっていた自宅から出棺したことが、せめてもの供養だった。「自殺するほど追い詰められていたのか...」。幹夫さんは妻が抱えていた苦悩の深さを理解できなかった自分を悔やんだ。

福島市小倉寺に借りたアパートに戻る気持ちにはなれなかった。

8月中旬ごろ、仮設住宅に東京電力から賠償請求についての書類が届いた。賠償請求の対象に、はま子さんの名前はなかった。死んだ者への責任は取らない。東京電力からそんな言葉をたたき付けられたようで、無性に怒りが込み上げた。

9月上旬、川俣町中央公民館で賠償書類の記入方法の説明会が開かれ、 幹夫さんは東電の担当者に妻にも賠償するよう詰め寄った。「自分では対 応できません。持ち帰ります」。担当者は答えたが、その後、東電から連 絡はなかった。

「はま子は原発事故で精神的な病気になって自殺したんだよ」

渡辺幹夫さんは東京電力福島第一原発の事故によって、川俣町山木屋の 自宅から福島市小倉寺に避難してからの妻はま子さんの衰退ぶりを思い起 こし、そう確信している。

原発事故から自殺するまでの約3カ月半、はま子さんは明らかに事故以前のはま子さんではなかった。医療機関の診察は受けなかったが、身近で接していた幹夫さんには分かった。はま子さんは元来、社交的な性格で、近所の人たちを冗談で笑わせるのが山木屋での自然な姿だった。避難後、はま子さんからは笑顔が消え、体重が減った。買い物に行くと、食材や衣服を要領よく選べないことがあった。慣れない避難先では周囲の目を過剰に気にするようになった。普通の精神状態では考えられない行動や症状が次々と出ていた。

「はま子さんの変化を見れば、原発事故と自殺には因果関係がある」

相談を受けたいわき市の広田次男弁護士は、東電の責任を追及すると決めた。

広田弁護士は2012年4月、はま子さんの自殺の原因は原発事故にある として、計約6,000万円の損害賠償の支払いを東電に申し入れ、東電との 交渉を目指した。

翌月、東電側の弁護士から回答があった。はま子さんが自殺した経緯や 当時の健康状態についての詳細な資料を提出しなければ、対応しないとい う趣旨だった。

東電の意に沿う資料を作成するには、相当な時間や人員が必要だった。 「提訴するしかない」。広田弁護士の方針を聞いた幹夫さんも同意した。交 渉に応じようとしない東電に強い怒りを感じた。

はま子さんとの結婚生活は38年間だった。幼なじみの2人は同じ保育所に通い、約60年にわたり身近で暮らしてきた。生まれ育った山木屋で、穏やかな老後を過ごすつもりだったが、原発事故で台無しにされた。揚げ句の果てには家族との幸せな暮らしは、妻の自殺という最悪の結果によって奪われた。

耐え難い思いは膨れ上がり、東電への憤りは日増しに強まった。

提訴には長男と次男も賛成してくれた。「はま子の死の償いをさせよう」。幹夫さんは遺影に誓った。幹夫さんは妻が避難中に衰弱していった様子をできる限り思い出し、克明に書面に記した。はま子さんの苦悩が身に染みて、苦しかった。

「東電に命の尊さ、重さを理解させなければ」という思いはさらに強くなった。しかし思わぬ周囲の反応が家族を揺るがした。「裁判をやらなければよかった」。提訴する準備を進めていたころ、長男が打ち明けた。職場の同僚から「母の死をいいことに、金取りにかかっている」とやゆされた。次男も職場で同じような非難を浴びていた。初めて聞く、息子たちの悩みだった。「逃げたら駄目だ。立ち向かわないと」。2人を納得させたが、長男はしばらくして退職してしまった。

「裁判を続ければ、家族がさらに傷つくのでは」。幹夫さんが悩んでいたころ、避難中に自殺した浪江町の男性の遺族が東電を訴える話を聞いた。

はま子さんと同じようなケースだった。「一体、何人が俺らと同じようなつらさを我慢しているのか」。引いてはならないと自分に言い聞かせた。 妻の自殺から約10カ月後の昨年5月18日、幹夫さんは約9,000万円の損 害賠償を東京電力に求める訴訟を福島地裁に起こした。避難中の自殺の責 任を東京電力に問う訴訟は初めてのケースだった。

口頭弁論はこれまで3回開かれたが、東京電力は具体的な主張を展開せず、裁判はあまり進んでいない。家族の代理人を務める広田次男弁護士は「東電は争う点や認める点を早期に明らかにすべきだ。訴訟が長引き、遺族の救済が遅れてしまう」と東京電力の姿勢を非難する。幹夫さんは今月9日、山木屋の自宅に一時帰宅し、はま子さんの遺影に訴訟の経過を報告した。「裁判しないと救済されないなんておかしいよな。何年かけても頑張るからな」

NO.8 藤田守 (65 歳)、藤田ノリ (90 歳) 病死: 「相次ぐ肉親の死をどう 受け止めればよいのか」

東日本大震災から2日後の3月13日、津波が目前まで迫った南相馬市 鹿島区南屋形の自宅で、藤田八重子さん(58歳)は自家発電でようやく ついたテレビに見入っていた。ニュースの映像は双葉町の双葉高グラウン ドで自衛隊によって救出される人々を映していた。

その中に、入所していた同町の高齢者施設「せんだん」で体調を崩し、 双葉厚生病院に入院していた義母藤田ノリさんに似た顔があった。毛布で 顔の下半分が覆われていたが、目や額の辺りは確かにノリさんのように見 えた。「ああ、どうしてあんなところに」「入院患者はもっと手厚く運ばれ るはず...」 手の届かない場所にいる母に似た人たちの群れに胸が締 め付けられる思いだった。 震災当日、八重子さんの長女菅野美幸さん(40歳)と夫靖一さん(44歳)は、南相馬市鹿島区の自宅から双葉町に向けて車を走らせていた。厚生病院に入院しているノリさんと、当時双葉高1年だった長女が心配だった。普段なら6号国道で40分ほどだが、地震と津波で寸断された国道は通れず山沿いを3時間かけて迂回(うかい)した。高台の双葉中に避難していた長女は携帯電話が通じ、合流できた。だが、厚生病院まではがれきや倒壊した家屋などが道をふさぎ、引き返さざるを得なかった。

そして原発が続けざまに水素爆発した。八重子さんと夫の守さんらが避難したのは16日だった。みぞれ降る南相馬市を後にして山形市に向かった。避難所のスポーツセンターのフロアに最初、人影はまばらだったが、翌朝には避難者であふれた。

その日、守さんの携帯電話に長男昌弘さん(35歳)から連絡があった。 昌弘さんも「テレビでノリさんが自衛隊に運ばれていくのを見た」と話し た。「あのお年寄りはやっぱり母だったんだ」。居ても立ってもいられなく なった八重子さんは東京都で医療関係の仕事をしていた親族に連絡し、イ ンターネットでノリさんの所在を捜してもらった。2、3日後、ノリさん は白河市の白河厚生総合病院にいると分かった。八重子さんと守さんは、 山形市で車のガソリンを満タンにして白河市へ向かった。病院に、ノリさ んはいた。思いの外元気そうだった。病室の入り口の札には「3月15日 入院」とあった。入院から1週間ほどたっていた。看護師からはノリさん が自衛隊に連れられてきたとだけ説明を受けた。病院も誰に連絡していい か分からなかった。行方が分からないノリさんのことを誰よりも心配して いたのは母親思いの長男の守さんだった。病院でノリさんの元気そうな顔 を見て、ようやく一安心して家族と共に南相馬市の自宅に戻った。経営す る建設会社のことも心配だった。翌月の15日、守さんは近所の同じ檀家 (だんか)の家を訪ね、その後、同市原町区の取引先の会社に向かった。 しばらくして、会社の駐車場の車内でぐったりしているのが見つかり、原 町区の病院に運ばれた。連絡を受けた八重子さんは糖尿病の守さんが低血 糖になって運ばれたと思った。病院に到着すると、取引先の会社の関係者 や先に着いた家族が下を向いて待っていた。「社長、ダメだって」、今朝、 一緒に朝食を取り、猫の背をなでていた夫に何の予兆もなかった。死因は 心筋梗塞。65歳だった。

家では無口だったが、外では明るく世話好きで、地域の人に広く愛された。地元の祭りの相馬野馬追に殊のほか思い入れが強く、息子と孫を出場させるため、馬を2頭飼っていた。仲間と野馬追の話をしながら酒を酌み交わすのが何よりの楽しみだった。

「母親はどこだ。会社はどうなる。従業員は大丈夫か。放射能は - 。心配がいっぱい重なった」。八重子さんは振り返る。葬儀も慌ただしい中だった。

後日、守さんは南相馬市から震災関連死の認定を受けた。

守さんの妻八重子さんは、ノリさんに守さんの死をなかなか告げられずにいた。しかし6月、ありのままを話した。ベッドのノリさんは八重子さんに背を向け、静かに涙を流していた。肺炎から持ち直しても、ノリさんはベッドを離れることができなかった。「おばあさん、どうしたの。何が言いたいの」。口からは言葉にならない声。ベッドの母は嫁の手を両手で握って離さなかった。最後の面会から2日後の2011年12月6日、ノリさんは自宅から約120キロ離れた土地で息を引き取った。91歳の誕生日の2日前だった。

ノリさんは双葉町から震災関連死の認定を受けた。八重子さんは夫と義母の2人を原発事故の避難で失った。「ノリさんの避難経路を教えてくれと双葉町に言われた。町が調べて家族に教えるのが筋ではないか」。八重子さんの疑念は消えない。

NO.9 小黒益子 (84 歳) 病死:「避難所の過酷さによる衰弱死を家族はどううけとめればよいのか」

薄い毛布1枚にくるまった過酷な移動、避難所の寒さ、不十分な食事と

水. . . 。 衰弱の末、益子さんが市内の病院で息を引き取ったのは避難から 14 日目の 25 日だった。

併設のグループホームなどを含め「せんだん」の利用者88人の避難は5つのグループに分かれた。その4割を超す36人が1年半の間に亡くなった。福島高に着いた小黒さんらのグループは36人のうち22人が死亡している。

双葉町に住んでいた益子さんの長女岩本和子さん(62歳)は当時、「寝たきりの人もいる。老人ホームは避難しないはず」と思っていた。和子さんの自宅から「せんだん」までは歩いて5分。迎えに行くこともできたが、一緒に避難するより「せんだん」で生活する方が母は安全だと考えた。しかし、国や町の判断は避難だった。

和子さん自身は震災当日、津波の危険を避けて町内の高齢者施設「ヘルスケアーふたば」に避難。翌12日には原発事故のため川俣町に移動し、13日には和子さんの長女池田美智子さん(39歳)の夫の実家がある栃木県那須塩原市に向かった。

益子さんが福島市の福島高体育館にいると知ったのは13日だった。和子さんは自分がいる那須塩原市内の老人福祉施設に呼びたいと思った。しかし衰弱と機能低下が進み、搬送のリスクが高いため断念せざるを得なかった。

19日に「せんだん」の職員として益子さんと一緒にいた美智子さんから電話がかかってきた。電話口に出た母に「かずこ」と呼ばれた。認知症でうまく言葉が出なくなっていた母親がやっと絞り出した一言だった。22日深夜には病状悪化で入院の知らせが届いた。夫の清孝さん(65歳)の車に飛び乗り、地震の爪痕が残る東北自動車道をひたすら北上した。夜明け前に着いた益子さんの入院先は、病室に入りきれないベッドが廊下に並び、まるで野戦病院のようだった。廊下のベッドで見つけた母は目をギョロッと見開いて、手を握っても、声を掛けても反応はなかった。なんとか早く弔ってあげたかった。葬儀社からは「無料の震災枠があるが、いっぱ

いで1週間かかる」と言われた。「なんとかならないんですか」。担当者に掛け合うと、二本松市なら一般の枠で火葬できると分かった。25日の通夜は僧侶が間に合わず、代わりに親族がお経を唱えた。26日、二本松市で火葬した。

益子さんが亡くなってから7ヵ月後、和子さんは郡山市であらためて告別式を行った。祭壇にはコチョウランなど益子さんが好きだった花を飾った。「みとることができなかった。見殺しにしたって思いが強くて...」。 自責の念ゆえの最後の親孝行だった。

益子さんは浪江町の自宅の畑で野菜を育てながら、昼間はパートに出掛け、働き者と評判だった。趣味は歌や踊り。特に二葉百合子の「岸壁の母」がお気に入りだった。

70 代で帯状疱疹(ほうしん)を2度患い、長期入院後、認知症と診断された。2006年1月に夫が入院したため間もなく自身も双葉町の老人ホーム「せんだん」に入所することになった。 入所後も誕生日には必ず家族が益子さんを囲んでお祝いをした。震災1カ月前の誕生日も和子さん家族が駆け付け、長寿を願った。「母方は長寿家系。原発事故がなければ、あと7、8年は生きられたはず」と和子さんは惜しむ。

和子さん自身、避難生活の疲れなどから2012年5月、くも膜下出血で倒れた。医者からは「生死は五分五分。生きられたとしても後遺症がある可能性が五分五分」と告げられたが、幸い退院でき、後遺症もほとんど残らなかった。「母が(私の)身を守ってくれたのかな」と思っている。和子さんは現在も那須塩原市で避難生活を送る。益子さんの遺影の脇には、いつもきれいな花がある。「(原発の)安全神話を信じ切っていた。無知だったことが悔しい。もうこんな苦しみを味わう人間を出してはいけない」

NO.10 山本ハツミ (102 歳) 老衰: 「終の棲家の喪失による死」

病室の母は、体にたくさんの管を付けられ力なく呼吸するばかりだった。心肺停止で埼玉県行田市の総合病院に救急搬送されたと聞いて駆け付

けた時、既に意識はなかった。

「これでお別れになるのかな。双葉に帰れなくてごめんね」。東京都練馬区の篠美恵子さん(65歳)は、母・山本ハツミさんの手をそっと握った。翌日の2011年11月3日。親族らが見舞った後、ハツミさんは静かに息を引き取った。急性循環不全。102歳だった。「100年も双葉で暮らしてきて最期が埼玉だとは。母も悔しかったと思う」。母のそばで過ごした7カ月は、あっという間だった。

双葉町の高齢者施設「せんだん」に入所していたハツミさんが原発事故で郡山市の郡山養護学校に避難していると聞き、たまらず夫婦で3月17日夜に迎えに行った。

22 日午後 9 時すぎだった。ハツミさんが 38.8 度の熱を出した。郡山から都内の自宅に連れてきて、4 日目だった。夫の常雄さん(66 歳)に体温計を見せた。「ちょっとまずいな。衰弱している」食事も排せつも自立し、認知症もなかった母が明らかに弱っていた。到着した救急隊員はストレッチャーを手に搬送の準備に掛かった。「郡山でスクリーニングを受けた」と説明すると、隊員は動きを止め、顔を見合わせた。

「検査結果を知る必要がある」と告げられ、施設側に確認した。「被ばくはしていない。具体的な数値は現場が混乱していて残っていない」。教えられた内容をそのまま隊員に伝えた。救急車は15分ほどで都内の総合病院の救急搬送入り口に滑り込んだ。迎えた男性医師は、上半身にプロテクターのようなものを身に着けていた。レントゲン撮影時に用いられる放射線防護用エプロンだった。救急隊が病院側に母が被ばくしている可能性を伝えたのだと思った。

「被ばくしている人は診察したくない」。医師から発せられた言葉は、診察の拒否だった。美恵子さんは事態をすぐには理解できなかった。「私にも家族がいる。被ばくしたら困る」。美恵子さんは、全身から力が抜けていくのを感じていた。スクリーニングで母の体に放射性物質は付着していなかった。なぜ信じてくれないのか、なぜ差別されなければならないの

か、母が何か悪いことでもしたのか-。空白の時間の後、ようやく言葉を 絞り出した。「診てもらえないなら、福島に連れて帰るしかないわね」。こ のままでは病院をたらい回しにされかねない。「東京に母を避難させたの に、こんなことで死なせるわけにはいかない」。

医師への失望は、強い憤りに変わっていた。衰弱していく母を見ていられなかった。

問答の末、医師は「それじゃあ」と言って、渋々診察を始めた。結果は 心筋梗塞と肺炎。心臓の血管がふさがるか、細くなるかして血流量が少な くなっている可能性が高いということだった。

食事も歩行も排せつもできた母。「双葉町の老人ホームを追われ、避難 先を転々とした疲労がたたったのか」。美恵子さんは天を仰いだ。同時に 「何とかしてもらいたい」とすがる思いだった。だが、医師は静かに告げ た。「この病院にはカテーテルの設備がない。他の病院に行ったほうが良 い」

総合病院で心臓カテーテルができない? そんなことがあるのか。他の病院に行かせるために、心筋梗塞と診断したのではないか。美恵子さんは診断そのものさえ疑うような気持ちだった。「カテーテルの治療はしなくても結構です」と転院の打診を断った。

ハツミさんの容体は回復せず、即日入院することになった。用意されたのは1日25,000円かかる個室。医師からは相部屋は満杯で個室しか空いてないと説明された。美恵子さんと夫の常雄さんは個室を承諾したが、「母は被ばくの疑いを持たれて隔離されたんだ」と思った。男性医師の言葉が頭から離れなかった。「被ばくしている人は診察したくない」。予想もしていなかった差別の言葉は脳裏にこびり付いてしまった。

「そもそも 100 年も双葉で暮らしてきた母が、なぜ埼玉で最期を迎えなければならなかったのか」と考えると原発事故が憎くてならない。「お金がない町だったから原発の交付金で潤ってきた。安全が前提だったが根本から崩れた。安全なんて誰が言ったのか」と憤る。ハツミさんが、せんだ

んに入所したのは大震災の5カ月前の2010年10月。それまでは双葉町石 熊の自宅に1人で暮らしていた。親族との同居話は「双葉がいい」と断っ た。

義母の介護がある美恵子さんの代わりに、夫の常雄さんが毎月のようにハツミさんの家を訪ねた。「どこかに連れて行けと言わんばかりにリュックサックを玄関先に準備していた」と懐かしむ。楢葉町の天神岬スポーツ公園を散歩したり、浪江町の請戸港でサヨリを買ってきて庭で干物にしたり。何より、庭いじりを手伝うとハツミさんは喜んだ。

警戒区域内にあるハツミさんの家周辺の空間放射線量は今でも毎時 10 マイクロシーベルト前後。菩提(ほだい)寺の墓石は倒れたままで、納骨のめどさえ立っていない。常雄さんは「お母さんは結局、生きていても双葉に帰れなかったし、死んでからも帰れない」とハツミさんの無念を代弁する。

NO.11 無職男性(49歳)孤立死:「自主避難の危うさ」

東京電力福島第一原発事故で、郡山市から東京都江東区の国家公務員宿舎「東雲(しののめ)住宅」に自主避難していた1人暮らしの無職男性が亡くなっていたことが分かった。遺体は死後約1カ月が経過していた。東京都によると、男性方の郵便受けに郵便物がたまっているのを不審に思った管理人から都に通報があった。都は県内にいる男性の両親に連絡し、両親と都職員、警察官が部屋に入ったところ、倒れている男性を発見した。男性の死因は心疾患だった。

2012 年 12 月末現在、東雲住宅には本県から 549 世帯 1,124 人の避難者 が入居している。男性は 2011 年 11 月 18 日から入居していた。 男性は 1991 年 4 月から郡山市社会福祉事業団に勤務し、2007 年 11 月に自己都合で退職した。事業団が運営する障害者福祉施設などで事務作業をしていたという。

本県から東雲住宅に避難している男性(60歳)は「亡くなった男性は

積極的にほかの住民と交流する人ではなく、避難住民の会合にも出てこなかった。1人で部屋にこもりがちだと周囲が動向を把握するのは難しいが、住民同士で見回りを続けるしかない」と話した。

NO.12 末永勇男 (79 歳) 病死: 「避難が招いた健康障害」

「ストレスがあったに、ちげえねえよ...」 浪江町加倉から二本松市の仮設住宅に避難し、2012年7月3日に亡くなった末永勇男さんの最期のころの様子を、長男の一郎さん(56歳)が振り返る。勇男さんは肺気胸のため郡山市の病院に入院していた。トイレから出て来ないのを不審に思った看護師が中に入ると、車椅子で息を引き取っていた。「トイレなんかで死なせてすまねえ」。誰にもみとられず逝った父親を思うたび、一郎さんは原発事故の理不尽さを痛感する。

若いころは炭焼きと農業、30年ほど前からは一郎さんと共に石材の採掘を始めた。大病もせず、東日本大震災の当日までシルバー人材センターの派遣で町内の工場に勤務していた。遺影の顔は引き締まり、職人のような気質を感じさせる。

震災翌日、妻定子さん(79歳)と同町赤字木の一郎さんの家に避難し、数日後には一緒に隣の津島地区に避難した。津島には当時約8,000人が避難していた。15日にはさらに別の場所への避難を促され二本松市へ。東和支所はいっぱいで、13キロ離れた大平体育館にたどり着いた。とにかく全てが混乱していた。混乱を引きずったまま、防寒、食事、入浴、排せつなど生活の全てが制限された体育館で約1カ月過ごした。

勇男さんが体の不調を訴えたのは、4月ごろ、2次避難所の市内岳温泉のホテルに移って間もなくだった。先の見えない避難生活をあれこれ悩み、眠れない夜が続いていた。「腹が痛い」と夜中に定子さんに助けを求めた。真っ青な顔で腹痛と吐き気を訴えながら、「何とか大丈夫」と翌日までこらえたが症状は悪化した。郡山市の病院に運ばれた。医師の診断は心筋梗塞だった。3カ所で血管が詰まり、緊急手術で一命を取り留めた。

8月には二本松市の仮設住宅に移った。4畳半二部屋に定子さんと2人。 同じ棟に一郎さん夫妻がいてくれる安心感はあったが、浪江の自宅とは比 較にならない狭さだった。

11月、痰に血が混じった。「肺に影があります」と主治医からがんを宣告された。それでも勇男さんは諦めなかった。毎日のように郡山市の病院に通い、放射線治療を受けた。「家に戻りたい」。闘病を支えたのは、故郷への思いだった。しかし病は再び、勇男さんを襲った。肺がんを宣告されても、末永勇男さんは故郷の浪江町に帰る日を目指し、通院治療を続けた。やがて肺の影は消えた。しかし自宅を離れて1年を迎えたころ、今度は肺に穴が開き、しほんでしまう肺気胸と診断された。苦しそうな顔で「ぜいぜい」と息切れした。入退院を繰り返し、見る見るうちに痩せた。亡くなる1週間前、勇男さんは長男の一郎さんと妻定子さんを呼び、蓄えがどのくらいあるかを、絞り出すような声で伝えた。「それで俺のことを始末してけろな」。「何言ってる。まだまだ大丈夫だ」。一郎さんは精いっぱい励ました。しかし、父は家族にみとられることなく、旅立ってしまった。

「いつ遺体を引き取りますか」。無神経な医師の言葉は悲しみに暮れる 一郎さんの心を逆なでした。「狭い仮設に連れて行けるわけねえだろ。ど こに運べばいい」。口にするのは、やっとこらえた。

遺体は葬祭場の一室に安置できた。「墓石を作る石材業者だよ。葬儀は満足にやりたかったよ」。避難者は周囲に負担をかける申し訳なさから密葬の場合が多いが、一郎さんは当たり前の告別式にこだわった。幸い浪江時代の隣近所と連絡が取れ、手伝いの厚意を得られた。告別式は7月6日だった。定子さんが暮らす二本松市の杉田農村仮設住宅の4畳半。勇男さんの遺影は戸棚の中にある。狭い部屋に仏壇の場所はない。線香も遠慮している。何もかもが不自由だ。納骨はしていない。放射線量の高い代々の墓に父親を眠らせたくなかった。遺骨を預かってくれた浪江町の長安寺には勇男さんのような原発からの避難による死者の骨つぼが並んでいた。勇男さんは41体目だった。「いつか墓を作ってやる」。満足に父親を弔うこ

とのできなかった一郎さんの無念は、何度遺影に手を合わせても消えない。墓は将来、自分たちの生活の拠点となる場所に作りたいと思っている。

「早く安心して眠らせてやりてえ。ふびんでしょうがねえよ」。定子さんは 60 年連れ添った夫が好きだった甘い菓子を切らさないようにしている。

浪江町が勇男さんを「震災関連死」と認めたのは10月だった。

NO.13 藤田常盛(80 歳)病死: 「障がいを持つ人の被災に対する配慮の 欠如」

自転車に乗った南相馬市の女性職員が「津波が来ます。避難してくださ い | と必死で叫ぶ姿を覚えている。2011年3月11日、藤田キミ子さん(75 歳)は小高区の自宅近くの知人宅にいた。揺れが収まると、自宅にいた夫 常盛さんのもとに駆け付けた。地震や津波で自宅に大きな被害はなかった が、東京電力福島第一原発の事故は夫妻に住み慣れた土地での余生を許さ なかった。夫妻は13日、長女の家族と共に石川町の親戚宅に避難。3月 末にいったん小高区に戻ったが、間もなく東京都町田市の市営アパートに 移った。部屋はエレベーターのない5階建ての建物の4階。車椅子の常盛 さんを抱える家族には過酷すぎる環境だった。慣れない土地で精神的に追 い詰められたキミ子さんはある日、大量の血を吐いた。急性胃潰瘍と診断 され、約2週間入院した。「夫のかかりつけの南相馬市立総合病院近くに 戻りたい |。昨年6月、同市鹿島区の仮設住宅に夫婦で移った時はホッと したはずだった。しかし狭い仮設住宅の生活は、体が不自由な常盛さんに は耐え難かった。夜中も物音が気になって寝付けない。年を越した2月2 日夜、布団に入った常盛さんは近所の物音にいら立ち、「うー、うー」と 声を上げながら、何度か強く布団に足を打ち付けた。体調を崩し、病院に 運ばれた常盛さんが80歳の生涯を終えたのは3日後のことだった。

医師は常盛さんが一時的に激しく動いたため、足などの静脈にできた血 栓が肺に運ばれ動脈に詰まる肺梗塞で亡くなったと、キミ子さんに説明し た。

1人で仮設に暮らすキミ子さんは、思い立つと軽トラックで小高区の自宅に向かう。床の間には船大工だった常盛さんが作った船の模型や大工道具が飾られている。さしたる破損もないのに夫の思い出が残る自宅で暮らせないのは、原発事故による放射線のためだ。

キミ子さんは畑仕事が生きがいだった。今は直売所に自慢の野菜を並べるささやかな楽しみも奪われた。そもそも3月まで、家族にとって原発の存在は意識の外でしかなかった。

「車椅子生活で酸素ボンベが手放せない夫のような障害者が簡単に避難できるはずがない。悔しい。もう誰にもこんな悲しいことが起こらないでほしい」と仮設の天井を見詰め、キミ子さんは眠れない夜を過ごしている。

3月、光子さんは常盛さんの震災関連死の認定を市に申請した。一級の障害者手帳を持ち、30年にわたり病院通いをしていたとしても、東京電力福島第一原発事故による避難がなければ、こんなに早く命を落とすことはなかったはずだ。しかし、市災害弔慰金支給審査委員会は7月、常盛さんが通う市立総合病院が昨年7月に通常通りの業務を再開していたことなどを理由に申請を退けた。納得ができず、再審査を求めた光子さんに窓口の職員は「これまでに認定が覆ったことはない」ということだった。

NO.14 藤田広美 (48 歳) 病死: 「災害過労死とでもいうのであろうか」

「お母さんが会社で倒れたって。仕事が終わったら連絡ください」携帯 電話の娘からのメールに気付いたのは午後6時半ごろだった。

昨年9月1日に、飯舘村から避難している高橋清さん(58)が「残業があるから、夕食は先に食べてて」と福島市大森の借り上げアパートを出たのは午前6時すぎだった。妻の広美さんは、数年前にも貧血で倒れたことがあり、高血圧の薬を飲んでいた。出掛けに「はいよ」と元気に答えた妻に、変わった様子はなかった。「また貧血かな」と勤務する伊達市のリサイクル事業所を出て福島市東中央の病院に着くまで、それほど深刻に考え

ていなかった。病院には娘二人が先に来ていた。顔が真っ青だ。看護師に呼ばれ、医師の説明を受けた。広美さんが、村から市内に移転した勤務先の測量会社で倒れたのは午後4時半ごろ、運ばれた病院で死亡が確認されたのは約1時間後だった。ベッドで眠るように横たわる妻の傍らでぼうぜんと立ち尽くした。

広美さんの死因はくも膜下出血だった。担当医からは「避難によるストレスも要因の一つでしょう」と告げられた。大切な人を失ったことを初めて理解した。感謝の言葉も伝える時間は与えられなかった。

飯館村の高橋清さん一家が村から紹介された福島市渡利の県公務員住宅 に身を寄せたのは、計画的避難区域の設定から1カ月余りがたった5月28 日だった。県公務員住宅は6畳1部屋と4畳半2部屋に台所の3K。離れ も含め7部屋あった飯舘村の自宅と比べると、父藤七さん(85歳)、清さ ん夫婦、成人している長男長女の大人5人に中学生の次女が生活するには 息苦しいほどだった。「6畳に男3人で寝た。その部屋で食事もした」。長 男は1人になれる時間を求めて1カ月半後、別のアパートに移った。「今 住んでいる場所の放射線量は高いので別の場所に移った方がいいです よ」。7月下旬、村役場からの電話だった。渡利での生活に慣れてきたこ ろだった。「また引っ越しか」と家族全員がため息をついた。8月13日、 渡利から4キロほど離れた福島市大森のアパートに慌ただしく引っ越し た。避難疲れから家族の会話は次第に少なくなっていた。借り上げのアパー トは9畳1部屋、6畳2部屋、4畳半1部屋。キッチンも広く、気分的に は楽になった。しかし妻広美さんにとっては家族の移動の他に、勤めてい た測量会社の引っ越しもあった。村と福島市の新しい事務所の間を何度も 往復した。同僚の葬儀もあった。毎朝、長女を勤め先に、次女を中学校に 送り届けてから会社に向かった。引っ越して10日後には藤七さんが歯の 治療のため入院することになった。避難のストレスに加え、さまざまな責 任が重なっていた。

四十九日が過ぎて、村に震災関連死を届け出ると、すぐ認められた。時

間がたっても、自分より不幸な人がいるとは思っても、胸の内では怒りが 煮詰まっていく。「命を取られ、気持ちまで奪われた。これだけ自然を破 壊しても、政治や世の中は元に戻っていく|

周囲は「前向きになれ」と言う。娘たちに親のいら立ちが伝わらないよう、気を付けてもいる。「それでも」と思う。賠償に関する書類の相談会が福島市飯野町の施設で開かれた。午前9時からという案内で多くの村民が来ているのに、東京電力側が会場に着いたのはギリギリの時刻だった。「外でみんな待ってるのに、それから会場づくりだよ。対応は上から目線で『申し訳ございません』と繰り返しても本当の謝罪ではないんだ」

「放射線量の高い村の墓に入れる気になれなくて...」と、広美さんの遺骨は今も福島市大森の借り上げアパートにある。1人欠けた部屋も清さんの心もがらんとしたままなのだ。

東京電力に対しては賠償の請求書に、広美さんが死亡した原因が原発事故であると認めるよう求める手紙を同封した。法テラスの若い弁護士に相談すると、生活状況を含め因果関係を証明できるのかと逆に聞かれた。

料理が上手で家族の中心だった広美さんを失い、何もかも任せっきりだったと気付かされた。「おやじや子どもたちのこと、食事、買い物、洗濯...。 やることがいっぱいで暇なしだ」と嘆く。

もう一つ、他の土地の悲劇の本質を見ていなかった自分にも気付かされた。「阪神淡路大震災もチェルノブイリも人ごとだった。自分もそういう現実に遭遇しないと分からないよね」と今は思う。自宅がある八和木地区は再編によって居住制限区域とされ、避難指示解除の時期は3年半後の2016年3月になった。「年寄りはかわいそうだ。解除になるまで生きていられるか. . . 。切実な問題だ」と語る。広美さんに先立たれ、残った自分たち家族が、今よりなにがしか良い暮らしを目指そうとすることにさえ、清さんの心には罪悪感が生じる。いまだに先が見えない将来に一歩を踏み出せずにいる。

どこに避難すればいいのか。引っ越しはどうするのか。仕事は。子ども

の学校は...。目の前のことに気を取られ、一番大切にしなくてはならない家族の健康を気遣うことができなかった。「失ってから後悔しても遅い。女房はもう帰ってこない」のである。

福島市で営んだ葬儀には、自宅がある飯舘村飯樋字八和木の集落の人々が避難先から駆け付けてくれた。広美さんの職場の同僚も参列した。「これだけ周りに思われて女房は幸せ者だ」。広美さんの昔からの友人は、一周忌に大森のアパートを訪れ、遺影に手を合わせてくれた。周囲の気持ちに慰められる日もあるが、ささいなことで感情が高まり、涙があふれる時もある。原発事故がなければ、今でも家族の中心だったはずの広美さんの笑顔は遺影の中にしかない。いまは、「女房は山下達郎なんか好きでね。子育てが終わって落ち着いたら、旅行とか少しは楽しみたかったね」と話しかけるしかないのである。

4. 「震災関連死」が問うもの

未曾有の災害により多くの死者を出した東日本大震災から4年が経とうとしている。これまで紹介した17人の死は氷山の一角に過ぎない。2014年5月26日現在、福島県では「震災関連死」者数が1,699人と直接死の1,603人を上回っている。避難者13万人、応急仮設住宅居住者約28,000人と、決して災害復旧は終わってはいないのである。

17人の死から得た教示を以下のようにまとめておきたい。

- 1) 福島県における「震災関連死」はまさしく原発事故による居住と生活の突然の喪失から生じた2次被害であり、「不安」から生じるストレスがその主要因である。決して、こうしたストレスに対する耐性の剥奪によるものであり、固体側の脆弱性等ではないのであって、被災者という状態を社会全体が熟知し、それへの対応が不十分であるがゆえに起こったものなのである。
- 2) 福島県においては先にも述べたように、13万人という方々が避難 状態にあるのであり、「長期避難」が続くことが想定できる。とす

るならば、今後もこうした「震災関連死」に至るような状態が続く ことは想定内のことである。では、17人の方々が私たちに残した 教訓はどのようなことであったのであろうか。

- ①公的な対応窓口における職員の対応である。災害発生当初、自治 体、病院等の公的機関、事業所の混乱は想像に難くない。しかし ながら、危機的状態であればこそ、こうした機関、事業所におけ る対応は重要なのであり、そのことを想定しながら、対応のあり 方への検討は日常的に検討されておかねばならないのである。
- ②「あの時気づいていれば・・・」という後悔を多くの家族は述べている。家族が気づくということは案外と難しいことであり、第三者による気づき、方向付けが不可欠なのである。それが「誰か」ということになる。応急仮設住宅居住者にとっては、自治体による相談支援窓口としての生活相談支援員の派遣、訪問活動が行われてきているが、今後に向けての評価・検討が必要となっているのではないだろうか。兎角に心のケアという範疇で論ぜられるが、もっと身近での「併走者」が被災家族には不可欠なのではないだろうか。
- ③移住先における社会資源の情報提供とその活用に関する機会である。医療、福祉、教育等生活を再建するための社会資源に関して、よりくらしやすくするための情報である。17人の方々の中で、状態の急変への対応はなんとか繋がってはいるが、より日常的な医療・保健が重要であると同時に、いきがいという言葉に象徴される社会参加やそれまで続けてきた生活の継続を可能にする方法を早い時期から構築できる手段が必要なのである。ひとはパンのみに生きるにあらずということを多くの方は語っているのである。
- ②東日本大震災は岩手、宮城、福島だけでなく、多くの都道府県に またがった被災となってしまった。しかしながら、県を単位とす

ることと同時に、基礎自治体間の連携が不可欠となっている。近接した自治体間というよりは、"飛び地連携"を基礎自治体は構築しておかなくてはならないのではないだろうか。そのことによって、「どこに避難したかわからない」というような初期段階での混乱は少なくとも回避しうるのではないだろうか。

- 3) 17人からのメッセージは、原子力発電は安全ではなく、地域ごと居住権を剥奪されるという事態を想定しておかなくてはならないのであり、そのことは仕事、医療、教育も含めて剥奪されることを意味しているのである。「長期避難」「不安」「せまる判断」、つきづきにつきつけられる生活課題、除染への不信、福島に充満しているこうした問題を私たちは認識し続けなければならない。居住、仕事、古里が突然失われるということは、今後も想定しうることなのである。14 家族 17 人の方々に起ったことを私たちはしっかりと受けとめ、教訓としておかねばならない。
- (注1) 復興庁は人的被害を死者 (直接死)、行方不明、負傷者、震災関連 死 (間接死) と類別している
- (注2) 上田耕蔵氏は、1996年に「震災後関連死亡とその対策」と題して発表している。(日本医事新報、NO3776、1996.9.7 40-44 頁)
- (注3) 上田耕蔵(2012)『東日本大震災 医療と介護に何が起こったのか 震災関連死を減らすために』萌文社、13 頁
- (注4) 上田耕蔵前掲書、104頁
- (注5) Alternative Dispute Resolution の略称。裁判外紛争解決の意。

参考文献

- ・上田耕蔵(2012)『東日本大震災 医療と介護に何が起こったのか 震災関連死 を減らすために』萌文社
- ・吉原直樹(2013)『「原発さまの町」からの脱却―大熊町から考えるコミュニティの未来』

278 (278)

岩波書店

- ・日本居住福祉学会編(2013)『東日本大震災と居住福祉』(居住福祉研究 16) 東 信堂
- ・香坂玲編 (2012) 『地域のレジリアンスー大災害の記憶に学ぶ』清水弘文堂書店
- ·相川祐里奈著(2013)『避難弱者』東洋経済
- ・障がいを持つ人の防災研究会編(2014)『障がいを持つ人の防災提言集―大震災・ 津波・原発事故を経験したフクシマから』特定非営利活動法人いわき自立生活 センター

付記:本稿は2014年度から2016年度文部科学研究基盤研究(C)「福祉系専門職連携を基盤とした災害ソーシャルワークの実践的方法論に関する研究」の一部として行った研究の成果である。あらためて福島民報社の熱心な取材と編集に敬意を表したい。

執 筆 者 紹 介 (執筆順)

成 元 哲 中京大学現代社会学部教授

牛 島 佳 代 福岡大学医学部講師

松 谷 満 中京大学現代社会学部准教授

平 澤 恵 美 中京大学現代社会学部非常勤講師

宮 地 菜穂子 特定非営利活動法人アスペ・エルデの会事務局長

村 上 隆 中京大学現代社会学部教授

辻 井 正 次 中京大学現代社会学部教授

志 村 明 子 中京大学現代社会学部非常勤講師

大 岡 頼 光 中京大学現代社会学部准教授

亀 山 俊 朗 中京大学現代社会学部教授

芦 川 晋 中京大学現代社会学部准教授

野 口 典 子 中京大学現代社会学部教授

●編 集 後 記

本号は、久しぶりに執筆者多数による盛りたくさんの原稿を掲載することになった。 しかも、若手研究者から名誉教授まで執筆者の年齢層も多様であり、研究テーマも 多様性に富み、読み手にとっては嬉しい。

現代社会学部紀要編集委員

大 岡 頼 光・成 元 哲

中京大学現代社会学部紀要 第8卷 第2号 (旧) 社会学部紀要通卷第54号

発行日 2015年2月6日 (2014年度)

発 行 所 中京大学現代社会学部

〒 470-0393 豊田市貝津町床立 101

発行者 村上 隆

編 集 者 現代社会学部紀要編集委員会

印 刷 所 常川印刷株式会社

名古屋市中区千代田 2-18-17

CHUKYO UNIVERSITY FACULTY OF CONTEMPORARY SOCIOLOGY BULLETIN

Volume VIII, Number 2

2 0 1 4

CONTENTS

<articles></articles>
700 Fukushima Mothers Speak
Woncheol Sung(1) Kayo Ushijima Mitsuru Matsutani
The Influence of Basaglia Philosophy on Community Mental Health Practice for People with Mental Illness. - Suggestions from the Community Mental Health Care System in Trieste - Emi Hirasawa (75)
Empirical research to develop The Child Foster Care Staff Training program:
- An attempt to apply Parent Training for increase workers' skills -
Takashi Murakami Masatsugu Tsujii
Criticism of Familism and Views of Women's Problems in TOUYOU JIRON
Akiko Shimura (115)
Is Extending the Concept of "De-familiarization" Useful for Welfare and Educational Research? - Sweden's Welfare and Education Budget System
Japanese Industrial Citizenship in the Global Era
Selektivität des 'Thema' durch 'Wahrnehmung von Wahrnehmung' und 'Kommunikation/Handlung': 'Interaktion' von Niklas Luhmann Shin Ashikawa (197)
Problem Submission of 'Sinsai-Kanren-shi' of from '3.11' - though the present analysis that is happening in Fukushima –

CHUKYO UNIVERSITY
FACULTY OF CONTEMPORARY
SOCIOLOGY BULLETIN

Editorial Committee